飯島幡司著

支那幣制論

——その興廢と再建——

東京 書肆 有斐閣

序

支那の貨幣制度は、種種の角度から觀て、極めて興味ふかき問題を提醒する。第一に、支那の貨幣は、その生成の系統において、西洋の貨幣とは、およそ特異の徑路を辿つて來た。從つて支那は世界に獨自の貨幣史をもつ。第二に、近世の支那ほど多種多樣の貨幣が相駢んで行はれた國はない。それは古今東西に亙る貨幣展覽會たるの觀を呈した。第三に、最近半世紀の支那における幣制の變革推移は、右曲左折、まことに波瀾に富んでゐる。貨幣における支那の經驗は多岐多端を極めてゐる。まさに世界最大の幣制實驗室である。

第四に、支那の政治を支配する者は、常にその幣制を掌握し、おほむね幣制の革新を企圖した。この意味において、支那における幣制の變遷は、政權葛藤の跡を語り、勢力消長の動向を裏づけてゐる。

最後に、しかも最も重要なる問題は、わが國が、東亞新秩序建設の宏猷を享けて、日滿

支を一體とする圓系通貨圏の伸張に邁進してゐることである。今や、わが日本は、蔣介石の重慶政權を陽の敵とし、英米の植民地資本主義を陰の敵として、支那を舞臺とする通貨戰爭に、力を傾けて健鬪してゐる。

是等の問題に對する關心が、著者を驅つて、この一篇を作らしめた。著者は、嚴に筆を轡策して、學的討究の疆域を越えざらむことを期した。紙背に徹する讀者の眼孔は、著者の念うて及ばず說いて盡さざる所を洞察して、興亞のために、時務を辨ずるの經綸を畫かれんことを望む。

著者は先年「支那幣制の研究」を上梓した。この研究は、米國の銀價煽揚政策が支那の通貨・金融及び貿易に及ぼしたる影響を主題とするモノグラフィーであつた。ゆゑに、支那幣制に關する基礎知識を解說せんとする本書とは、その意圖を異にする。本書においては、米國銀政策と支那幣制との關係は、必要なる限りにおいて、第五・第六兩章に約說しておいた。

著者は、昨冬、神戶商業大學の囑をうけて、學生のために、支那幣制問題を講述した。本書は、これを機緣として、起稿を思ひ立つたものである。必ずしも講義の手稿とし

て書いたものではないが、この講義がなかつたら、この書を纒める氣にもならなかつたらうと思ふ。記して、この機緣をあたへられたことを感謝する。

昭和十五年三月二十七日

南京還都の日を待つころ

飯島幡司

陸生時時前說誦詩書。
高帝罵之曰、廼公居馬上而得之、安事詩書。
陸生曰、居馬上得之、寧可以馬上治之乎。

史記

目次

第一章 貨幣の生成……一
第一節 貨幣と文獻……一
第二節 皮幣……六
第三節 貝貨……二〇
第四節 布と刀……二五
第五節 圜錢……三七
第六節 金と銀……四七
第七節 紙幣……五一
第二章 民國革命前後の幣制……六三
第一節 銀貨層と銅貨層……六三
第二節 金屬貨幣……七六

第三節　紙幣……六八
第三章　法幣以前の發券制度……九二
第一節　票號と錢莊……九三
第二節　外籍銀行と華商銀行……九八
第三節　國家銀行と省市銀行……一〇四
第四節　發券準備制度……一一八
第四章　法幣以前の幣制改革……一三二
第一節　幣制改革諸案……一三三
第二節　海關金單位の制定……一五三
第三節　廢兩改元……一五八
第五章　銀本位制の崩壞……一六三
第一節　米國の銀政策……一六三
第二節　支那の銀恐慌……一六六

第六章　法幣の制定……二三一
第一節　革新的情勢の進展……二三一
第二節　緊急幣制令……二三五
第三節　貨幣價値の安定……二三一
第四節　本位貨幣の統一……二四五
第五節　發券準備の集中……二五一
第六節　滿洲國幣制との類似……二五八
第七節　米支銀協定……二六二
第七章　國民政府の戰時通貨政策……二七八
第一節　國內金融の統制……二七八
第二節　外國爲替の統制……二九七
第三節　幣制と戰費……三一一
第八章　新興政權の幣制……三三五

第一節　蒙疆の幣制……三二五
第二節　國内通貨としての聯銀券……三三一
第三節　北支の爲替集中制……三五〇
第四節　貿易通貨としての華興券……三六〇
第九章　經濟聯繫と通貨聯繫……三七一
索引

第一章　貨幣の生成

第一節　貨幣と文獻

支那は世界における最も古き文化の搖籃である。少くともその最も古き搖籃の一つである。およそ文化は文字の發達に依つてその精神的蓄積を擴充し、貨幣の生成を俟つてその物質的彊域を伸張する。支那における貨幣の歴史は、その文字と共に、極めて古い。貨幣の種類及び變遷においても、また至つて廣汎且つ多岐なる經驗をもつ[1]。しかも支那の貨幣と西洋の貨幣とは同一の生成過程を辿つてゐない。東西文字を異にし、貨幣もまた異る。その源流においては同根に發するやに思はれる種類のものもあるが、その支那の地に枝幹を張らんとするや、概ね別途の系統を立てて發達し、特異の貨幣史をつくつてゐる。

支那の歴史は悠久五千年と稱へられる。しかし確なところはそれほど古い時代まで遡り得るものではない。考古學者は發掘物から推考して、支那には五萬年來人類が住んでゐたといふ。しかし史學の關する限りにおいては、周代以前の支那は概ね神話・傳說の範圍を出ない。

何事につけても古きを尙ぶ支那では、四千年以上も前から書物があつたやうなことを云ふが、これは俚俗の誇張であらう　現今用ひられてゐる文字の根源は黃帝の史官蒼頡によつて造り出されたと云はれてゐる　蒼頡については種種の傳說や事蹟も遺つてゐるが、要するに神話時代の存在に過ぎない　多數の文字が、未開の世に、忽然として一二人の發明で出來上つたと見るのは首肯し難い　長き年月の間に、生活の自然の要求によつて生成したものを、何時の世にか、幾度となく、整理されて今日に至つたものであらう　周の宣王（西紀前八二七―七八二年）の代に、太史擂が古文卽ち大篆の字體を制出したと傳へられてゐる　漢書藝文志によると、太史擂は史擂篇といふ十五篇の書物を撰したといふことである　この書は漢代まであつたが其後滅佚してしまうた　その字體卽ち擂文の今日に遺つてゐるのは、漢人の著述中に二百三十二字と、また別に周代の十鼓や鼎彝の類に若干その形を留めてゐるに過ぎない　その後、周末春秋戰國に亙つては、小國割據して、文字も言語も地方的となり、訛體の文字なども出來て、系統的には進步してゐない　そのゝち秦始皇（西紀前二四六―二〇九年）が天下を統一するに至り、丞相李斯は蒼頡篇七章を作り、文體を簡易化して秦篆卽ち小篆を定め、書は文字を同じうするの制を立てた　之が今日に傳はる漢字の主たる源流である

支那の年代年數の分明になつてゐるのは、漢の太史公司馬遷の「史記」によるも、周の共和以來のこ

とであつて、二千八百年に足らない。兎も角も信ずるに足るほどの書物にして、上代の事蹟を記錄してあるのは「春秋」が最古のものであつて、それは二千四五百年の傳來に過ぎぬ。有史時代の支那は、殷墟出土の遺物まで遡つて考證しても、せいぜい三千二三百年であらう。しかし三千年に近き歷史を遡り得ることは、支那が世界における最も古き文化の搖籃の一つであることを語るに足るであらう。

おぼろげなる記錄を索むるならば、貨幣に關することのやうに思はれるほどのものは、周代（西紀前一一二二—二五五年）の制度を記述した「周禮」にも載つてゐる。西紀前五世紀の學者管仲の書にも誌してある。「周禮」や「管子」が歷史の文獻として幾許の信賴に値するかは問題になつてゐるが、この兩書が古き代の傳說を收錄したものであることは疑がない。漢代から明代に至る歷代に亙つて、多くの史書が撰せられてゐるが、その何れにおいても、大抵經濟事情を論ずる「食貨志」に當てられた篇があつて、貨幣のことを述べてゐる。例へば「史記」卷三十「平準書」には武帝の經濟政策を說いて幣制を論じてゐる。漢の蘭臺令史班固が撰するところの「前漢書」は卷第二十四上下が食貨志に充てられ、下卷においては主として幣制を論じてゐる。宋の鄭樵の「通志」はその卷六十一及び六十二を「食貨畧」とし、六十二の卷首を錢幣に充ててゐる。また元の馬端臨の「文獻通考」は卷八と卷九とを「錢幣考」に充てて「歷代錢幣之制」を論じてゐる[2]。

支那古代における交易は、他の民族におけると同じやうに、物物交換の形式を取つた　思ふに殷代より周初に及んで、物物交換による流通から、漸次一種または數種の物品に對して價値測度・交換媒助たる認識を馴致し、遂に貨幣の濫觴をなすに至つたのであらう。

文獻に徵して考ふるに、史記平準書の末段には

農工商交易之路通。而龜貝金錢刀布之幣興焉。所從來久遠。自高辛氏之前尙矣。

とある。今を遡ること四千三百年、帝嚳高辛氏以前において、旣に農・工・商の分業があつて、その間に交易が行はれ、各種の貨幣が流通してゐたといふのである。降つて通志には

太昊より以來則ち錢あり。太昊氏・高陽氏は之を金と謂ひ、陶唐氏は之を泉と謂ひ、商人・周人は之を布と謂ひ、齊人・莒人は之を刀と謂ふ。之を泉と謂ふはその形を言ふなり。之を金と謂ふはその質を言ふなり。之を刀と謂ふはその器を言ふなり。之を布と謂ふはその用を言ふなり。

とある。また文獻通考には

神農廛を國に列し、以て貨帛を聚め、日中市を爲し、以て有無を交す。

とある。蓋し、遠く神話時代に屬する神農の昔から、市場を設けて有無相通ずるの便が開けてゐたといふのである。しかし是等の文獻は何れも遠き上代の姿を髣髴する傳說と見るべきものであつて、史實と

して幾許の信憑に値するかは問題であらう。(3)

補　註

(1) 清の李左賢の「古泉匯」は、その正篇・續篇を通じて、合計五千九百八十七個の錢貨竝びに錢笵を載せてゐる。ロックハアトの云へる如く、錢貨の種類の多きことにおいては、世界を通じて、恐らくは支那の右に出づるものはあるまい。中央政府・地方政權竝びに私造の錢貨を併すときは、一萬にも上るであらう。(The Stewart Lockhart Collection of Chinese Copper Coins, Royal Asiatic Society, North China Branch Extra Volume No. I. by Sir James H. Stewart Lockhart; Shanghai, 1915. p. IV.)

(2) これら史書の外に、專ら泉貨學の立場から貨幣を記述した錢譜がある。清の李左賢の「古泉匯」はこの種の著述を列擧してゐるが、その中で、今日に傳はつてゐる最古のものは、宋の洪遵の「泉志」である。泉志は西紀一一四九年の著作で、一部十九卷より成る。貨幣の種類を分ちて、(一)正用品・(二)僞品・(三)不知年代品・(四)天品・(五)刀布品・(六)外國品・(七)奇品・(八)神品・(九)厭勝品の九品としてゐる。天品のうちには、織女と牽牛の婚姻に際して天帝が貸し與へたと傳へられる錢貨一萬個の內の一つがある。天から降つた天兩寶錢の見本も掲げてある。また神品のうちには、二人の少年が家鴨の姿で漢の文帝に現れて奉つたといふ錢貨がある。妄誕無稽の傳說を集載した書ではあるが、現存錢譜中最古のもので、諸家の說を引用してゐるから、便利な書として知られてゐる。最も整備した錢譜としては、李左賢の古錢匯を擧げねばならぬ。西紀一八六四年の著作で、首集四卷に凡例・目錄・歷代著錄・古錢臆說・諸家泉說を掲げ、本論六十卷を元亨利貞の四集に分ち

元集十四卷に古布卽ち鏟形の布貨

亨集十四卷に古刀即ち刀形の古錢
利集十八卷に圜法即ち圓形の錢貨
貞集十四卷には
卷一―三に異錢・雜品
卷四―十二に厭勝錢即ち魔除け錢
卷十三―十四に泉范即ち錢貨の鑄型
を記述してゐる。古泉匯を著して後十一年にして、一八七五年に續泉匯十四卷を公にし、また補遺二卷を作つてゐる。

(3) 小島祐馬氏は尙書の堯典に記されたる「金作贖罪」の一句を検討し、經濟上より見たる古代の贖刑に關する研究から、支那における金屬貨幣の濫觴に論及して「金屬貨幣の起原はいかに溯り得るとするも、それが社會一般に流通するに至つたのは恐らく春秋末より戰國時代にかけてのことであつて、唯齊の如き經濟の發達せる地方に於てのみ比較的早くより行はれただけのことであらう。從つて周も春秋時代以前に在りては、假令金屬が貨幣として使用せらるるが如きことがあつたとしても、それは甚狹隘なる範圍に限られたものに過ぎなかつたことと思ふ」といふ推斷に到達してゐる。支那學　第一卷第六號(大正十年二月)二〇頁。

第二節　皮　幣

支那において、最も古く貨幣的用途に充てられたものは穀物・布帛の類である。いづれも農業の產物

である。最も古き鑄貨の形制は農具の鏟をかたどる布貨と家庭用具の刀子をかたどる刀貨である。これらの象徴から推定して、上代においては農具も貨幣的用途に充てられたと論考されてゐる。農に關するものについで、古くから貨幣として用ひられたものに、寶貝・寶玉・等の裝飾品がある。

茲に問題となるのは、支那の古代において、狩獵・牧畜の經濟段階を象徴する物品が貨幣として用ひられたか否かといふことである。歐羅巴の原始民族の間においては、牛や羊が貨幣の職能に充てられた例が少くない。印度歐羅巴系國語の多くは、貨幣を呼ぶに家畜と同原の名詞を用ひて、この原始的貨幣の名殘を止めてゐる。羅典語の貨幣 Pecunia が家畜を意味する Pecus から轉化したことは誰でも知つてゐる。西紀前九世紀と推定されてゐるホオマアの詩には、ディオゲネスとグロウクスの甲冑を評價するに牛を以てする例がある。當時の希臘では、牛が貨幣として用ひられてゐたのであらう。少くとも計算の單位として用ひられてゐたのであらう。西紀前七世紀のアテネにおけるドラコンの法律にも、家畜を以て罰金を徵する規定がある。エシル(西紀前五二五―四五六年)の戲曲アガメンノンには「舌の上に牛を置く」といふ言葉を以て、錢を與へて口留めするといふ意味を現した一節がある。これは家畜を貨幣に用ひた時代の名殘として、牛又は牛頭を刻印した鑄貨が流通してゐたことを語るものと推考されてゐる。これと同樣に、カルタゴに行はれた皮革の貨幣は獸皮または家畜を表したものと考證されてゐる

る。是等のことは、西洋の貨幣論では、教科書にも載せられて、常識になつてゐる。

さて支那の昔にも此種の貨幣が行はれたのであらうか。支那の古書には、家畜を交換の媒助として貨幣的用途に供した記事は見當らぬやうである。發掘物にも之を徴證するに足るほどのものあるを聞かぬこれは先づ問題の外に措く。問題になるのは獸皮貨幣の有無である

支那學の先覺モオルスの「中朝制度攷」には、有史以前の支那において「銘記したる獸皮」Inscribed skins が貨幣として用ひられたことを誌してある　之に反して、支那泉貨學に造詣の深いロックハアトは、支那においては、狩獵牧畜の段階を表す毛皮や家畜が原始的貨幣として用ひられた形跡はないと否定してゐる。上代銅器の銘文・殷墟出土の遺物・等によりて支那貨幣の源流を究めんとした奥平洪昌氏の「東亞錢志」にも、之に觸れた記事はない。そこでモオルスは何に據つて有史以前の支那に皮幣の行はれたことを斷定したかといふ疑問が起る。

さて之に關聯して、或はこれが上代皮幣の說を胚胎したかと思はれるやうな記事が、司馬遷の史記卷三十平準書にある。卽ち左の如し。

有司言うて曰く「古は皮幣あり、諸侯以て聘享す。金に三等有り、黃金を上と爲し、白金を中と爲し、赤金を下と爲す。今の半兩錢は、法として重さ四銖なり。而るに姦或は錢裏を盜摩して鋊（銅屑）

を取る。錢益〻輕薄にして物貴し。則ち遠方幣を用ふること煩費省からず」と。乃ち白鹿の皮、方尺を以て、緣するに藻繢を以てし、皮幣を爲る。直四十萬〔文〕なり。王侯宗室の朝覲聘享には、必ず皮幣を以て璧に薦き、然る後に行はるるを得たり。又銀錫を造りて白金と爲す。以爲らく天の用は龍に如くは莫く、地の用は馬に如くは莫く、人の用は龜に如くは莫し。故に白金三品、其一に曰く、重さ八兩、之を圜にして、其の文は龍、名づけて白選と曰ひ、三千に直る。二に曰く、重さ差小にして、之を方にし、其の文は馬、五百に直る。三に曰く、復た小にして、之を橢にし、其の文は龜、三百に直る

前漢書食貨志第四下にも、これと同樣のことが殆ど同じ文句を以て記述してある。思ふに司馬遷の文を轉借したものであらう。

この一節において、司馬遷は二種の皮幣を擧げて語つてゐる。その一つは、「有司言うて曰く古は皮幣あり」の條にある上代の皮幣である。もう一つは、漢の武帝がこの有司の獻言を容れて新に造つた白鹿の皮幣である。後代の著述である通志にも、また文獻通考にも、史記の文を殆ど其儘に移して、武帝の皮幣を誌してあるが「古者皮幣」の條は省いてある。

先づ武帝の造つた皮幣とは如何なるものであつたか。司馬遷によると、元狩三年（西紀前一二〇年）、

一つには國帑の窮乏を救ふために、また一つには錢貨の私鑄・盜摩を防壓するために、銀と錫とを雜へて白金三品の鑄貨を造ると共に、禁苑に白鹿の皮を獲て、新に皮幣を造つた。この皮幣は、その大さ方一尺とし、緣は藻繢にて飾り、一枚を以て銅錢四十萬文の巨額に當用し、王侯宗室の朝覲聘享には必ず皮幣に璧をのせて進めた。思ふにこの皮幣が狩獵・遊牧の原始經濟段階における貨幣生成と同系を以て論ずべきものでないことは、多言を俟たずして明であらう。素材は皮革でも、系統としては獲物や家畜を象徴するものではない。武帝の朝廷において、儀禮の聘物として貴重なる價値を認められた切手のやうなものである。强ひて之を貨幣と見るならば、むしろ錢幣を象徴するものとして、後の世の紙幣に關する思想の萠芽をなすものといふ方が正鵠に近い。

次に古の皮幣とは如何なるものか。有司は——卽ち筆者司馬遷は——何に據つて「古者皮幣」の言をなしたのであらうか。武帝以前の古代に皮幣なるものが存在したのであらうか。もしあつたとすれば、それは如何なる用途に充當され、如何なる範圍に流通したものであらうか。平準書は、支那においても日本においても、經濟史家の間に周く知られてゐる文獻であるのに、この「古者皮幣」の一節は全く問題にされずに看過されてゐる。

皮革その物の性質から見て、たとひ遠き上代に皮幣が行はれたとしても、その實物が今日に殘存して

ゐようとは思はれぬ。しからば史記以前の文獻の上に古き上代の皮幣を語る何等かの手がかりがあるか[4]。文籍を按ずるに、周末春秋戰國の時代に關して「皮幣」といふ語を用ひた例は決して少くない。しかしその意味は平準書の「古者皮幣」の條に謂ふ所と同義ではないやうに思はれる。いまその二三を例示する。

「孟子」巻二に、滕文公が孟子に問うて、小國が大國の間に伍して國を全うし難を免れる策を聽くの條がある。これに對する孟子の答のうちに皮幣の語が出てゐる。

孟子對へて曰く。昔は大王邠に居る。狄人之を侵す。之に事ふるに皮幣を以てすれども免るるを得ず。之に事ふるに犬馬を以てすれども免るるを得ず。之に事ふるに珠玉を以てすれども免るるを得ず。乃ち其耆老を屬めて之に告げて曰く、狄人の欲する所は吾が土地なり。

これは孟子の時代から見てさらに昔の時代に屬する皮幣の話である。この一節にかかる朱熹の注釋には「皮は虎豹麋鹿の皮を謂ふなり幣は帛なり」とある。趙岐の注釋にも「皮は狐貉の裘なり幣は繒帛の貨なり」とある。ともに皮と幣とを別の品目と見てゐる。二種の聘物を列擧した成語であつて「皮幣」と呼ばれる一物とは見てゐない。況んや皮幣といふ貨幣があつたと推定するに足る手がかりは全くない。しかもこれは狄人に送る聘物である。皮・幣が、犬・馬・珠・玉と共に狄人の間で貨幣的用途に供せら

れたか否かは、之を詳にする由もないが、滕文公の國では貨幣ではなかつたのである。數多き聘物の種類に過ぎない。もし皮幣が交換の媒助たる第三商品として貨幣的性格を備へてゐたとすれば、斯くも多くの物品を列擧する必要はなかつたであらう。一物を以て全般的價値を表徵し保持する所に貨幣の職能がある。これでもないあれでもないと、凡百の品物を列擧せねばならないのは、未だ第三商品が生れてゐない證左であらう。

また「國語」巻六「齊語」に、桓公が管仲に善隣の策を問ふ條がある。之に對する管仲の答のうちにも皮幣の語が出てゐる。

桓公曰く、吾諸侯に從事せんと欲す。其れ可ならんか、と。管子對へて曰く、未だ可ならず。鄰國未だ吾を親まず。君若し天下の諸侯に從事せんと欲せば、則ち鄰國を親め、と。桓公曰く。若何せん、と。管子對へて曰く、吾が疆場を審にして、其の侵地を反し、其の封疆を正し、其の資を受くること無くして、重く之が皮幣を爲して、以て驟〻諸侯に聘覜して、以て四鄰を安せば、則ち四鄰の國我を親まん。游士八十人を爲りて、之に奉ずるに車馬衣裘を以てし、其の資幣を多くし、四方に周游せしめて、以て天下の賢士を號召し、皮幣玩好、人をして之を四方に鬻がしめて、以て其の上下の好む所を監、其の淫亂なる者を擇びて先づ之を征せよ、と。

これを見ても、皮幣は聘物として誌されてゐる。玩好すべき物品である。四方に鬻ぐべき商品である。過ぐれば淫亂にも陥る玩好である。之を以て物品を買ふべき貨幣とは思はれぬ。是等の物品を、前掲孟子の皮・幣・犬・馬・珠・玉と共に、强ひて貨幣の原始的段階と云へば、云へぬこともなからうが、それは單に聘物用貨幣たるに止まる。これだけでは未だ第三商品として一般的流通性を備へたものとは見られない。

齊語の末段に、桓公が前掲管仲の說を容れて諸侯に聘覜する記事がある。

桓公諸侯の己に歸するを知るや、故（ことさら）に其の幣を輕くして其の禮を重くせしむ。故に天下の諸侯、罷馬以て幣と爲し、縷纂以て奉と爲し、鹿皮四个（か）、諸侯の使、槖を垂れて入り、稛載して歸れり。故に之を拘するに利を以てし、之を結ぶに信を以てし、之に示すに武を以てす。故に天下小國の諸侯既に桓公に許して、之に敢て背くこと莫く、其の利に就きて、其の仁を信じ、其の武を畏る。

これを前段の皮幣の條と照合して勘考すると、それが單に貴重な聘物といふほどの意味で、貨幣に當らざることを首肯し得るであらう。[5]

さらに之と類型を同じくする記事が「戰國策」にもある。その齊下・閔王下の孟嘗君の舍人の條に左の一節がある。

孟嘗君の舍人、君の夫人と相愛する者あり。或は以て孟嘗君に聞して曰く、君の舍人と爲りて、而して內、夫人と相愛す。亦甚だ不義なり。君其れ之を殺せと。君曰く、貌を睹て而して相說ぶは、人の情なり。其れ之を錯いて言ふこと勿れと。居ること朞年、君、夫人を愛する者を召して而して之に謂つて曰く、子と文と游ぶこと久し。大官は未だ得可からず。小官は公また欲せじ。衞君は文と布衣の交なり。請ふ車馬皮幣を具へん。願はくは君此を以て衞君に從へと。衞に遊んで甚だ重んぜらる。

この皮幣も亦、前に擧げた例と同樣に、車・馬・皮・幣と列ねて、當時諸侯が士を遇するに用ひた聘物を數へたに過ぎぬ。高誘の注にも「皮は鹿皮なり幣は束帛なり」とあつて、皮幣と呼ばれる貨幣があつたとは解してゐない。之をしも貨幣と解すべくんば、およそ聘物は貨幣であつたといふことになる。車馬も貨幣であつたと云はねばならぬ。薦聘の用に充てられて一般に貴重なものと認められた物品が、貨幣の源流をなすに至つた例は少くないが、支那民族は、歷史の遡り得る限りに於ては、早くから農に入つてゐたために、狩獵牧畜時代を象徵する獸皮貨幣の如きは、遂に史上にその系統が傳はつてゐない。

最後にもう一つ秦の呂不韋の春秋十二紀仲春の條に

是月也。祀不用犧牲。用圭璧。更皮幣。

といふ一句がある。禮記月令の仲春の條にも之と全く同一の句がある。今日に傳はる禮記は漢の宣帝の

代に戴聖が編輯したもので、司馬遷以後のものであるが、その內容は先秦より漢初に至る諸儒者の古禮に關する論說記事を輯錄した叢書である。就中第六卷の月令は十二月政令の行ふ所を記したもので、呂氏春秋の十二紀と殆ど同文である。故に普通には呂不韋の作と稱せられ、異說には周公の作とも傳へる。いづれにしても司馬遷以前の來源たることは疑がない。玆に引いた一節は、仲春政令の一たる小祀の禮を說いたもので、是の月や、小祀には供物に犧牲を用ひず、其の稍重き祀は圭璧を以て犧牲に易へ、輕き祀においては皮幣を以て圭璧に易ふ、といふ意である。圭とは上を剡ぎ下を方にせる玉である。璧とは玉の平圓にして中央に孔あるものをいふ。犧牲は獸畜である。皮幣は獸皮と束帛と解するのが通說になつてゐる。司馬遷の「古者皮幣」が或は之を指したものかとも思はれぬではないが、それにしても、この一節は祭祀に用ふる供物の種類を示した記事で、これを如何に讀んでも、皮幣が貨幣であつたといふ解釋は出て來ない。供物にするほどであるから、貴きものであつたには違ひないが、それが交換の媒助又は支拂の要具として通用したといふ推論はこの文からは立ち難い。

是等の古書にある皮幣の二字を、皮と幣とに分ちて讀むべきものとすれば、司馬遷は何に據つて「古者皮幣」の一句を成したのであらうか。まさか司馬遷が古書を讀み誤つたとも思はれぬ。さりとて、この一句の皮幣を皮と幣とに分解しては、これに續く白鹿皮幣の話が脈絡を失ふ。武帝の白鹿皮幣を語り

出すために、その枕として古書にある皮幣の二字を聯想し、本來の意義を捏轉して物語の筋を粉飾したのであらうか。それにしても、修史家司馬遷が好んで史實を曲げようとは、納得し難いことである。

さらにモォルスの所謂有史以前の Inscribed skins に至つては、何を指すにや、了解に苦む。或は武帝の白鹿皮幣を指したのかとも思はれるが、それならば、第一に、有史以前といふは當らない。第二に、これは貨幣といふべきほどのものでもない。恐らくは白鹿皮幣の話と西洋の狩獵牧畜時代の原始貨幣の說とを聯想して、東西における貨幣生成の過程を錯覺混淆したのではあるまいか。

有史以前の支那民族については、種種の方面から研究が進められてゐるが、未だ定說といふほどのものはない。一般に認められてゐることは、三四千年の昔において、今日の漢族の祖先をなすものが、既に黃河中部の流域に定住して、主として農耕によつて生活資料を獲得し、北方の遊牧民族と對立してゐたことである。當時揚子江中部の流域は苗族の據る所であつたが、これまた概ね農に入つてゐた。漢族は四隣を壓して伸張し、やがて黃河の全流域を領し、戰國から秦・漢にかけては揚子江を越えて南支那に及んだ。魏・晉・南北朝に至つては支那文化の中心は長江下流に移り、隋・唐の際には嶺南地方を風靡し、宋代には福建・江西を同化した。

支那民族に狩獵遊牧時代がなかつたと云ふのではない。支那で最も古い文獻の一つである易經には、

農耕に關する語句よりも漁獵牧畜に關する語句の方が遙に多く記録されてゐる。これは遠く西周以前の氏族社會に遡れば、漁撈・狩獵・牧畜に依つて生活を營んだ時代もあつたことを語るものであらう[6]。殷墟出土の龜甲・骨片・等に遺る文字によるも、多くの獸畜が祭祀の犧牲に供へられたことが明である。また漁撈・狩獵に關する卜辭も少くない。しかし是等は生活資料を漁獵に求めた記録といふよりも寧ろ貴族の遊樂行事に關する記録と見る方が妥當である。周代を語る文獻にも獸皮に代へて物を購いだと思はれる記録がないではない。「孟子」には百里奚が羊皮五枚に代へて身を賣つた記事がある[7]。しかしこれだけの片言隻語に拘はつて獸皮が一般的交換媒助であつたと斷ずるのは早計であらう。

北狄・西戎は近代に至るまで遊牧移動の生活を營んでゐる。しかし支那の中原を領する民族は、歴史の遡り得る限りにおいては、主として農耕民族であつた。いはゆる東夷・北狄・南蠻・西戎などと呼ばれた諸族と漢族を中心とする支那民族とが、人類學上如何なる關係に立つかは、今日なほ多くの點において闡明を缺く問題であるが、中原の民族が、是等邊疆の諸族に先んじて、早くから農を生活の基本として發達を遂げたことは疑なき事實である。この生活が貨幣生成の上にも特異の色調を與へて、支那には狩獵牧畜系統の貨幣が傳はらなかつたのであらう。

補　註

(1) René Gonnard, Histoire des doctrines monétaires dans les rapports avec l'histoire des monnaies, tome I, pp. 17 ff. et 44 ff.

(2) H. B. Morse, The Trade and Administration of China, Rev. Ed., 1913, p. 117.

(3) Stewart Lockhart, Op. cit., p. IV.

(4) 周禮の九貢に皮革が數へてあつて、布帛ほどの普遍性はないが、授受性に富む消費貨物として、貨幣的用途に供せられたといふ說がある。これは世間流布の支那經濟書に載つてゐる通說である。いま之を檢索するに、周禮の「大宰之職」の條に邦國の用を致す九貢を數へて次の九種を擧げてある。

以九貢致邦國之用。一曰祀貢。二曰嬪貢。三曰器貢。四曰幣貢。五曰材貢。六曰貨貢。七曰服貢。八曰斿貢。九曰物貢。

卽ち皮革は九貢の內に數へてない。九貢に皮革ありといふは周禮注釋家の說である。いま周禮注疏を繙きて、この條に關する鄭玄の注釋を見ると、次のやうに解いてある。

嬪、故書に賓に作る。鄭司農云く、祀貢は犧牲包茅の屬、賓貢は皮帛の屬、器貢は宗廟の器、幣貢は繡帛、材貢は木材なり。貨貢は珠貝自然の物なり。服貢は祭服、斿貢は羽毛、物貢は九州の外各其の貴ぶ所を以て摯と爲す。肅愼氏が楛矢の屬を貢する是れなり。玄謂ふ、嬪貢は絲枲、器貢は銀鐵石磬丹漆なり。幣貢は玉馬皮帛なり。材貢は櫄幹栝柏篠簜なり。貨貢は金玉龜貝なり。服貢は絺紵なり。斿は讀んで囿游の游の如し。斿貢は燕好の珠璣琅玕なり。物貢は雜物魚鹽橘柚なり。

卽ち鄭司農も鄭玄も九貢の中に皮のあることは認めてゐるが、司農は之を賓貢の一種と解し、玄は之を幣貢の一種と解し、その說一致を缺く。加ふるに九貢各種の內容に關する兩鄭の注釋には少からぬ徑庭がある。綜じてどの邊まで信を措いてよ

いか疑はしい。鄭玄の注も、幣貢は「玉と馬と皮と帛」と讀むべきか、果たまた「玉と馬皮と帛」と讀むべきか、明でない。馬皮說も行はれてゐるが、文の勢から見ると、四つに分けて讀みたいやうに思ふ。假に是等の注釋を鵜吞みにしても、周禮の記事は進貢物納の一種として皮があつたといふだけのことである。いはゆる九貢の內容をなす數十種の品目を列べて、その一つに皮が數へられてゐるに過ぎぬ。皮が特に重要なる品目であつたとは書いてない。況んや皮が貨幣として流通したことを徵證する典據にはならない。是等多種多樣の物品の中から、最も廣く愛好されるものが、おのづから拔かれて、貨幣生成過程の第三商品に擇ばるべき勢にあつたのかも知れないが、皮が特にこの選に當るべきことは兩鄭いづれの注釋にも現れてゐない。

(5) 齊語の記事は管子卷八小匡第二十と出入する所が多い。管子は遠く國語の前にできた書物ではあるが、小匡篇は後人が管仲の功業を顯彰するために作つたもので、齊語から小匡篇が作られたといふのが通說になつてゐる。しかし小匡篇を典據として齊語が書かれたといふ說もあるから、念の爲に、管子小匡篇から桓公善鄰の策を問ふの條に當る一節を摘錄すると、次のやうになつてゐる。

管子對へて曰く、……游士八十人〔原文八千人、多きに過ぐとの說あり〕、之に奉ずるに車馬衣裘を以てし、其の資糧を多くし、財幣をば之を足らしめ、出でて四方に周游せしめ、以て天下の賢士を號召收求す。玩好を飾り、出でて四方に周游せしめ、之を諸侯に鬻ぎ、以て其の上下の貴好する所を觀、其の沈亂する者を擇びて、先づ之を政〔征〕す。公曰く、外內定まる、可ならん乎。管子對へて曰く、未だ可ならず。鄰國未だ吾を親まざる也。公曰く、之を親むことを奈何せん。管子對へて曰く、吾が疆域を審にし、其の侵地を反し、其の封界を正し、其の財貨を受くる毋(なか)れ、而して美しく皮幣を爲(つく)り、以て極(しばしば)諸侯に聘覜し、以て四鄰を安んずれば、則ち鄰國我に親まん。

さらに後段の、桓公が管子の獻言によりて、鄰國懷柔の策を行うたことを記す條は次のやうになつてゐる。

桓公諸侯の己に歸するを知る。故に其の幣を輕くして、其の禮を重くせしむ。故に天下の諸侯をして、疲馬犬羊を以て幣と爲さしめ、齊は良馬を以て報ず。諸侯縷・帛・布・鹿皮・四分〔一本に四个に作る〕を以て幣と爲し、齊は文錦虎豹の皮を以て報ず。諸侯の使、囊を垂れて入り、攟載して歸る。

ここにも聘物としての皮革幣帛のことは記してあるが、貨幣と解すべき皮幣のことは全く現れてゐない。

(6) 郭沫若著　藤枝丈夫譯　支那古代社會史論　三八頁以下。

(7) 孟子卷五萬章章句上に虞の賢臣百里奚の話がある。

萬章問ひて曰く、或るひと曰く、百里奚自ら秦の牲を養ふ者に五羊の皮に鬻ぎて牛を食ひ、以て秦の穆公に要むと。信なるか。孟子曰く、否、然らず。事を好む者之を爲せるなり。

これは百里奚が自ら其身を秦〔春秋戰國〕の祭祀に供する家畜を養ふ者に賣り、身の代に羊の皮五枚を得て、牛を飼ふ奴僕となり、その手蔓によりて秦の穆公に用ひられんことを求めたといふ話を傳へたものである。之を以て羊皮五枚が當時の奴隷の價に當ると推量できぬこともない。また羊皮に代へて物を鬻ぐことも行はれたと思はれる。しかしそれが交換の媒助としてどれほど廣く慣行されてゐたかは明でない。鬻ぐとは必ずしも貨幣に代へる意味とは限らない。或は物物交換の程度であつたかも知れぬ。これだけでは羊皮が貨幣として弘く用ひられた確證にはならない。況んや羊皮が卽ち上代の皮幣であつたとは斷じ難い。

第三節　貝　貨

穀物・布帛に次で貨幣の用に充てられたものは貝殼である。財寶に關する漢字が多く貝に作られてゐるのは之に起因すると云はれてゐる。文獻通考卷八にも「虞夏商之幣金爲三品或黄或白或赤或錢或布或刀或龜貝」とある。ここに貝とは寶貝又は子安貝と呼ばれるものである。

寶貝は支那本土の沿岸には產せず、印度太平洋岸の暖海より出で、印度に多く、日本にては、臺灣・沖繩・薩摩・土佐・紀伊・八丈島等にある。何故に寶貝が一般に愛好せらるるに至つたかの原因については、それが「生命の門」を象る呪的裝身具として用ひられたからだといふ說もある。[1] その質硬くして色澤美麗なるを以て、これを珍重して頸飾などに用ひ、轉じて貨幣的用途に供するやうになつたものであらう。寶貝が貨幣として用ひられた地域は頗る廣く、支那は勿論、印度・南洋から遠くアフリカにまで及んでゐる。

何時の頃から支那で寶貝を貨幣として用ふるやうになつたかは明でないが、殷墟發掘物のうちに寶貝があること、竝びに殷代銅器の銘文及び龜甲獸骨の卜辭に貝朋に關する文字あることより推して、殷代に貝貨の行はれたことを考證する。朋はもと寶貝を連ねて頸に飾りたる形に象つた文字であるが、貝を貨幣の用に充つるに及びて、計算の單位を表す文字ともなつた。

奥平洪昌氏の東亞錢志[2]は洛陽附近の出土にかかる四種の貝貨の搨摹を載せてゐる。その一は海產の眞

物の寶貝で、背を摩して平にしてある。その二は獸骨製の寶貝にして背を平にし、上下に二つの孔があけてある。その三は石質製の寶貝にして大きな孔が一つあいてゐる。その四は淡水產蚌類の殼を剖つて造つた寶貝にして色白く、これも孔が一つあいてゐる。クウルの「中國歷史之金錢幣」にも四種の貝貨の寫眞を掲げてある。一は木製の寶貝で、

第一圖　骨製貝貨[4]

クウルは之を貝貨の裏付けに用ひたものと推定してゐる。二は眞物の寶貝である。三は硬質木製の裏付けである。四は寶貝に摸した鉛製の貝貨である。一・二及び三には孔を穿つた痕が見える。なほ東亞錢志には河南省鄭州の出土にかかる銅製の貝貨を示し、これを周代銅幣の發達に伴ひ銅を用ひて海產の貝の形を擬造したものと斷じてゐる。

寶貝が多數發掘されたといふだけでは、それが單に裝身具として用ひられたものか、貨幣として用ひられたものか明でない。寶貝は光澤・色彩ともに美しいものであるから、身體の飾りに用ひられたであらうとは想像できるが、果して貨幣であつたかどうかは判斷がつかぬ。しかし骨や木や石のやうな光澤も色彩もないもので寶貝の形が造られてゐたとすると、それが貨幣であつたことが推定されるやうにな

つて來る。殊に銅製の寶貝に至つては、ますます後代の鑄貨に近いものになつて來る。その上に出土物の文字が之れを徵證することであるから、支那古代における貝貨の存在は疑ふべからざる事實として首肯される。

濱田耕作博士[5]は俗に云ふ蟻鼻錢卽ち鬼頭錢・鬼臉錢なども銅製貝貨の遺制または轉化と見てゐる。これに對して、クウル[6]は西紀前六

第二圖　蟻鼻錢

七世紀の頃に行はれた希臘植民地リディアのエレクトロン鑄貨と、之とほぼ同時代に造られた周代の蟻鼻錢との類似を指摘してゐる。いづれも楕圓形である。さうして顏がついてゐる。ただリディアの鑄貨は顏が橫に描かれてゐるが、蟻鼻錢の顏らしきものは縱になつてゐる。これが古錢の形制において支那と歐羅巴とが似通つてゐる唯一の點であると云うてゐる。之とは反對に、西村眞次博士[7]は、蟻鼻錢には孔があつて呪的垂懸物の形態を備へてゐるが、エレクトロン鑄貨には之がないから、その用途が全く異つてゐることに氣づかずには居られないと斷定してゐる。蟻鼻錢の紋樣は文字で「半兩」「洛六朱」などと書いてあるので、顏ではないといふ說もある。蟻鼻錢にも種種あるから一概には斷じ難い。

貝は漁撈の產物であるから漁獵段階における貨幣の遺制ではないかといふ疑が起る。さうだとすれば、

獸皮・家畜の貨幣などと同系の生成過程に屬するものといへぬこともない。しかし寶貝は支那本土には產せざるものである。また裝飾品であつて實用物ではない。だから、その社會において生產され、實用の財物として價値づけられた獸皮・家畜などの貨幣とは同じ範疇に屬するものではない。

貝貨の用途について、東亞錢志は「實質の貨幣卽ち穀物布帛は主として民間日常の取引に用ゐられ、珍寶の貝貨は主として君臣上下の間に用ゐられたり」というてゐる。蓋し出土物の文字から考證した推定である。

穀物・布帛並びに寶貝の外に、時代により、また地方によりて、眞珠・寶玉・丹砂・水銀・龜甲・磚茶・鹽などの物品も交換の媒助として用ひられた。金屬が秤量して貨幣の用に充てられたことは云ふまでもない。三金を以て貢納に供した記事もある。三金とは金・銀及び銅のことであらう。一說には銅の合金の三種とも云はれてゐる。是等の實物貨幣は、鑄貨が行はるるに至つた後においても、なほ久しく用ひられた。文獻通考には、秦始皇が天下を兼併するや、黃金の上幣と銅錢の下幣とを定め、半兩銅錢を鑄造して、珠・玉・龜・貝・銀・錫などは器物や裝飾として寶藏してもよいが、貨幣としては用ひてはならぬことに定めた記事がある。しかしこんな禁制はなかなか行はれなかつたと見えて、實物貨幣は唐宋の時代に至るも尙ほ盛に用ひられてゐる。マルコ・ポオロは、十三世紀の頃、なほ印度から輸入し

た貝が支那に貨幣として用ひられたことを語つてゐる。また雲南地方においては、明末清初の交まで貝貨が行はれた。蓋し、寶貝の產地にして且つこれを貨幣として用ひた印度・南洋の諸邦に接近してゐること、政治・經濟の關係において支那本部と隔絕してゐること、經濟の發達が遲れてゐることなどが、この邊陬の地において原始的貨幣が特に久しく行はれた原因であらう。(8)

補　註

(1) 西村眞次　日本古代經濟　交換篇第四冊　貨幣　第八章第四・五・六及び七節
(2) 奥平洪昌　東亞錢志　第二卷第一章第一節
(3) Arthur B. Coole, Coins in China's History, 2nd Ed., 1937, p. 30.
(4) 第一圖骨製貝貨二點のうち、上は山東省滕縣(俗云紀王城)のもの、下は河南省新安縣のもので、ともに墳墓にあらざる地點において土器中より發見したものである。第二圖蟻鼻錢とともに、いづれも次に掲ぐる濱田博士の論文から摹寫した。
(5) 濱田耕作　支那古代の貝貨に就いて　東洋學報　第二卷第二號(明治四十五年五月)
(6) A. B. Coole, Op. cit., pp. 3 and 85.
(7) 西村眞次　前掲　七一頁
(8) 田中忠夫　支那近代の貝貨に就て　東亞經濟研究　第八卷第三號(大正十三年七月)

第四節　布と刀

第三圖　空首布

Lockhart, p. 2, No. 5.

支那において相當廣く行はれた鑄造貨幣の祖は布貨及び刀貨であるといふのが通說になつてゐる。いづれも農具又は家庭用具から轉化したものである。[1]

布貨は農具の鏟の形を摸したものである。その古きものは根首の柄をつけるところが空虛になつて孔があけてある。これは農具そのままの形である。俗にこれを空首布と稱し、また鏟布・鏟貨ともいふ。周末春秋の世より戰國時代に亙つて、小國割據し、相競うて鑄幣の利を擅にした。ところが、空首布は形大にして用ふるに便ならず、加ふるに首の部分が嵩ばりて折れ易きを

第四圖　方肩尖足布

東亞錢志　第三卷二頁

第五圖　方肩方足布

東亞錢志　第四卷六頁

第六圖　圓肩方足布

東亞錢志　第四卷六一頁

第七圖　圓肩方足布

Lockhart, p. 7. No. 26.

第八圖　圓肩圓足布

東亞錢志　第四卷七〇頁

第九圖　圓肩圓足布

Lockhart, p. 8, No. 25.

以て、之を縮小して首を薄くし、漸次形を變へて、方肩尖足布・方肩方足布・圓肩方足布・圓肩圓足布と進化するに至つたのである。尤も之れは觀念上における形制進化の過程であつて、實際上においては、一方に圓肩圓足布が行はれてゐるのに、他方では、之と竝んで、方肩方足布が鑄用されてゐるやうなこともあつたであらう。

この種の鑄貨を何故に「布」または「古布」といふかについては諸説區區として定らぬ。古來布帛は廣く交換手段として用ひられたから、布の字の形に似せて布貨を鑄たといふ説もあるが、遽に首肯し難い。布貨の形は必ずしも布の字に似てゐない。また布帛は一定の長さ一定の幅の反物の形において貨幣の用に充てられたのであるから、その形から布貨を説明するのも無理のやうに思はれる。布の字を延べ擴げるといふ義に解して、鋤のやうに平たい布貨の形を聯想した説もある。また延べ擴げるといふ義を象徵的に轉解して、弘く流通するの意とする説もある。前漢書食貨志には「流於泉布於布」とある。如淳は之を解いて、流れ行くこと泉の如く民間に布くの義だというてゐる。史記平準書の末段に繫る唐の司馬貞の索隱にも之と同じ説が載つてゐる。

錢もと泉と名づく。泉は貨の流るること泉の如きを言ふ也。故に周に泉府之官あり。景王に及びて乃ち大錢を鑄る。布泉は貨の流布を言ふ。故に周に三夫之布あり。

鑄貨を古く泉と云ふは、もと此種の貨幣の形狀から出た稱呼であらう。鄭樵の通志にも「謂之泉言其形」とある。布貨の形と泉といふ字の形とを比べて見ると、この說が首肯される[2]。イヅミに繫る聯想はその後に起つたものではあるまいか。それが更に轉化して貨幣のことを意味するやうになつたのであらう。漢の王莽の代には圓形方孔錢にして「大泉五十」「小泉直一」などと銘を鑄た錢貨も出た。「錢」の字は泉に充て用ひたものであるといふのが通說になつてゐる。「國語」の周語韋註にも「古は泉と曰ひ後に轉じて錢と曰ふ」とある。尤も之には異說がある。小島祐馬氏は、錢は「詩」にも「庤乃錢鎛」とある如く本來農具を指す字であるから、今日の所謂布はもと錢と稱したのではないかと思ふ、また時に泉の字を用ふるは、これ或は錢の假借か、或は泉の篆文が錢の形に似たるがために用ひられたもので、泉が錢よりも古くから用ひられたと云ふが如きは、全く本末を顚倒した說である――と云うてゐる[3]。

いづれにしても、布貨は財物たる農具がその本來の用を離脫して貨幣に移行する過程を象徵したものと見るべきであらう。高垣寅次郎博士の語法を借り用ふるならば「貨幣と一般經濟財との分岐・貨幣の經濟財よりの遊離[4]」の境界を示すものといふべきであらう。

支那の古錢學者は、布貨の行はれた時代を探ねて、遠く夏紀（西紀前二二〇五―一七六六年）から殷・周を經て秦紀（西紀前二二五五―二〇六年）に亙るというてゐる。果して然りとすれば、西洋における鑄

貨の創始はリディアのギゲス王（Gyges, 687–653 B. C. の時代といふことになつてゐるから、世界最古の鑄貨は支那に行はれたと云ふことになる。しかし周紀（西紀前一一二二―二五五年）以前の事蹟は茫漠としてゐるから、確證は困難であらう。

周末春秋戰國の時代に刀と呼ばれる貨幣が行はれた。刀貨はまた金刀・刀錢・刀幣ともいふ。武器の

第十圖　尖首刀

東亞錢志　第五卷五頁

第十二圖　直　刀

東亞錢志　第五卷六九頁

第十一圖　圓首刀

東亞錢志　第五卷六六頁

刀劍にかたどつたものだと云ふ說もあるが、恐らくは家庭用具の刀子に擬へて造つたものであらう　管子卷二十二海王第七十二に

今鐵官之數曰、一女必有一鍼一刀、若其事立、耕者必有一耒一耜一銚、若其事立、

とある。茲に云ふところの刀は布帛を裁つ利器である　それが縫針と共に農具の耜・銚と列べて數へて

第十三圖　明刀

Lockhart, p. 16, No. 47.

第十四圖　齊　刀

Lockhart, p. 10, No. 34.

ある。さうして女と農夫とが「かくして其の事成立す」といふのである。これまた一般日用の財物が貨幣的用途に轉向して貨幣的性格を遊離するに至つた形跡を示すものであらう。

刀貨はその形によりて尖首刀・圓首刀・直刀などに分ち、またその文によりて明刀・齊刀などと呼ぶ。明は平明のことで燕國（西紀前約四八〇—二五五年）の邑である。齊刀は齊國（西紀前約六八〇—二六〇年）の刀貨である。齊は二つある。春秋以前の齊は呂氏にして、戰國時代の齊は田氏である。齊刀は田氏のものといふのが通說になつてゐる。

補註

(1) 刀・布と同形又は類似の器具の實物は今日に傳はつてゐる。（古谷淸　支那古代貨幣の源流を徵證すべき一二の資料　東洋學報　第四卷第一號）

(2) 尤も之にも異論はある。泉は布貨の形から出たのではなく、寶貝を意味する餘泉又は餘蚳から轉化した名稱だともいふ。これについて黑田幹一氏は次のやうに云うてゐる。「上古にありては、各種の貝を寶貝の象形文字である貝字で現してゐるが、殷代の如く一般に貝殼を愛玩したと思はるる時には、少くとも言語の上にては、各種の貝にそれぞれ名稱が附せられてゐたことと思ふ。爾雅に載せられてゐる餘蚳・餘泉・等の名稱は其當時のものであつて、漢の儒者の云ふが如く、貨幣を意味する泉字よりこの名稱が附せられたのではなく、反對に餘泉又は餘蚳なる此貝の原名から貨幣を意味する泉字が由來したものと思ふ。周代に於ては、二字名を呼ぶに、上一字若くは下一字を以てした例に乏しくないことは顧炎武も云つてゐる。」（周代の金屬貨幣に就きて　考古學雜誌　第十六卷第三號）

(3) 小島祐馬　春秋時代と貨幣經濟　支那學　第一卷第八號（大正十年四月）五八頁
(4) 高垣寅次郎　貨幣の生成　八〇頁

第五節　圜　錢

刀貨と前後して現れたものに圓形有孔の圜錢がある。錢貨の形は何を表すか、何から起つたか。これに就て凡そ三つの説がある。[1]

第一は、刀貨の柄の末端にある環から脱化したと云ふ説である。奥平洪昌氏は燕の明錢をその一例として擧げてゐる。即ち刀の制を改めて錢となし、面の右側に明の字を置き左側に刀柄の斜直文横線四本を着け、舊を存して明刀の遺制なることを誌したものと解説してゐる。[2] また王莽が漢の幣制を廢して周制を復興した一刀及び契刀において、刀部を小さく殘して、圓形の柄端が全く錢貨の形になつてゐるのは、當時識者の間にこの説が行はれた證左であると云ふこともできよう。しかしロックハアト[3]の云ふやうに、最古の錢貨が周初に遡り得るものとすれば、刀貨以

第十五圖　明　錢

東亞錢志　第七卷一四頁

前の初鑄になるから、この說だけでは圜錢の起源を解き難い。尤もロックハアトの年代考は古泉匯の記述を踏襲して通說に從うただけのものであるから、周初圜錢のことは確證のあることではない。東亞錢志[4]は春秋末期の垣錢を以て錢貨の最も古きものと考證してゐる。さうだとすれば、之を刀貨の環頭から脫化したものと見ても、年代的には無理はない。

第二は、圜錢は寶玉の璧を金屬に擬作したものに初まると見る說である。東亞錢志[5]所載の洛陽出土の銅環が貨幣的用途に供せられたものだとすれば、この說も極めて自然な聯想として首肯される。璧は周代において官位階級を表す記章として用ひられた。また古來天地・山川・鬼神を祀るに用ひられた。およそ璧は圓形にして中央に孔がある。璧に三種ある。肉の幅が孔の倍に當るものを璧と云ひ、肉と孔との幅が等しきものを環と云ひ、孔が肉の幅の倍に當るものを瑗といふ。錢貨の形を以て璧の象徵とすれば、これも裝飾品から脫化した點において貝貨と

第十六圖　王莽の一刀

Lockhart, p. 36, No. 151.

第十七圖　王莽の契刀

Lockhart, p. 36, No. 152.

同一の範疇に屬する。南洋諸島に行はるる大小の石貨と聯想して興味ふかきものがある。

第三は、貝貨が蟻鼻錢となり再轉して圜錢となつたといふ說である。濱田耕作博士[6]の稱ふる所である。卽ち「支那秦漢以來行はれたる圓形方孔の錢は、緡を以て貫きて之を携帶貯藏するを常とするものなるが、之れ蓋し子安貝の如き貝殼を、紐を以て連絡して首飾其他の裝飾品となせるより出るものにして、蟻鼻錢は卽ち貝貨と圜錢との中間を繫ぐものならむ」といふてゐる。蟻鼻錢が貝貨と錢貨との間を繫ぐ Missing link だとすれば、錢貨は支那において生れたものではあるが、その祖先は印度・南洋・アフリカ・等の貝貨と緣を引くものであるといはねばならぬ。之に對しては、蟻鼻錢は貝貨の變形ではないといふ否定說も出てゐる。ラムスデン[7]の言ふ所によると、貝貨は、如何なる素材のものでも、自然の子安貝にあるやうな合せ口が刻まれてゐる。これは總ての貝貨に見る特徵である。然るに蟻鼻錢にはこの特徵がない。

第十八圖　垣　錢

東亞錢志　第六卷二二頁

初鑄の錢貨は概ね圓形圓孔である。「垣」の銘ある古錢はその著しき例である。垣は今の山西省絳州垣曲縣の西方に當る地名である。はじめ晋に屬したが戰國時代に魏の版圖に入つた。錢貨形制の起原に關して「內方は地を象り、外圓は天を象る」などと陰陽說に附會した說も出てゐるが、もとより牽强の說で、論ずるに足らぬ。初鑄の錢貨は方孔ではなかつた。

圓形方孔の錢は周初に初まると云ふのが通說になつてゐる。しかしこれには疑がある。思ふにこんな說が起つたのは前漢書食貨志下の劈頭に

凡そ貨は金錢布帛之用。夏殷以前其の詳記す靡しと云ふ。太公周の爲に九府圜法を立つ。黃金方寸にして重さ一斤。錢圜函方。輕重銖を以てす

とある記事などが典據になつてゐるのであらう。其後周景王の二十一年（西紀前五二四年）に大錢を鑄て文を「寶貨」と云ひ、そ

の肉にも孔にも周郭があつたといふ記事が、國語の周語下と前掲食貨志にある。ところが、たまたま文を「寶四化」「寶六化」などと判讀されてゐる大型の古錢が今日に殘つてゐて、この記事に符合するので、これが景王の寶貨であらうといふことになつてゐる。いま周語の記事を摘錄すれば次の如し。

第十九圖　寶化錢

Coole p. 32 の寫眞と Lockhart, p. 32, Nos. 95, 96. による。

景王の二十一年、將に大錢を鑄んとす。單穆公曰く。不可なり。古は天災降戾すれば、是に於てか資幣を量り、輕重を權りて、以て民を振救す。民輕を患ふれば、則ち之が爲に重幣を作りて以て之を行ふ。是に於てか母子を權りて行くこと有りて、民皆得。若し重さに堪へざれば、則ち多く輕きを作りて之を行ふ。亦重きを廢せず。是に於てか子母を權りて行くこと有りて、小大之を利とす。今王輕きを廢して重きを作らば、民其の資を失はん。能く匱しきこと無から

んや。若し匱しくば王の用將に乏しき所有らんとす。乏しければ則ち將に厚く民に取らんとす。民給せざれば將に遠志有らんとす。是れ民を離れしむるなり。（中略）若し民離れて財匱しく、災至りて備亡くば、王其れ之を若何せん。吾が周官の災備に於けるや、其の怠棄する所の者多し。而るを又之が資を奪ひて、以て其の災を益さば、是れ其の藏を去てて、其の人を鰯くるなり。王其れ之を圖れと。王聽かず。卒に大錢を鑄る。

前漢書食貨志下にも同樣の一節があつて、その末尾を「弗聽。卒鑄大錢。文曰寶貨。肉好皆有周郭」と結んである。好は孔すなはち錢の眞中にある穴のことである。錢の外緣と孔の緣に輪廓があつたといふ意である。

之れに據ると、單穆公は錢を鑄るには大錢と小錢との割合を考へて、子母相權の制度に依るのが昔からの慣例であると、景王に献言してゐる。果して然らば、この大錢の寶貨の前に小錢があつた筈である。それが前掲前漢書にある周の太公の「錢圜函方」に當るものであらうと云はれてゐる。

しかしいはゆる「寶四化」「寶六化」なる古錢の文の讀方については、種種の異說がある。[8]その上に、ハリイ・グレエズ[9]の近著竝びにクウル[10]の著書に載つてゐる寫眞について見ても、この錢貨は、降つて春秋戰國の時代にできた圓孔無郭の垣錢などより整うた形を備へてゐる。遙に後の秦代にできた方孔無郭

の半兩錢に比べても、一段と近代的な姿をしてゐる。彼れ此れ考へ合すと、今日に殘つてゐる大型のいはゆる「寶化錢」は景王の「寶貨」ではないかも知れない。恐らくは後代のものであらう。さらに疑ふと、周語や前漢書の寶貨に關する一節も考へ直さねばならぬ。周の昔に子母相權を商量するやうな進んだ幣制があり得たであらうか。支那修史家の古を尙ぶ習癖がこんな記事を作つてしまうたのではあるまいか。思ふに錢貨の初鑄は、之を現存の遺物に求むるならば、圓形・圓孔・無郭の垣錢あたりにあるのではあるまいか。さうだとすれば、それは周末戰國の時代に屬する。

圓孔が如何なる經過を辿つて方孔に移つたかは詳でない。方孔は漢字の性格から出たといふ說もある。或は形の調和を狙うたのかも知れぬ。塚本靖博士はこれを鑄物仕上の技術上の理由に歸してゐる。方孔を以てすれば、方柱形の細い棒に多數の錢貨を刺し通して棒の兩端を左右の手に握り、砥石の上で周緣を磨き合すに、個個の錢貨が廻轉しないから、都合がよいと云ふのである。[11] 郭は磨滅を防ぐ技術上の理由と形を整へる目的とのために行はれたのであらう。いづれにしても、現存の「寶化錢」のやうな方孔有郭が圓孔無郭に先だつものとは思はれぬ。

其後支那各地において幾千種となく鑄造され、最近にいたるまで普く民間に流通した錢貨は、大抵この圓形・方孔・有郭の形制に屬する。古來日本の錢も亦これに倣うた。兩者の形が似てゐるから、支那

の錢にして日本に行はれたるもの多く、また日本の錢にして支那に用ひられたるものもある。クウルは後者の例として寛永通寶・文久永寶・天保通寶・等を擧げてゐる。[12)]

圜錢の形による貨幣の素材は概ね銅であつた。鐵錢を鑄たこともあるが、それは異常のことである。また金銀の錢貨も行はれた。唐末五代十國の時代に、閩の國王知審は鉛錢「開元通寶」を造り、南漢の劉龔は鉛錢「乾亨重寶」竝びに「大有元寶」を鑄た。清朝においても、錢貨惡鑄の例として、鉛錢や鉛銅合金錢を擧げることができる。しかし是等はいづれも古錢家の詮索に委ねてよいことで、一般流通の貨幣としては本筋に屬するものではない。

後漢の光武帝（西紀二五—五八年）の代に、公孫述が兵を衆めて四川の成都に據り、帝號を稱し、年號を改め、銅錢を廢し、錢官を置いて鐵錢を鑄た。しかしその錢は通用圓滑を缺いた。梁の武帝の普通四年（西紀五二三年）にも銅錢を罷めて鐵錢を鑄た。鐵賤くして得易きを以て、私鑄頻に行はれ、大同以後に及びては、鐵錢汎濫して物價騰貴し、賣買する者は車を以て錢を載せ、數を計らずして貫を唱ふるに至つた。唐末の五代十國から宋代においても、鐵錢鑄造の例は少くない。殊に北宋の蜀においては、鐵錢氾濫して錢の重きに惱んだために、紙幣行用の機因を生じたこと後述の如くである。清代に入つては、文宗の咸豐四年に鐵錢を造つた。蓋し太平天國の亂によりて財政窮乏し、銅を得るに難澁したから

である。綜じて言へば、鐵錢は常ならぬ世の通貨であつた。

金銀の鑄貨については、古くは漢の武帝の元狩三年（西紀前一二〇年）に、白金を以て圓形・方形及び楕形の貨幣を造り、それぞれ銅錢三千文・五百文及び三百文に當て、龍・馬及び龜の文を鑄た記事がある。白金は銀と錫とを雜へたものである。これが銀貨鑄造の嚆矢であるが、盜鑄雲起して品質粗惡となり、數年にして終に廢したと傳へられてゐる。また新皇帝王莽のとき、漢の幣制を變へて周制に倣ひ、始建國二年（西紀一〇年）寶貨二十八品の制を定め、金貨一品・銀貨二品を造つた。しかし是等はいづれも圜錢の形ではなかつたやうである。

唐宋時代に及んでは金銀の圜錢が行はれたこと明であるが、これも多くは宮廷における貯藏に當てられ、或は賞賜・進獻・玩好・副葬・卜筮・厭勝・等に供したもので、一般流通の貨幣とはならなかつた。古錢家の間に有名な宋將劉光世の金銀錢「招納信寶」の如きも、貨幣といはんよりは、むしろ南宋の朝廷に歸附してその敵國たる金に背いた者に與へた賞給の記章と見るべきものであらう。

唐宋時代において、兎も角も金銀の錢貨を鑄造しながら、これを貨幣として一般に行使するに至らなかつた理由は、政府から云へば、それがために多大の鑄造費を要して國庫の負擔を增加し、且つ私鑄の蜂起を誘發する虞があつたからであらう。また民間から云へば、之によつて惡質の鑄貨を强制せられ、

品質・重量を檢して取引するの自由を失ふに至る危險があつたからであらう。一言にして盡せば、當時の世態においては、地金銀を秤量貨幣として用ふる方が好ましかつたのである(13)。

補　註

(1) この外に西村眞次博士は圜錢形制の起原を鉏或は鉉に求めてゐる。前掲　古代日本經濟　第四册九五頁以下參照
(2) 奧平洪昌　東亞錢志　第七卷一四頁
(3) The Stewart Lockhart, Collection of Chinese Copper Coins, No. 94, Description of Coins p. 4.
(4) 奧平洪昌　東亞錢志　第六卷二二頁
(5) 同上　第二卷七六頁以下
(6) 濱田耕作　支那古代の貝貨に就いて　東洋學報　第二卷第二號(明治四十五年五月)　同上　貝貨考補遺　同誌第二卷第三號(大正元年九月)　同上　蟻鼻錢について　武藤教授在職三十年記念論集
(7) エッチ・エー・ラムスデン　蟻鼻錢　考古學雜誌　第二卷第十號(明治四十五年六月)
(8) 奧平洪昌　東亞錢志　第六卷二九頁以下
(9) Harry Glathe, The Origine and Development of Chinese Money, Shanghai, 1939, pp. 30 f.
(10) Arthur B. Coole, Coins in China's History, 2nd ed., p. 32.
(11) 塚本靖　支那古錢形狀の起源に就て　考古學雜誌　第十五卷第八號　(大正十四年八月)
(12) Arthur B. Coole, Op. cit., p. 50.
(13) 加藤繁　唐宋時代における金銀の研究(東洋文庫論叢第六)　第五章

第六節　金と銀

支那における金銀の貨幣的使用は極めて古い。しかしそれは一定の價値を表す計數貨幣としてではなく貴重なる地金の秤量貨幣としてである[1]。

金は周末戰國から秦・漢に亙つて、主として上流階級によつて、貨幣として用ひられた。そののち金の使用は一時は衰へたが、南北朝の中期からまた盛になつて、唐代においては、私經濟としては、賄賂請託・贈遺・布施・謝禮・懸賞・賭博・蓄藏・路用・遠方輸送の方便・等の外、大價格の支拂竝びに大價格の表示にも用ひられ、公經濟としては、上供・進獻・軍費・賞賜・等に充てられた記錄がある。宋代に至つては、金の使用は一層發達して、賠償・擧債・賦稅の折納・紙幣の回收・等にも用ひられるやうになつた。

然るに元代に及んで、金銀を私に賣買することを禁じ、法制の上では、金銀の貨幣的使用は廢止された。元は太宗の八年（西紀一二三六年）すでに詔して一萬錠の鈔すなはち紙幣を發行したが、鈔法專用を以て國計の大則となし、世祖に至つては「中統元寶交鈔」及び「至元通行寶鈔」を印行して、銅錢の行用及び金銀の私易を禁じ、金銀はすべて官に買上げて、專ら賞賜に用ひた。しかし民間においては、

宋代以來慣行の金銀使用がなかなか止まなかつた。加ふるに元の末年には發鈔過濫の結果その信用失墜して、人これを視ること反古の如く、物價暴騰して民に怨嗟の聲があつたので、朝廷も遂に權鈔錢「至正之寶」を鑄て流通せしめ、また金銀賣買の禁を解いて、自然の勢に委すこととなつた。

明朝もまた前代と略〻同樣のことを繰り返した。卽ち太祖（西紀一三六八―一三九九年）卽位の初、銅錢「洪武通寶」を鑄造し、次で「大明寶鈔」を發行し、錢と鈔と相助けて通用せしむる制度を定め、金銀が鈔の流通を阻害することを慮つて、金銀を以て物を賣買することを禁じた。この禁制がさして效果のなかつたことは、その後も度を重ねて金銀交易の禁が申明され、その制裁を嚴重にしたことによりても察知することができる。宣宗の宣德元年（西紀一四二六年）金銀交易制裁の法を建議した戶部の上奏文にも「民間の交易ただ金銀を用ふ。鈔は滯りて行はれず」とある。

金銀のうち孰れが多く賣買の媒助に用ひられたかと云へば、宋代以來の大勢から見て、勿論銀の方が首位にあつた。殊に明代の中頃から、雲南の產銀が增加し、呂宋より銀貨の輸入が行はるるに及んで、銀の使用はますます旺盛となつたので、金は次第に之に追はれて、貨幣の機能から遠ざかり、貨幣以上の財寶たらむとする傾向を帶ぶるに至つた。然るに、それも淸の康熙帝の頃から、頻に海外に流出して、遂に甚だ稀少となつた。

銀は前漢の武帝及び王莽の時代に貨幣の制を定められたが、久しからずして廢れた。後漢において、賞賜・賄賂・等に用ひられたことが文献に現れてゐるが、その最も盛に用ひられたのは唐代殊に宋代に入つてからである。元代の初において金銀による賣買が抑壓され、明初にも同樣の禁制があつたことは前述の如くであるが、明の英宗の正統年間（西紀一四三六―一四五〇年）に、銀については時勢に順應してこの禁制が弛められたために、銀は金を壓倒して弘く一般の貨幣として流通するに至つた。恰もその頃から、西洋との貿易が漸次に發達して、茶・藥劑・絹布などの輸出に代へて多額の銀が流入した。そこで外國人から見れば、十六世紀末葉以降、スペイン銀貨の輸入が盛になるに伴うて、支那全體が銀貨國たるかの如き觀を呈するに至つた。

唐宋時代における金銀地金の形制には鋌・餅・牌・葉子などがあつた。就中、鋌が最も普通に用ひられたやうである。輓近において最も多く行はれたのは馬蹄銀である。馬蹄銀は讀んで字の如く馬蹄形の銀塊であつて、元寶とも呼び、また Sycee ともいふ。加藤繁氏[2)]の考證によると、馬蹄金は漢以來の形制であつて、馬蹄銀は元末明初の交に之に倣うて製作されたものである。

金塊を馬蹄形に鑄たのは、漢の武帝の元鼎四年に甘肅の渥洼水から天馬を出し、元鼎五年に隴山に登つて白麟を獲たから、太始二年（西紀前九五年）この祥瑞に應ぜんがために、黄金を改鑄して麟趾又は

褭蹏の形と爲さしめ、之を諸侯に賜はつた。これが馬蹄金の濫觴である。褭は馬の意味である。蹏は蹄の古字である。顧ふに當時この形に改鑄されたのは主として官府所藏の黄金であつたらう。民間にも之に摸して鑄造する者が少くなかつたやうである。

黄金を馬蹄形に鑄造することが其後何時ごろまで續いたかは詳でないが、武帝以來鑄造されたこの形の古金は、或は土中に埋れ、或は櫃中に寶藏されて、唐宋の代まで傳り來つた。されば宋末元初においては、銀は未だ馬蹄とは呼ばれずして、金のみこの名を擅にしてゐた。銀がこの形制を專にするに至つたのは、元の泰定より明の洪武に至る間のことであつて、まさに白銀の流通が黄金の行用を壓倒せんとした時代に近いことである。

元寶とは元來錢貨の名稱である。卽ち唐の「開通元寶」を首として、宋に入つては太祖に「皇宋元寶」があり、太宗に「淳化元寶」「至道元寶」がある。其後も屢この名稱を以て錢を鑄た。それがやがて金にも銀にも用ひらるる稱呼となつたのである。元の初には、紙幣を造つて「中統元寶鈔」と名づけてゐる。蓋し元人は元寶の名を愛して鈔にも銀にも之を用ひたのであらう。尤も元初に元寶の名の下に鑄造された銀塊は、從來の銀鋌と同じく笏狀であつて、馬蹄形ではなかつた。しかるに其後馬蹄銀が流行するに及んで、轉じて之を意味するやうになつたのであらう。馬蹄銀の大きさは必ずしも一定してゐないが、

近代のものは多く五十兩内外の重量に鑄られてゐる。

元寶の銀をシイシイ Sycee と云ふのは「細絲」の廣東音から出た稱呼であつて、銀の純良なることを意味する。これを細絲といふ理由については諸家の說が一定しない。或は云ふ、この銀を熱すれば絹絲ほどの細さまで引き伸すことができるからだと。また云ふ、銀號が馬蹄銀を鑄込む場合に、その熱して未だ凝固せざるに先だち、鑄型の緣を輕く叩くと、その響で銀の表面に細い絹絲のやうな圜線が現れる。銀の質がよいほど、この圜線が纖細な紋樣を描く。故に「細絲紋銀」の稱がある。

補註

(1) 加藤繁 唐宋時代における金銀の硏究 第五章

(2) 同上 第四章第二節第四項

第七節 紙幣

紙幣類似のものが支那に行はれた記錄は極めて古き時代に遡ることができる。ただ如何なる條件を備ふるものを紙幣と做すかによつて、紙幣の起原に關する見解も異つて來る。

周禮小宰之職の條に「聽賣買以質劑」とあるを以て、質劑が紙幣の源流であるといふ說がある。これ

は大抵の支那貨幣史に出てゐる通說である。周禮注疏を見ると、鄭玄は質劑に注して「質劑は兩書一札同じくして之を別つを謂ふ。長きを質と曰ひ、短きを劑と曰ふ。傅別・質劑・皆今の劵書なり。事異りて其名を異にするのみ」と云うてゐる。然るに鄭司農は全く之れとは緣の遠い注をつけて「質劑は市中平賈を謂ふ。今時の月平是なり」というてゐる。いづれが正しいかは斷じ難いが、鄭玄の注が當つてゐるとしても、質劑は寧ろ手形又は割符に類するものであつて、紙幣に近いものとは思はれぬ。

また周禮載師の條に

凡宅不毛者、有里布。凡田不耕者、出屋粟。凡民無職事者、出夫家之征。

とある。この「里布」を鄭司農の注に從うて紙幣の起原と解する說がある。その注に曰く

里布は布に印を參して書す、廣さ二寸、長さ二尺、以て幣と爲し、物を貿易す。詩に云ふ「布を抱きて絲を貿ふ[1]」とは、この布を抱くなり。或は曰く布泉なり。春秋傳に曰く、之を買ふ百兩一布と。

斯樣に解すると、里布は布帛で造つた通貨卽ち上代における一種の紙幣のやうにも思はれるが、この解釋は通說ではない。鄭玄は里布を租稅又は懲罰として收納する物品と解してゐる。だから「宅毛せざる者は里布あり、田耕さざる者は屋粟を出す、民職事なき者は夫家の征を出す」と定めてあるのである。

孟子卷二公孫丑章句上にも「廛に夫里の布無ければ、則ち天下の民、皆悅びて之が氓と爲ることを願は

ん」とある。簡野道明氏の孟子通解には、この「夫里之布」を注して

布は泉布の布にて錢をいふ。布帛の布にあらず。夫布は人夫税にて公役に赴かざる者の出す税。里布は宅地の附加税即ち地子錢なり。古、宅地の周圍に桑麻を植ゑしむ、而して之を植ゑざる者には罰金を徴集せしなり、之を里布といふ。然れども其の制度は今得て考ふべからず。疑を闕きて可なり。

と解いてある。

之を要するに、周禮の里布に紙幣の濫觴を歸することは首肯し難い。

前漢の武帝が白鹿の皮幣を造つたことは前に述べた。これも一種の紙幣と云へぬこともないが、その用途並びに流通範圍は狹く限られたものであつて、未だ紙幣流通の時代を開いたといふことはできぬ。王鎏の「鈔幣議[2]」にも「按ずるに一皮にして四十萬に直る。その値太だ重し。王侯宗室の利を取らんと欲するに止る。民間と預る無き也」というてゐる。支那における紙幣の濫觴は之れを宋代の「交子」または「會子」に求めるのが妥當であらう。武帝の皮幣を紙幣の一種としても、それが宋代以後における各種紙幣の系統と懸連するものとは考へられない。

モオルス[3]は唐代の「飛錢」を以て支那における政府兌換券の嚆矢としてゐる。憲宗皇帝（西紀八〇六—八二一年）の代に、錢が缺乏したので、令を發して銅の器具を造ることを禁じ、また京師の諸道進奏

院及び諸軍諸使で商人の錢を預り、之れに代へて證券を發行した。是等の役所は各地方を代表してゐたから、商人はこの證券を各地の都市へ持つて行つて錢の拂渡を受けることができた。是れ卽ち「便換」の制度である。さうして、この證券を「飛錢」または「便錢」と稱した。飛錢・便錢については、唐代から宋代に亙つて、幾多の變遷があつたから、一概には言ひ難いが、これは兌換券といふよりも寧ろ爲替の起原と見るべきものであらう。これが經營も或は官府によつて取扱はれ、或は商人によつて取扱はれ、或は官人と商人とによつて取扱はれてゐる。

支那において眞に紙幣と稱すべきものが流通するに至つたのは、宋代以後のことである。眞宗帝（西紀九九八―一〇二二年）の代に、蜀すなはち今の四川の地に鐵錢が行はれた。その錢重くして用ふるに不便であつたので、之を富民に預けてその引換證券を現錢に代へて流通し、之れを「交子」と名づけた。交子は正しく言へば「見錢交子」であつて、現錢引換證券または現金支拂約束證券の意味である。すなはち兌換券に當る[4]。

尤も交子の實は宋代以前に胚胎してゐる。

そもそも貨幣經濟は中唐以後において著しき發展を見た。これに伴うて、專ら金融を業とする商人が發生した。「櫃坊」は卽ちこの金融機關の代表的形態である。今日の銀行と同視すべきものではないが、

銀行業務の一部を營んでゐた。料金を徴して金錢財寶を預り、これに對して手形又は預り證に當るものを發行した。櫃坊に錢物を預けるのは、保管の安全を期するためであるが、取引の便利を目的とする場合もあつた。卽ち大價格の取引には、豫め櫃坊に金錢を預けておいて、これに對する手形の受渡により て見錢の支拂に代へた。この手形も初は記名式で、受授に從うて名義の書換を行うたものであらう。櫃坊の地位が向上するに隨うて、この手形の信用も增大し、現錢同樣に流通して大口の取引に行用されるやうになつた。これが宋代における交子の先驅をなしてゐる。交子の發達につれて、櫃坊は金品保管に料金を徴することを廢し、兌換の要求ありたる場合に一定の手數料を收めるやうになり、名も交子鋪又は交子戶と呼ばれ、次第に櫃坊の舊名を棄つるに至つた。

唐代以來の櫃坊と宋初四川の交子鋪とは全然同一でないにしても、其間の類似は頗る近い。櫃坊が發展して交子鋪となつたものと見るのが妥當であらう。鐵錢重くして行用に不便を感ずるだけでは、交子を發生せしむる原因にはならない。前代から櫃坊といふものがあつて、錢物を預ることを營業とし、商民の信用を繫いで、その手形が見錢同樣に受授されてゐたればこそ、鐵錢を預託して交子を行用する途が開けたのである。

しかるに交子發行の利益が增大するに隨うて、交子鋪濫立の弊を見るに至つたので、これを統制する

ために、交子流通の中心地たる益州において、十六戸の交子鋪よりなる組合が成立した。これが眞宗朝の初年のことである。政府もこの交子鋪組合に援助を與へたので、茲に交子の制度が完全なる兌換券制度として確立するに至つた。

其後仁宗の天聖二年(西紀一〇二四年)、政府は交子發行權を組合から收奪して國家に移管してゐるその理由は、第一に、贋造交子が行はれて一般使用者に迷惑を及ぼしたが、組合の力ではこれを取締ることができないといふことであつた。第二に、交子鋪のうちに產衰へて負ふ所を償ふ能はざる者を生じ、顧客に損失を與へたといふことであつた。かくて民間交子の發行は姦弊百出、聚衆爭鬧、爭訟大起、遂に全交子鋪の閉鎖命令を見るに至つたのである。しかし之れは單に口實であつて、本當の理由は民間勢力の擡頭を禁壓するために交子移管が行はれたと見るべきであらう。古來四川の地は物資豐贍にして獨立性に富む。殊に北宋時代における情勢はこの傾向を多分に孕んでゐたので、政府は常に細心の警戒を怠らなかつた。交子官營が餘剩富力の中央收奪に最も便利な手段となつたことは云ふまでもない。

政府は交子務を置きて一貫より十貫に至る數種の交子を發行した。また三年を一界として交子の期限を定め、界每に百二十五萬六千三百四十緡を以て流通額の標準とし、且つ三十六萬緡の「本錢」すなはち兌換準備金を置き、隨時兌換に應じた。一旦兌換又は收納した交子はすべて毀抹せられ、舊交子の再

發を行はない定めであつたから、第一界第一周年における發行總額は三百八十八萬四千六百緡に上つてゐる。之れを流通標準の百二十五萬緡に當てて考へると、一年間に凡そ三回の環流を見た計算になる。かなり活潑に流通してゐたことが推測される。

民營時代の交子には强制通用力がなかつたから、交子鋪の信用と一般の需要とに應じて無理のない發達を見たのであるが、官營となつてからは强制通用力が備はるやうになつたから、不自然な膨脹も行はれた。一界の流通標準は規定されてゐたが、一つの界の期限が終らぬうちに次の界の發行が行はれて、兩界の流通額が重り合ふこともあつた。後には一界の流通限度が弛んで著しく膨脹し、また本錢の制も守られぬやうになつた。

大觀元年(西紀一一〇七年)、詔して交子務を錢引務と改め、交子を錢引と稱した。當時の發行額は天聖の一界に較べて二十倍を超えた。天聖の一界は百二十五萬六千餘緡であるから、その二十倍を超えたと云へば、二千六百萬緡にも及んだのであらう。蓋し陝西方面の戰費捻出がこの增發を招來したのであつた。この濫發と同時に兌換停止が行はれて、錢引は遂に不換紙幣となり終つた。その結果として錢引一千文は錢十數文の値しかないやうになり、物價騰貴して庶民の生活をも脅威した。

南宋においては、高宗の紹興元年（西紀一一三一年）軍費をつくるために「關子」を發行し、現錢ま

たは茶・鹽・香料などの鈔引に兌換する制度を創めたが、三十年ばかりの間に兌換不能に陷つて全く信用を失墜した。その後、交子の制に傚うて「會子」を發行したが、これまた濫發によりて兌換不能になつてしまつた。理宗の景定五年（西紀一二六四年）金銀見錢關子をつくり、會子の復活を策したが遂に及ばず、弊害百出して南宋の滅亡を見るに至つた。[5)]

降つて金・元・明の歷代に亙り、各種の紙幣が行はれたが、概ね發鈔過濫の歷史を繰り返すに過ぎなかつた。その結果として中世から近世初頭の支那民衆は紙幣なるものに對する信賴を全く失うてしまうた。明朝末期に至つては、紙幣發行を企てることが不可能と思はれるほどに、事態は惡化してゐた。

淸朝は國家草創の際に、國帑の窮乏に追はれ、世祖の順治八年（西紀一六五一年）鈔貫之制を定めて、一時少額の紙幣を發行したこともあるが、民衆が好まないので、明朝亡びて間もなく、之を廢止してしまうた。その後は歷朝の失敗に鑑みて紙幣を恐しいもののやうに考へ、久しく金屬貨幣だけが流通した。仁宗の嘉慶十九年（西紀一八一四年）、蔡之定が財用補充のために紙幣の發行を建言して、痛く皇帝の咎を受けたのは有名な話である。ただ文宗の咸豐二年（西紀一八五二年）、長髮賊の蜂起による財政窮迫を見るに至つて、戰費の一部を捻出するために、銀兩單位の官票竝びに錢貨を表す錢鈔を定め、官銀錢號をして之を發行せしめ、また別に戶部より寶鈔を發行した。しかし是等の紙幣もまた歷朝の轍を履んで

廢消するに至つた。

補　註

(1) 鄭司農の引用した「抱布貿絲」は毛詩の衞風第五「氓」の一章にある句である。即ち

氓之蚩蚩。抱布貿絲。匪來貿絲。來卽我謀。送子涉淇。至于頓丘。匪我愆期。子無良媒。將子無怒。秋以爲期。

とある。これは、絲を買ふことを口實にして男が女に接近し、室家の道を謀らんとする樣を詠うた詩で、女の言葉を以て作つてある。――流れて來た男が、蚩蚩然と敦厚な顏をして、布を抱きて來り、絲を買はうと云ふ。實は絲を買ひに來たのではない。私を誘ひに來たのであつた。すでに誘はれて男を送り、淇水を涉りて頓丘の地に至つた。男は一日も早く夏の中にも會はうと云うた。私もさう思ふが、君に善き媒がなからう。君願くは怒るなかれ、秋を以て期となさん。――といふほどの意味である。布を貨幣と解してもよいが、それは古布卽ち錢貨のことであらう。また布帛を抱いて來り、その原料たる絲に貿へたと解する說もある。いづれにしても、この詩の布を里布と解すべき理由はない。詩の全篇六章を通讀しても、女が容色衰へて棄てられるまでの哀情が叙べてあるだけで、紙幣を握つて絲を買ひに來たことなどは詠うてない。

(2) 陳度　中國近代幣制問題彙編　卷三紙幣　三頁

(3) Morse, The Trade and Administration of China, p. 132.

(4) 加藤繁　交子の起原に就いて　史學　第九卷第二號（昭和五年六月）
日野開三郎　交子の發達に就いて　史學雜誌　第四十五編第二號（昭和九年二月）
加藤繁　唐代櫃坊考　東洋學報　第十二卷第四號（大正十一年十二月）

(5) 交子・會子・關子は本來ほぼ同じ意味の言葉で、交・會・關はあはせる・突きあはせるといふことを意味し、交子・會子・

鬬子は突きあはせるもの卽ち突き合せて間違なきを確める證據書類を指すに外ならぬのであらう。されば是等の語は適用の範圍が廣く、ある場合には今日いふところの約束手形を意味し、ある場合には送金手形を指し、ある場合には送り狀を指し、ある場合には種種の許可證を指し、また或る場合には紙幣を斯く呼んだのである。四川の交子・南宋の會子は紙幣であつたけれども、交子・會子は專ら紙幣を意味する語であつたといふことは出來ぬ。また是等の語を以て、或は專ら約束手形を意味し、或は專ら送金手形を意味するものと見ることもできない。（加藤繁　交子・會子・鬬子といふ語の意味に就いて　東方學報　第六册　昭和十一年二月參照）

今古を通じて綜觀すると、支那の幣制は之れを三つの時代に大別することができるやうに思はれる。

第一は上古から唐代に至るまでである。

これは大體において物品貨幣が支配した時代である。物品貨幣には、農産又は農具の類を表徵するものと、寶貝の如き裝飾品を表徵するものとの二つの源流が求められる。金銀の鑄造も行はれたが、それはやや形の定つた秤量貨幣として狹い範圍に行はれたといふだけで、未だ計數貨幣にはならなかつた。銅貨も古くから行はれたが、金銀との比率は定まつてゐない。定められても行はれてゐない。要するに、この時代には貨幣に關して制度といふほどのものは出來てゐなかつたと見ても大過ない。

第二は唐代から淸代の中頃までである。

これは貨幣經濟の著しき發達を見た時代である。この時代に入つて支那は漸く物品貨幣の制度から脫け出したと云うてもよい。まだ完全に計數貨幣の時代にはなつてゐないが、大體において金屬貨幣が流通生活を支配するやうになつて來た。金屬貨幣を表す紙幣が本當に流通するやうになつたのも、唐宋以後のことである。この時代を次の時代と區別する特徵は一切の貨幣制度が支那のものであつて、外國の影響を受けてゐなかつたといふ點にある。

第三は十七世紀末葉以降今日に至るまでである。

この時代に入つて支那はおひおひ國際經濟の風浪をうけるやうになつた。支那固有の幣制を押し除けて、西洋の幣制が侵入して來た。その影響が海港から奥地へと浸滲するにつれて、支那の幣制は新舊の過渡期における相剋摩擦を感ずるに至つた。淸末から國民政府時代に及ぶ幣制問題は概ねこの近代的懊惱を帶びてゐる。幣制を支配する者は經濟を支配する。斯くの如くに觀じ來るときは、近代における支那幣制史は、西洋系幣制が支那系幣制を排して、支那の經濟生活を席捲せんとする侵略の歷史である。一九三三年の廢兩改元は洋幣が華幣の最後の堡壘を覆滅した決戰であつた。さうしてこの洋幣と應呼して支那の天下に覇を樹てんとした者が卽ち蔣介石の國民政府であつた。一九三五年の法幣制定に加擔することによつて英國はこの國の經濟に君臨せんとした。いま日本はこの侵入者を東亞の天地から驅逐し

ようとしてゐる。それが今日のいはゆる法幣問題である。

第二章　民國革命前後の幣制

第一節　銀貨層と銅貨層

一九三五年の幣制改革によりて、いはゆる法幣が創定されるまでは、支那は普通に銀本位國だと思はれてゐた。銀本位國であつたことに違ひはないが、正しく云へば、これだけでは盡してゐない。銀本位制も行はれてゐたといふべきであらう。支那の幣制に造詣の深いカンはその名著 Currencies of China (1927) の開卷劈頭に次のやうに云うてゐる。

支那には、廣義に於ける一定の通貨本位は存在しない。內地の民衆は實際に終生銅貨を使用してゐる。さうして法律は今日まで支那に適用し得べき「通貨」の名稱を明白に確定してはゐないけれども、銅貨が廣汎に流通してゐるのに鑑みて、銅貨がこの國の眞實の通貨であることには疑がない。法制の上から見ると、銀元を唯一の若しくは少くとも主たる本位貨と解すべき規定がないではない。即ち清末宣統二年（一九一〇年）四月の幣制則例には國幣の單位を圓と定め、無制限に通用すべき旨が

規定してあつた。また革命直後、民國三年（一九一四年）二月八日公布の國幣條例には

第六條　一圓銀幣は數に制限なく通用す。五角銀幣は每次授受合して二十圓以內、二角・一角銀幣は每次授受合して五圓以內、ニッケル貨と銅貨とは每次授受合して一圓以內を限りと爲す。但し租稅の收受竝びに國家銀行の兌換には此種の制限を適用せず。

と規定し、國幣條例施行細則には

第八條　凡そ中國境內に在りては、國幣を以てする授受は、何種の款項たるに論なく、すべて拒絕することを得ず。

とある。これは袁世凱銀元に關する規定であるが、民國十五年北洋軍閥の北京政府を打倒して都を南京に遷した國民黨の政府も、銀行公會や錢業公會等の請願を容れて、大體においてこの國幣條例を繼承した。銀元の袁世凱像を孫文像に改め且つ幾分純分量目を輕減したが、銀元の强制通用に關する規定は其儘にした。さらに民國二十二年（一九三三年）三月八日廢兩改元の直前に公布された銀本位幣鑄造條例においても

第八條　凡そ公私款項及び一切の取引は銀本位幣を以て授受す。其の用數每次均しく制限無し。

と規定してゐる。だから法制上において支那が銀本位國であることには疑を容れる餘地はない。問題は

事實の如何にある。

事實に卽して云へば、一九三五年幣制改革以前の支那においては、少くとも二種の金屬貨幣卽ち銀貨と銅貨とが相竝んで本位貨として行はれてゐた。さらに遡つて云へば、一九三三年の廢兩改元以前には、銀貨には秤量貨幣たる銀兩と計數貨幣たる銀元とがあつた。銅貨は「輔幣」と稱せられてゐた。法制上の起原を云へば、まさに補助貨幣として鑄造せられたものである。しかし事實は銀貨と竝んで無制限に通用する本位貨であつて、補助貨ではなかつた。

これは銀銅複本位でもない。複本位ならば銀銅の間に確定の交換比率が立たなければならないが、兩者の比率は全く定まらずして日日刻刻に變動してゐた。强ひて複本位の名稱に執着するならば、それは崩潰したる複本位である。法規の上では銀幣と銅幣との比率が定めてあるが、それは全く弛頽してゐる。崩潰し弛頽した複本位は既に複本位ではない。むしろいはゆる雜種貨幣 Sortengeld に當るものであらう。求めて稱するならば、それはいはゆる竝行本位 Parallelwährung に近い。ただ對外的には主として銀貨國として現れてゐたところに一概に竝行本位國と斷じかねる點もあつた。現實に卽して云へば、一九三五年十月、銀の輸出を禁制するまでの支那は、對外的には銀本位國であつて、對內的には銀銅竝行本位國であつた。

之れを要するに一九三五年幣制改革以前の支那を銀本位國だと斷言するのは、あまりにも大雜把な議論である。開港場では銀で相場が建てられ、銀で取引が行はれてゐたが、それは卸賣のことであつて、小賣値段は銅と銀との二通りに建つてゐた。前者は苦力のやうな貧民のために、後者は外國人並びに富裕なる支那人のために。奥地へはいると銅貨しか見られない。また何處へ行つても、殊に軍閥の蟠據するところでは、多額の不換紙幣と銅券が流通してゐた。

誇張して云へば、支那には銀貨の流通する經濟層と銅貨の流通する經濟層とがあつた。これは精確に截然と劃定し得ることではないが、銀貨は主として外國貿易や大取引に用ひられ、銅貨は主として小取引に用ひられた。開港都市の取引は概ね銀建であつて、奥地農村の取引は銅建による場合が多かつた。銀貨と銅貨の間には、外國貨幣の間におけると同樣に、日日交換相場が變動した。この變動が往往にして銀貨層に屬する人人と銅貨層に屬する人人との間に利害の乖離を來した。

銀貨層と銅貨層の人數及び取引高を數字によつて比較する資料を缺くが、取引高に於ては銀貨層が大きく、人數においては銅貨層が多かるべきことは、支那奥地を旅行して實狀を見聞したる者の齊しく首肯するところであらう。奥地の農民には一生銀貨に手を觸るることなくして果つる者さへ多いと云はれてゐた。支那の農村を描いたパアル・バックの小說「大地」では、阿蘭といふ女が初子を生んだときに、

その夫から銀貨を貰うて「あたしが銀貨を持つのは、生れてから初めてです」と述懐してゐる

ケンムラア教授は、米國議會の委員會で、議員の質問に答へて「精確には云へないが、平常銅を本位貨として用ひ慣れてゐる人人の方が銀を用ひてゐる人人より多いだらうと信じる」と斷じ、さらに次のやうに述べてゐる。

最近私は米國の遣支財政專門委員會の委員長として、約一年間を支那に費し、支那各地における通貨狀態について周到なる研究を遂げた。私たちは各省における通貨狀態を調査するために、全國に亙つて質問票を送つた。その結果中心都市（滿洲を除く）における大取引は多く銀貨によりて行はれてゐるが、田舍における小取引の大部分が銅貨によりて行はれてゐることを興味深く發見した………。買物のために市場に集ふ大衆の、その取引の大部分は銅貨で行はれてゐる。[1]

また教授は中國幣制法草案においても「銅幣は極めて重要なる役割を勤める、支那の人口の大部分の貨幣取引は殆どこの鑄貨によりて行はれる[2]」というてゐる。これは支那人口四億五千萬の八割近くまでが農民層に屬する點から見て首肯し得ることである。

之れを要するに、清朝末期から國民政府時代に至る革命の支那には、少くとも、（一）銀系の通貨として銀兩・銀元竝びに之れを代表する紙幣がある外に、（二）事實上の本位貨として銅元竝びに之れを代表

する紙幣があり、(三)また銀輔幣竝びに之れを代表する紙幣があつた。(四)さらに靑銅の方孔制錢竝びに之れに當る紙幣も行はれてゐた。制錢の通用は數量においても範圍においても漸次制限せられ、最近にはよほど減少してゐたが、銅元は最近に至るまで廣汎なる流通地盤をもつてゐた。

この銀貨層と銅貨層の對立は、支那の經濟に特異の問題を提起し、殊に農村經濟の上に、銀價の騰落に關聯して重大なる影響を及ぼした。

商工業と農業とが竝び行はれてゐる國では、資金が季節を定めて都會と田舍の間を交流するのが例になつてゐる。支那では農產物の買出は多く銅貨を以て行はれてゐるから、銅貨は刈入れの秋を目ざして奥地に出廻り、作物の買出が終る頃から初夏にかけて漸次都會に還流する。粒粒辛苦の作物と交換に銅幣を得た農民は、やがて之れを都會の商品に代へ、または借金の返濟に充てるのである。

この季節的需給が支那における銅貨の相場を支配する重要なる素因となつて、銅貨と銀貨との交換比率に週期的高低を示してゐる。すなはち銀貨を以て表した銅貨の相場は每年收穫期から農村決濟期の舊正月にかけて昂騰し、舊正月を轉機として一氣に顚落するのが常例になつてゐた。

この週期的變動はつねに商人の乘ずるところとなつた。彼等は銅幣の安いときには銀に代へて之を買入れ、高くなると農村に出かけて之を農產物に代へた。素樸な農民は銅幣を高い通貨として受取り、安

い通貨として支拂ひ、その間何割かの損をする。農產物の仲買人と金貸との間には往往にして聯契があり、また同一人である場合も多いから、茲にドラゴニ教授のいはゆる「農家の耕作原費よりも低く市況の關係よりも安い値段[3]」で作物の叩き買ひをする機構が存在し得た。

一九三五年幣制改革直前の數年間における如く、銀の購買力が昂騰しつつある場合には、銅貨層における農民の負擔は次の如き事態と交錯して一層緊迫を加へた。

第一　およそ農民の受取るものは、農作物の代金でも、農業勞働者の賃金でも、銅建で計算される場合が多いのに、農民が買ふ物の價格は往往にして銀建になつてゐた。この場合には農民は稼いだ銅幣を銀幣に換算して支拂はねばならぬから、銀が騰貴するほど農家の支出は增加する。農民の買ふ物は多くは都會の工業品である上に、近年都會においては銀建取引の範圍がますます擴大して來たから、農村もおいおい銀建に轉向しつつはあつたが、銀貨層と銅貨層との間隔はなかなか解消するに至らなかつた。

第二　農民は借金を銀貨で支拂ふ場合が多かつた。借るときは銅貨で借りても、決濟は大抵銀貨で要求された。從つて銀の騰貴は負債の增加と同樣の結果になつた。

支那農民の負債は極めて重く、その利息は至つて高い。中央銀行經濟研究處の調査報告によれば、我國本部十八省及び察哈爾・綏遠・寧夏・新疆を合せて農家約五千五百二十五萬戶あり。各方面に

ついて調査するに、其中每年債を擧げざるを得ざる者は、少くとも百分の五十以上にあり、每年每戸三十元平均の計算として、その總額は八億二千八百萬元以上に及ぶ。これなほ最低限度の計算なり。其中低利を以て借り得る資金は極めて少部分のみ。銀行などより借り得る者は更に百分の五にも逮ばず。大多數の錢債糧債の利率は平均月息三分以上にあり、月息一割に至るものも亦少からず[4]とある。また張心一氏が中央農業實驗所の報告に基きて計算したるところによれば、一九三三年における二十省七百三十七縣の報告に徵して、負債農家は農家總數の六割二分に當り、利率は平均月息三分六厘の高利になつてゐる[5]。

農業金融の組織は極めて幼稚で、その大部分はいはゆる高利貸の手に握られてゐる。中央農業實驗所が全國二十二省一千二百餘縣について調査したるところによれば、一九三四年における農民借金の來源は左表の如くであつて、私人と商店とで八割以上を占めてゐる[6]。

農民借款來源百分數表

銀行	二・四
合作社(信用組合)	二・四
典當(質屋)	八・八
錢莊	五・五

商店	一三・一
私人	六七・六

債權者の最も喜ぶ擔保は土地であるが、最も普通に行はれるのは作物を擔保としての短期金融である。收穫直後農産市價の下りつつあるときに賣控へて、値上りを待つために作物を擔保として借入れる場合もあるが、そんな餘裕のあるのは寧ろ例外であつて、多くはいはゆる青黄不按に際し、作物の成熟を待つ暇もなく、刈入れ前に之れを見返りに高利の借金をする。然らざれば安い値段で商人に賣渡してしまう。金貸と地主と農産商人との間には密接なる聯契があるか、または往往にして同一人であるから、其間農民搾取の機會が生じ得る。

農民の大半が借金を負ひ、利息が高い上に、銅幣で借りた金も銀建で決濟せねばならぬのであるから、銀價の騰貴はさらぬだに高い名目利率の上に更に隱れたる利息を加被する結果となり、農民の生活をいよいよ壓迫することになつた。

第三　租税についても負債の支拂におけると同樣のことが云へる。支那農民の租税負擔は甚だ重い。しかもそれはすべて銀建で支拂はねばならなかつた。

バック教授が七省十七縣二千八百六十六農場について調査したるところによると、租税は家族勞働を

算入したる農場經費總額の三分九厘に上り肥料代を凌いでゐる。[7]

平均農場經費とその百分率

項目	金額	百分率
家族勞働	六四・二二元	四七・〇%
雇傭勞働	二四・八七	一八・二
資本消却	七・四四	五・四
雜件	六・九〇	五・一
飼料	六・六三	四・八
建物	五・四四	四・〇
租税	五・二八	三・九
肥料	四・六五	三・四
家畜代金	四・二五	三・一
農具	三・七二	二・七
種子	三・二四	二・四
合計	一三六・六四	一〇〇・〇

地主が自ら農場を經營する場合の外は、如上の經費を支辨して得た收穫の內から地代が支拂はれる。地代としての地主の取分は、地方によりて一定してゐないが、概言すれば全收穫の四割見當と推算され

てゐる。[8] 地代を定むる方式には、收穫に對する歩合を以て定むるものと穀物又は現金の一定額を以て定むるものとがある。定額現金を以て地代を定むることは寧ろ異例に屬するが、この場合には地代は農家の現金經費となるから、銀價騰貴に關聯して、金利及び租税と同樣の問題が起り得た。

田賦卽ち地租は支那における地方財政の根幹である。その税率は地方によりて一定しない。普通は地價の百分の二乃至三であるが、江西省の如きは百分の六を超ゆる例もある。さうして多くの場合においては、この本税を超ゆる附加税が課せられてゐる。[9]

さらに農民の負擔は徵税制度の缺陷によりて一層加重されてゐる。例へば、北支の農村においては、租税が糶合による請負人によりて徵收せらるる地方が少くない。請負人は更に下受人を定める。是等の徵税人は多くは地方における顔役であつて、農村經濟に寄生する無賴の徒である。

銀價の騰貴に乘じて、支那の農民が賦課の誅求に遭ふことは舊い時代からの話である。すでに淸の宣宗の道光年間（一八二一―五〇年）において、外國商人が阿片の輸入に代へて銀を持出したために、銀價が激騰して一オンスにつき制錢一千五百から二千二百に上り、苛酷なる收税吏が奇貨措くべしとして銀銅比率の裁定に手加減を加へたために、農民の負擔は事實において倍加した。これに續く文宗の咸豐年間においても、外國に對する賠償金の支拂、外國工業品の輸入、竝びに特に英國商人の阿片賣込の結

果として銀が流出し、銀價は銅價に對して昂騰し、醜吏の搾取と相俟つて著しく農民の負擔を加重したために、屢〻暴動一揆を起してゐる。

一八七〇年代以降は、世界大戰當時を除いては、銀價は概して落潮を辿つたのであるが、銅幣並びに之れを代表する紙幣の價値も、濫發によつて崩落したから、銀銅比價の季節的變動と相俟つて、銅貨層は殆ど正規的に銀貨層の搾取するところとなつた。一九三一年以來、米國の銀政策による銀價騰貴が、彌が上にもこの傾向を助長して、さらぬだに疲弊せる支那の農村に重き首枷を加へたことは言ふまでもない。

銀銅竝行本位が農民搾取の具となつて農村の窮乏を助長したことは上述の如くであるが、この制度が偶然にも國民生活の安定に幾分の寄與をした點も看過してはならぬ、アーサア・ソルタアは銅幣が「銀及び銀元の價値變動の影響に對して或る程度までクッションたるの作用をする」[10]といふてゐる。一九二九年から三一年にかけて銀價は暴落したが、銅幣は銀元に對して騰貴した。一九三一年から三五年へかけては銀價は暴騰したが、銅幣は銀元に對して激落した。その結果として、支那の銅幣はこの前後を通じて銀元よりも世界全體の物價水準に寄り添うてゐた。從つて銅幣を以て受取り銅幣を以て支拂ふことの多い銅貨層の人人は、銀貨層の人人ほど生活の動搖を感ずることなくして暮し得たとも云へる。

しかしこれは偶然のことであつて銀銅竝行本位制に當然この安定作用があるのではない。これを以て、この制度を銅貨層のために良き制度と推斷するの誤れることは、銀價が安定してゐるのに銅幣が濫發その他の原因によりて暴落した事例の極めて多いことを想起すれば了解できる。加之、銅貨層の人人といへども銀建の支拂はかなり多かつた。故に銅幣の安定性よりもその搾取性の方が遙に强かつたと見て大過ない。

補註

(1) Hearings before the Committee on Ways and Means, House of Representatives on H.R. 9745, May 25 and 26, 1934, p. 101.

(2) Project of Law for the Gradual Introduction of a Gold Standard Currency System in China together with a Report in Support thereof, 1929, p. 50.

(3) C. Dragoni, Report on Agricultural Reform and Development in China. (Annexes to the Report to the Council of the League of Nations of its Technical Delegate on His Mission to China, Shanghai, 1934), p. 182.

(4) 中央銀行經濟研究處　中國農業金融概要（民國二十五年）四頁

(5) 張心一　一九三三年中國農業經濟概況（中行月刊　第八卷第一・二期）五三頁

(6) 前揭　中國農業金融概要　八頁

(7) John Lossing Buck, Chinese Farm Economy, (1930), p. 74.

(8) J. L. Buck, op. cit., pp. 147 f.
(9) C. S. Yao, The Agricultural Depression and Some Suggested Remedies (China Quarterly, Dec., 1935), p. 129.
(10) Arthur Salter, China and Silver (1934), p. 47.

第二節　金屬貨幣

清末から民國初頭にかけて行はれた支那の金屬貨幣は、これを大別して、銀兩・銀元及び小額貨幣の三種とすることができる。

第一　銀　兩

一九一四年以來銀元本位制の法規が儼存してゐたに拘らず、これが行はれなかつた主なる原因の一つは、古來民間に慣熟した秤量貨幣の遺制として、銀兩が流通してゐたことにある。

兩は元來重量單位の名稱である。銀兩は之れに因む秤量貨幣として行用されたものである。それが或は馬蹄銀・銀兩幣の如き「實銀兩」として、或は庫平兩・海關兩の如き Money of account たる「虛銀兩」として、內外各種の銀元貨幣と竝んで、大取引における主要通貨として受授されたのであつた。

貨幣秤量の基準たる「平」卽ち衡器の種類は、その用途により、また地方によりて、多種多様に分れた。その上に、貨幣として用ひられる銀の標準品位もまた用途により地方によりて多岐多端であつた。從つて銀兩の種類は極めて多數に上つた。その重要なるものを大別すると次の四種になる

（一）　庫平兩

一九一一年の革命以前、さらに正確にいへば、一九一四年の國幣條例發布に至るまでの約二百年間における公定の本位通貨は庫平兩であつたと云ふことができる。庫平は淸の康熙帝が國庫の收支を量るために定めたものである。關稅竝びに物納又は銅幣建による以外の租稅の計算には總てこの單位が用ひられた。しかしこれも實際には中央と地方との間に差異を生じ、また收入には大なる兩を用ひ支出には小なる兩に據るなどのことがあつた。この不便を除くために、日支間には、下關條約に於て、純銀五七五・八二グレーン卽ち三七・三一二五グラムを以て庫平一兩と定めた。爾來國際的にはこの標準が用ひられてゐる。民國四年の權度法においては、五七五・六四二グレーン（三七・三〇一グラム）と規定してゐる。

（二）　海關兩

海關において關稅を徵收する銀衡の單位である。しかし海關兩に當る衡器があるのでもなく、またこれを表す銀錠があるのでもない。各地各種の通貨を以て關稅を納むるに際し、計算の基準として用ひら

れた單位であつて、貨幣としては虛銀兩である。海關兩の起原は、阿片戰爭の後に廣東における關稅計算の標準を規定したに始る。其後各地の海關において徵稅に用ひらるる銀兩の標準に差異があつて、海關手續の上に不便を見たので、各國は支那との通商條約において海關兩の基準を規定するに至つた。例へば一八五八年の條約において、英國とは純銀五八三・三グレーン、佛國とは三七・七八三グラムと定められた。後には一般に五八一・四七グレーン（三七・六八グラム）の基準が用ひられた。海關兩は外債收支計算の單位ともなつた。

（三）漕平兩

古來、南方より官に納むるために北京に送つた貢米を、銀を以て折納する場合に用ひられた計算の單位である。普通は五六五・七グレーンとなつてゐるが、必ずしも一定しない。しかしその差異が割合に小さいので、上海を初め南方各地の一般用平となつてゐる。

（四）市平兩

一般民間に用ひられる各地の銀兩であつて、その種類は甚だ多く、數へ切れぬほどある。就中上海の規元銀は最も金融界に用ひられた。漢口の洋例銀・天津の行化銀・錢莊の用ふる錢平銀・等はその主要なるものである。

銀兩は多く馬蹄銀卽ち元寶の形において流通した。銀條も行はれた。地方によつては鑄貨となつた銀兩すなはち銀兩幣もあつたが、之れは廣く用ひられなかつた。馬蹄銀の鑄造業者として銀爐又は爐房があつた。またこれを鑑定しその品質を證明するために公估局があつた。信用ある銀爐が鑄造し公估局が證明した馬蹄銀は、取引毎に秤量することなくして、多くは計數貨幣と同樣に流通した。銀元の鑄造が增加するにつれて、馬蹄銀は漸く減少し、銀兩建の取引でも、實際の受授に際しては、銀元を用ふる場合が多くなつた。かくて銀兩は槪して虛銀兩となり終つたが、計算の單位としては尙ほ久しく勢力を失ふに至らなかつた。

支那の兩と同樣に、秤目單位の名稱を以て貨幣單位の名目に當て用ふることは、多くの國に於て行はれたことである。例へば英貨の Pound Sterling に於てパウンドは秤目單位の名稱であつて、スタアリングは銀の品位を示す言葉である。ヘンリイ二世の一一五八年からヘンリイ八世の一五四三年に至る四世紀の間は、貨幣一パウンドはまさに銀一パウンドに當つた。一パウンドは十二オンス＝二百四十ペニイウエイト＝五千七百六十グレーンである。この銀の品位は千分の九二五であつたから、十一オンス二ペニイウエイトの純銀と十八ペニイウエイトの合金とを含んでゐた。この品位が卽ちスタアリングと呼ばれるものであつた。この制度はヘンリイ八世とエドワアド六世の貨幣改鑄によりて減價されたが、エ

リザベス女王の一五五八年に復興されて一八一六年の銀本位廢止まで續いてゐる。この年からは、金貨がこの名稱を承繼したが、それは單に貨幣單位の名稱として存續しただけで、秤目とは何の關係もないものになつてしまうた。日本昔時の貨幣の兩も、元來秤目に因むもので、權衡の兩は舒明天皇の御代に唐制に倣うて定められたのが濫觴である。イギリスのパウンドや日本の兩においては、幾度改鑄されても、實在の貨幣が流通してゐたから、秤目の觀念から遊離して貨幣價値の單位が成立したのであるが、支那の場合は多くは秤目による虛銀兩が Money of account として用ひられ、之に當る鑄貨が弘く行はれなかつたために、貨幣の惡鑄の代りに權衡の低減が行はれ、各種の平による兩の分岐紊亂を見るに至つたのである。計數貨幣制度ならば幣制の紊亂となつて現れることが、秤量貨幣制度であつたために秤制の紊亂となつて現れたのである。

第二　銀　元

支那において銀元が計數貨幣として用ひられたのは、外國貿易によりて輸入された西班牙弗に初る。明末十六世紀の後半において、スペインはフィリッピンを攻略して東洋貿易の根據地とした。その頃からフィリッピンを通じて西班牙弗の流入を見た。其後英國東印度會社が支那貿易の牛耳を握るやうにな

つたが、その決濟は概ねこの銀貨を以て行はれた。

淸の高宗の乾隆二十二年（一七五七年）支那は外國貿易を廣東一港に制限した。カロルス弗と呼ばれる銀貨は多くこの海港から流入した。カロルス弗とはスペイン王カロルス三世（一七五九—八八年）又はカロルス四世（一七八八—一八〇八年）の肖像ある銀貨であつて、その頃スペイン領であつたメキシコにおいて鑄造せられ、フィリッピンのスペイン商人によりて行用されたものである。支那對外貿易が發展するにつれて、この銀貨の流入高も增進し、その流通地域も漸次に擴大して、南支から揚子江流域に及び、遂には支那全土に伸びんとする勢を呈した。カロルス弗以外の銀貨も多く輸入されたが、支那人の愛着は慣用によつて專らカロルス弗に集つた。一八〇八年カロルス四世が退位して、その鑄造が停止されたために、供給に不足を生じ、他の弗貨との間に高率の打步を生じたことさへあつた。

カロルス弗以外の外國銀貨にして支那に行はれたものは、表面に鷲の圖があるので鷹洋とも呼ばれた墨銀すなはち墨西哥弗を初めとして、ボリヴィア・チリイ・ペルウ・等南米諸國のものがある。米國の貿易弗・印度支那のピアストル・日本の一圓銀貨・香港弗等も盛に流通した。しかしカロルス弗の跡を嗣けて最も弘く行はれたのは墨銀であつた。十九世紀の末から二十世紀の初にかけて、支那自鑄の種種の銀貨が發行されたが、遂に墨銀を追ふことができなかつた。一九一一年の革命當時において、支那に

ける墨銀の流通高は四億元乃至五億元に上つたと云はれてゐる。蓋しメキシコ鑄造の銀貨は、十八世紀末以來、南北兩米を初として、廣く印度・日本・等の太平洋岸諸國に流通したもので、日本・支那等において、近代的計數貨幣の濫觴をなしたのは、この銀貨であつたといふても過言ではない。

外國銀圓の盛行は、支那の新進政治家によりて、主權の侵越と非難され、また國家財政の障害と嫌厭された。茲に於て、淸の光緒十三年(一八八九年)、廣東總督張之洞は、外國銀圓驅逐のために、銀元を自鑄すべきことを奏請し、勅許を得て、光緒十六年から、廣東の造幣廠で「光緒元寶」の銘ある銀元を開鑄した。これが「龍洋」即ち淸代における支那政府銀圓の嚆矢である。尤も、之れより曩き、道光十八年(一八三八年)に、福建省政府の銀圓が臺灣で鑄造されたことがあるが、この銀貨は表に福祿壽の像を裏に鼎を刻したもので、龍紋はなかつた。容量はカロルス弗に擬したものであるが、惡鑄粗造のために弘く流通するに至らずして影を潜めた。

其後數年、武昌及び天津にも造幣廠が設立され、それぞれ銀圓を鑄造するやうになつたが、遺憾なことには、その品位量目は廣東龍洋と多少の差異があつた。これが各省に對して惡例を示すやうなことになつて、貨幣制度紊亂の勢を加重した。即ち各省は、利のあるに委せて、龍洋を濫鑄した。その品位量目も一致を失うたために、通用は發鑄省内に限られ、一歩省疆を出づれば、その價値區區として定まら

ざる有樣となつた。價値が定らないから各種銀元の間にグレシャムの法則も行はれず、おのおの相場を異にして市場に竝び用ひられた。斯くの如くにして一九一一年の革命に及んだ。

革命の後、民國政府は幣制の確立を企圖し、民國三年（一九一四年）の國幣條例を以て銀圓を本位貨幣と定めた。また天津竝びに南京の造幣廠を指定して、當時の大總統袁世凱の肖像ある一圓銀幣を開鑄した。初は品位千分の九百、重量庫平七錢二分、純銀六錢四分八釐（二三・九七八グラム）としたから、從來の龍洋より優位の貨幣となり、引換に際して少からぬ損失を蒙つたので、遂には品位を千分の八百九十に引下げ、純銀二三・九〇二五グラムを以て一圓とした。

袁像洋の前に墨銀は頽勢を示した。しかしそのために市場は銀圓の缺乏を告げたので、龍洋を一掃することは困難であつた。市場には袁・龍二種の自鑄銀圓が相場を異にして竝び行はれたが、大勢を支配したものは前者であつた。袁像洋は全國に亙つて流通した。邊陬の地にも行はれた。支那における幣制統一の黎明を告げたものはこの銀貨であつたと云うてもよからう。

第三　小洋

支那民衆の生活程度は極めて低位であるから、實際においては、本位貨幣よりも小額貨幣たる補助貨

幣の方が弘く用ひられた。小額貨幣には銀輔幣と銅輔幣とがある。

銀輔貨も、銀元と同じく、光緒十六年（一八九〇年）から廣東造幣廠において開鑄された。品位八二〇とし、十進法によつて十角を一圓とし、五角・二角及び一角に當る名目貨幣を造つた。大洋たる銀圓に對して、小洋・洋角・毫洋・等と呼ばれるものが卽ち是れである。

小洋の鑄造も、圓銀と同樣に、當局にとつて極めて有利な事業であつた。それで各地の政權において競つて之れを濫發したために、價値下落して十進法の原則は幾許もなくして覆滅してしまうた。

一九一四年の國幣條例は新に銀輔幣の制度を定めて、品位を七〇〇とした。政府は、一九一七年以降、天津の造幣廠において之れを鑄造せしめ、舊來の小洋を整理しようとした。この新貨は北支の民間においては歡迎されたが、治外法權の上海においては、錢業者の反對に會うて弘布を妨げられ、依然として舊小洋が優勢を保つた。新小洋も亦やがて濫發によつて十進法を失うてしまうた。玆に於て、本來大洋に對する補助貨幣として初まつた小洋は、遂に大洋から絶緣して、名目貨幣たる實を失ひ、大洋勘定と竝んで小洋勘定の相場と取引とが行はれるやうになつた。

第四　銅　元

民衆の生活に最も密接なる關係をもつたのは、銀貨よりも更に小額價値に當る銅元貨幣であつた。

銅元の鑄造は民國九年（一九二〇年）に初まる。これもまた張之洞が廣東に創設した支那最初の造幣廠において行はれた。元來龍洋の補助貨に充つる目的を以て造られたものであつて、その百分の一卽ち一角の十分の一を以て單位とし、之れを一分と稱した。故に銅元もまた銀元系統の貨幣である。

銅元は民衆にとつて極めて便利なる貨幣であつた。民衆は之れを愛好して一時は打歩を生ずるやうなことにもなり、一九〇五年には一分銅幣八十個を以て銀貨一圓に當る地方さへあつた。しかし銅幣の優位は極めて短期間にして失墜した。銅幣の鑄造利益が至つて大なりしがために、各省競つて之れを濫鑄し、その相場は暴落して、遂には銀元と絶縁し、補助貨幣たり名目貨幣たるの實を失ふに至つた。一九〇五年における支那全國の造幣廠は、その數十六に上り、その全作業能力は一年銅幣十六億個に當つた。是等の造幣廠が鑄造した銅幣の數が幾許に達したかは明でないが、カンの見積によると、一九一七年末までの合計において、一分銅幣だけでも三百十七億個を數へ、なほその外に、二分銅幣四億個、五分銅幣三億個に近き巨額に上つてゐる。從つて銅幣の供給は民衆の需要を超過し、その相場は崩落して、一九二〇年代には銀一元に對して二百個を超へ、一九三〇年代には、銀價の騰貴と相俟つて、三百個臺を上下するに至つた。これがために農民大衆が塗炭に座するの苦を嘗めたことは前節架説の通りである

第五　制　錢

圓形方孔の圜錢は民衆の間における最も古き通貨として、兩系及び元系から特立して、別に文を單位とする系統を立ててゐた。圜錢は制錢と呼ばれた。これは明代からのことであつて、もと國家の制定した錢の意である。私錢と區別する稱呼であらう。制錢の鑄造は一九一一年の革命以來停止されたが尙ほ民間には弘く流通してゐた。しかるに世界大戰に及んで銅價の暴騰を見るとともに、鑄潰又は輸出によつて殆どその影を潜めた。之れと前後して、半分・一分・等の銅幣が市場に氾濫したので、恰度制錢の跡を襲ぐやうになつた。貨幣によつて表はされた民衆の生活程度も漸次向上して來たので、小單位の制錢はあつても田舍に隱退して、都會においては過去のものとなり了つた。

いま以上敍說した各種の貨幣の計算單位の名稱を表示すると次のやうになつてゐる。

一、兩系統

一兩　Tael　＝十錢

一錢　Mace　＝十分

一分　Candareen　＝十釐

一釐　Cash　＝十毫

二、元系統

一元　Dollar　＝十角

一角　Dime　＝十分

一分　Cent　＝十釐　10 Mill

三、文系統

一串（又は吊・緡）String ＝ 千文 1000 Cash

しかし之は計算の形式が斯様に整うてゐるといふだけのことである。實際においては、元系統のうちに於ても、銀元系と銅元系とが對立し、また銀元系から小洋系が岐れた。一串が含む制錢の數も、一千文は名目だけの最高額であつて、地方によりては、或は九百八十文となり、或は九百七十文となり、甚しきに至つては四百文臺に降ることさへあつた。また法制の上では、古くから、制錢一千文を以て銀一兩に當てることになつてゐたが、實際には之も全く無視されてゐた[1]。

補　註

(1) H. B. Morse, Trade and Administration of China, pp. 122 f.

第三節　紙　幣

革命前後の支那に流通した紙幣は、その發行主體によりて、およそ左の四種に大別することができる。

一、中央銀行の紙幣
二、民營機關の紙幣
三、地方政府の紙幣
四、外國銀行の紙幣

民國革命直後の紙幣流通狀態は、政情の亂脈をそのままに反映して、帝政時代よりも一層混沌たる有樣であつた。國民黨は清朝の中央銀行たる大清銀行を改組して中國銀行と改稱し、交通銀行と協力して中央銀行の職能を行はしむることにした。兩行の紙幣は、最初のほどは、よく民衆の信用を繫いでその價値を保ち得たが、一九一六年から一八年に至る間において、袁世凱が政權を掌握し、兩行を强制して國民黨抑壓に要する軍備と宣傳の費用を調達せしむるに及んで、紙幣濫發は當然の勢となり、通貨恐慌を誘發するに至つた。ただこの情勢は、袁世凱政權の支配した北支殊に北京においては極めて深刻であ

つたが、廣く地方に及ぶと、それ程でもなかつたために、地方都市においては紙幣の兌換も行はれ、從つてその價値も保たれた。蓋し是等の紙幣には發行地が明記してあつたので、北支發行のものと區別して扱ふことができたからである。

國民黨の政府はまた一九二四年に革命の搖籃廣東に別に中央銀行を設立した。これも戰費を捻出するために利用されたので、その紙幣は財政の窮迫を反映して相場の下落を免れなかつた。一九二七年、國民黨の覇業成るに及んで、この廣東中央銀行の外に、上海に中央銀行を設立した。財的實力は中國・交通兩行よりも薄いが、政府の中央銀行としては上位を占めた。他の兩行は舊來の筋道に歸つて、中國銀行は外國爲替業務に當り、交通銀行はその名の示す如く主として交通運輸事業の金融に當る建前となつた。しかし實際の紙幣發行額は兩行の方が常に中央銀行よりも優位にあつた。

民營金融機關の紙幣とは山西票號・錢莊又は華商銀行の發行する紙幣である。一九一一年の革命から一九二七年の國民政府建設に至るまでの間において、是等の群小金融機關は全く無統制に濫設せられ、發券制度は無政府狀態に陷つた。しかし濫發の程度から云ふと、私設業者の紙幣發行は寧ろ愼重な方であつて、政府殊に地方政權の紙幣ほどには過濫の弊を流さなかつた。

革命直後の十數年間に亙つて、各省の地方政府は概ね獨立または半獨立の狀態にあつた。是等地方政

權は擅に銀行・官銀號・等の發券機關を設け、憚る所なく紙幣を發行してその財政を賄うた。發鈔過濫は鈔價崩落を呼び、鈔價崩落は更に發鈔過濫を誘うた。その影響の及ぶ所は即ち民衆の疲弊となつた。

この間にあつて、支那における外國銀行は、治外法權の特典に據つて、海港都市を中心に、各自その紙幣を發行し、支那人の間に少からぬ流通額を得た。是等外籍銀行の多くはその本國においては紙幣發行權を有せざるものであつた。これが經營に就ては、本國の法律に從ふものもあり、また殆ど何れの國の法律にも拘制されざるものもあつた。しかし支那の法律は之を如何ともすることができなかつた。

これら各種の金融機關が發行する紙幣をその表章する貨幣によりて大別すると、次の六種に要約することができる。

一、銀兩を表すもの即ち銀兩票
二、銀元を表すもの即ち銀元票
三、銀元系の小額銀貨を表すもの即ち銀角票
四、銀元系から離脱した銅幣を表すもの即ち銅元票
五、制錢の枚數又は吊數を表すもの即ち制錢票

六、外國貨幣を表すもの

この外に、一九三〇年二月一日以降、海關徵收に充つる抽象的計算單位として純金六〇・一八六センチグラムに當る海關金單位が定められ、次でこれを表章する流通手段として、關金兌換劵が中央銀行により發行されることになつた。これら雜多の紙幣が、その表章する基本貨幣の價値の騰落に應じ、また各種の紙幣そのものに對する信用の消長に伴うて、相場の高低を演じたのであるから、流通取引の複雜なることは言語に絶する狀態を呈した。

支那においては、一切の取引を通じて、商品の價格を商量するとともに、之れに對して支拂はるる貨幣の相場を商量しなければならなかつた。さうしてこの二元的商量において、損益を決する要素として最も重要なるものは貨幣の相場であつた。

第三章　法幣以前の發券制度

支那の紙幣發行機關には新舊二つの系統がある。新式の發券機關とは西洋から移植された銀行の樣式に則るものである。これには民營と公營とがある。民營には華商銀行と外籍銀行とがある。公營には地方銀行と國家銀行とがある。舊式發券機關とは支那土着の金融機關として發達したものである。山西票號と錢莊とはその代表的なものである。

中國銀行の編輯する「全國銀行年鑑」は支那の新式銀行を次のやうに類別してゐる。發券業務は儲蓄銀行を除く殆どすべての種類に亙つて行はれてゐる。その發券額を示せば左の如し。(單位一千元)

類別	一九三三年末	一九三四年末	一九三五年末
中央及特許銀行	三四七、七九四	四〇三、二七四	六四六、九九四
省市立銀行	七一、三八四	七〇、八六〇	一三四、二〇〇
商業銀行	五五、六八三	七五、六九五	二七、六九四
儲蓄銀行	—	—	—
農工銀行	五二、七六七	六四、一五六	五〇、四一八

専業銀行	七、五四四	八、五二〇	八、六七六
華僑銀行	一六	一四	—
合計	五三五、一九〇	六二二、五二二	八六七、九八四

第一節 票號と錢莊

山西票號はまた票莊ともいひ、地方によつては匯票莊・兌匯莊などともいふ。もと山西商人の資本を中核とし、爲替送金の取扱を主業として、清代に發達した支那固有の金融機關である。清末には是等の票號は山西票幇と稱する組合を組織して支那全土の金融支配權を掌握し、その支店・取引先・等の觸手は、東は滿洲の東三省から西は新疆省の廸化に及び、南は雲南省・廣東省から北は蒙古の庫倫・恰克圖に伸びた。

票號の起原については諸說ある[1]。最も古く之れを求むるものは遠く唐代に遡り、また明代に發するともいふ。それはさておき、清代の初葉に既に票莊があつたことは、その傳統を今日に嗣け襲いでゐる店舗があるから、動かすべからざる史實として信憑すべきであらう。清の乾隆年間に山西省平遙の人に雷履泰なる者があつて、天津に日昇昌といふ染料店を經營してゐた。雷履泰は、或は原料を買出すために、

或は製品を賣捌くために、四川・山東・山西・河南の各地に往來したが、常に多額の現銀を携帶することの不便を感じた。茲に於て、本支店間竝びに取引先との間に、匯票卽ち爲替手形の方法に依りて振替を行ひ、現金の輸送を省略することを始めた。この方法によつて廣く商人のために送金を扱うたが、本業の染料よりもこの仕事の方が有利になつたので、票號に轉業してしまうた。ところが日昇昌の繁榮を見て、多くの山西商人がこれを眞似て票號を經營するに至つた。これが山西票號の起原であるともいはれてゐる。いづれにしても、山西票號は富裕なる商人が、各地に取引ある緣によつて、匯票を取扱ふ金融業に轉出したものである。だから票號は後に至るまで何等かの商品に關聯があつて、金融の傍ら、或は茶を、或は棉を、或は絹を扱ふ者が多かつた。日昇昌は最近まで染料を扱うてゐた。

票號は國庫のために收支を扱ひ、預金を受託し、また紙幣の發行にも當つた。之を要するに支那最初の中央銀行たる戶部銀行に先だちて夙に中央銀行の業務を管掌した。また經營の堅實宜しきを得たので、一般の信用を博し、低利に預金を受けて高利にこれを貸付くることを得た。加ふるにその匯票は一覽拂の信用證券として現金同樣に流通した。

山西票號の盛衰は凡そ清朝の盛衰と竝行してゐる。

その成長期は乾隆に初まつて咸豐に終る百有餘年（一七三六―一八六一年）である。

その隆盛期は同治より光緒に亙る四十餘年（一八六二―一九〇八年）である。この期間において、山西票號は、支那における唯一の有力なる金融機關として、國內の爲替業を壟斷し、また中央竝びに地方の政府のために國庫の收支を管掌した。

淸末から民國時代に及んで、票號は遂に衰頹期に入つた。先づ長髮賊の亂が之に手痛い損傷を與へた。次で上海を根據とする異系の錢莊が擡頭し、また新式の銀行が設立され、殊に政府が國家銀行を創始して國庫の收支をこれに委ぬるやうになつたので、著しく業務の疆域を侵害された。政府は票號に對して是等の國家銀行に出資することを勸誘したが、票號は政情の不安を懼れて之れに應じなかつた。淸朝の倒壞に際して票號は官邊に對する多額の貸付金を失うた。之れが票號に對する最後の且つ最大の打擊であつた。多くは倒產して跡を絕つた。僅に殘つたものは錢莊に改組して餘喘を保つに過ぎない有樣となつた。

錢莊はまた錢號ともいひ、各種貨幣に對する兩替屋から發達した支那固有の金融業者である[2]。錢莊の起原についても種種の說があつて、二百年の昔に遡り得るといはれてゐるが、その隆盛を見るに至つたのは、阿片戰爭の結果、一八四二年の南京條約によりて、上海・廣東・厦門・寧波・福州の五

港を開いてからのことである。外國貿易によつて開港都市における取引が殷盛を加ふるにつれて、これに對する金融機關が必要になつて來た。在來の山西票號は國內における匯業を主業とするものであるから、必ずしもこの目的に副はなかつた。貿易金融を目的とする在支外國銀行としては、一八五七年に英國系の麥加利銀行が上海に支店を設けてゐるが、支那商民に對する直接の金融は困難であつた。最初の新式華商銀行として中國通商銀行が登場したのは遙に降つて一八九六年のことであつた。この半百年の間に、この空隙に根を張つて、謂はば金融市場における買辦のやうな地步を開拓しつつ發達して來たのが錢莊であつた。かくて錢莊は山西票號の末期から新式華商銀行の隆盛期に至る間を塡充して、支那商民の金融を壟斷した。外籍銀行のためには協力者ともなり、また從僕ともなつて、いはゆる買辦資本の蓄積を資けた。

錢莊の大なるものは、預金・貸付・割引・爲替・等一切の銀行業務を行ふ外に、倉庫業をも兼營してゐる。殊に莊票の發行はその最も有利なる業務である。莊票は錢莊の發行する約束手形で、銀行の兌換劵に該當するものである。概ね十日以內の期限がついてゐるが、期限後は現金同樣に流通してゐる。

錢莊と新式銀行との差異は必ずしもその業態の上にあるのではない。その組織がちがふのである。錢莊は個人經營又は組合組織で、出資者は無限責任であるが、銀行は株式組織であるから、有限責任であ

る。また資本金も銀行より小さい。上海に於ける最大の錢莊でも資本金百萬元に達するものはない。業態について云へば、錢莊は顧客の身上に通じてゐる強味があるから、隨分放膽な信用貸付もするが、銀行は物的擔保による貸付に傾き易い。銀行が錢莊のこの特徴を利用して、錢莊を通じて貸付又は發券業務の伸張を計る場合も少くない。その銀行が外籍銀行である場合には、錢莊は金融買辦のやうな立場に就くことになる。

錢莊は既に久しく滙劃總會卽ち手形交換所を組織して相互の間に手形の淸算を行うてゐる。新式銀行も一九三三年に手形交換所を設けたが、是等の銀行は錢莊の滙劃總會には加入できないから、錢莊關係の手形は錢莊を介して淸算することになつてゐる。錢莊はまた相集つて一九二〇年に錢業公會を設け、相互の利益を擁護增進する機構を備へた。

上海の錢莊は普通その業務の範圍・資本の大小・等によりて、滙劃莊及び元・亨・利・貞の四級に分たれてゐる。

滙劃莊とはその勢力最も大なるものにして、業務の範圍も廣く、その資本も數十萬元に上るものである。多くは錢業公會に屬し、滙業總會に加入する權利をもつてゐる。

元字錢莊はその資本・營業・勢力ともに滙劃莊に次ぐものにして、一定の手續を經て滙業總會にも加

入し得るものである。亨・利・貞はそれぞれ格の低い錢莊である。貞字錢莊に至つては街頭の小さい兩替店と見るべきもので、いはゆる「門市錢莊」又は俗稱「烟紙錢莊」の一類である。

補　註

(1) Ki-fein Shen, Essai sur l'origine et l'evolution des banques en Chine, (1936), première Partie.- 鈴木總一郎　山西票莊　經濟論叢　第五十卷第二號（昭和十五年二月）

(2) 施伯珩　錢莊學（上海民國二十二年）第一編第二章　第三編第一章

第二節　外籍銀行と華商銀行

いはゆる新式銀行の登場を促した原因は外國貿易の發達であつた。一八四二年の英支條約によつて支那は英國のために五港を開いた。英支貿易は急激なる發展を遂げ、これがために金融機關の必要を感じた。開港後十一年、一八五三年に至つて、今日に至るまで支那の財界に重きをなす洋式の近代銀行が現れた(1)。それは上海に設けられた Chartered Bank of India, Australia and China の支店であつた。本店をロンドンに持つ英國系の銀行で、支那では麥加利銀行（又は喳打銀行）として知られてゐる。これに續いて、一八六七年に同じく英國系の滙豐銀行（又は香上銀行）Hongkong and Shanghai Banking Corporation が本店を香港に設けて創立され、支店を上海に開いた。我が横濱正金銀行が上海に進出し

たのは一八九〇年のことで、當時は既に、英・米・獨・佛・蘭・白の諸國が相競うて支那に貿易金融の機關を開設しつつあつた。

現在上海には、八箇國・二十行の外籍銀行がある。そのうち勢力のあるのは日英米の銀行であつて、日本は、正金・三井・三菱・住友・朝鮮・臺灣の六行がある。米國は三行を有し、花旗銀行 National City Bank of New York が最も知られてゐる。

北支天津においても、一八六〇年開港後間もなく、諸外國の銀行が競うて店舗を開き、貿易の金融機關として、また對支借款・事業放資を目的とする帝國主義的進出の足場として、華商銀行並びに銀號の上に君臨するやうな態勢を構ふるに至つた。

是等の外國銀行は、治外法權を享有し、支那の法律の拘束を受けない。また慣習によつて紙幣發行權をもつてゐる[2]。また之を發行してゐる銀行も少くない。就中、最も弘く行はれてゐるのは匯豐銀行を首班とする英國系の兌換券である。外籍銀行券にはその本國の通貨を代表するものと支那の通貨を代表するものとがある。英國系銀行は曾ては銀兩紙幣を發行したが、現在は英貨紙幣だけになつてゐる。日本系では、朝鮮・臺灣兩行が日本金圓紙幣を發行し、正金銀行が日本舊銀圓紙幣（鈔票）を發行してゐるが、現在は以前ほどには流通してゐない。滿洲・北支方面に行はれてゐたものも、漸次整理されて、新

興政權系の紙幣に統一される方針になつてゐる。

外籍銀行券は支那において法貨たる資格はない。如何なる意味においても强制通用力を有しない。しかし實際上には、その本國の政治的・經濟的勢力を背景とし、その銀行の資本的信用を保證として、久しく法貨同様若しくはそれ以上の流通力をもつてゐた。英國系の香港紙幣（俗稱港紙）の如きは、南支において銀元以上の價値で取引された例さへある。しかし近年は、支那國民の間における國家主義的思想の發達と支那銀行券の伸張に追はれて、漸次その勢力を失ひ、實際には大勢を動かすに足らぬほどの數字に落ちてゐる。

支那最初の新式華商銀行が生れたのは、外籍銀行より四十餘年後れて、一八九六年（光緒二十二年）のことであつた。それは上海に本店をもつ中國通商銀行である。設立當初の資本金百萬兩、現在は增資して公稱資本七百萬元（半額拂込濟）となつてゐるが、外籍銀行に比すれば微微たる存在で、ただ歷史的回顧として、上海の外灘街に、滙豐銀行の豪莊なる建物と列んで、鷹の前の雀のやうな姿を晒してゐるに過ぎない。さうして、それが、やがて最近に至るまでの華商銀行の如實の姿であつた。

新式民營銀行もまた票莊・錢莊・等と同様に紙幣を發行した。一九三五年法幣創定直前に、上海に本

據を有する銀行が財政部の認可を得て發行したる兌換券は約一億元で、その發行銀行は中國實業・中國通商・中國墾業・浙江興業・中國農工・四明商業儲蓄の六行及び四行準備庫であつた。

最後に擧げた四行準備庫については說明を要する。これは一九二二年以來、鹽業・金城・中南及び大陸の四行が四行準備庫なるものを組織し、聯合して兌換券を發行してゐるのである。その規約の要綱は左の如し。

一、四行聯合して四行準備庫を設立し、中南銀行券を發行して、その準備及び兌換に關する一切の事務を辨理せしむ。

二、四行準備庫は上海・漢口・天津に特立の機關を設け、銀行業務とは別箇に發券業務を處理する。

三、準備庫の勘定は銀行の勘定より獨立し、萬一加盟銀行に意外の變を見ることありとも、累を準備庫に及ぼさざるやうにする。

四、現金準備と保證準備を併せて全額準備とし、之を他に流用するを許さず。

之より曩き、一九一九年、民國政府は「銀行公庫兌換券條例」なるものを制定し、新式銀行の團結機關たる銀行公會と錢莊の團結機關たる錢業公會とを動かして銀行公庫を組織せしめ、發券業務の統一を圖らうとしたのであるが、遂に實現の運びに至らずして了つた。四行準備庫は、北方系の有力なる四銀

行が團結して、政府の企てて及ばざりし所を任意の協力によりて施行したのである。

準備庫のことを說いた序に、領用制度のことを一言しておく。

領用制度とは一般銀行又は錢莊が大銀行に保證金を預託してその兌換券を借受け、大銀行に代つて之を發行利用する制度である。四行準備庫の如きも、この領用制度の一形式で、これに特立の機構を賦與したものと見ることができる。

領用規約の要綱を例示すれば概ね次の如し。

一、親銀行は子銀行に對して一定金額の兌換券領用を承諾する。

二、領用銀行は親銀行に對して左の擔保を預託し、その金額に該當する親銀行の兌換券を受取つて代理發行をする。

(イ)　發券額の六割に當る現金

(ロ)　三割に當る公債證書・商業手形又は確實なる證券

(ハ)　一割に當る領有者の一覽拂手形

この割合は發券準備の法定額が現金準備六割・保證準備四割となつてゐるのに該當してゐる。六割の現金預託は無利子とする。錢莊が領用する場合には、發券額の一割に當る手形を納めさす場合が多い。

これは領用者においてそれだけの現金を準備させておく用意である。銀行が領用する場合には、保證準備を四割にして、この手形を取らぬのが例になつてゐる

三、領用によつて發行した兌換券には秘密の記號を附け、協定銀行の間では見分けがつくやうにして置く。

四、領用銀行は何時にても親銀行兌換券に對する兌換の要求に應ずる態度を取り、之を一般公衆に知らしめるやうに努力する。

五、兌換券は秘密記號に拘らず兩行において之を無差別に兌換し、兩行の間で記號に據つて之を交換又は求償して淸算する

領用契約は發行權を有する銀行と有せざる銀行との間に行はれるのが普通であるが、發行權を有する銀行相互の間に行はれることもある。後の場合には領用銀行は自行券と領用券とを併發することになる。また銀行同志の間に行はれる場合と銀行と錢莊との間に行はれる場合とがある。錢莊の手形――或は三日乃至五日拂のもの、或は十日拂・十五日拂乃至それ以上のもの――を現金と看做し、之を保證金として領用を許すこともある。この場合には領用の形式によつて貸出が行はれてゐるのである。

領用制度は一九一五年中國銀行が浙江興業銀行に對して之を認めたのが嚆矢であるが、其後便利な制

度として、主として上海における銀行の間に、かなり廣く行はるるに至つた。蓋し財政部の認可を得てその監督の下に兌換券を發行することは種種の面倒を伴ふのみならず、大銀行の信用を利用してその名義の下に發券業務を行ふことは、領用銀行にとつても、發券銀行にとつても、ともに市場を推擴する所以となるからである。一九二二年秋の金融梗塞に經驗して、一九二四年春からは、錢莊に對しても中國銀行が領用發行を開始した。其後、浙江興業・中國實業・四明商業儲蓄・等の諸行も、之に倣うて、盛に錢莊による領用發行を擴張した。蓋し、大銀行が錢莊の經驗と知識とを利用し、錢莊が銀行の資力と信用とを利用した例である。

補　註

(1) 之より曩き、一八四八年に、英國系の東方銀行 Oriental Banking Corporation が上海に支店を設けてゐる。これは有力なる銀行ではないが、支那における外國銀行の嚆矢である。

(2) 入江啓四郎　中國に於ける外國人の地位　六七九頁以下

(3) Ki-fein Shen, Essai sur l'origine et l'évolution des banques en Chine, 1936, pp. 55 f.
吳承禧　中國的銀行　第五章一二六頁以下

第三節　國家銀行と省市銀行

清末から國民政府建設までの二三十年間は革命動搖の時代であるから、およそ天下に志を懷くほどの軍閥は、みな中原の覇を狙うて策動した。さうして一先づ地盤を獲得して一省を領し一市を治め得たる者は、各その據る處に政府を建てて銀行を開いた。いはゆる省・市銀行及び官銀號の類は概ね斯くの如くにして起つた。省にして省立銀行を持たぬものは稀であつた。是等の省・市銀行は殆ど例外なく銀行券を發行した。その銀行券は大抵地方政權の財政窮乏を反映して濫發減價の軌道を走つた。さうして概ね不換紙幣となり了つた[1]。また多くは權門の懷を肥すために濫發一途の政策が採られた。反古に近い相場まで落ち込んだものも少くない。舊滿洲の奉天票及び吉林省官帖はその著しき例である[2]。

是等の省・市銀行は、その背景たる地方政權が隆興して天下を擅にするほどに伸び得た場合には、それに隨伴して中央に進出し、中央銀行の地位にまで上り得る期待を孕んでゐたのかも知れない。しかし結果から見ると、是等の銀行はその經營を誤つたために、否、それよりも、國民政府が力を得て中央系の國家銀行が繁榮したために、紊亂せる省・市銀行の伍列に墜墮してしまうた。これを裏返して云へば、今日國家銀行・特許銀行として大を成してゐるものは、運よく國民政府に屬してゐたが故に、或は巧に國民政府に接近してその隆興に便乘したが故に、多くの地方政權銀行の內から卓んでて、政府銀行たるの地位を贏ち得たのであつて、一歩過まれば省・市銀行と同列に降る危險の機會を出入して來たのであ

る。

茲に國家銀行とは、支那において中央銀行及び特許銀行と稱せらるるものを云ふ。之に當るものは中央・中國及び交通の三行である。實際においては、この三行が、國民政府の支那にとつて、中央銀行の業務を行うて來た。いはば複數中央銀行制度が行はれた。一九三五年の幣制改革に際して、法幣弘通の媒體となつたのも亦この三行であつた。

第一　中國銀行

支那における中央銀行の歷史は淸末の大淸戶部銀行を以て始まる。戶部銀行は大淸銀行の前身であつて、大淸銀行はまた中國銀行の前身である。戶部とは淸朝の財政部に當る官廳である。

一九〇〇年義和團事件の平定を見るや、淸朝政府は商業・金融方面における改革の必要を痛感した。茲に於て戶部は、財務參事會と協同して、國家銀行の設立を奏請し、光緖三十年三月（一九〇四年）裁可を得て試辨銀行章程の制定を見た。規定による資本金は四百萬庫平兩で四萬株に分ち、淸國臣民を以てその株主とする筈であつたが、民間からは之に參加する者なく、政府も之を調達する餘裕がなかつたので、戶部は漸く二十萬兩を拂込み、光緖三十一年九月二十七日を以て北京に大淸戶部銀行を開業し、

次で天津・上海・等にも支店を設けた。資本金は光緒三十四年までに數回に分割して政府と民間とが半額づつ拂込を完了した。營業成績も良好であつたので三十四年夏には一躍一千萬兩に增資し、その暮までに支店十八を數ふるに至つた。

戶部銀行は初から國家銀行としての色調を帶び、章程第五條には市場の必要に應じて戶部から資金を借入れ得ることを認めてあつた。發券業務の獨占權はなかつたが、第二十條に各種兌換券の發行を規定し、第二十一條にその紙幣は「公私出入款項に論なく均しく一律に通用し現銀と同樣に使用」し得ることを認めた。また二十二條には戶部銀行が國庫の收支に當るべきことを明にし、その爲に紙幣を受授する場合には、私營銀行券を避けて、戶部銀行券を用ふべきことを定めてゐる。蓋し外國銀行券を驅逐して之に取つて代らんとする意氣を示したものであらう。この銀行は實際において左の三種の紙幣を發行した。

一、銀票　一兩より一千兩に至る二十八種の銀兩紙幣

二、鈔票　一元・五元及び十元の銀元紙幣

三、錢票　二吊・三吊・四吊・五吊及び十吊のもの

戶部銀行の經營は六人の理事會が管掌した。そのうち總裁・副總裁は政府が任命し其他の四人は株主

により選任された。最後の決定權は總裁にあつたから、銀行の經營は結局政府の思ふ儘になつた。

一九〇八年（光緒三十四年）戶部は改組されて度支部となつたので、戶部銀行もまた改組されて、名も大清銀行と改まり、大清銀行則例が頒布されて、試辨銀行章程は廢止された。資本金を一千萬兩に增資したのもこの際であつた。增資額六百萬圓は前例によりて政府と民間株主とが半額づつ引受けた。政府は六分の配當を保證した。

理事會の組織は戶部銀行と同樣であつた。ただ民間株主選出の役員についても政府の同意を要することにした。その外に株主によつて三人の監事が選任される規定が加はつた。

大淸銀行の業務は則例を以て規定し、規定以外の業務は之を禁止した。則例第五條において「大淸銀行は國家に代つて紙幣を發行する權を有す。但し須く兌換紙幣則例を遵守し、別に詳細なる章程を起案し度支部に呈報して施行すべし。兌換紙幣則例が公布せらるる以前にありては、暫時市面通用の銀票を發行することを得」と規定してゐる。かくて紙幣發行權を國家銀行に集中せんとする意圖は漸くその片鱗を現すに至つた。しかしその實行の困難なことは餘りにも明であつた。だから實際にはこの意圖に拘泥せずに「市面通用の銀票」即ち臨時紙幣を發行する規定になつてゐる。

一九一一年（宣統三年）十月、武昌に勃發した辛亥革命は、燎野の勢を以て中原を風靡し、清朝を倒

して民國を建てんとするに至つた。元來清朝の機關であつた大清銀行は極めて困難なる立場に直面した。從來その營業狀態は良好を傳へられてゐたが、實際に蓋を開けて見ると、高官要人の保證による固定貸付など多額に上り、全く窮地に陷つた。漢口支店は先づ閉店し、長沙・庫倫の兩支店は名稱を改めて獨立を宣し、遂に全面的の停業狀態を呈した。

その中にあつて、ひとり上海支店は、いち早く新政權に接近したので、多額の預金引出に逢うたが、漸く難關を突破することを得た。革命動亂の內に大清銀行の灰燼のうちから起き上つて、中國銀行の新看板をかけたのは、北京の本店ではなくて、この上海支店であつた。大清銀行の關係者は、南京臨時政府の諒解を得て、中國銀行なる稱號の下に、章程を制訂し、兎も角も上海支店において營業を繼續することとなつた。中國銀行編纂の「全國銀行年鑑」には「故に中國銀行の現名は實に中華民國の現名と同時に取得す、由つて中華民國の紀年は卽ち知る可し中國銀行の年齡なり」と銘記してある。一九一二年(民國二年)二月五日、上海支店の構內に總會を開き、舊銀行を解散して新銀行を設立する決議をした。大清銀行は清算手續に入り、中國銀行は財政部拂込の資本金によりて經營する形式を整へた。斯くて各省都市及び重要商埠に分支行を開設する運びとなつたが、北京の總行は資金缺乏のため八月一日まで開店することができなかつた。

中國銀行の發達は之を三つの段階に分ちて考へることが出來る。
第一期は辛亥革命直後の開設當時から一九一七年十一月に至る六年間である。この期間においては、專ら政府の資本に依つて政府の思ふが儘に運營されてゐる。
中國銀行が新政府のために發券業務に當ることは最初から負はされた任務であつた。財政部は一九一一年十二月二十五日、革命草創の際において、大總統令を以て中國銀行兌換券暫行章程を公布し、左の規定を設けてゐる。[3]

一、中國銀行兌換券は中國銀行及び同行指定の代理處によりて一律に發行せらるべきものとす。
二、この兌換券は凡そ下記の用途に一律通用するものとす。
（イ）各省の地丁・錢糧・釐金及び關稅の完納
（ロ）中國の鐵道・汽船・等の切符及び郵便切手の購入又は電報料の納付
（ハ）官俸・軍餉の支拂
（ニ）官廳の出納及び商民の交易
三、この兌換券は券面の地名に按照して中國銀行に於て隨時現金に引換ふるものとす。
四、券面に二つの地名を記載する兌換券は、送金手數料を徵することなく、兩處の內いづれに於ても兌換さるべきものとす。

五、この兌換券を拒みて收受せず又は割引打步を以てすることは嚴重に取締るものとす。

この規定は最近に至るまで有效と認められ、中國銀行發行業務の基本規定となつてゐた。

中國銀行の組織竝びに經營を公式に規定する最初の則例は一九一三年四月十五日の大總統令を以て發布された。この則例にも「中國銀行は國民政府の爲に國幣を發行する義務を負ふ」(第十四條)と規定して、簡單ながら中央銀行たり發券銀行たるの實を明にしてゐる。また之に據りて中國銀行の資本金は六千萬元と唱へられた。その半額は民間から募集する建前であつたが、應募者のないことは明であつたので、實際には政府の調達した僅ばかりの資金によりて經營を進めた。民間の持株がないから、株主總會もなく、理事會もなく、株式會社とは名のみにて、事實は全く政府の一財務機關たるに過ぎなかつた。この點に着眼して、思ふが儘に之を利用し濫用したのが袁世凱の政府であつた。

其間において、一九一五年秋には、業績も好轉し、發券額も增加したので、則例を改訂して、一萬株・一千萬元の資金を公募したこともあつた。たまたま此時、袁世凱帝を稱し、之に對する第三革命が蜂起したために、商民不安に襲はれ、僅に三百六十四萬元の拂込を得たに過ぎなかつた。則例によれば、民間株式の拂込を完了するまで、株主は銀行の經營に關與し得ざる規定があつたので、總會も開かれず、理事會も行はれなかつた。それでも一九一六年の暮に至つて、政府側六人、株主側三人より成る九人の

代表委員會を組織して、重要なる問題を商議するやうになつたのは、看過し難き傾向であつた。

第二期は一九一七年十一月から一九二八年十月に至る。この期間において、著しく株式會社たるの形態を整備し、同時に國家の中央銀行としての特權と實力とを擴充するに至つた。

一九一六年（民國五年）六月袁世凱歿し、段祺瑞國務總理に就任した。翌一九一七年十一月、王克敏入つて中國銀行の總裁となる。銀行の經營が政治的勢力によりて煩はさるることなきを期し、國庫の補助機關たると共に、民間財界の信頼を繫ぐことに努めた。時の財政總長梁啓超は王克敏の案を容れて中國銀行章程を制定した。その要項は次の如くであつた。

一、政府は株主總會によりて選任せられたる理事の中より總裁を任命す。

二、直ちに株主に關する規定を實施し、株主總會の招集・理事の選擧・等を行ふ。

三、實在の資本を算定して假裝の資本は切捨てる。政府が拂込むべくして未だ之を實行せざる部分は切捨てた。

茲に於て、中國銀行は漸く株式會社たる中央銀行の實を備ふるに至つた。政府に對する貸付も制限した。發券額に對する準備の割合にも見當が立つた。商民の信用も增進して、株式の拂込も進捗した。

第三期は一九二八年から一九三五年法幣制定までである。この期間において、中國銀行は、國家の單

一中央銀行たらんとする進路から聊か方向を轉じて、中央銀行業務の一部を分擔する建前となつた。それは國民政府が別に國家の中央銀行を設立せんとする方針に出たからである。

一九二八年十月中央銀行條例が制定せられ、續いて翌十一月には中央銀行兌換券章程が施行せられた。結局においては發券業務を純國民政府系の中央銀行に集中せんとする意向が見えた。しかし中國銀行の勢力が之によりて著しく壓へられたとは云へない。中國銀行は内外商民の信用最も厚く、支店も多く、發券額も遙に第一位を占めてゐた。政府と雖も之を輕視することはできなかつた。そこで一九二八年十月中國銀行條例を改訂公布し、從來北京にあつた本店を上海に遷し、主として外國關係の金融業務に當らしむることになつた。爾來中國銀行は一般銀行業務を營み且つ兌換券を發行するのみならず、政府及び中央銀行の委託を受けて左の事務を辨理することとなつた。

一、政府に代つて外國公債を發行し、償還並びに利息支拂の事務を經理す。

二、在外政府資金の收支に關する事務を經理す

三、外國貿易の發展・扶助に關する事項。

四、國庫事務の一部を代理す。

之を要するに、中央銀行の登場によりて中央銀行事務は分擔せられ、さしづめ複數中央銀行制度の傾向

が擡頭して來た。

第二　交通銀行

交通銀行は一九〇七年（光緒三十三年）十二月郵傳部の奏請によつて設立せられた。その目的は、當時支那の開發に最も必要なる航路・鐵道・郵便・電信・等の事業を統一し之に關聯して、募債・爲替・其他の金融を掌理するにあつた。紙幣發行權も賦與されたが、當初の規定に於ては、その紙幣は中國銀行の紙幣と異り、一般私設銀行と同一の地位に置かれ、將來私設銀行紙幣が整理さるる場合には、交通銀行も之を回收すべきものと定められてゐた。

設立當初の資本金は一千萬兩で、半額拂込であつた。官民合辦の株式會社で、官二民三の割合で拂込を了した。民間の株式に對しては申込が遙に割當を超過する盛況であつた。

一九一四年（民國三年）に及び、大總統令を以て交通銀行則例を公布し、一般銀行業務の外に、特別會計國庫金の管掌・國庫公債の經理及び兌換券發行の特權を准許せられた。則例第十三條には、この銀行の發券業務に關する準據法に就て、財政部の制定する紙幣條例に遵照すべきことを規定し、紙幣條例の制定あるまでは、中國銀行兌換券章程に依つて處理すべき旨が規定してある。卽ちこの時から交通銀行

は、發券業務に關する限り一般銀行に對する制約を離れて、中國銀行と同列に置かれた。

一九二二年には二千萬元に增資すると共に銀行業務と發券業務とを分割し、發行總分庫を設けて發券事務を專管せしめた。また分區發行制度を創始し、發行地域を分ちて券面に發行地を銘記せる兌換券を發行し準備を公開した。

交通銀行と中國銀行とは兄弟の如く、多くの類似點をもつてゐた。共に半官半民の企業であつた。同じ組織で、同じ特權を享け、同じ業務を營んだ。一は交通部を背景とし、他は財政部を後援とし、事每に對峙訌爭して、まことに仲の惡い兄弟ではあつたが、最後に中央銀行の擡頭によつて發展の軌道を轉向せねばならぬ運命に遭遇したことまで、全くよく似た兄弟であつた。

一九二八年十一月、中國銀行改組の翌月、政府は交通銀行條例を公布してこの銀行に新なる性格を賦與した。卽ちその第一條において「交通銀行は國民政府の特許を經たる全國實業を發展せしむる銀行とし、株式會社組織を以て之を設立す」と規定し、その業務は、普通銀行業務竝びに發券業務の外に、政府及び中央銀行の委託を受けて左の各項の事務を辨理することとなつた。

一、政府の公債・庫券を發行し、償還竝びに利息支拂の事務を經理す。

二、公共實業機關に代つて債票を發行し、償還竝びに利息支拂の事務を經理す。

三、交通事業の公金取扱
四、其他實業の奬勵發展に關する事項
五、國庫事項の一部の經理

單に規定の表面だけを見れば、交通銀行は尙ほ紙幣を發行し國庫事務を擔任してゐるのであるから、言ふほどの變りもないのであるが、將來における唯一の國家銀行として國民政府が支持する中央銀行が現れたことは、經營動向の上における深刻なる轉機であつたに違ひない。

第三　中央銀行

孫中山の國民黨政府は、一九二四年（民國十三年）八月十五日、兵馬倥偬の間にあつて、革命の首都廣東に中央銀行を創設してゐる。資本金一百萬元を稱し、專ら軍費調達の任に當つた。其後蔣介石の北伐軍が武漢を戡定したときも漢口に據つて中央銀行を開設してゐる。これも軍票に等しき紙幣の發行が目的であつた。

現在の中央銀行は、同じく國民黨政府の機關として設立された點において、精神的には是等の軍政中央銀行を前身に持つものであるが、法制の上では、彼と是とは全く別個の存在である。

中央銀行は、一九二八年十一月一日、資本金二千萬元全額國庫引受の純然たる國家銀行として上海に設立された。この年、蔣介石は北閥征討のことを完了して、首府を南京に定めた。中央銀行はその政府の機關として、將來においては單一中央銀行たるべき使命を負うて生れたのである。中央銀行條例によりて兌換券發行の特權が與へられ、中央銀行兌換券章程によりて發券業務が規定された。一九三五年五月には是等の法規に代るべき中央銀行法が制定されて、資本金も一億元となり、本店を首都南京に遷した。新法によると、中央銀行は國民政府より左記の特權を授與されてゐる。

一、本位幣及び輔幣の兌換券を發行すること。

二、政府鑄する所の本位幣・輔幣及び人民代鑄を請求する本位幣の發行を經理す。

三、國庫を經理す。

四、內外債を募集し元本償還・利息支拂の事務を經理す。

文面に現はれてゐるだけでは、中國・交通兩行の政府關係業務とさしたる差異もないが、その意圖する所の目標においては、かなりの徑庭があつた。中國・交通兩行は紙幣を發行し、國庫經理の事にも與つてゐたが、眞に國家の中央銀行として金融市場を收攬し統制する機能を缺いてゐた。この缺陷を補うて近代中央銀行の境域にまで達成し、國民政府の經濟建設運動のために礎石を据ゑるのが中央銀行の使

命であつた。

補　註

(1) E. Kann, Modern Banknotes in China, Finance and Commerce, Shanghai, Vol. 3, Nos. 5-18, August 4, 1937 and after. 同上邦譯　森澤昌輝　E・カン・戰時下支那の貿易・金融　第四部

(2) 南滿洲鐵道株式會社調査課編　奉天票と東三省の金融

(3) 陳度　中國近代幣制問題彙編　第三卷紙幣　八九頁

第四節　發券準備制度

支那における紙幣發行制度は、發行權の歸屬から見て、その發生當初から一九三五年法幣制定までの間に、およそ三つの段階を履んでゐる。

その第一期は宋代から清末に至る國家獨占時代である。唐宋に亙つて發達した交子は商人によりて始められたものであるが、宋の仁宗の代にその發行權を國家に收奪してからは、金・元・明を通じて、紙幣の發行は國家の獨占に歸屬するのが本筋となつた。發行額・準備率・等も國家が之れを制定した。尤も概ねその埒を越えて濫發に陷つたことは既述の如くである。

その第二期は清末における自由發行の時代である。咸豐二年長髮賊の亂に際して紙幣を發行したが、これも富裕なる商民を糾合して官銀錢號を設立せしめ、發行・兌換のことを之に委ねたのであつた。國家から銀兩・制錢を交付して準備金に充てたが、紙幣所有者に對する直接の責任者は錢號を組織する商人であつた。だから地方政府がこの紙幣による租稅の收受を拒否するやうなことさへ起つた。その後に至つては山西票號や錢莊などが自由に紙幣を發行した。一般商人の富裕な者もまた之に加はつて種種雜多の鈔票を出すに至つた。發行額も準備率も共に發行者の採量に一任して、政府は全く干涉を加へなかつた。一言にして云へば、この期間には、發券制度は存在しなかつたのである。

その第三期は清末から支那事變直前にかけて中央銀行に發行權を集中しようと試みた時代である。この時代においても、支那は遂に單一の中央銀行に發行權を集中することができなかつたが、一九三五年の幣制改革において、複數中央銀行制度といふべきところまで漕ぎつけてゐる。この段階における發券制度の變遷は、近代國家建設運動と關聯して、興味ふかき過程を辿つてゐる。

近代の支那において、初めて發券制度が公布せられたのは清末一九〇九年（宣統元年）六月のことであつて、度支部の奏請による通用銀錢票暫行章程[1)]が卽ちそれである。この規定は官商銀錢行號の紙票濫

發に對して制限を加ふることを目的としたもので、從來の自由發行制度による弊害を匡正せんとする最初の試みであつた。通じて二十條より成る。その要綱は左の如し。

一、凡そ印刷又は繕寫の紙票にして、金額に端數なく、支拂の人名及び時期・地址を記載せざるもの、俗に鈔票と名づけ、銀行則例に通用銀錢票と稱するものは、均しく一律にこの章程を遵守すべし。（第一條）

二、通用銀錢票の發行は必ず同業五家の共同保證によりて票款賠償の責を擔任すべし。但し官設行號のものは此限にあらず。（第三條）

三、この章程によりて紙票を發行する者は、官商行號に論なく、必ず發行額に對して四割の現金準備を保有し、其餘の全數に對しては、公債及び確實なる株券・債券を以て準備を置くべし。（第十條）

右の外に、この章程には從來發行されてゐた紙幣の整理について詳細なる規定があつた。また「凡そ紙票を發行する各行號は、宣統二年より每年發行高の二割を回收し、五年以內に全數を收盡すべし」（第十一條）「この期限內に一時に全數を回收せんとする場合には、大清銀行と協議の上、確實なる擔保を以て、低利年賦償還の借入金をなすことを得」（第十二條）と規定して、五年以內に一切の紙幣を大清銀行に集中する意圖を示してゐる。之を要するに、この章程によつて、私營發券業務の連帶保證制度と四割の比例準備制度とが過渡期の規定として提示され、また窮極の目標としては、發券業務の集中が宣明された。清朝が夙に發券業務を單一の中央銀行に集中獨占せしめんとする意圖を懷いてゐたことは、この章

程に添附された度支部上奏文によるも明である

その翌一九一〇年、兌換紙幣則例[2]なるものが公布されてゐる。これは専ら大清銀行が發行する兌換券に關する規定である。一九〇八年の大清銀行則例第五條によつて同行に紙幣發行の獨占權が約束されてゐるから、之を處理するためにこの兌換紙幣則例が定められたのである。通じて十九條、その要綱は左の如し。

一、大清銀行は發行紙幣の數目に應照して常に五割の現金を保有し、以て兌換に備ふべし。其餘は確實なる有價證券を以て準備となすべし。現金準備は、國幣の外、地金銀並びに現時通用の金銀錢を以て之に充つることを得。國幣以外の地金銀及び金銀錢は現金準備の半額を超ゆることを得ず。(第三條)

二、市場緊迫に際し、大清銀行は右の準備規定による發行額以外に紙幣を添發することを得。但しこの場合には度支部の認可を受くることを要す。また一年に對し發行額の六分又は度支部の臨時酌定する税率によりて發行税を納むることを要す。(第六條)

三、凡そ官廳の收支及び商民の取引において、紙幣は國幣と一律に行使さるべきものとす。打歩・割引あることを得ず。之に違反する者は國幣則例第二十三條に照して嚴罰に處せらるべし。(第五條)

之によりて、大清銀行の紙幣は、日本及び當時のドイツと同樣に、伸縮制限制度に據るべきこと、並びに國幣たる銀圓と同樣に法貨たるべきことが定められた。

通用銀錢票暫行章程による紙幣整理が行はれ、兌換紙幣則例による大清銀行の發券業務が滞りなく運營された曉には、支那の紙幣制度は完全に統一される建前であつた。然るに當時清朝の威勢は既に衰頽して内政葛藤また救ふべからざる狀態に陷つてゐたために、折角の制度も遂に空文徒法に歸した。

幾許もなくして辛亥革命勃發し、清朝の諸制度は一律に解消再建の機運に逢着し、發券制度もまた新興政權の方針に從つて出直さねばならぬことになつた。兵馬倥偬政情動搖の間にあつて、發券狀態もまた惑亂を免れなかつたことは云ふまでもない。しかし新政府の紙幣對策もその目標においては清朝の方針と異る所はなかつた。

革命後における準備制度は銀行一般に關する規定と政府系銀行のみに關する規定とに分ちて考察するとわかり易い。一般規定には雜多の紙幣を整理して政府系銀行に統一しようとする意圖が現れてゐる。政府系銀行に關する規定においては、發券業務を單一の國家中央銀行に集中せんとして未だ及び難きの傾向が窺はれる。

銀行一般に關する規定としては、一九一五年（民國四年）十一月に取締紙幣條例が制定せられた。この條例は清末の通用銀錢票暫行章程と同樣に國家銀行以外の發券業務の整理竝びに制限を目的としたものである。その大要は次の通りである。

一、凡そ官商銀錢行號にして紙幣を發行する者は、中國銀行を除き、均しく本條例に依照して辦理すべし。（第一條）

二、今後新設の銀錢行號又は既設のものにして未だ紙幣を發行せざるものは之を發行することを得ず。本條例施行前に設立せられたる銀錢行號にして、特別條例の規定によりて紙幣を發行するものは、その營業年限内において紙幣を發行することを得。年限滿期すれば直ちに全數を回收すべし。特別條例の規定に據らざるものは、本條例施行の日までの最近三箇月間の平均發行高を限度として增發することを得ず。また財政部において期限を酌定して漸次回收せしむ。（第二、三條）

三、本條例に據りて發行したる紙幣に對しては、少くとも五割の現金を以て兌換に準備し、其餘の五割は公債及び確實なる商業證券を以て保證準備となすべし。（第四條）

これによると、準備に關する規定は、通用銀錢票暫行章程と同樣に、比例準備制度を採り、その率は之を五割と定めてゐる。然るにこの條例は一九二〇年六月に至つて修正公布されてゐる。この修正取締紙幣條例においては、既發紙幣の整理に關する規定は之を緩和してゐるが、準備に就ては「少くとも六割の現金準備を置き其餘は政府發行の正式公債票を以て保證準備となすことを得」（第七條）と改訂して之を强化してゐる。尙ほ原條例では條例の適用範圍は「中國銀行を除く」といふことになつてゐるが、修正條例では「國家銀行を除く」と改訂されてゐる。國家銀行の意義は明でない。當時は現在の中央銀行は勿論、廣東の中央銀行も未だ成立してゐなかつたから、中國銀行を普通銀行の伍例に貶してこの條例

を適用し、國家の中央銀行をして之に代らしめんとしたと解するのは筋が立たぬ。思ふに茲にいふ國家銀行とは、政府系銀行たる中國・交通の兩行竝びに國民政府が將來において設立することあるべき中央銀行を包括したものと解するのが妥當であらう。交通銀行が中國銀行と訌爭して、遂に國家銀行として之と肩を列べんとするに至つたことを語るものであらう。

然らば中國銀行の發券業務は何によりて規定されたか。一九一一年の末に中國銀行兌換券暫行章程が發布せられて、中國銀行券の强制通用が認められたことは前節敍說の如くであるが、この章程は準備に關する規定を設けてゐない。中國銀行に關する法令は其後も一再ならず改訂されたが、發券準備の問題には觸れなかつた。然らば大淸銀行の舊規をその儘に踏襲したのであらうか。大淸銀行は解散して中國銀行が設立されたのであるから、大淸銀行の發券業務を規定する兌換紙幣則例が、當然に、其儘に、中國銀行に適用されたと見るのは、法理的には當らない。實際の目標は或はその邊にあつたのかも知れない。しかし事實に卽して云へば、當時の中國銀行はこの目標を遵守することすら思ひもよらなかつた。袁世凱に喰ひ荒らされた後の整理再建時代に入つてゐたからである。

中國銀行が法幣制度創定當時に至るまで發券準備の準則として揭げ來つたものに中國銀行發行準備檢查委員會規則といふのがある。この規則は一九二八年三月財政部備案として公布されてゐる。一九二八

年は蔣介石が北閥征討に功を奏して都を南京に定めた年である。國際聯盟が正式に國民政府を承認した年である。中央銀行が設立された年である。この頃に至つて中國銀行の發券業務も軌道に乘つて來たのであらう。その軌道として守り來つたものが卽ちこの檢査委員會規則である。これは發券準備の保管竝びに檢査に關する規則であるが、その第二條に於て準備の割合を現金準備六割・保證準備四割と規定し、また第三條及び第四條において、それぞれ現金準備及び保證準備の內容を規定してゐる。

其後同年十月に至つて中國銀行條例が制定された。この條例は一九三五年二月に修正されてゐるが、その第十條には「中國銀行は財政部の特准を經て兌換券を發行することを得但し兌換券條例に遵照して辨理すべし」と規定してゐる。しかし兌換券條例なるものは發布されてゐない。ところが一九三一年八月に兌換券發行稅法なるものが施行されてゐる。これは「國民政府が兌換券の發行を特許したる銀行」（第一條）に關する規定である。この稅法にも前述檢査規則と同率の發券準備に關する規定が挿入してある。その要綱は次のやうになつてゐる。

一、國民政府の特許により兌換券を發行する銀行は兌換券發行稅を完納すべし。（第一條）

二、銀行發行兌換券は全額準備とし、六割は現金準備、四割は保證準備を置くべし。（第二條）

三、發行稅率は保證準備額を標準とし、その百分の二・五とす。その現金準備の部分に對しては之を

徵收せず。（第四條）

翌一九三二年十一月には、この法律を修正して、稅率を半額の一・二五％に引下げ、文句を匡し章條を整へたが、兌換準備のことは原の儘であつた。（修正第三條）

この法律は、名稱は發行稅法であるが、兌換準備に關する規定を含むが故に、極めて重要なるものとなり、中央銀行を除く總ての銀行の發券業務はこの法律によりて規定されることになつた。中國銀行も同樣である。

交通銀行に關する經緯も中國銀行と同樣である。交通銀行條例（一九二八年十一月公布・三五年四月修正）の第十條には「交通銀行は財政部の特准を經て兌換券を發行することを得但し兌換券條例に遵照して辨理すべし」と規定してあるが、兌換券條例なるものは存在しないから、兌換券發行稅法によりて統制されることになる。

中央銀行に就ても、一九二八年十月制定の中央銀行條例第五條は「兌換券條例に遵照して兌換券を發行す」と規定してゐる。

以上の諸規定を綜觀すると、國民政府の意圖は、先づ取締紙幣條例によりて一般銀行紙幣の整理に着手し、政府系三行の紙幣は後日制定せらるべき兌換券條例によりて統制しようといふ邊にあつたやうに

思はれる。しかるに整理が捗らぬために、遂に兌換券條例を發布する機會を逸し、發行稅法のやうな傍系の法規によりて發行準備を制約する始末となつたのであらう。

尤も中央銀行の發券業務に關する規定は他の政府系兩行と聊か趣を異にする。中國・交通兩行の兌換券については、兩行基本條例のいづれにも、その第十條に、それぞれ「財政部の特准を經て兌換券を發行することを得」と規定されてゐること上述の如くであるが、中央銀行條例第五條には、國民政府から授與せられた「特權」として兌換券發行の事が擧げてある。また中央銀行設立後は中國・交通兩行を特許銀行と稱し中央銀行を特に國家銀行又は國立銀行と呼ぶのが慣例になつた。尙ほ一九二八年十月五日の中央銀行條例には兌換券條例に遵照すべき旨の規定があるが、同月二十五日國民政府核准の中央銀行章程には、兌換券條例發布以前においては中央銀行兌換券章程によつて辦理すべきことを規定してゐる。さうして翌十一月五日から施行された中央銀行兌換券章程には、現金準備六割・保證準備四割の原則が確認されてゐる。さらに一九三五年の中央銀行法においては、中央銀行に發行稅を免除することを明規してゐる。思ふに中央銀行の發券業務は之を取締紙幣條例や兌換券發行稅法の埒外に置くのが最初から政府の意圖であつて、發行稅徵收の目的は素より財政の涵養にもあつたのであるが、その一半は之に依りて中國・交通以下一般銀行の發券利益を抑へ、發券業務を漸次中央銀行に壟斷せしめようとする底意

し、増資を行ひ、業務の範圍を擴大した。その兌換券に關する要項を摘錄すれば左の如し。

政府は中央銀行による金融統一の必要を認め、一九三五年五月中央銀行法を制定し、本店を南京に移

一、中央銀行發行兌換券の最高額は國民政府の核准を經べし。（第十七條）

二、中央銀行兌換券は區域を分たず全國一律に通用す。（第十九條）

三、中央銀行兌換券は發行税を免除す。（第二十一條）

四、兌換準備は現金準備六割・保證準備四割とす。（第二十二條）

五、現金準備は左の二種に分つ。

（イ）自行に庫存する銀本位幣及び中央造幣廠廠條

（ロ）自行に庫存し又は他の確實なる銀行に寄託せる地金銀

地金銀は市價によりて計算する。（第二十三條）

六、保證準備は國民政府發行又は保證の有價證券・中央銀行が再割引をなし得る國內銀行の引受手形及び國內商業手形竝びに內外國の確實なる銀行の爲替手形及び小切手とす。（第二十二條、二十八條）

尙ほ中央銀行法公布直前の同年三月に「設立省銀行或地方銀行及領用或發行兌換券暫行辨法」といふを識したものであらう。

長い名前の法律が出てゐる。これは當時の銀恐慌に備へて地方政權の兌換券濫發を防止し、且つ省・市銀行の發券業務を中央銀行の統制に服せしむることを目的としたものであつて、その要項は次の如し。

一、省・市銀行は一元又は一元以上の兌換券を中央銀行から領用して發行することを得。この發行額に對しては、中央銀行に於て、六割の現金準備と四割の保證準備とを收存することを要す。現金準備六割の內二割だけは領用銀行に轉存することを得。（第二條、三條、四條）

二、省・市銀行は農村の金融を調節する爲め暫く一元以下の輔幣券を發行することを得。之に對しても六割の現金準備と四割の保證準備を置くことを要す。現金準備の內二割は確實なる倉庫證券を以て之に充つることを得。（第十條）

三、從來發行の省・市銀行の一元又は一元以上の兌換券は、財政部においてその數目を調査し、期限を定めて回收整理せしむ。（第八條）

この種の規定は中央政權の勢力の及び得る疆域に於てのみ行はれることであるから、全國に亙つて省市銀行發券業務の統一を見るの容易でないことは云ふまでもない。

以上を總括すると、發券準備に關する各種銀行の主たる準據法は、一九三五年法幣制定の直前において、次のやうになつてゐた。

一、中央銀行は中央銀行法に據る。
二、中國銀行は中國銀行發行準備檢查委員會規則及び兌換券發行稅法に據る。
三、交通銀行は兌換券發行稅法に據る。
四、省・市銀行は取締紙幣條例・兌換券發行稅法及び設立省銀行或地方銀行及領用或發行兌換券暫行辨法に據る。
五、其他の發券銀行は取締紙幣條例及び兌換券發行稅法に據る。

準備率は一律に現金準備六割・保證準備四割となつてゐる。斯くの如くにして、一九三五年十一月三日の幣制改革に及んだ。

事變後二年餘を經過した一九三九年九月七日に至り「鞏固金融辨法」及び「戰時健全中央金融機構辨法」を制定して政府系銀行の管理を强化し、これと同時に、法幣準備金は從前の金銀及び外國爲替の外に、(一)短期商業手形、(二)倉庫證券、(三)生產事業投資の國民政府發行公債を以て之に充當し得ることにしたが、是等各項を以て準備に充當する場合は準備總額の四割を超ゆることを得ずと規定してゐるから、この辨法は保證準備の內容を改訂しただけで、準備の比率は、少くとも法制の上においては、變更されてゐないと解すべきであらう。

補註

(1) 陳度 中國近代幣制問題彙編 第三卷六七頁以下

(2) 前揭 七四頁以下

第四章　法幣以前の幣制改革

第一節　幣制改革諸案

支那における幣制紊亂は國土開闢以來のことである。幣制紊亂といふよりも貨幣ありて制度なきの狀態であつた。今日幣制を定めても明日はもう行はれなかつた。この狀態が上下三千年を通じて、改革といふほどの試みもなく、清末に至るまで繰返して繼續した。

幣制改革が行はれなかつたのは、支那が未だ曾て經濟的統一國家としての存在を持たなかつたからである。秦始皇は天下を統一して文字を定め貨幣を造つた。しかしその幣制は國土に根を下さなかつた。蓋し始皇帝の統一は軍事的・政治的統一であつて、經濟は未だ之に副はなかつたからである。歷代の王朝は姓を易へ覇を稱ふる每に新貨を造り新制を宣したが、概ね前代紊亂の根幹に更に紊亂の枝葉を加ふるに過ぎなかつた。經濟統一の素地なき國土に幣制の統一は無用でもあり無理でもあつたからである。

さらに近世の支那において幣制の紊亂を放任し且つ助長した最大の理由は、それが支配階級にとりて

捨て難き利得の機會を供したからである。銀貨層の人人が貨幣相場の騰落に乘じて百姓庶民を搾取する機構は既に之を述べた。王侯權門が紙幣を濫發して大衆の資財を掠めた事例も枚擧に遑がない。紙幣の相場についても、銀貨の相場におけると同様に、搾取作用が行はれた。之を以て農産物を買出す期節には、豫め之を回收して、その相場を吊上げて置く。紙幣が農民の手に渡り盡す頃になると、その價値は低落して底を突いた。百姓は粒粒辛苦の結晶に代へて反古に等しきものを握る生活を續けた。

然るに清朝末期から民國初年にかけて、幣制改革の論が澎湃として起つた。しかしそれは國内における百姓庶民の福祉を念うて唱へられた改革ではない。海外から押し寄せて來た新興經濟の機運によりて呼び覺された改革論であつた。阿片戰爭の結果、五港を開き、海外諸國に對する經濟的接觸が頓に頻繁になつた。さうなると、貿易決濟のためにも、借款收支のためにも、幣制の紊亂は重大なる障害となつた。支那と取引する諸外國にとりて障害たるのみならず、諸外國を相手にして時勢に乘らんとする支那の新興階級にとりても亦堪へ難き障害であつた。幣制改革論は多くこの方面から起つた。されば一九〇二年九月英國との間に成立した通商航海條約 Mackay Treaty には、その第二款に幣制改革を約束して「支那は法律を設けて國家一律の國幣を定め、將來英支兩國の人民が中國境内を通じて、租税公課其他一切の債務の支拂に充て得る合例の國幣と爲すこと允願す」と規定してゐる。翌一九〇三年十月に締

結した米支通商航海條約及び日支通商航海條約にも之と同樣の規定である

支那が海外の壓迫に對して國内の脆弱なことを痛感した最大の機會は一八九四―九五年の日清戰役であつた。次で一九〇〇年の團匪事件によりて一層内政の無力を暴露し、殊に財政の空虚を自覺した。この頃から、政治の頽廢にも拘らず、國内の經濟は外國の資力によりて開發されんとする機運を生じた開港都市を中心とする鐵道・航路・電信・等の連絡によりて、新興經濟の圏域が日増に擴大して來たこの大勢に應じて對外經濟關係に對處する見地から、遂に幣制改革が論議されたのである。

およそ幣制改革には二つの目標が立てられる。一つは國内經濟の便宜のために貨幣本位を統一し貨幣價値の安定を計ることである。もう一つは對外取引を圓滑にするために貨幣の統一・安定を期することである。その國の本位制度が既に諸外國の本位制度と類を同じうする場合には、この二つの目標は、これを達成する政策において概ね一に歸する。然るに支那のやうに、諸外國が多く金本位制を採つてゐるのに、自國は之と異る銀本位制乃至雜種貨幣制を行うてゐる場合には、幣制改革の向ふ所は二つに岐れる。國内の幣制を先づ以て諸外國の幣制と同一本位の軌道に轉置してからでなければ、對外貨幣價値を安定することを得ない。然るにこの轉置は對内的には價値革命を意味する。好き機會を捉へて巧に之を行ふに非ざれば、經濟生活に痛烈なる衝擊を與ふることを避け難い。支那は卽ちこの岐路に立つた。

當時提唱せられた幣制改革案は十指を屈するも尙ほ盡し難い。しかし支那の幣制改革論は、元來對外關係の刺戟によりて促發されたものであるから、對外貨幣價値の安定を目標とするものが多かつた。從つて本位制度の變革を前提とした。對內價値の安定を目ざして銀本位の改善維持を建策する議論も唱へられたが、それは概して對外調整論に對する反動として誘發された駁論であつて、時勢を動かす改革論としての積極性を缺いてゐた。本流は卽ち對外案であつて、對內案はその副流に過ぎなかつた。されば當時の幣制改革運動には、夙にその底流として、後年の買辦資本主義的勢力が基調をなしてゐたと云うても過言でなからう。

しかし副流の對內論にも、消極的ながら、また反動としての勢力があつた。支那の幣制が金本位論乃至金爲替本位論の旋風裡に座して容易に動かず、淸末宣統二年（一九一〇年）の幣制則例においても、民國三年（一九一四年）の國幣條例においても、法貨を元系の圓に定めただけで、銀本位制が固守されたのは、反動論のお蔭であつた。斯くの如くにして一九三三年の廢兩改元に及んでゐる。

淸朝末期から國民政府に亙る幣制改革案の重なるものを擧げて凡そ次の三つを數へる。

一、ジェンクス案

二、ヴィッセリング案

三、ケンムラア案

三者いづれも政府の依囑によりて外人學者の建議した試案である。この意味において、當時の幣制改革運動の主流に屬し、對外調節論の代表的なものである。ジェンクス案は清末に屬し、ヴィッツセリング案は清朝から民國に跨り、ケンムラア案は民國南京政府建設の後に成つた。

第一　ジェンクス案

一九〇二年は銀塊相場の暴落を見た。世界の二大銀貨國たる支那とメキシコは、その對外經濟關係において、甚しき混亂に陷つた。茲に於て兩國政府は亞米利加合衆國に懇請して金銀の比價を安定する案策を求めた。[1] 米國政府は兩國の要望を容れ、この問題を研究するために、一九〇三年三月議會の協贊を經て、國際爲替委員會 Commission on International Exchange を組織し、その委員に Jeremiah W. Jenks, Hugh H. Hanna, Charles A. Conant の三氏を任命した。委員は先づ銀問題を調査するために、ロンドン・パリ・ベルリン・ヘイグ・ペテルスブルグ・等を歷訪し、審議の結果、金爲替本位制度に則る幣制改革案を作成した。是れ卽ち American Plan 又はジェンクス案として知られるものである。

ジェンクスは本國政府の命によりて一九〇四年支那各地を旅行し、實地視察の上、英華兩國の語を以

てその成案を發表した。「中國新圜法條議」及び「中國新圜法案詮解」がそれである。ジェンクスは同年八月支那を去つたが、これに先だち、曩に發表した圜法條議の說明を補足して誤解を釋くために、さらに一つの小册子を發表した。「中國新圜法續議釋疑」として知らるる Outline of the American Plan が之である。いづれも陳度の中國近代幣制問題彙編に收錄してある。

ジェンクス案は新圜法條議十七條に要約してある。

一、中國政府は應に速に有效なる政策を定め、以て幣制の設立を期す。この幣制は能く一定の金價値を有する銀貨を以て主とし、その實施は以て能く賠償條約國多數の滿足を得るものとす。

二、中國政府はこの幣制を設立し且つ之を管理するために、應に適當の外國人を聘用して以て援助を受く。

三、中國はこの計畫を辨理するために一人の西洋人を任命して司泉官〔通貨監督官〕とし、幣制事務を總理せしむ。司泉官は補助者數人を任用して造幣廠の管理其他司泉官の指定する事務に當らしむる權限を有す。

四、司泉官は每月詳細なる報告書を作成して錢幣の情態を申明すべし。凡そ流通高・貸借額及び外國信用爲替等の各項は皆之を記載すべし。凡そ各國賠償の事を以て中國と交涉あるものには、適當の時に於て、その代表者に之を査閱することを許し、且つ陳情獻策の權を認む。これは新幣制に對する各國の信用を保つためである。

五、中國政府は價値の標準たる單位貨幣を定む。この單位貨幣は一定量の純金を含み、その金價は大約銀一兩に當り或はメキシコ銀一圓より稍高きものとす。また規定を設けて、民間よりこの單位貨幣の五倍・十倍又は二

十倍の金を携へて鑄造を託する者あらば、一定の鑄造費を徵して隨時これを許すこととし、或は將來政府も亦金を得て此種の貨幣を鑄造することあるべし。

六、中國政府は速に銀貨若干萬元を鑄造して國內に流通せしむべし。この銀貨は適宜の形制によりメキシコ弗と略同樣の大さとす。之と單位貨幣との比價は三十二對一と定めて之を維持す。以後隨時辨法の定むる所に據り、全國の需要を調査して引續き之を鑄造す。補助貨幣即ち小銀貨及び紅白銅貨に就ても、その分量・價値を規定して之を鑄造す。

七、新鑄の金銀貨は、何れの省に於ても、賦課租稅等の支拂に皆國家が定むる所の比價に照して平等に收用す。是等の債務が銀を以て定められたる場合には、新定の貨幣價値に推算して支拂ふべし。

八、中國政府は各督撫と協力して、一定の時期以後は、新鑄の貨幣を以て民間における種種の債務の支拂に充當すべきことを諭告すべし。この期限以前の債務は契約に照して支拂ふ。

九、中國政府は銀貨の平價を維持するため、倫敦其他通商の中心地に信用勘定を設定し、之に對して平日の銀行相場より稍高き相場を以て金爲替手形を振出し得ることとす。例へば新制による平日の倫敦宛銀行爲替相場が新銀貨一元に對して英貨二志とすれば、一・〇二元が二志になつた場合には、政府は金爲替を賣向ふこととする。この金爲替は司泉官の管理に專屬し、何人の要求たるを問はず、例へば新銀貨一萬兩以上を提供したる者に賣渡すものとす。

十、新幣制を設立し且つ適當なる爲替資金を置く爲に資金不足にして、政府之を備ふる能はざるときは、外債を

以て之に充つべし。この場合には一定の財源を指定して抵當とし、之を利息支拂並びに元本償還の用に充つべし。この財源の管理は關係各國の滿足する方法に依るべし。

十一、鑄造益金は別個に貯存し、五十萬兩に達する毎に、振當てたる爲替の多寡に按分して外國各地の爲替資金に繰入るべし。この資金は少くとも若干萬兩に達するまで積立つるものとす。

十二、爲替賣出多くして金資金缺乏を告ぐるときは、政府の駐外代理人の振出したる銀爲替を買收して金を回收し、以てその缺を補ふ。この場合の相場は司泉官が時に臨んで之を定む。

十三、銀行法を制定し、國立銀行又は其他の適當なる銀行をして司泉官監督の下に紙幣を發行せしめ、新貨幣と等價に流通せしむべし。

十四、新貨幣を成る可く急速に各省に弘通せしむるため、司泉官は各省地方の官吏・票號・錢莊及び信用ある商家に託して此事に當らしむ。

十五、五年以內を限りて開港都市には一律に新制度を實施し、關稅の收納はすべて新貨幣を行用す。其他僻遠の地方は漸を逐うて推行し、新制の普及を俟つて、一切の賦稅は何れも新貨幣を以て徵收す。また凡そ租稅は皆新貨幣を以て計算するために別に章程を定む。

十六、新制度は新貨幣若干萬元の鑄造を了へたる時を俟つて之を實施す。

十七、司泉官及び各國代表は中國政府の爲に財政整理を提議する權を有す。

以上を要約すると、ジェンクスの提案は次の三點に歸する。その內容は當時すでに英領印度において

實施され、フィリッピンにおいて緒に就いてゐた金爲替本位制に屬する。

一、純金一定量（米貨約半弗）の金貨を制定して價値の標準單位とし、その自由鑄造を認めるが、さしづめ金貨の鑄造は急がない。

二、別に國內流通のために法貨たる銀貨を鑄造し、之を全國に弘通せしめて通貨の統一を計る。

三、金銀貨の比價を一對三十二に定めて、爲替操作と銀貨流通高の調節によりて之を維持し、對外收支は金爲替によりて決濟する。

この改革案は初から支那政治家の强硬なる反對に逢うた。蓋しジェンクスの所論には當時の支那に取つて遽に實行に移し難き點が多かつたためでもあらう。また梁啓超[2]の曰へる如く「その根據たる學理頗る深邃にして、斯學を研究したる者に非ざれば、驟讀竟に索解し難く、漢譯本ありと雖も、詰鞠病を爲し、譌謬至つて多く、之を讀んで更に五里霧中に墮す」の感があつたからでもあらう。しかしそれよりも最も支那政治家の反感を唆つたことは、幣制を外國人の監督運營に任ねて、支那の財政金融を擧げて國際管理のやうな狀態に措かんとした點であつた。之に對する憤懣がこの案に對する支那人の消化力を阻害した。

反對の鬪將は時の湖廣總督張之洞[3]であつた。張之洞の說は、當時の直隸總督袁世凱の支持をうけて、

廟議を動かし、一九〇五年（光緒三十一年）の「鑄造銀幣分兩成色竝行用章程」によつて、兎も角も庫平一兩の銀貨を以て本位貨幣とすることに方針が定まつた。

第二　ヴィッセリング案

清末一九一一年英米獨佛四國借款團により一千萬磅の幣制改革借款が成立した。その約束に從つて、ジャヴァ銀行總裁ヴィッセリング Dr. G. Vissering が支那政府の顧問として招聘された。ヴィッセリングの着任したのは、恰も一九一一年十月辛亥革命勃發の秋であつた。氏はその助手ロエスト Dr. W. A. Roest と協力して約一年の研究を積み、一九一二年その故國和蘭陀のアムステルダムに於て英語の著述 On Chinese Currency, Preliminary Remarks about the Monetary Reform in China を刊行した[4]。所謂ヴィッセリング案はこの書に論述してある。其後ヴィッセリングは辭任したのでロエストが革命政府の聘をうけて顧問になつてゐたが、一九一三年一月奉天で客死した。そこでヴィッセリングは再び顧問の任に就いて調査を續け、一九一四年この書の第二卷として On Chinese Currency, The Banking Problem (Amsterdam) を公にした。

ヴィッセリング案もジェンクス案と同じく金爲替本位制を提唱してゐる。對外收支關係を圓滑にするた

めには、從來支那に行はれたやうな銀本位中心の幣制では到底目的を達し得ないのであるから、誰が立案しても、之を金本位制と結び付ける方向に考へざるを得ない。この意味に於てジェンクス案は凡そ後に來るべき諸案のために烽火を揚げたものと云へる。ただヴィッセリング案がジェンクス案と異るところは、後者が急速に事を運ばんとしたのに對して、前者は至つて緩徐に歩を移さんとした點にある。また後者が貨幣行政を外國人の掌に委ねることを露骨に主張して支那人の反感を買ひたるに鑑みて、前者は此點に深き注意を拂うた。ヴィッセリング案は之を三期に分つて實施することになつてゐる。

第一期　先づ金の一定量、例へば日本の半圓より稍小さい〇・三六四四八八三グラムを以て價値の單位と定める。これは理論的・擬制的金單位である。金貨の鑄造を急ぐ必要はないが、この金單位を以て計算貨幣とし、弘く之を通用せしむるために外國銀行・華商銀行・錢莊等の協力を求め、帳簿上の貸借振替勘定等の計算處理に用ゐる。大清銀行を改組して獨占的の發券銀行とし、この金單位を表す銀行券を發行せしめ、之を法貨とする。この銀行券の兌換を保障するために海外要地に金準備を置き、爲替兌換によりてその價値を維持する。政府は準備の充實を期するために國際收支の均衡に注意する。出來るだけ國內にも準備を置くやうに努める。從來の銀通貨はその實質價値によりて其儘に流通せしめ、金單位との間に法律上の比價を定めない。

第二期　名目貨幣たる新銀貨及び銅・ニッケルの補助貨を制定して之を鑄造し弘く國內に流通せしめる。銀貨は一單位につき純銀七・六五グラムとする。これで金單位と銀貨の純分比價は一對二十一に當ることになる。この名目貨幣に對して金準備を積む。必要に應じて金貨も鑄造する。新銀貨及び新金貨は無制限に法貨とする。政府に對する支拂には新貨幣を用ふる方が舊貨幣を用ふるよりも幾分か利益なやうに仕向けて、その行用を誘導する。

第三期　現在流通の舊銀貨を徐徐に引上げ又は廢止し、銀錦竝びに銅幣も市場を混亂せしめぬ程度に於て廢貨とする。ここまでは金爲替本位制であるが、二三十年の後には漸次に金本位制に進むことも期待されてゐる。

ヴィッセリング案はジェンクス案よりも遙に氣受けがよかつたのであるが、もともと淸國政府の借款問題に關聯して起案されたものである上に、時恰も革命の眞最中に當つた爲に、遂に實現の運びに至らなかつた。しかし此案の周到なる漸進的態度が、後年のケンムラア案に提醒するところ多かつたことは、看過すべからざる功績であらう。

第三　ケンムラア案

國民政府は北閥征討の大業成つて中央政府たる形を整ふるや、直ちに諸般の改革を志し、一九二八年七月南京に全國財政會議を開催して、實業界・金融界・財政・經濟の專門家を選聘し、衆智を集めて「財政整理大綱[5]」なるものを決定してゐる。その經濟政策の項には、幣制改革の根本方針を樹立して次のやうに宣明してゐる。

幣政は財政の樞紐にして、國民經濟と最も關係がある。我國幣制の壞るや由來既に久しい。根本の計としては宜しく總理の錢幣革命計畫[6]に遵ひ、且つ階段的進行方法を確定すべきである。此の外尙目前に於て劃策すべきものが二つある。

一、紙幣集中主義の推行　舊幣を銷却して新幣を發行し、新紙幣發行權を國家銀行に集中する。各地方には國家銀行から支店或は兌換所を設け、以て集中主義を實行する。

二、金爲替本位の推行　幣制の本位として銀を用ひるのは、既に世界潮流の許す所でない。然れども金は又我國富力の擇び能ふ所でもない。其の今日の情況に最も適するものは、第一步として、兩を廢し、元に改め、銀本位を確定し、第二步として、金爲替本位制度を推行することである。而して着手の初に於て、信用の卓越せる國際爲替銀行を設立して、本位施行の助となすべきである。

この決定は其後における幣制改革の指針となるべきものであつて、支那の幣制が銀を離れて金に傾く

べきことは、この時において既に唱へられてゐたのである。

この改革案に對して實行案を作るために招かれて來たのが、アメリカの Money Doctor として知られたケンムラアであつた。すなはち國民政府は米國プリンストン大學教授ケンムラア Edwin Walter Kemmerer を聘して幣制改革の立案を囑した。ケンムラアは一九二九年の初に支那に渡り、十三人の專門家よりなる財政部甘末爾設計委員會を組織し、調査研究約十箇月の結果、其年十一月十一日に至り「中國逐漸釆行金本位幣制法草案附理由書[7]」なるものを作成して財政部に提出した。ケンムラア案は五章四十條より成る法律案の形式に則り、之に對する起案理由の說明が添附してある。その要點を摘記すれば左の如し。

(一) 金本位の制定

純金六〇・一八八六六センチグラムを單位とする金本位を採用し、之を「孫」と名づける。一孫の價値は當時の米貨四十仙、英貨一志七片七二六五、「日貨〇・八〇二五圓に當る。また支那に弘く流通した銀貨一元の價値に最も近い。だから銀本位から金本位への移轉が物價・賃銀・貸借關係・等に最も少き影響を以て行はれる。一孫を百分となし、一分を十厘に分つ。金貨は鑄造しない。金貨の流通せざる金本位制である。

(二)　貨幣の鑄造

國民政府の造幣廠をして貨幣を鑄造せしめる。貨幣は四種に限る。(イ)孫銀貨、(ロ)五角と二角の小銀貨、(ハ)一角と五分のニッケル貨、(ニ)一分と五厘の銅貨である。これを總稱して「金本位鑄貨」と呼ぶ。孫銀貨は從來流通の大洋銀圓の跡を襲ぐべきものであるが、銀圓よりも小型の信用硬貨 Fiduciary coin である。是等の貨幣はすべて金本位の孫に當る名目貨幣である。從つて孫の金量に當るだけの素材價値はない。この外に中央銀行の發行する孫系の紙幣があつて、金本位鑄貨に兌換される。この鑄貨と紙幣とを併せて「金本位通貨」と呼ぶ。

(三)　貨幣價値の維持

孫銀貨を初め上掲の貨幣は何れも金本位國宛の爲替又は金地金に兌換される。その孰れに兌換するかは政府の隨意であるが、政府は多くの場合に於て金爲替を以て兌換に充てる。この場合に支拂地までの正貨輸送費に當るプレミアムを見込んで爲替相場を決める。支那に金貨が流通してゐるとしても、爲替相場が正貨輸送點まで昂騰した場合に金を輸出しようとすれば、このプレミアムと同額の輸送費を拂はねばならぬのである。斯くして兌換した貨幣はこれを流通市場から引上げて、金貨が流通する金本位國において金が國外へ流出したと同樣の情形にする。これとは反對に、支那に金が輸入せられたと同樣の

情形を齎すために、海外における支那の代理銀行は、支那宛の金本位通貨爲替を、支那までの正貨輸送費と同額のプレミアムを以て賣出す。この爲替を決濟することによりて、支那における通貨は正貨の輸入があつたと同樣に增加する。さうして爲替相場は正貨輸送點の限界に維持される。一言にして盡せば、支那の通貨は國内に金貨が流通する場合と同樣にその對外價値を安定する。

（四）　金本位信託基金

貨幣價値を維持するために少くとも金本位鑄貨流通高の三割五分に達する基金を設ける。この基金は左の財源によつて積立てる。

（イ）　新貨幣の鑄造利益
（ロ）　爲替賣出のプレミアム
（ハ）　外國に預託された基金の利息
（ニ）　中央銀行より徵收する特許税竝びに限外發行税
（ホ）　政府所有中央銀行株式の賣却代金
（ヘ）　其他金本位制度の運用によりて收納したる資金
（ト）　通貨安定のための借款

この基金を二部に分つ。第一部は金貨・金地金及び金を以て支拂はるる外國の預金又は證劵を以て之に充てる。第二部は支那における金本位鑄貨及び貨幣鑄造のために買入れたる金屬とす。第一部基金は之を倫敦・紐育・其他の外國都市に置き、爲替兌換によりて支那における貨幣を回收するに用ひる。第二部基金は之を支那に置き、必要に應じて新貨幣を供給し又は外國から振當てられた爲替の支拂に用ゐる。この基金は國内通貨調節の働をする。外貨爲替の代金として收納した國内貨幣は第二部基金に編入されてしまうから、第一部基金の枯渇は國内における貨幣の收縮によつて自働的に阻止される。

(五)　金本位制實施の段階

金本位制は漸進的に各省別に實施される。第一步は先づ若干の省を指定して「金本位通用日」なるものを布告する。この日から、新通貨は、一孫對一元の比率によりて、公私一切の支拂に合法の通貨として流通する。尤も舊通貨の流通は未だ之を禁止しない。便宜の場處に引換所を設けて公衆のために舊通貨を新通貨と交換する。その比率は財政部長これを定め、時と處とによりて差異を設けることもある。

次にこの第一期日即ち金本位通用日から一箇年以内に政府は「金本位法幣日」を布告する。この第二期日は前の第一期日から少くとも一年後に定めなければならぬ。さうして少くとも六箇月前に豫告しなければならぬ。この日から、政府並びに省市の使用人に對する支拂は新通貨によりて定められ之により

支拂はれる。この日以後に締結した契約は、別段の定めなき限り、新通貨によりて決濟される。

第三期日は「債務換算日」である。これは第二期日と同日若しくはそれ以後に六箇月の豫告を以て定められる。この日以後は、銀兩其他金本位以外の通貨によりて定められた一切の契約は、すべて新通貨に換算して支拂はれることになる。換算率は、各省における各種通貨に就き、第三期日布告前九十日間の平均相場を參酌して財政部長が決定する。

（六）舊貨幣の整理と紙幣の統一

ケンムラア案は金本位制實施の跡始末として舊貨幣の回收方法に及び、銅輔幣は暫く新制度に攝取して、一孫に對し當十銅元二百枚卽ち一枚五厘の割合で之を流通せしむる案を立ててゐる。また單一中央銀行を設けて發券業務を獨占せしむるに非ざれば、幣制運用の完璧を期し難き所以を論じて、漸次舊紙幣を回收する方策を建ててゐる。

ケンムラア案は金本位制と稱してゐるけれども、金貨の流通せざる金本位制であつて、ジェンクス案やヴィッセリング案と相去ること遠くはない。三案を通じて近似點の極めて多いのは、當時支那の幣制が求むる所を一にしてゐたことを語るものである。

ケンムラア案は全體としては遂に之を實行に移す運びに至らなかつたが、この委員會の研究は支那の

幣制問題に抗し難き示唆を與へ方針を供した。漠然とではあるが、支那もまた早晩幣制を統一して金本位制に進むべきであるといふ通念をつくるに至つた。それが其後における通貨政策の上に反映した事例も決して少くない。一九三〇年における海關金單位の制定の如きはその手近な一例である。

支那幣制改革案は以上三案を以て盡きるのではない。日本の立場から見れば、一九一八年の曹汝霖案の如き最も興味ふかきものがある。當時曹汝霖は財政部長であつた。世界大戰中銀價の暴騰を見るや、曹は此機を逸せず金本位制に轉進するの利益なることを主張した。蓋し支那の外債は概ね外貨建であるから、銀價が反落すればその負擔が著しく加重すべきことを恐れたからである。曹は日本と結び日本の借款を得て之を行はんとした。然るに內外政局の紛糾は遂に此案の推行を許さず、加ふるに一九一九年には二十一箇條問題の事に擱坐して全く水泡に歸した。

補註

(1) 當時支那が、米國に提出して、金貨國と銀貨國との間における通貨問題の研究を要請した覺書は、支那幣制史に志す者にとりて、極めて興味ふかき文獻と思ふ。その全文は載せて E. Kann, The Currencies of China, 2nd ed., pp. 362-366. 宮下忠雄譯「カン支那通貨論」六五五頁以下にある。

(2) 梁啓超　中國貨幣問題　光緒三十年　(陳度　中國近代幣制問題彙編　第一卷一〇九頁以下)

(3) 張之洞　奏駁虚定金價鑄用金幣摺　光緒三十年（陳度　前掲一〇五頁以下）

(4) Vissering, On Chinese Currency は、和蘭陀における出版と殆ど時を同じうして、民國元年の秋に、その支那語譯が油印本にして頒布された。これは第一卷の本文に當る部分だけである。上海の浙江興業銀行に收藏してあつたのを、陳度が幣制問題彙編第一卷三七〇頁以下に載錄してゐる。

(5) 日華實業協會編　支那近代の政治經濟　一一三頁以下

(6) 「總理の錢幣革命計畫」とは孫中山が一九一三年に提唱した「錢幣革命」のことである。陳度の中國近代幣制問題彙編第一卷五九二頁以下にその全文が載錄してある。その一節に曰く「錢幣革命とは何か。現在の金融恐慌を、常人は我國の今日が昔日に比較して窮乏してゐるからだと思うてゐるが、その實は然らず。我が財力は故の如く、生產も增加してゐる。この窮困の現象が起る所以のものは錢幣の不足である。國幣とは何ぞや。交換の中準に過ぎず。財貨の代表のみ。この代表する物が、商工業發達せる國に在つては、財貨が金銀の千百萬倍にも溢れ、多くは紙幣を以て之に代へる。然らば則ち紙幣が將に金銀の用を盡奪して未來の錢幣となるべきこと、金銀が往昔の布帛刀貝の用を奪うて錢幣となりたるが如し。これ天然の進化にして、勢の必ず至る所である。理は固より然り。いま人事を以てその進行を速めんと欲す。故に之を革命といふ。これ錢幣革命の理なり」孫中山は日本に倣うて金建の紙幣を發行し、貨物又は勞働を引當に之を流通せしむべきことを主張してゐる。またこの紙幣と引換に銀を引上げて之を輸出し、外債償還に充つべしともいうてゐる。述べて詳ならずと雖も、一種の管理通貨案とも見るべきものであつて、一九三五年の法幣案に一脈相通ずる所があるやうにも思はれる。尤も孔祥熙の幣制改革はアメリカの銀政策に追ひ詰められた窮餘の策であつて、孫中山の遺志を嗣けたものでないことは言ふまでもない。

(7) Project of Law for the Gradual Introduction of a Gold Standard Currency System in China together with a

Report in Support thereof Submitted to the Minister of Finance by the Commission of Financial Experts on November 11, 1929. (Printed and Published in Shanghai)

第二節　海關金單位の制定

國民政府は、一九三〇年二月一日、關稅自主權回復後の最初の國定稅則を實施するに當り、從來列國との條約に從つて銀建になつてゐた輸入稅徵收法を改めて金建とし、その計算單位として海關金單位または關金 Customs Gold Unit, C. G. U. なるものを制定した。蓋し當時銀價暴落して銀建收入の金價値は著しく低減し、國民政府の重要財源たる海關收入を危くしたから、之を安定するために取り敢へず輸入稅の收納について金本位制を採用し、海關兩による規定を關金に換算して徵收することになつたのである。

海關金單位は純金六〇・一八六六センチグラムに當り、ケンムラア案の一孫に等しい。即ちケンムラア委員會の提案を海關に限り部分的に採用したのである。

しかし海關金單位の提案はケンムラア委員會が最初ではない。茲に至るまでに清末の總稅務司ロバアト・ハアトは三度清國政府に建策して金を以て海關を徵收すべきことを勸奬してゐる。[1]

その第一回は一八九六年李鴻章が歐洲各國を訪うた時である。當時李鴻章は關稅定率の改訂を行ひたき旨を表明し、且つ金建徵稅の理由を述べて英・佛・獨・露の當局に覺書を提示してゐる。この文書はロバアト・ハアトの起案にかかるものである。これより曩き、一八四三年に南京條約に基く最初の關稅率が定められ、それが一八五八年に修正されたのであるが、當時においては一海關兩は英貨六志八片に當り、一磅は三兩に當つた。然るに一八九六年には二十年來の銀價下落によりて一磅を得るに六兩乃至七兩を要するやうになつた。支那はこの二十年を通じて、外國に公館を設け、機械を買ひ、船舶を注文し、外國に支拂を要する事業を起し、外貨で金融を求めてゐたが、支那が關稅として徵收する銀兩の價値は一磅に對して三から六乃至七まで下落してしまうた。これでは支那は外國に支拂が出來なくなるから、海關兩の價値を最初に引戻して一磅對三兩に定めるのが公正且つ必要である。——これがこの覺書における金建要求の骨子である。

第二回は一九〇一年義和團事件の平和議定書における賠償金支拂方法に關聯して之を提案してゐる。この時もロバアト・ハアトは一海關兩を六志八片に固定すべきことを主張してゐる。

第三回は一九〇二年の通商條約改訂協議のときである。支那にとつては、關稅率の改訂も重要な問題であつたが、輸入稅を金建に直すことが一層重要なる問題として取上げられた。この問題を協議するた

めに、此年三月支那代表は日・英・米・獨・佛の代表に覺書を提出した。この覺書もまたハアトの起案にかかるものであつて、その要旨は次の如くであつた。――一八九五年日清戰爭による賠償金が定められた際には、一海關兩は三九・八九四六片に當つた。一九〇一年義和團事件の平和議定書ができた時には、一兩は三六片に當つた。然るに其後英貨による銀價は更に下落して現在は一兩につき二〇・〇七八片になつてゐる。この相場によると、支那が義和團事件の賠償として一九一〇年まで毎年支拂はねばならぬ二百八十萬磅の償金は、議定書に記載する如く一千八百萬兩に非ずして、二千二百萬兩に上る。さうして支那がこの償金と其他の外債の爲に年年支拂ふべき金額の合計は、議定書記載の如く四千二十萬兩に非ずして、五千一百萬兩に上る。淸國政府の歳入總計は八千五百萬兩に過ぎないから、豫想外の銀價騰貴が起らざる限り、外債を支拂うた殘餘は三千四百萬兩しかないことになる。これを以てこの廣大なる帝國の行政と國防とを賄ふことは不可能に屬する。列强が課する債務の重荷によつて破產することを免るるために、支那に殘された唯一の途は關稅を金建にすることである。

列國は條約の字句に拘泥して、三回ともロバアト・ハアトの提案を顧みなかつた。其後も劉大鈞・鄭鐘珪・顏惠慶の如き學者又は政客にしてこの主張を繰返した人も多かつたが、支那が關稅自主權を握り得るに至るまでは遂に如何ともすることが出來なかつた[2]。關稅自主權の回復が恰も世界大戰後における

未曾有の銀價暴落と遭遇したるが故に、ケンムラア案の部分的實施として遙にロバアト・ハアトの遺志に應ふることを得たのである。

以上述ぶる所によりて明なる如く、海關金單位は、中央政府の爲に海關收入を確保する目的を以て設けられたものである。抑〻地租は古き時代より支那における財政收入の根幹となつてゐた。然るに地租竝びに之に附隨する財源の處理は地方に蟠據する舊政權の掌握する所であつて、舊政權の力に依らなければ事實において之を徵收し難い。舊政權を壓倒して新たに中原に伸びんとする者は、他に財源を求めなければ、羽翼を張るの途がなかつた。玆に於て先づ關稅が對外關係から新たに生れた財源として新興中央政權の最も賴む所となつた。之に次では鹽稅と統稅とが中央の財政を支へた。いづれも間接稅であつて、從來土着の舊政權が依つて立つところの直接稅とは別途の層に根柢を張つてゐる。鹽稅は事變直前の歲計において歲入の二割三分を占めてゐる。統稅は工業生產品に對する消費稅であつて、歲入の一割八分に當る。この稅目は、地方的國內關稅たる釐金の撤廢に際して、之に代るものとして設けられたものである。國民政府は釐金撤廢を條件として外に對して關稅自主權の確立を策し、關稅率の引上を行ふとともに、內に對しては全國に統一的消費稅を起して、その收入を中央に收めたのである。その代りに地租に對する一切の言分を棄てて之を地方に委讓した。統稅の課稅對象は、卷煙草・小麥粉・綿絲・

燐寸・セメント・洋酒・等であつて、何れも資本主義的近代工業の生産物である。國民政府にとつて徴税の容易なものばかりである。地租を放棄して統税を掌握したことは、國民政府にとつて税收を確保する所以であつた。加之、是等の近代工業には、支那の新興財閥と結んで外國資本が多分に參加してゐる。さうしてその生産品は高き關税の障壁によりて手厚き保護をうけてゐる。關税の障壁は、外國商品の侵入を阻む代りに、外國資本の潜入を迎へる施設にもなつてゐる。ここにも支那の半植民地的な特徴が現れてゐる。國民經濟の上における新興政權の立場が明に描き出されてゐる。

關税は歳入の第一位であつて、その三割七分を占めてゐる。さうしてその少からぬ部分が外債の擔保に當てられてゐる。從つてこれが確保は支那に資本主義的進出を試みんとする列國にとつても亦重大なる關心事であつた。列强の資力を背景とする新興中央政權の幣制改革が先づこの方面から緒に着いたのは決して偶然ではない。地方政權と中央政權、舊政權と新政權、直接税と間接税、地租と關税、かういふ風に對照して考へると、玆に支那の半封建層と半植民地層との接觸面があるやうに思はれる。さうして海關金單位の制定は、幣制問題の前哨戰において、新しきものが舊きものの陣營に送つた第一矢であらう。

海關金單位と海關兩との換算率は、制定後最初の六週間（自一九三〇年二月一日至三月十五日）は、

一九二九年の最後の三箇月における上海兩の平均相場に基き、一海關兩に付き關金一・五と建てた。其後（一九三〇年三月十六日以降）は、一九二九年一月中の上海兩の平均相場より算定して、一海關兩に付き關金一・七五と建てた。銀兩・銀元其他の地方通貨に就いては、海關が隨時發表する公定比率によりて收納することになつた。次で一九三一年一月に公布せられた改正稅率表においては、海關兩による規定を廢して關金のみによつた。一九三五年十一月の幣制改革によりて、租稅はすべて法幣で徵收されることになつたが、關稅だけは關稅法の規定する所によりて、金單位建で賦課された。

最初の內は輸入稅を納むるには必ず銀を關金に換算して支拂はねばならなかつたのであるが、やがて關金を代表する種種の流通手段が發生した。

一、一九三〇年二月十二日から海關が中央銀行宛の海關金單位戾稅小切手を發行することになつた。この小切手は金單位による納稅に用ふることができる。また中央銀行に齎して當日の相場で銀貨に換へることもできた。

二、一九三〇年四月四日から中央銀行は海關金單位による當座預金勘定を開始し、また海關金單位本票〔約束手形〕を賣出した。輸入者は同行承認の關金小切手又は海關金單位本票を以て輸入稅を支拂ひ得るやうになつた。

三、一九三一年五月一日から中央銀行は關金兌換劵發行の獨占權を與へられ、海關金單位十元・五元・一元・二角・一角の金劵を相場によりて發賣することになつた。

是等關金流通手段の發生によりて、海關金單位は單に關稅納付の計算貨幣たるに止らず、制定當初の規範を越えて、漸く一般流通界の一部にも賣買受授せらるるに至り、關金相場の高低を狙ふ投機さへ行はれるやうになつた。

補註

(1) Stanley F. Wright, China's Struggle for Tariff Autonomy : 1843-1938, Shanghai, 1938, pp. 344-371, also 651-653.

(2) 宮下忠雄　支那貨幣制度論　三七九頁以下

第三節　廢兩改元

國民政府は一九三三年三月八日を以て財政部廢兩改元提案・銀本位幣鑄造條例竝びに換算率計算法を公布し、同月十日より上海において一切の取引に銀元建を實行せしめ、銀兩は法定の比率によりて銀元に換算するに非ざれば取引するを得ざることとした。さらに翌四月六日より、國民政府訓令及び財政部

佈告の定むる所によりて之を全國に及ぼし、公私一切の取引に銀兩を用ふることを禁じて宿年の問題たる廢兩改元を斷行した。

廢兩改元とは單に秤量貨幣たる銀兩卽ち元寶又は銀兩幣の廢止を意味するだけではない。それより重要なのは Money of account としての各種の銀兩卽ち虛銀兩の使用を廢止したことである。

廢兩改元は幣制改革の途上における二つの問題の解決を意味する。その一は本位貨を金に求めずして銀を擇んだことである。その二は兩を採らずして元に決めたことである。金本位制を定めなかつたことは、形の上ではケンムラア案を排したかの如き觀があるが、必ずしもさうではない。ケンムラア委員會はその提案する金本位制を實施する方法に、(一)直接法卽ち現在の混亂狀態から直ちに金本位制に移る方法と、(二)間接法卽ち現狀を一應十進法の銀元本位制に統一して、其上で更に金本位制に進む方法との二途あることを說いた。さうして兩者を比較して、いづれにも利害得失があり、その中間を行く折衷案もあるが、結局は直接法がよいといふ論斷を下してゐる。[1] しかるに直接法に就いては、支那の實狀に適せぬものとして、朝野を通じて反對論が多かつた。そこで政府は、間接法又は折衷法の途を採り、取り敢へず銀元本位の確立を急いで、金本位の問題を後日に讓つたのである。「爲憲治國」の大本を樹立した一九二八年夏の全國財政會議においては金爲替本位實行の方針が定まつてゐる。[2] 海關の收納においては

は金單位も既に採用されてゐる。廢兩改元を以て將來に向つて金本位制を抛棄したものと解するのは早計であらう。

銀本位幣鑄造條例によると、銀本位幣一圓の純分量目は銀八八・銅一二にして、總重二六・六九七一グラム、純銀二三・四九三四四八グラムである。之に對して一九一四年の國幣條例には一圓を純銀庫平六錢四分八釐卽ち二三・九七七九五〇四八グラムと規定してゐる。實際に流通してゐた銀元は、各地の造幣廠において濫鑄したために、概ね規定より劣惡であつたが、それでも新幣は舊幣よりも銀量が少くなつた。これはグレシャムの法則によりて新幣の通用を無碍ならしめ、舊幣の回收改鑄に便ならしめんとする用意に出たものである。鑄造せられた本位銀幣は中央銀行が政府に代つて發行する。

新定の銀圓に二種ある。いづれも直徑三十九ミリで、表面に孫文の橫顏があり、その上に「中華民國二十一年」と鑄造年號の記してあることは同樣であるが、裏面の圖案が異ふ。最初に造られたものは、中央に雙帆の巨船が走つてゐて、右手の方から旭日が登り、空には鳥が三羽飛んでゐた。さうして帆船の兩側に漢字で壹圓と書いてあつた。これは國家を表す戎克と國民黨の青天白日と孫文の三民主義とを象徴する圖案であつた。これを三鳥式銀幣と稱した。ところが時恰も滿洲事變の直後に當り、三鳥は、日本を表す旭日の前に、支那から飛び去つた東三省に當るといふ說が立つた。兎も角もこの銀貨は排日

の傍杖を喰うて出たかと思ふと姿を隱してしまうた。之に代つて出た銀圓には旭日も消え鳥もゐなかつた。年號は中華民國二十二年と改まつてゐた[3]。

銀本位幣鑄造條例は、自由鑄造の原則を認め、何人でも銀類又は舊銀幣を中央造幣廠に託して本位貨幣の鑄造を請求し得ることを規定してゐる。鑄造費として銀量の百分の二・二五を徵收する。

また中央造幣廠はこの條例の定むる所に從ひて廠條を鑄造する。廠條とは一定の品位量目を備へて價額を標記した銀條である。思ふに大型の貨幣と見るべきものであらう。廠條に甲乙二種ある。甲種は重量二三四九三・四八八グラム、品位千分の九九九、乙種は重量一一六六九七・一グラム、品位銀八八〇銅一二〇で、ともに銀本位幣一千元に當る。いづれも貯藏又は運搬の便を慮つて造つたもので、甲乙の別は鑄錬技術の都合で設けられた。廠條の鑄造を依賴する者は、本位銀幣の場合と同じく、一・二五%の鑄造費を加納する定めである。廢兩改元の準備として、政府は上海に世界第一と稱する中央造幣廠を設立し、南京・天津・武昌・杭州・等各地の造幣廠は之を中央政府に接收して作業を停止せしめ、造幣一切のことを中央造幣廠に統一して幣制の劃一に遺漏なきを期した。新通貨の信用を確保するために、外支人三十五名より成る造幣審查委員會が設けられた。また舊式造幣機關たる銀爐・爐房及び公估局の閉鎖を命じ、その從業員は試驗の上中央造幣廠に採用することとした。

廢兩改元の斷行によりて、國民政府は、少くとも法制上においては、幣制並びに造幣に關する國家高權を確保することを得た。從來は地方政權も貨幣を鑄造發行した。また銀兩のことは多く政權の外に在るギルドの掌理する所であつた。然るに鑄造が中央造幣廠に集中せられ、發行が中央銀行に統一せられた結果として、政府は完全に貨幣供給の鍵を握ることになつた。これは國民政府が地方政權の上にも、また財閥の上にも、一段と統制の力を加へたことを意味する。新興勢力の金融資本主義的伸張を意味する。

補　註

(1) Project of Law for the Introduction of a Gold Standard Currency in China, pp. 67 f.
(2) 日華實業協會　支那近代の政治經濟　一〇〇頁以下
(3) 宮下忠雄　支那貨幣制度論　一二四頁　A. B. Coole, Coins in China's History, p. 71.

第五章　銀本位制の崩壞

第一節　米國の銀政策

米國最近の銀政策は、主としてその政治的情勢によりて誘導されたものであつて、これを經濟上より見れば、大統領ロオズヴェルトのニュー・ディール體系に附隨する一惑星たるに止まり、國內的影響としては、功罪ともに、さして重大なる意義を有するものではない。しかし之を國際的に見ると、この銀政策を原因若しくは少くとも機緣として、支那に上海を震源とする銀恐慌を促發し、遂に世界における銀本位の最後の堡壘を覆滅してゐる[1]。

そもく米國銀派の政治家が銀政策の目的として標榜したところは之を左の三點に要約することができる。

一、世界の市場における銀の價格を引上げて銀貨諸國殊に支那の購買力を增進し、米國の輸出貿易を容易ならしむること。

二、銀を基礎とする通貨の膨脹を促して一般物價の騰貴を圖り、依つて以て財界の景氣を煽揚すること。

三、銀の市價を吊上げて米國における銀業者の利益を擁護し、銀產業の振興を圖ること。

以上三點のうち、第一の主張に對しては、米國においても、政治に與らざる學者の間には、初から强硬なる否定論が行はれてゐた。第二の目的について見るに、銀政策が通貨膨脹の上に幾分の效果があつたことは否定し難いが、通貨流通高全體に對しては一割にも達しない少額であつて、景氣の上にも、銀派の政客が喇叭を吹いて叫ぶほどの力にはなつてゐない。しかのみならず、景氣煽揚のためなら、もともと銀政策などに賴よる必要はなかつたのである。何となれば、大統領が若しインフレーションを行はうと思へば、こんな廻り遠い手段によらなくとも、農業救濟法(Emergency Farm Relief Act of 1933)の第三部即ちトオマス修正案の賦與する權限によつて、容易に簡單に通貨の膨脹を圖ることが出來たからである。なほこの權限によらずとも、聯邦準備紙幣を發行しようと思へば、莫大なる金準備の餘裕があつたからである。斯樣に考へて來ると、ロオズヴェルトの銀政策は、事實において、殆ど全く第三の目的卽ち銀業者の利益擁護のために行はれたといふ結論に達する。つまり支那の經濟は米國銀業の犧牲となつて未曾有の大恐慌に遭逢したといふことにもなる。

それでは銀の生產を振興することが米國の國民經濟に如何ほどの意義があつたか。これについてはケ

ンムラア教授が次のやうに極論してゐる。

米國における銀貨問題は根本において經濟問題ではなくて政治問題である。今日それが重要視されてゐるのは毫もこの國における貨幣的必要からではなく、實はこの國に大量の銀を産出する七つの州があつて、それが各二人づつの上院議員を選出してゐるからである。これらの議員が選擧人の利益を見張つてゐるのである。彼等はさうしなければ議會の席を保つことができない。是等七州は一九三一年において米國銀産額の約九五%を産出したけれども、その人口は米國人口の三%にも足らない。是等七州における銀産額は一九三一年において――この年は一九三二年よりも遙に多額の銀を産出したのであるが――九百萬ドルにも達しなかつた。これはその年の米國における小麥の産額の百分の一に當り、落花生の半額に當る。[2]

米國における銀の主要産地はユタ・アイダホ・アリゾナ・モンタナ・コロラド・ネヴァダ・ニューメキシコの諸州であつて、これら西部七州で全國産額の九割以上を占めてゐる。米國憲法によれば、下院議員は各州の人口に應じて選出することになつてゐるが、上院議員は各州平等に二名づつを選出する規定である。從つて是等七州の人口は甚だ稀少なるにも拘らず、十四名の議員を上院に送つてゐる。しかも是等上院議員の中には、民主黨の Key Pittman や共和黨の W. E. Borah

を初として政界の領袖たる有力者が多く、殊に大統領に對して勢力を揮ひ得る民主黨の鬪士が多かつた。また通貨膨脹による景氣煽揚を歡迎するインフレーショニスト竝びに農村負債の輕減を主張する農民派は、その目標が銀派と接近してゐるから、銀ブロックに合流した。その重鎭と見るべき者にオクラハマの Elmer Thomas あり、ルイジアナの H.P. Long があつた。下院においても議長 H.J. Rainey を初として有力なる議員が銀派に屬した。

是等の議員は選擧地盤を擁護するために銀價煽揚政策を高唱しなければならなかつた。"Something for Silver" を强要しなければならなかつた。また大統領は是等有力議員の御機嫌を損じては何事もできなくなる。折角のニュー・ディールも中途で行詰る。さう思はれたので、米國全體から見て經濟的には意義の乏しい銀政策が極めて賑かに鳴物入で行はれたのであつた。大抵のことでは支那に對して佛顏を吝まない米國が、支那の哀訴嘆願にも拘らず、銀買上の手を緩めなかつた所以も亦茲にある。この政情を看過してはロオズヴェルトが銀政策に出動した原因を理解し難い。

銀論者が銀政策の方法として提案するところは頗る多岐に亙り、十人十色の觀があるが、之れを一括すれば、詮ずるところは Remonetization of silver であつて、之れを大別すれば要するに

(一)　銀を本位貨幣として復位せしむること

（二）補助銀貨の使用を增加すること

（三）政府が銀を買上げて發行準備に充つること

の三つに歸する。

このうち第一によれば金銀複本位制か又は合成本位制を採ることになるのであるが、單純なる複本位制の困難なることは貨幣制度史の明徵するところであるし、合成本位制にしても國際的の協調を前提とすることであつて、それがまた現在の世界においては望み難いことである。だから、銀派の間においても、この方法に關する主張は影がうすい。

第二の方法は實行不可能ではないが、補助貨幣として銀を用ひ得る範圍は狹少であつて、數量において限りがあるから、これを實行しても銀政策としての效果は極めて微弱であらう。從つてこの方法は、殆ど問題の本流には加らなかつた。少くとも銀運動の重要なる部分としては現れなかつた。斯るが故にロオズヴェルト政府の銀政策は主としてこの第三の方途すなはち銀買上の一途において行はれた。

ロオズヴェルトの政府が銀政策を行ふについて準據した法制的階梯は之れをその經過に從つて次の四に分つことができる。

（一）農業救濟法第三部における外國政府の債務に關する規定

（二）ロンドンにおける八箇國銀協定
（三）一九三四年金準備法のピットマン銀條項
（四）一九三四年銀買上法
（五）銀國有令
以下順次その要項を摘錄する。

第一　農業救濟法の銀に關する規定

一九三三年五月十二日を以て成立した農業救濟法（ＦＲＡ）には銀に關する規定が二つある。その一は金銀比價の決定竝びに銀貨の無制限鑄造に關する規定である。その二は米國に對する外國政府債務の支拂を銀を以て受取る規定である。

農業救濟法は、その第三部卽ちトォマス修正案の第四十三條Ｂ項２號において、大統領に金貨と銀貨の量目比率を確定する權限竝びにその比率によりて無制限に金銀貨幣を鑄造する權限を賦與してゐる。一言にして云へば大統領に金銀複本位制を採用する權限を認めてゐる。しかしこの規定は、今日まで何等の效力を現してゐない。卽ち一般的なる金銀複本位制を採用して金銀兩貨幣を無制限に鑄造すること

は今日まで實際の問題にはなつてゐない。

農業救濟法はその第三部第四十五條において、合衆國政府に對する外國政府の債務卽ち一九三二年夏のロオザンヌ會議以來列國の間で懸案になつてゐた戰債の支拂について大要左の如き規定を設けてゐる。

大統領は、本法通過の日より向ふ六箇月を限り、外國政府の合衆國に對する債務の支拂を銀を以て受取ることを得。この銀の價格は一オンスにつき五十仙を超ゆることを得ず。また本條によつて受取る銀の總額は二億弗を超ゆることを得ず。

この銀を引當に銀證劵を發行する。またこの銀證劵に對する兌換の要求に應ずるために、この銀を以て本位銀貨及び補助銀貨を鑄造する。

この規定が設けられて間もなく、米國は、一九三三年六月十五日期限の戰債約一億四千三百萬弗の内一千一百萬弗を、歐洲の聯合諸國から銀を以て領收した。

一オンスに付き五十仙と云へば、當時の市價よりも遙に高値に當る。アメリカの銀派は、この規定によりて、歐洲債務國の前に安價な銀を以て戰債を支拂ひ得る好餌を投じ、依つて以て、(一)各國に銀を買上げさせてその市價を煽り、(二)國內ではこの銀を見返りに銀證劵を發行して通貨膨脹を促し、(三)同時に戰債の取立を進捗せしめようといふ、一擧三得を狙うたのであるが、各國がこれに追從すること

を肯じなかつたために、この計畫は事實において畫餅に歸した。すなはちアメリカは滿期債權の約八分に當る金額を受取り、僅に二千萬オンス餘の銀を收納して債權確保の意思を表明し得たるに止り、銀政策としては、その第一歩を踏出したといふだけで、殆ど何等の影響をも殘さなかつた。

第二　倫敦における八箇國銀協定

英京ロンドンに六十六國の代表者を集めて、世界不況克服のために、一九三三年六月十二日から七月二十七日に至る四十六箇日に亙つて有史以來の大評定を開いた世界經濟會議は、その本來の目的に關しては、殆ど何の得るところもなく、曠古の國際小田原評定に了つた。ただその閉會間際に特別委員會を通過して本會議に報告せられた銀に關する小さな決議だけがこの大會議における唯一の收穫となつて、後日のロオズヴェルト銀政策に消熄すべからざる口火を供した。卽ち次の如し。

會議參加國に對して左の勸告をなすべきことを決議す。

（一）銀の價格の變動を緩和する目的を以て、主要銀産國及び多量の銀を保有又は使用する諸國の間に、一の協定を得るに努むべきこと。またこの協定に參加せざる諸國は銀市場に著しき影響を及ぼすべき措處を差控ふべきこと。

（二）今後銀貨の品位を千分の八百以下に低下せしむるやうな立法手段を差控ふべきこと。

（三）事情の許す限り銀貨を以て小額紙幣に代へ用ふべきこと。

この決議は拘束力のない勸告案であつた。そこで主として米國代表ピットマンの斡旋によつて、この決議の二日後卽ち七月二十二日に至つて經濟會議とは別個に、八箇國銀協定なるものが成立した。八箇國とは銀の大量保有國又は使用國として、インド・支那・スペインの三箇國及び、主要銀産國として、オオストラリヤ・カナダ・アメリカ・メシキコ・ペルウの五箇國である。

この協定の目的は各國が銀の賣却を制限し買上を增加して銀價の騰貴を助成するにあつた。その主要條項は次の如し。

一、(a)印度政府は一九三四年一月一日より向ふ四箇年間銀純分一億四千萬オンス以上の銀を賣却に依り處分せざるべし。右四箇年間の各暦年中の處分量は年額平均純分三千五百萬オンスを基準とするも、印度政府が或る年度に於て純分三千五百萬オンスを處分し得ざる場合に於ては、實際處分量と三千五百萬オンスとの差は後年度に於て追加處分をなすことを得。但し一年間の最高處分量は純分五千萬オンスに制限せらる。

(b)前項の規定に拘らず、印度政府が本協定日付後戰債支拂の爲めアメリカ政府に引渡すべき銀を何れかの政府に賣却したる場合に於ては、右賣却銀は本協定の範圍より除外す。

(c)但し印度政府に依る(a)項の銀處分量と(b)項の銀賣却量との合計が一億七千五百萬オンスに達する場合に於

ては協定各國の義務は停止すべし。

二、オオストラリア・カナダ・アメリカ・メキシコ及びペルウの諸國政府は本協定存續中銀の賣却を行はず、且つ一九三四年より向ふ四箇年間、各暦年中右諸國の銀生産額より純分三千五百萬オンスを買上げ、又は其他の方法を以て市場より引揚ぐるものとす。右諸國は該銀純分三千五百萬オンス中各國が買上げ又は引揚ぐべき分擔額を協定す。

三、前條に依り買上げ又は引揚げたる銀は貨幣用（銀貨鑄造又は通貨準備）として使用するか又は其他の方法に依り右四箇年間賣却せず。

四、支那政府は一九三四年一月一日より向ふ四箇年間鑄潰貨幣より生ずる銀の賣却を行はず。

五、スペイン政府は一九三四年一月一日より向ふ四箇年間銀純分二千萬オンス以上を賣却に依り處分することを得ず。右四箇年各暦年中の處分量は年平均純分五百萬オンスを基礎とするも、ある年度に於て純分五百萬オンスを處分し得ざる場合に於ては、實際處分量と純分五百萬オンスとの差は後年度に於て追加處分をなすことを得。但し一年間の最高處分量は純分七百萬オンスに制限せらる。

支那はこの協定の批准に際して、次の如き保留條件を附けた[3]。

この協定を批准するに當り、中華民國政府は銀が支那の基礎的貨幣本位たることに鑑み、金銀比價の變動が、この協定の具現する銀價安定の精神に反して、支那國民の經濟狀態に惡影響を及ぼすと認むる場合には、國民政府はその適當と思惟するところに從ひ、如何なる行動を採るも自由なることを

聲明す。

この保留は銀問題に關するアメリカと支那との不一致を明瞭に現してゐる。アメリカ代表は最初から銀價煽揚を目ざして工作してゐるが、支那は安定以外の何物をも求めてゐなかつたのである。支那の代表宋子文は支那の通貨を外國の通貨に對して安定せしむることが「銀價の昂騰よりも遙に重要」なることを力說したのであつた[4]。しかし協定の結果は銀の生產國たるアメリカの意向に引摺られて、單に銀價に挺を入れる方針に終つた。銀の消費國たる支那の利益と相容れないのは蓋し自然の數であつた。

ロオズヴェルト大統領は、ロンドン銀協定の批准に當り、一九三三年十二月二十一日付布告を以て左の如く國內に於る新產銀を買上ぐることを定めた。

一、造幣局は一九三三年十二月二十一日以後國內において採掘せられたる銀を本位銀貨に鑄造するために受納すべし。

二、受納したる銀の五〇%は鑄造料及び鑄造竝びに交付に關する手數料として徵收し、殘餘の五〇%を本位銀貨に鑄造して納入者に交付すべし。

三、造幣局に徵收したる銀は地金として國庫に保存し、合衆國貨幣に鑄造せらるる場合を除き、四年後卽ち一九三七年十二月三十一日まで處分することを得ず。

米國の貨幣法規によれば純銀一オンスが一弗二十九仙二九に當ることになつてゐる。右の大統領布告によれば、造幣局はこの法定價格を以て新産銀を買上げる建前であるが、五〇%を鑄造料其他として徵收するから、銀納入者の受取る價格は結局法價の半額卽ち約六十四仙半になる。約言すれば政府は新産銀を一オンスにつき六十四仙半で買上げる計算になる。布告發表當時の銀相場は四十三仙であるから、買上價格は市價を上廻ること二十一仙半の高値である。この買上値段は銀價の騰貴に伴ひ、一九三五年四月十日に造幣平價に對する五五%の七十一仙一一に、また同月二十四日に六〇%の七七仙五七に引上げられた。

ロンドン銀協定第二條に基きて米國が引受くべき新産銀買上分擔額は二千四百萬オンスと定められた。然るに大統領布告によると「造幣局が本布告日付以後に於て合衆國若しくは其屬領地に於ける天然の鑛山より採掘せられたるものと認めたる一切の銀」を買上げることになつてゐるから、米國の新産銀は銀協定に拘らず無制限に買上げられることになる。この布告を發布した一九三三年における米國の産銀總額は約二千三百萬オンスであつて、ほぼ協定による分擔額と一致するが、年によつては六千萬オンスを超ゆる産出を見たこともあるから、米國政府は、この公布によつて、銀生産者のために、ロンドン銀協定以上の義務を負擔する結果になつた。

第三　一九三四年金準備法のピットマン銀條項

大統領がロンドン銀協定批准に托して新産銀を高値に買上ぐることを布告したのは、銀派を懐柔して、いきり立つインフレーション要望を緩和せんとの底意があつたからだと云はれてゐる。だから、その直後に議會に與へた一九三四年一月十五日の大統領教書に於ては、銀が世界各國において通貨の基礎として廣く使用せらるることを待望すると言ひながらも、一方においては「余はロンドン協定竝びに我が其他の通貨方策の結果を知悉するを要すと信ずるが故に、銀の貨幣的使用を更に擴張する方針を此際議會に勸奬することは差控へたり」と聲明して、銀政策は此邊で一應打切りたいといふ釋明のやうな意向を洩してゐる。[5]

然るに銀論者はこの意向に對して反撥の態度を示し、一九三四年金準備法制定の機會に乘じ、金政策の實行と竝行して銀に對しても更に一段と高度の Remonetization を實現することを强要して來た。その結果、ピットマンの提唱により、一九三四年金準備法第十二條を以て、農業救濟法第三部第四十三條を改定し、銀貨の無制限鑄造に關する大統領の權限を擴張して、次の如き規定を挿入した。ピットマン條項と呼ばれるものが卽ち是れである。

一、大統領は其定むるところに據り確定比率を以て銀貨を無制限に鑄造する權限に加へて、更に鑄造のために銀を提供する者に對して、本位銀弗の代りに銀證券を發行交付せしむる權限を賦與せらる。
二、大統領は未回收銀證券の償還に振當てられてゐない國庫保有の銀を見返りに銀證券を發行することを得べく、また是等銀證券償還のために本位銀弗又は補助貨幣を鑄造することを得。
三、大統領は外國において生産せられたる銀の貨幣鑄造に對して、合衆國若しくはその屬領地において生産せられたる銀の鑄造よりも、異る條件を定め、異る手數料を課し、異る鑄造料を徵することを得。
四、大統領は金弗の量目を切下ぐると同樣の割合を以て本位銀弗の量目を切下ぐることを得。
五、大統領は本位銀弗又は金弗に對して補助貨幣の釣合を保たしむるために、その量目を減少し又は決定することを得。

右の第三項において、銀の産地によりて內國銀と外國銀との間に差別を設くることを規定してゐる。これについて提案者のピットマンは「大統領は合衆國における銀の市價を世界の市價よりも幾分高くする權限をもつてゐなければ、我國の銀は流出するかも知れぬ。さうなれば大統領はロンドン銀協定を履行できなくなる。これがこの修正條項の必要な理由である」[6]と釋明して、この修正案と一九三三年十二月二十一日の新産銀買上布告との協調を準備したやうに述べてゐるが、この一項は、銀派が不用意の間にその粉飾を脫して、露骨に銀業者擁護の肚の裡を示したものとも見られるであらう。

第四　一九三四年銀買上法

ピットマン銀條項を含む一九三四年金準備法は一月三十日附を以て公布された。この條項は（一）銀貨の無制限鑄造、（二）銀證劵の發行、（三）銀貨の量目切下等について、大統領にかなり廣汎なる權限を與へてゐるが、いづれも任意規定であつて强制規定ではない。Discretionary であつて Mandatory ではない。是等の事項を大統領の權限に委任するといふに止り、これを實施すると否とは大統領の任意である。何人も大統領に之を强制することはできない。これは銀派にとつて寔に心許ないことであつた。

大統領は政略的商量から、銀派の主張に逆はぬ態度を示してはゐたが、前後の事情から見ると、これに傾倒する意思はなかつたやうに思はれる。大統領は、大體においていはゆる健全通貨主義を守つて、銀派インフレーショニストに掻き廻されることを欲しなかつた。この情勢を看取した銀派はますます焦慮せざるを得なかつた。そこで銀派の議員は一九三四年の第七十三議會に應接に遑なきほどの銀法案を提出して、盛に氣勢を揚げ、强引によつて政府を動かさうとしてゐる。その中でも、最も有力視されたのは、テキサス州選出の下院議員マルチン・ダイスの提案にかかる農業銀法案 Dies Farm-Silver Bill であつた。

ダイス案の骨子は銀と交換に米國の過剩農產物を輸出するにあつた。即ち銀を世界の市價より二割五分を越えざる限度において高く評價し、之に代へて米國の農產物を歐洲の市場に賣出し、收納したる銀を準備として紙幣を發行する。その結果として、米國農民の經濟が賑ふのみならず、通貨の膨脹によりて景氣が暖まる。これがその目標であつた。

ダイス案は下院を通過したが、上院においては重要なる修正を受けた。この案を繞つて議會の情勢が緊迫した際に、銀派政治家と大統領の妥協工作によつて登場したのが一九三四年銀買上法案であつた。ダイス案は銀買上法案のために前哨戰を終へて退却した。

一九三四年銀買上法案はピットマンの立案として世間に傳へられてゐるが、實は政府と銀派との合作案である。その要綱は左の如し。

一、合衆國の貨幣ストックに於て、その貨幣としての價値の四分の一を銀を以て保有し且つ維持することを窮極の目的として、金に對する銀の割合を增加する方針を宣明す。（第二條）

二、大藏卿は合衆國の貨幣のストックに於ける銀の割合が、該ストックの貨幣としての價値の二割五分に達せざる場合には、何時にても、內國又は外國において、現物又は先物を以て銀を買上ぐる權限を賦與せられ且つ指令せらる。買上資金は合衆國の直接債務・硬貨・紙幣・若しくは他に支出の

決定せられざる國庫資金を以て之に充つ。買上値段は大藏卿が公共の利益に對して妥當且つ最も有利なりと認むる相場による。但し銀の貨幣としての價値（卽ち一オンスに付き一弗二九仙二九）を超ゆることを得ず。また一九三四年五月一日に於て合衆國本土に現存する銀の買上値段は一オンスに付き五十仙を超ゆることを得ず。（第三條）

三、銀の市價がその貨幣としての價値（一オンスに付き一弗二九仙二九）を超ゆる場合、又は銀のストックが、その貨幣としての價値において、金銀兩者のストックの價値の二割五分を超ゆる場合には、大藏卿は、大統領の同意を得て、本法の規定によりて買上げたる銀を賣却することを得。賣却の方法は、內國又は外國の市場に於て、現物たると先物たるとを問はず、大藏卿が最も公共の利益に適すと認むる相場・時期及び條件を以て之を行ふ。（第四條）

四、大藏卿は買上げたる銀の買上原價を下らざる金額まで銀證券を發行し、之を現實に流通せしむることを要す。銀證券の擔保として、その發行額に等しき貨幣價値の銀地金又は本位銀貨を國庫に保有すべし。銀證券は公私一切の債務・租稅及び公課に對して法貨とす。また要求次第本位銀貨を以て償還せらる。（第五條）

五、大藏卿は本法の政策を有效ならしむるため、大統領の同意を得て、特許その他の方法により、銀

の取得・輸入・輸出・運送竝びに之れに關してなされたる契約その他の手續を調査し、統制し、又は禁止し、必要と認むる場合には報告の提出を求むる權能を賦與せらる。（第六條）

六、大統領の判斷によりて本法の政策を有效ならしむるために必要なる場合には、大統領は行政命令を以て、何人の所有又は占有たるを問はず、一切の銀を合衆國造幣局に引渡すことを要求することを得。（第七條）

七、銀塊の權利の移轉に對して、その原價と移轉價格との差額の五割に當る印紙稅を課す。（第八條）

この法案は一九三四年六月十三日兩院の協賛を了し、大統領は六月十九日これを署名公布した。

下院の委員會において政府委員オリファントが説明した所によると、一九三四年四月三十日本法施行直前における政府所有の金銀貨幣ストックは、金は一オンス三十五弗の新平價に計算し、銀は一オンス一弗二十九仙二九に計算して

金　七、七五五、八四七、五六八弗

銀　八九二、〇九一、八八五弗

であつた。即ち金銀貨幣ストック總計に對する銀の割合は一〇・五％であつた。從つて本法の規定によつて銀の割合を二五％に上ぐるためには、十六億九千二百萬弗の新規保有を加へねばならぬ。即ち十三

億一千二百萬オンスの買付を要する計算であつた。[7] これだけでも九十億オンスと稱せらるる世界の銀ス・トックに對して一割四分六厘に當る。[8] また米國における過去二十年間の銀産總額を超え、米國が倫敦協定によりて毎年買入ることを約束したる數量の五十倍を超える。[9] その上に、實際においては、其後政府所有の金ストックが漸增したために、銀買付額の目標も之れに從つて上昇した。

第五　銀國有令

一九三四年銀買上法が公布せられてから間もなく、六月二十八日に至り、大統領は銀輸出禁止令を發布した。之れによると、銀は特許ある場合の外は合衆國本土から輸出又は移送することを禁止せられ、特許は次の場合に限つて與へられる。

一、特許申請者が本令公布に先立ち合衆國本土以外に於いて負擔したる義務を履行するために合衆國以外に於いて銀の引渡を必要とする場合
二、承認せられたる外國銀行又は國際決濟銀行が本令公布の當日又はそれ以後引續き銀を保有した場合
三、直ちに再輸出する目的を以て銀が輸入された場合又は精製して銀を再輸出する諒解の下に銀含有品を輸入した場合

四、銀の純分が八〇％又はそれ以下なる場合
五、一九三四年銀買入法の趣旨に牴觸せざるため、大統領が輸出を許可する場合

この外に銀貨や工藝品などは特許なくして輸出してもよい。

この禁止令は銀買上法第六條によつて大統領に賦與された權能によるものである。この權能は銀の投機による市場の攪亂と通貨制度の動搖を防止するために賦與されたものであるが、この輸出禁止令は主として次に來るべき銀國有令の前驅と解すべきものである。

銀輸出禁止令を發布してから六週間目の八月九日に至り、大統領は布告竝びに行政命令を以て銀の國有を斷行した。その主たる法源は云ふまでもなく一九三四年銀買上法第七條である。銀國有令の要項は次の如し。

一、合衆國本土に現存する一切の銀は、この命令發布の日より九十日以内に、その所在地に最も近き造幣局に引渡すべきものとす。但し次の各項の何れかに該當する銀は除外せらる。

A　銀貨　外國貨幣たると米國貨幣たるとを問はず。
B　品位〇・八以下にして、工業用・商業用・職業用・工藝用又は貨幣用に供せられざる銀。
C　一九三三年十二月二十一日以後の國内新產銀。
D　一人に付き五百オンスを超えざる工業用・職業用・工藝用の銀及び屑銀竝びに掃集め銀。

E　外國政府・外國中央銀行又は國際決濟銀行が本令發布の日に所有する銀。

F　細工品に含有せらるる銀にして銀塊と見るべからざるもの。

G　一定の條件に據り許可證を得て保有せらるる銀。

二、この規定によりて造幣局に引渡された銀に對しては、その銀の貨幣價値（即ち一オンスに付き一弗二十九仙二九）より鑄造料其他の手數料として六一%二十五分の八を控除せる額即ち一オンスに付き五〇・〇一仙を返還する。換言すれば一オンスに付き五〇・〇一仙の買上代金を支拂ふ（この値段は當時の市價より少し高い）。

三、國有に歸した銀は本位銀貨に鑄造するか又は貨幣用銀に加へられる。

本令發布と同時に、米國政府は國內に現存する銀の數量を概算一億五千萬オンス乃至二億五千萬オンスなるべしと發表した。

銀國有令を以てロオズヴェルトの銀政策に關する法制的階梯はその頂點に達した。いま茲に到るまでに發布せられた重要法令を日附順に列擧すれば次の如し。

一九三三年　五月十二日　　農業救濟法第三部トオマス修正案

七月二十二日　ロンドン八箇國銀協定
十二月廿一日　大統領の新産銀買上布告
一九三四年　一月三十日　一九三四年金準備法ピットマン銀條項
六月十九日　一九三四年銀買上法
六月二十八日　銀輸出禁止令
八月　九　日　銀國有令

その後一九三五年五月二十日に及んで、銀輸出禁止令の末條として外國銀貨輸入制限條項を附加したが、之れは銀政策の進行に伴ふ銀價の騰貴によつて、支那・メキシコ・ペルウその他南米諸國の幣制が危殆に瀕したので、是等諸國に對する申譯までに發令したもので、事實上問題にするほどの影響はなかつた。

米國大藏省の發表によれば、以上の法令に基きて買入れたる銀の數量は支那幣制改革直後までに七億六千萬オンスに達した[10]。

米國銀政策による銀買入數量

（一）　一九三三年十二月二十一日の國內新産銀買上布告による買入高
自一九三四年一月一日　至一九三五年十二月六日　五六、九四三、〇〇〇オンス

（二）　一九三四年六月十九日の銀買上法による買入高

自一九三四年七月二十七日　至一九三五年十二月六日　五九一、八〇〇、〇〇〇

（三）　一九三四年八月九日の銀國有令による徴收高

自一九三四年八月九日　至一九三五年十二月六日　一一三、〇三一、〇〇〇

合計　七六一、七七四、〇〇〇

補註

(1) 米國の銀政策が支那の經濟殊に通貨・金融に及ぼしたる影響については、その實績と理論とに亙つて、拙著「支那幣制の研究」（昭和十二年）に記述しておいた。高垣寅次郎博士の勞作「銀問題」（財團法人金融研究會調書第十二編・昭和十一年）と併せて參照せられむことを望む。

(2) E. W. Kemmerer on Money. 1934, pp. 114-115.

(3) U. S. Executive Agreement Series, No 63, Memorundum of Agreement between The United States of America, Australia, Canada, China, India, Mexico, Peru and Spain. (Suppliment).

(4) T'ang Leang-Li (湯良禮), China's New Currency System, Shanghai, 1936, p. 64.

(5) Hearings before the Committee on Ways and Means, House of Representatives Seventy-Third Congress. Second Session on H. R. 9745, May 25 and 26, 1934, pp. 3-4

(6) U. S. Congressional Record, Vol. 78, No. 20, Jan. 27, 1934, p. 1484.

(7) Hearings before the Committee on Ways and Means, House on Representatives, May 25 and 26, 1934, pp.

32-33.

(8) Ibid., pp. 93-94.

(9) The Silver Situation in China: A Memorandum Presented to the American Economic Mission in China by the Chinese Experts' Committee, June 10th, 1935.

(10) Ray B. Westerfield, Our Silver Debacle, p. 84.

第二節　支那の銀恐慌

世界の經濟は、一九二九年の晩秋を界として、大戰後の中間景氣から深刻なる不況時代に轉落してゐる。然るに支那だけはこの大勢から隔離して、一九三一年の冬、すなはち英國や日本が相繼で金本位を離脱した頃まで世界恐慌の圏外にあつた。歐米財界の風浪は支那に達するまでに少くとも二年を費してゐる。支那の經濟が眞に疲弊して行き詰りの狀態に陷つたのは、それより更に二年遲れて、一九三四年夏、米國の銀政策が世界の銀を吸收しはじめた頃からである。何故に世界恐慌の襲來が支那において兩三年の遲れを見たかと云ふと、それは支那の通貨が列國の通貨と同一軌道に就いてゐなかつたからである。他にも理由はあるが、最も重要なる原因は支那が銀貨國であつたことである。

列國における世界不況の最も深刻なる顯現は、外國貿易の減退にも見られるが、むしろ國內物價の下

落にあつた。この下落は金の價値の騰貴に隨伴し、また或る程度まで之を原因として起つた。國內經濟の奧底まで浸滲して之を麻痺せしめたものは實にこの金デフレーションであつた。生產費が下らずまたは殆ど動かないのに、商品の價格が下落したために、企業の活動は、對外貿易に關係のないやうなものまで、廣き範圍に亙つて痙攣狀態に陷つてしまうた。この間にあつて、ひとり銀貨國たる支那の經濟は通貨收縮による壓迫から免れた。金で評價された銀の價格は他の商品の價格同樣に若しくはそれ以下に下落したから、支那の國內物價はその通貨に對して安定し若しくは騰貴の傾向をさへ示したのであつた。加之、金貨國に對しては貿易上有利な地位に立つた。外國における購買力の萎縮は支那の輸出を阻喪したが、それも他の國國と比較すると輕微であつた。國內取引は少しも疲弊することなく、却つて伸暢した。これは金本位を離れた諸國が、爲替の下落によつて、物價の世界的落潮から避難し得たのと同一の理由に基く現象であつた。銀は金世界の風浪から支那を護る萬里の長城であつた。だから一九三一年の末に英國や日本が金本位を棄つるとともに、支那の景氣も傾きはじめた。この勢は、一九三四年夏米國銀買上法がその實績を現し、支那における銀の流出が激化するに至つて、いよいよ急迫を告げ、支那の財界は救ふべからざる混亂に陷つた。

尤も支那における現銀の海外流出は必ずしも米國の銀政策を俟つて始まつたことではない。これに先

だつこと二年、即ち一九三二年から銀の流れは、次表海關統計に示す如く、既に少しづつ海外に傾いてゐた。これは世界不況の影響が支那の經濟に浸滲しはじめたからである。

銀輸出入海關統計（單位一千元）

年次	輸入	輸出	入超	出超
一九二六年	一二二、七四一	三九、八四九	八二、八九二	—
一九二七年	一二七、五八三	二六、一八二	一〇一、四〇一	—
一九二八年	一七三、九六九	八、二〇六	一六五、七六三	—
一九二九年	一八九、一八八	二四、三一一	一六四、八七七	—
一九三〇年	一五九、七八八	五五、三九三	一〇四、三九五	—
一九三一年	一一八、二三三	四七、四三〇	七〇、八〇三	—
一九三二年	九六、五三九	一〇六、九三四	—	一〇、三九五
一九三三年	八〇、四三二	九四、八五五	—	一四、四二三
一九三四年	一〇、八三〇	二六七、五五八	—	二五六、七二八
一九三五年	一〇、九九七	七〇、三九四	—	五九、三九七

しかし銀の出超が一九三四年において激增してゐるのは、言ふまでもなく、米國銀政策の影響である。
それは銀の流出が、左表海關統計の示す如く、同年六月銀買上法の制定前後から激增し、さらに同法に

よる銀國有實施の八月において奔騰してゐる事實に徴して首肯することができる。

米國銀國有前後における支那の各月銀流出高（單位一千元）

一九三四年	輸入	輸出	入超	出超
一月	二、一三四	三五一	一、七八三	—
二月	一九八	一、七六五	—	一、五六七
三月	二、〇三二	一、一六五	八六七	—
四月	三八九	一五、一五二	—	一四、七六三
五月	四四四	二、五九一	—	二、一四七
六月	一六六	一三、一〇二	—	一二、九三六
七月	一六五	二四、四七三	—	二四、三〇八
八月	三五四	七九、四四九	—	七九、〇九五
九月	八二〇	四八、九五九	—	四八、一三九
十月	六〇七	五六、九三九	—	五六、三三二
十一月	一〇四	一一、四三一	—	一一、三二七
十二月	—	一一、九七五	—	一一、九七四

米國が銀國有を斷行したのは一九三四年八月九日であるが、この頃から支那における銀の流出は俄然

激增して同月中に七千九百萬元（約六千萬オンス）の巨額に上り、同年の合計は二億六千萬元に進んだ。中國銀行の發表によると、この外に約二千萬元の密輸出があるから、同年中の流出總額は二億八千萬元（約二億一千萬オンス）に達した。

銀流出が初まつた當時において、支那に幾何の銀が存在したかは明でないが、中國銀行はその一九三四年の營業報告において之を三十三億元（約二十五億オンス）と推定發表してゐる。このうち貨幣として流通してゐたものは約半額の十六億元と見積られてゐる。之に對して一九三四—三五兩年に亙る流出純計を次のやうに推算してゐる。（單位百萬元）

	一九三四年	一九三五年
銀輸出純計	二七九・九	二八九・四
報關輸出	二五九・九	五九・四
私運輸出	二〇・〇	二三〇・〇

之に據ると、一九三四年における銀流出は全ストックの八%餘にして流通額の一八%に當る。一九三四—三五年を通算すると、密輸出を加算して五億七千萬元に近いから、流通額の三分の一が失はれた計算になる。

以上架說した通貨の收縮は、物價の下落を促發して產業を萎微せしめ、銀爲替の昂騰によりて貿易を阻喪せしめ、上海を中心とする金融梗塞を激化して遂に支那全體を銀恐慌の混亂に陷れた。

第一　物價の下落

長期に亙る統計的研究の結果は、金本位國における物價の騰落が多くの場合において金の需要供給に倚依してゐることを顯證してゐる。世界の主要商業國の大部分が何等かの形における金系通貨を用ひてゐた十九世紀の後半及び二十世紀の初頭に於ては、卸賣物價の曲線と金殊に貨幣用金の相對的供給を示す曲線とが、驚くべきほど接近して上下してゐる[1]。金が貨幣及び信用の基礎を形成してゐる限り、斯くの如き相關關係が期待され得る。短期間に區切つて考へると、ノガロ教授の綿密なる論考が顯證してゐるやうに、兩者の伴起關係はかなり攪亂されてゐるが、それでも兩者の間に竝行の傾向あることは否定し難い[2]。

これと同樣に、支那において銀が主たる本位貨幣として通用する限り、支那の物價水準は銀の需給に反應して騰落する傾向を持つ。長期間について云へば、レウィスと張履鸞の合作研究が、一八六七年より一九三一年に至る期間についてこの傾向を立證してゐる[3]。短期間について云へば、それが輸入商品で

あるか輸出商品であるか若しくは國內商品であるかによつて感應性に强弱遲速の差があつて、長期に亙る傾向を考察する場合のやうに明瞭ではないが、いづれにしても、支那の物價が銀價の影響を免れなかつたことは多くの學者によりて立證されてゐる。[4)]

ロオズヴェルトの銀政策も、短期間における運動として、銀と支那の物價との相關傾向を顯證する機會を與へた。南開大學經濟研究所指數年刊に據りて銀價と物價とを比較對照すれば左の如し。

銀塊相場と支那の卸賣物價（一九二六年＝一〇〇）

年次	銀塊相場(現物) 倫敦d.	紐育$	卸賣物價 上海	華北	廣州	
一九三〇年	一七・六六	・三八四六	一一四・八	一一五・八五	一〇一・四〇	
一九三一年	一四・五九	・二九〇一	一三六・七	一三三・五五	一一二・六〇	
一九三二年	一七・八四	・二七四九	一一二・四	一一三・三六	一一三・〇〇	
一九三三年	一八・一五	・三五〇一	一〇三・八	一〇〇・五九	一〇二・六〇	米國新産銀買上布告
一九三四年	二一・二〇	・四八一七	九七・一	九一・七八	九四・二八	
一月	一九・三五	・四四四四	九七・二	九一・六二	九九・八一	米國金準備法のピットマン銀條項制定
二月	二〇・一一	・四五五四	九八・〇	九二・〇八	一〇〇・四〇	
三月	二〇・二七	・四六〇八	九六・六	九一・〇九	一〇〇・一二	

四月	一九・六二	・四五七二	九四・六	八九・一八	九八・五五	
五月	一九・二四	・四四四五	九四・九	八九・三八	九八・〇四	
六月	一九・九四	・四五四〇	九五・七	八九・四七	九二・四八	米國銀買上法制定
七月	二〇・五一	・四六六〇	九七・一	九〇・九一	九二・四七	
八月	二一・三五	・四九三一	九九・八	九四・八一	九四・六四	米國銀國有令發布
九月	二一・八七	・四九四九	九七・三	九二・五四	九一・六〇	
十月	二三・五六	・五二三一	九六・一	九二・二六	九〇・三五	支那銀輸出稅制定
十一月	二四・二〇	・五四一六	九八・三	九三・〇三	八七・〇四	
十二月	二四・四一	・五四四八	九九・〇	九五・〇三	八六・一五	
一九三五年	二八・九六	・六四三三	九六・四	九五・四二	八四・六三	
一月	二四・六三	・五四四二	九九・四	九六・一三	八六・四一	
二月	二四・八一	・五四五七	九九・九	九六・八八	八七・五七	
三月	二七・二七	・五八八七	九六・四	九五・八二	八五・四九	
四月	三〇・七二	・六七一八	九五・九	九五・三四	八三・七九	
五月	三三・九一	・七四四二	九五・〇	九五・一三	八一・〇八	
六月	三二・四四	・七二一〇	九二・一	九三・四六	八〇・二四	
七月	三〇・四八	・六八一七	九〇・五	九一・八一	八〇・七九	

八月	二九・五〇	・六六三五	九一・九	九二・一七	八一・六九	
九月	二九・二四	・六五三八	九一・一	九〇・六八	八一・九八	
十月	二九・三七	・六五三八	九四・一	九四・二〇	八一・九三	
十一月	二九・二九	・六五三八	一〇三・三	一〇〇・六八	九二・三〇	支那法幣制定
十二月	二五・九一	・五九五八	一〇三・三	一〇二・五〇	九四・〇二	

精確に云ふと、ここに掲げた各地の物價指數には、銀價の影響が充分に現れてゐない。一九三四年の夏から三五年の春にかけて、銀價は極めて急激に昂騰してゐるのに、物價の下落はこれに比べてむしろ緩漫である。これは何れの國にも普通に見られる感應における時の遲れのためでもあらうが、尙その外に、これには支那に特有な二つの理由があつた。その一は、後段に詳說する如く、支那が銀價の暴騰に拘らず、銀に對する輸出稅その他の政策によりて、爲替相場の激變を防ぎ得たからである。その二は、支那がこの期間において廣大なる地域に亙つて旱魃の害を被り、さらに一九三五年の夏には洪水に煩はされて、農產凶作の恐怖に脅えたからである。

斯様な事情によつて上海における穀類二十二點の價格指數は、却つて一九三四年六月の六〇・九から十二月には八二・二まで騰貴してゐる。それからは大體において漸落步調の起伏を示してゐるが、翌三五年六月には七六・八で支へられ、三四年六月に比べると十六ポイントの騰貴になつてゐる。之に反し

て、農産物以外の指數を比較すると、一九三四年六月から三五年六月に至る一年間において

其他の食糧(三〇點)は	一一三・七より	一〇七・七へ
纖維と織物(三八點)は	八二・七より	七四・九へ
金　屬(一二點)は	一二二・三より	一〇二・二へ
薪炭と燈灯(一三點)は	一二二・六より	一一七・五へ
建築材料(一一點)は	一〇四・六より	九三・七へ
化學製品(一〇點)は	一三九・〇より	一三一・七へ
雜　項(一八點)は	九三・〇より	八七・三へ

いづれも著しい下落を示してゐる。この外に、是等の指數とは反對に騰貴の傾向をもつてゐる穀類二十二點の指數を綜合して、なほ總指數がこの期間において九五・七から九二・一に下つてゐるのである。故に旱害水害の影響を除却して考へると、總指數は、銀高を反映して、もう少し下落してゐなければならぬ筈である。

右の數字を見ても解るやうに、概して言へば外國爲替の影響を被ること多き貿易商品殊に外國通貨で代金が計算される輸入商品が銀價の影響を鋭敏に感じてゐる。國内商品は多く他の事情に支配されてゐる。

斯くの如き物價の下落が、さらぬだに世界不況の影響が浸滲しつつあつた支那の産業に、深刻なる打擊を與へたことは云ふまでもない。

米國銀派の政客は銀價を吊上ぐることによりて支那手持銀の購買力を增大し從つて支那人の福祉厚生を資け得ると主張したのであるが、この立論は銀價の動態的觀察を飛び越えて靜態的歸趨を想定してゐる點において誤謬に陷つてゐる。高き銀價（又は低き銀價）と騰る銀價（又は降る銀價）とは明確に區別すべき觀念である。高き銀價が、他の事情が等しければ、大なる購買力を意味することは云ふまでもないことである。しかしそれは過渡期における調整運動を完了して均衡狀態に歸着した上でのことである。銀價の騰りつつある過渡期においては、卸賣物價が生產原費に先走つて下落するから、銀貨國の產業はおしなべて萎微する。そのうへ高き銀價における均衡狀態に歸着するまでには、夥しき銀の流出又は退藏を見るから、貨幣單位の購買力增加において支那の得る所は通貨總量のデフレーションによる經濟不振の損失を償ひ難き傾向がある。

第二　貿易の衰頽

國際聯盟の調査によると、一九二九年から三三年に亙る五年間において、世界の貿易額は金價値に計算して六割五分の減退を示してゐる。[5] 然るに支那の貿易額は一九二九年から三一年に至る世界恐慌の最

初の二年間において反つて増進してゐる。その結果として、この期間において、世界貿易額に對する支那貿易額の比率は殆ど倍加した。米國のシルヴァーメンが支那の繁榮を羨み、支那の購買力に食指を動かして、之を米國に靡かせようと試みたのは必ずしも故なきことではなかつた。一九三一年以降は各國が金本位を拋棄し、また滿洲事變や上海事變が繼起したので、支那の貿易額も、三一年から三三年に亙つて三十六億五千萬元から十九億六千萬元に激減してゐる。しかし、これも動亂の滿洲を除外して計算すると、二十九億二千萬元から十九億六千萬元に減少しただけで、世界全體の減少率に比べると、よほど輕微であつた。しかのみならず、一九三三年からは北支の動亂と關稅の加重とが機緣となつて密貿易が激增してゐる。また一九三一年に比較すると三三年の銀塊相場は英米ともに二割見當の騰貴を示してゐるから、金價値に換算すると、この期間における支那の貿易額の減退は更に値幅が縮まる。是等の事情を綜合して考へると、少くとも世界恐慌の最初の二年間を通じて、支那の國際貿易は全くその圈外にあつて順調なる經過を辿り得たと云はねばならぬ。これに續く次の二年間においても、内外の事變が繼起したに拘らず、支那の經濟はまだ銀本位を堡壘として世界恐慌の襲來に備ふる若干の餘裕を示してゐた。それが米國銀政策の强化に伴れて、遂に救ふべからざる窮狀に陷つて了うた。南開大學研究所の調査によりて、貿易價額竝びにその增減指數を示せば左の如し。[6]

支那の輸出入價額とその增減指數（單位百萬元・一九一三年＝一〇〇）

年次	輸入	輸入指數	輸出	輸出指數	總額	總額指數	輸入超過	輸入超過率
一九一二年	七三七元	八三・〇	五七七元	九一・九	一、三一四元	八六・七	一六〇元	二七・七%
一九一三年	八八八	一〇〇・〇	六二八	一〇〇・〇	一、五一七	一〇〇・〇	二六〇	四一・四
一九一四年	八八七	九九・八	五五五	八八・三	一、四四二	九五・一	二六〇	四一・四
一九一五年	七〇八	七九・七	六五三	一〇三・九	一、三六一	八九・七	五五	八・五
一九一六年	八〇五	九〇・六	七五一	一一九・五	一、五五五	一〇二・五	五四	七・二
一九一七年	八五六	九六・四	七二一	一一四・八	一、五七七	一〇四・〇	一三五	一八・七
一九一八年	八六五	九七・三	七五七	一二〇・五	一、六二二	一〇六・九	一〇八	一四・二
一九一九年	九九八	一一三・五	九八三	一五六・四	一、九八一	一三一・三	一五	二・六
一九二〇年	一、一八八	一三三・七	八四四	一三四・三	二、〇三一	一三三・九	三四四	四〇・七
一九二一年	一、四一二	一五八・九	九三七	一四九・一	二、三四八	一五四・九	四七五	五〇・七
一九二二年	一、四七二	一六五・八	一、〇二〇	一六二・四	二、四九三	一六四・四	四五二	四四・三
一九二三年	一、四三九	一六二・〇	一、一七三	一八一・七	二、六一二	一七二・二	二六六	二二・六
一九二四年	一、五八六	一七八・六	一、二〇一	一九一・四	二、七八八	一八三・九	三八五	三一・九
一九二五年	一、四七七	一六六・二	一、二一〇	一九二・五	二、六八六	一七七・一	二六七	二二・一
一九二六年	一、七五二	一九七・二	一、三四七	二一四・三	三、〇九八	二〇四・三	四〇五	三〇・一

一九二七年	一、五七八	一七七・七	一、四三一	二二七・八	三、〇〇九	一九八・四	一四七	一〇・三
一九二八年	一、八六三	二〇九・八	一、五四五	二四五・八	三、四〇八	二二四・六	三一九	二〇・六
一九二九年	一、九七二	二二二・〇	一、五八二	二五一・八	三、五五五	二三四・四	三九〇	二四・六
一九三〇年	二、〇四一	二二九・七	一、三九四	二二一・八	三、四三五	二二六・五	六四六	四六・六
一九三一年	二、二三三	二五一・四	一、四一七	二二五・五	三、六五〇	二四〇・七	八一六	五七・六
一九三二年	一、六三五	一八四・〇	七六八	一二二・二	二、四〇二	一五八・四	八六七	一一三・〇
一九三三年	一、三四六	一五一・五	六一一	九七・四	一、九五七	一二九・一	七三四	一一九・九
一九三四年	一、〇三〇	一一五・九	五三五	八五・二	一、五六五	一〇三・二	四九五	九二・四
一九三四年　一月	一〇五	一四二・五	五一	九七・〇	一五六	一二三・六	五五	一〇七・七
二月	八三	一一一・八	三八	七二・六	一二一	九五・六	四五	一一七・六
三月	九九	一三四・三	四〇	七六・六	一四〇	一一〇・四	五九	一四七・九
四月	一〇一	一三六・四	四一	七八・五	一四二	一一二・四	六〇	一四五・五
五月	九五	一二八・三	四九	九四・二	一四四	一一四・二	四六	九二・六
六月	八六	一一六・五	四九	九三・九	一三五	一〇七・二	三七	七五・四
七月	七四	九九・三	四五	八五・八	一一八	九三・七	二九	六三・七
八月	七四	一〇〇・三	四四	八四・一	一一八	九三・六	三〇	六八・五
九月	七七	一〇四・七	四二	七九・六	一一九	九四・三	三六	八五・九

	輸入		輸出		總額		輸入超過	
十月	七九	一〇六・七	四三	八一・五	一二二	九六・三	三六	八五・二
十一月	八四	一一三・八	五〇	九五・〇	一三三	一〇五・五	三四	六七・八
十二月	七二	九七・三	四四	八三・二	一一六	九一・五	二八	六五・三
一九三五年	九一九	一〇三・五	五七六	九一・七	一、四九五	九八・七	三四三	五九・五

この數字を見ると、一九三五年の貿易價額は、二十二年を遡つて、大戰前における不況時代の一九一三年に最も近似してゐる。

右の數字は一九三二年に至るまで滿洲の輸出入を含んでゐる。いま一貫した內容によつて比較するために、滿洲の貿易額を除いた數字を示せば左の如し。

滿洲を除く輸出入價額とその增減指數

年次	輸入		輸出		總額		輸入超過	
一九一二年	六四六元	八一・七	四八五元	九二・七	一、一三一元	八六・一	一六一元	三三・三%
一九一三年	七九一	一〇〇・〇	五二三	一〇〇・〇	一、三一四	一〇〇・〇	二六八	五一・二
一九一四年	七八三	九九・〇	四四九	八五・八	一、二三二	九三・七	三三四	七四・四
一九一五年	六二三	七八・八	五四六	一〇四・四	一、一六九	八九・〇	七七	一四・一
一九一六年	六八三	八六・三	六一二	一一七・一	一、二九五	九八・六	七〇	一一・五
一九一七年	七〇五	八九・二	五七〇	一〇九・〇	一、二七五	九七・一	一三五	二三・六

一九一八年	七一三	九〇・二	五八七	一一二・三	一、三〇〇	九八・九	一二六	二一・六
一九一九年	七九六	一〇〇・六	七三九	一四一・四	一、五[illegible]五	一一七・[illegible]	[illegible]六	七・六
一九二〇年	一、〇〇六	一二七・三	六一四	一一七・四	一、六二〇	一二三・三	三二九	六三・九
一九二一年	一、二三八	一五六・六	六九〇	一三一・九	一、九二八	一四六・七	五四八	七九・五
一九二二年	一、二八九	一六三・一	七六四	一四六・一	二、〇五三	一五六・三	五二六	六八・八
一九二三年	一、二五六	一五八・八	八六八	一六五・九	一、一二三	一六一・六	三八八	四四・七
一九二四年	一、三九三	一七六・二	八七八	一六七・八	二、二七一	一七二・九	五一六	五八・八
一九二五年	一、二四六	一五七・六	八七六	一六七・五	二、一二三	一六一・六	三七〇	四二・二
一九二六年	一、四七八	一八七・〇	九三四	一七八・六	二、四一二	一八三・三	五四四	五八・二
一九二七年	一、三〇四	一六五・〇	九八〇	一七八・五	二、二八五	一七二・九	三二四	三三・〇
一九二八年	一、五三六	一九四・二	一、〇四七	二〇〇・一	二、五八二	一九六・六	四八九	四六・七
一九二九年	一、六一八	二〇四・七	一、〇七一	二〇四・七	二、六八九	二〇四・七	五四八	五一・二
一九三〇年	一、七二三	二一七・九	九四四	一八〇・六	二、六六七	二〇三・一	七七八	八二・四
一九三一年	一、九九八	二五二・七	九一五	一七五・〇	二、九一三	二二一・八	一、〇八三	一一八・三
一九三二年	一、五二三	一九二・五	五六九	一〇八・八	二、〇九一	一五九・二	九五三	一六七・六
一九三三年	一、三四六	一七〇・二	六一一	一一七・〇	一、九五七	一四九・〇	七三四	一一九・九
一九三四年	一、〇三〇	一三〇・二	五三五	一〇二・三	一、五六五	一一九・一	四九五	九〇・二

一九三五年	九九	二六・二	五七六	一一〇・二	一、四九五	一二三・八	三四三	五九・五

この數字を見ても、支那の貿易額は一九三一年を峠として急激なる低下に轉向し、殊に輸入が著しき減退を示してゐる。ただし滿洲を除いた數字の系列においては、一九三五年の總額十四億九千五百萬元は大戰直後一九一九年の銀價昂騰時代における數字に接近してゐる。

是等の統計は海關報告に基くものであるから、密貿易を含んでゐない。從つて茲に現れた輸入減退の一部は、密輸入殊に當時の問題となつた北支特殊貿易によつて塡補されてゐたと考へられぬこともない。しかしそれは少額であつて大勢を左右するほどの數字には上らなかつた。

中國銀行の營業報告に見積られてゐる數字によると、一九三五年及び三六年の密輸入はいづれも二億元を超えてゐるが、支那の偷運は舊來の慣行であつて、昨今のことではないから、この數字の全部又は大部分を北支における偷運の反映と見るのは早計である。この特殊貿易の未だ問題にならなかつた一九三四年以前に比較して、一九三五―三六兩年における密輸入增加差額は各五千萬元內外に過ぎない。密輸のことであるから、もとより精確なる數字を望み難いが、この支那側の推定をこのままに認めても、輸入減退の傾向は否定し難い。況んや是等私運貨物の大部分は、密輸によらなければ關稅が高いために輸入されなかつたものであることを想ひ合すと、貿易の衰頽は抗し難き勢であつたことが首肯される。

貿易衰頽の原因としては、(一)滿洲事變竝びに上海事變による財界の攪亂、(二)旱魃洪水による奥地の疲弊と內地産業の萎微による購買力の減退、(三)一九三二年五月の輸入關稅引上、(四)及び世界不況の影響などが擧げられてゐる。是等の諸原因がおのおの幾許の重壓を貿易の上に加へたかは、これを測定することを得ないが、最も重大なる原因が世界不況の影響であつたことは想像するに難くない。しかして既に說明したる如く、支那における世界不況の影響は銀價の昂騰を待つて初めて本格的に現れたのであるから、列國の金本位離脫殊にロオズヴェルトの銀政策が支那の貿易衰頽に決定的な機緣をつくつたと云へる。

第三　金融の梗塞

都市殊に浙江財閥の牙城たる上海においては、銀の流出が通貨を收縮せしめ、金融を梗塞せしめ、事業を沈衰せしめ、取引を萎微せしめて、遂に倒産算無きの恐慌を促發するに至つた。

既述の如く一九三四―三五兩年における銀の流出は、密輸を加算して約五億七千萬元と見積られてゐる。この見積は過少と思はれる理由もあるが、暫く之れに從ふとしても支那における銀貨流通高の約三分の一が流出した計算になる。この外に値上りを見越して退藏せられた銀貨も少くない。この大部分は都會に集中せられた銀の消散であつて、結局都會殊に上海における通貨の收縮を意味する。

勿論これを補充するために紙幣の増發が行はれた。しかし、それには準備法規の制限がある。また支那における常例によつて法規が空文徒法になつてゐる場合においても、市場の機構による限度に制約されるから、十分に補充することはできなかつた。

この通貨收縮を反映して金融は頓に梗塞し、金利は昂騰した。英文中國年鑑（一九三五―三六―三七年）に據りて上海における銀行錢莊間の交換尻決濟金利を示せば左の如し。

上海における金利の昂騰（元本千元に對する日歩）

	最高	最低	月息
一九三二年	〇・七〇	〇・〇〇	〇・三二%
一九三三年	〇・二〇	〇・〇〇	〇・一七
一九三四年一月	〇・〇九	〇・〇二	〇・一六
二月	〇・〇二	〇・〇〇	〇・〇二
三月	〇・〇五	〇・〇〇	〇・〇九
四月	〇・〇六	〇・〇二	〇・一三
五月	〇・〇九	〇・〇三	〇・二一
六月	〇・〇九	〇・〇四	〇・二一
七月	〇・〇六	〇・〇四	〇・一六%
八月	〇・一五	〇・〇七	〇・二八
九月	〇・一六	〇・〇六	〇・三四
十月	〇・一四	〇・〇五	〇・二三
十一月	〇・四〇	〇・一〇	〇・五六
十二月	〇・六〇	〇・二〇	一・〇二

其後一九三四年の大節季を越えてからは一時低落したが、翌三五年の四月から更に上りはじめて、その

七月には平均月息〇・六一八%に達した。

この金融不安を反映して株價は日を追うて低落した。新豐洋行の上海株式相場指數を示せば左の如し。

上海株式相場指數

年次		年次	
一九三一年(七月末)	一〇〇・〇〇	一九三五年	五七・一一
一九三二年	七九・二一	一月	五九・三二
一九三三年	七一・四六	二月	五七・九八
一九三四年	六五・三一	三月	五六・九五
一月	七〇・三〇	四月	五六・九〇
二月	六九・七五	五月	五六・七〇
三月	六八・七〇	六月	五六・五三
四月	六六・八六	七月	五六・五三
五月	六六・〇六	八月	五六・五八
六月	六五・七五	九月	五六・五三
七月	六四・五三		
八月	六三・四五		
九月	六三・三九		

十　月	六二・七一	十　月	五六・六二
十一月	六二・〇二	十一月	五七・四一
十二月	六〇・二五	十二月	五七・二六

中國銀行は上海を中心として支那全國の產業界に緊密なる關係をもつてゐる。從つてその業績はかなり精確に支那經濟界の情勢を反映してゐる。一九三四年度の營業報告によつて同行の預金と貸出とを檢討して見る。

一九三四年末における預金は五億四千六百六十九萬元で、一九三三年末に比して七百四十一萬元の增加である。その內譯は

(一)　當座預金は一八二、八五六、〇三七元で前年末に比し七、四〇九、三七五元の減少。
(二)　定期預金は二五一、八八四、三三四元で前年末に比し四〇、六八三、四八四元の增加。
(三)　他店銀行預金は一一一、九五三、五三二元で前年末に比し二六、三六一、〇五五元の減少。

當座預金と定期預金とを百分率にして比較すると、

	一九三三年	一九三四年
當座預金	四七・三三	四二・〇五
定期預金	五二・六七	五七・九五

この報告から推論すると、支那の財界は事業が不安なために、また銀價が上りつつあるために、資金を産業又は有價證券から引上げて中國銀行のやうな確實な銀行に集中したと解すべきであらう。他店銀行の預金が激減してゐるのは、一九三四年末における逼迫狀態を語つてゐる。この推定は預金者の百分率によつて一層裏書される。

	一九三三年	一九三四年
個人及び協會團體等	五〇・二〇	六二・八八
商工業機關	四五・六六	三一・三四
政　府	四・一四	五・七八

次に貸出を見ると、一九三四年末現在は四億一千一百九十五萬元で、三三年末に比して六千五十六萬元の增加である。その內譯は

（一）短期貸付及び當座貸越は一八四、一八七、四三五元で前年末に比し五八、三四二、八五九元の增加。
（二）長期貸付は一九七、七六一、一一七元で八、六二二、四二六元の增加。
（三）手形割引は三〇、〇〇三、六二三元で六、四〇一、七一九元の減少。

年末資金の需要が緊迫したので、貸出總額においては一五%の增加を示してゐる。就中、短期貸付及び當座貸越は四六%餘の激增である。

以上は支那銀行の側から見た情勢である。上海における外國銀行を中心として觀察すると、また異つた方面から金融梗塞の徑路が解釋される。

銀價の昂騰に應呼して手持銀を賣放つたのは、支那銀行よりも、寧ろ主として外籍銀行であつた。銀の流出の最も激しかつた一九三四年五月末から年末までの間において、上海における外籍銀行の保有銀は、左表に示す如く、二億元に近い減少を示してゐるが、支那銀行の保有銀は五千七百萬元の減少に過ぎない。各月總額に對する百分率から見ると、支那銀行の保有高は五七％から八四％に增加してゐるのに、外籍銀行は四三％から一六％に激減してゐる。從つて米國銀政策の進行を機會に最も貸出を引締めたのは是等の外籍銀行であつた。上海の銀恐慌が特に深酷であつたのは、是等の外國銀行が平常から上海における金融に主力を傾けて、その根幹を握つてゐたからである。

內外銀行銀保有高の變動（單位百萬元）

一九三四年	支那銀行保有高		外國銀行保有高		合計	指數
	金額	合計に對する％	金額	合計に對する％		一九二六年末＝一〇〇
一月	二八四、五五七	五〇・八一	二七五、五二〇	四九・一九	五六〇、〇七七	三八〇・〇九
二月	二八五、四八八	五一・五五	二六八、二九五	四八・四五	五五三、七八三	三七五・八二
三月	三三七、四三九	三七・二四	二五二、〇二八	四二・七六	五八九、四六七	四〇〇・〇四

四　月	三四四、二二六	五七・九五	二四九、七九七	四二・〇五	五四九、〇二三	四〇三・一五
五　月	三三六、八八四	五六・七一	二五二、一七二	四三・二九	五四九、〇五六	四〇三・一五
六　月	三三七、六三二	五七・九二	二四五、二六六	四二・〇八	五八二、八九八	三九五・五八
七　月	三三〇、五九八	五八・七四	二三二、二〇五	四一・二六	五六二、八〇三	三八一・九四
八　月	三〇九、五五二	六二・八四	一八三、〇六七	三七・一六	四九二、六一九	三三四・三一
九　月	三〇九、九七二	六八・六九	一四一、三二二	三一・三一	四五一、二九四	三〇六・二七
十　月	三〇九、三九五	七五・三〇	一〇一、四九六	二四・七〇	四一〇、八九一	二七八・八五
十一月	二九九、九二六	八二・七一	六二、七一三	一七・二九	三六二、六三九	二四六・一〇
十二月	二八〇、三二五	八三・六八	五四、六七二	一六・三二	三三四、九九七	二二七・三四
一九三五年						
一　月	二九四、九八三	八八・〇三	四〇、〇九七	一一・九七	三三五、〇八〇	二二七・四〇
二　月	二八九、六五七	八六・八〇	四四、〇四三	一三・二〇	三三八、七〇〇	二二六・四六
三　月	二七五、五七一	八五・〇〇	四八、六二八	一五・〇〇	三二四、一九九	二二〇・〇二
四　月	二八二、五七七	八三・九三	五四、〇九三	一六・〇七	三三六、六七〇	二二八・四八
五　月	二九〇、一六五	八五・一一	五〇、七七三	一四・八九	三四〇、九四三	二三一・三八
六　月	二九五、九五九	八六・八二	四四、九一四	一三・一八	三四〇、八七三	二三一・三三
七　月	三〇〇、〇六五	八八・五〇	三八、六四八	一一・四一	三三八、七一三	二二九・八七

八　月	二八八、三九九	八七・七七	四〇、一八四	一二・一三	三二八、五八三	二二二・九九
九　月	二九三、三五一	八七・三〇	四二、六六二	一二・七〇	三三六、〇一三	二二八・〇三
十　月	二九三、五二九	八七・七七	四〇、八八四	一二・二三	三三四、四一三	二二六・九五
十一月	二四五、六一七	八五・六四	四一、一九八	一四・三六	二八六、八一五	一九四・六四
十二月	二三九、四四三	八六・八八	三六、一五九	一三・一二	二七五、六〇二	一八七・〇三

如上の緊迫狀態は一九三四年の晩秋から三五年の春にかけて、上海だけでも三百に餘る商店・錢莊・銀行を倒した。上海が支那全體の金融中樞であつて、支那における新式銀行約百五十のうち半分までが上海に本店を置いてゐることを思ひ合すと、事態の極めて重大なることを解するに足るであらう。支那の專門委員會がアメリカの遣支經濟使節に與へた陳情書の一節にこの慘憺たる狀態が極めてドラマティックに描かれてゐる[7]。

倒産は日毎に增加した。上海の最も繁華な南京路においては數百の店舖が閉された。久しきに亙つて家賃を滯納する商店も多かつたが、市政府はあまり件數が多いので之れを審理する訴願を受付けなかつた。錢莊の約三分の一は閉店し、平素信用證券の重要部分を占むるその莊票は大銀行によりて拒絕された。不動産・株券その他の信用證券は價格の半ば以上を失つた。從つて銀行は擔保切れに對する內入を督促した。かくして多くの商賈は百萬長者も破産した……。全家族が妻子を擧げて自殺した。

曾ては富み榮えた名門の末裔六人が五階から飛び降りて死に果てた、金に詰つた男が石を頸に結んで黄浦江に身を投げた、といふやうな陰慘な話が毎日のやうに傳へられた。上海だけではない、近郊や地方の村村も同じ艱苦にさいなまれた。餓えた農村の男・女・子供が三萬人に餘る隊を組んで救濟を求めて南京に進入した。これが、これからまだまだ起つて來る事態が、すべてアメリカの銀買上案の結果であり賜物である。

全國を通じての不況は中央竝びに地方の財政を壓迫した。外國貿易の疲弊は中央政府の主要財源たる關稅收入を浸蝕する恐があつた。殊に國民政府の背景をなす浙江財閥の沈衰は當路者の座視するに忍びざるところであつた。茲において國民政府は、一再ならず米國政府に要請または抗議を提出して、銀買上策の緩和を求むるとともに、銀流出防止の方策を講究した。

對策として議に上つたものは、(一)銀の輸出禁止、(二)銀の輸出稅引上、(三)銀元の平價切下等であつた。第一と第二とは實施前に巨額の銀を逸出せしむる惧ある上に、實施後も密輸出を刺戟する嫌があるので躊躇された。第三は幣制の統一なき當時の支那においては實行困難と見られた。そこで差し詰め外國爲替と標金取引に統制の手を下した。

第一　外國爲替管理令

支那政府は一九三四年九月八日附を以て外國爲替管理令を公布し、翌九日上海市銀行公會を通じて華商銀行側に、また中央銀行を經て在支外國銀行にそれぞれ通達した。その要項は左の如し。

外國爲替の賣買は、左の場合を除き、一律に暫行停止す。

一、合法及び通常の營業上の必要に基く場合

二、本年九月八日以前の契約に據る場合

三、正當なる理由による旅行費用其他個人の必要に基く場合

言ふまでもなく本令の目的は實需以外の投機又は思惑による銀の流出を抑制するにあつた。

第二　標金取引外貨決濟禁止令

支那政府は爲替管理令を發すると同時に、標金取引の外貨決濟を禁止し、本令到達の日以後における上海金業交易所の新規取引はすべて現物を以て決濟すべく外國爲替を以て決濟することを得ずと訓令した。

この禁令は外國爲替管理令の徹底を目的とするものであつた。蓋し金業交易所の取引は、從來標金一本を米貨三百四十六ドルと看做して、その決濟は米貨を以て行ひ、限月當日における匯豐銀行の對米電

信爲替相場によりて淸算せられたから、實質においては外國爲替の取引と異るところがなかつた。從つて之れを抑制しなければ爲替管理の實を擧げることができなかつたのである。

上海における爲替取引の七〇%までは思惑取引だと見られてゐる。さらに標金取引の九五%までは外貨決濟による投機取引だと言はれてゐる。從つてこの兩禁令の發表によりて、市場は激甚なる衝擊をうけ、ために九月十日の市場は混亂に陷り、標金取引は立會停止を見るに至つた。

しかしこの禁令は事實において行はれなかつた。その理由は、外籍銀行は治外法權を有するが故に、是等禁令の拘束に服する必要がない。然るに上海の爲替市場を支配するものは是等外國銀行であるから、その協力を得なければ爲替管理の實效を收め難い。國民政府は彼等の好意的協力を求めたが態よく拒絕された。

また支那政府も市場混亂の事實に鑑みて、管理令通達の二日後九月十一日を以て緩和令を發し「支那銀行は外籍銀行並びに金業交易所仲買人に對しては從前通り自由に爲替賣買をなすことを得」と通告したので、上海爲替市場における主たる投機筋と見られる金業交易所仲買人の爲替賣買は爲替管理令に牴觸しないことになつた。

さらに標金取引の外貨決濟禁止に關しても、政府は金業交易所の要請を容れて、その實施を一箇月間

延期し、且つ十二月限以後の取引については、從來の對米爲替に代ふるに海關金單位を以て決濟に充て得ることにした。從つて必ずしも現物決濟の必要はないことになつた。

然らばこの兩令は一時市場の混亂を招いただけで全く空文徒法に終つたかといふに、必ずしもさうではない。標金取引の米貨決濟を禁じて海關金單位を充用しただけでも、支那政府は爲替統制の上に次の如き方途を拓く機會を得た。

（一）海關金單位は、既說の如く、純金六〇・一八六六センチグラムを代表する名目貨幣であつて、支那政府が輸入税徴收に充當するものである。中央銀行は倫敦金塊相場を標準として之れに對する銀元相場を算出公表し、また之れを代表する紙幣を賣出してゐる。そもそも從來上海における標金取引は先物取引の決濟が外貨爲替によりて行はれるところに投機的興味があつた。從つて標金相場は決濟手段たる對米爲替相場を基準として變動し、標金市場と爲替市場とは、相場關係においても、仕手關係においても、密接なる聯繫を保ち、離るべからざる關係にあつた。上海における爲替投機の盛行は、この兩市場を舞臺として標金と外貨との間に繫賣買を行ひ、その値鞘を稼ぎ得るところに特殊の興味があつた。然るに支那政府は米貨決濟を金單位決濟に置き換ふることによつて、標金相場と爲替相場とに絡まる直接の關係を絕つた。これは上海の投機市場を繁榮せしむる道ではないが、爲替の思惑を取締る目的には

適うてゐる。

（二）支那は標金取引の決濟を海關金單位に改むることによりて上海爲替市場における中央銀行の支配權を擴張する途を開いた。蓋し海關金單位の銀元相場は倫敦金塊相場を標準として中央銀行が算定することになつてはゐるが、支那政府は一九三〇年五月十六日以來金の輸出を禁止して、その輸出權を中央銀行に獨占せしめてゐるから、支那における金の相場は海外の金相場とは隔絕してゐる。從つて中央銀行が算定する海關金單位の銀元相場は支那獨自の金銀比價であり得る。換言すれば支那はその中央銀行をして自國に有利なる金銀比價を算定せしめ、貨幣・爲替政策の上に援用し得る理である。國民政府の意圖もまた玆にあつた。實際には金の密輸が行はれてゐるから、この推論の通りにはならないが、それでも中央銀行の爲替政策に少からぬ勢力を加へた。

第三　銀輸出稅の引上と平衡稅の新設

爲替管理令は所期の目的を達すること能はず、米國の銀買上政策も緩和の見込が立たないので、支那の銀は鼻血の流れるやうに逸出した。玆に於て政府も遂に意を決し、一九三四年十月十四日財政部聲明を以て銀輸出稅の引上竝びに平衡稅の設定を斷行し、翌十月十五日附海關告示を以て之を公布した。その內容を解說すると、次のやうであつた。

一、本位銀元及び中央造幣廠廠條（卽ち中央造幣廠鑄造のバア・シルヴァー）に對しては一〇％の輸出稅を賦課する。但し鑄造費二・二五％を差引くから、實際の徵收率は七・七五％になる。
二、銀塊・銀錁（通稱馬蹄銀）その他の銀類に對しては、從來の稅率二・二五％に七・七五を加へて一〇％の輸出稅を課す。
三、倫敦銀塊相場から算出した理論的平價が中央銀行の對英電信爲替相場を上廻つて、輸出稅を徵收しても、なほ差額が殘るときは、その差額を平衡稅として前記輸出稅に追加賦課す。

關稅の引上と平衡稅の賦課によつて、支那の銀は採算的には輸出禁止と同樣の結果になつた。支那の銀價は世界の銀價と隔絕した。從つて支那は一九三四年十月十五日を以て國際的には銀本位を離脫して管理通貨國となつてしまつた。國內的には、なほ銀本位制が行はれてゐるから、銀一元の價値は純銀二三・四九三四四八グラムの價値に鑄造費を加へたものに等しいが、支那における純銀二三・四九三四四八グラムの價値はその世界市場における價値とは聯繫がなくなつた。

さてこの銀禁輸實施の作用として次の結果が現れた。

（一）　支那はこれによつて物價の下落を阻止することができた。從つて或る程度において不況の深刻化を防止することを得た。前段に一言したる如く、支那の物價が海外市場における銀價騰貴の割合に下

落してゐないのは、原因の大半が茲にある。

（二）内外における銀の購買力が隔絶し、且つ當時の情勢としては、米國銀政策の進行につれて世界の銀價はますます昂騰する傾向を示したので、利を追うて流れる自然の勢として、銀の密輸出を助長した。

（三）國民政府は、曩に標金取引決濟の基準を匯豐銀行建爲替相場より海關金單位に換置することによりて、支那における金銀比價の決定權を把握したが、今また中央銀行建値を基準として平衡税を算定することによりて、爲替市場における中央銀行の地位を顯揚し、外國銀行の覊絆を脱する方向に更に一歩を進めた。

（四）内外の銀價に懸隔を生じた結果として、支那は舊來の銀本位制に復歸すること能はざる狀態に入つた。之れを敢てすれば財界の混亂を招く。卽ち何等かの方向における幣制改革の第一歩は既にこの時において踏出されてゐた。

（五）銀の禁輸によりて國際的には銀本位制を廢棄し、管理通貨國となつたために、さらぬだに動搖の激しい支那の國際爲替は一層安定を失ふ危險に當面した。茲において國民政府は中央・中國及び交通の三銀行に資金一億元を委託して外匯平市委員會を組織せしめ、中央銀行を通じて外貨及び金銀を市場

に賣買し、又は金銀の輸出入を操作し、外國爲替の平衡統制を期することとした。將來この三行を糾合し、中央銀行を樞軸として、新幣制を行ふの素地は既にこの邊から築かれてゐたと察すべきであらう。

新税の實施とともに銀の密輸出は俄然として激增した。これ以前においても、銀元・廠條以外の銀類に對しては二・二五%の輸出税が課せられてゐたのであるから銀の密輸出は行はれたのであるが、それが支那の幣制を脅かすほどの問題になつたのは、輸出税を引上げ平衡税を新設してからのことである。

當時銀元の金屬價値は遙に爲替相場を上廻つてゐたので、市場においては、近く平價切下の餘儀なきに至るべしとの流言が行はれ、また幣制の根本的改革を見るに至るやの疑虞を生じ、政府は再三その意圖なきことを聲明したるに拘らず、人心の動搖やまず、爲替相場と海外銀價との値鞘竝びに現物爲替と先物爲替との値開はますます增大した。およそ價格のディスパリティーは物の流動すべき態勢である。この運動を銀輸出税と平衡税とによりて堰き止めようとしたのである。南方北方ともに殆ど税關警備の行はれてゐない當時の支那において、それが徒勞に終つたのは蓋し理の當然であらう。銀の輸出税は爲替相場の昂騰を抑へる手段としては相當の效果があつたやうであるが、銀の流出を防ぐ手段としては概して無力に終つた。平衡税を引上げるほど白銀偸運の情勢を助長した。その結果は遂に一九三五年十一月三日の法幣制定となり、銀本位制の決定的覆滅を見るに至つたのである。支那の銀本位制は廢止され

たといふよりも寧ろ銀流出の勢に押されて崩壊したのであつた。

補註

(1) League of Nations, Report of the Gold Delegation of the Financial Committee; also, Gustav Cassel, the Theory of Social Economy, 1931, Ch. XI. — Warren and Pearson, Gold and Prices, 1935, pp. 86–152.

(2) Bertrand Nogaro, La Monnaie et les phénomènes monétaires contemporains, 2 éd., 1935, Ch. III.

(3) A. B. Lewis and Chang Lu-Luan, Silver and the Chinese Price Level, p. 4–14.

(4) 拙著　支那幣制の研究　第一部第四章第三節参照

(5) League of Nations, World Economic Survey, 1933–1934, p. 187.

(6) Nankai Social and Economic Quarterly, Vol. VIII, No. 1, April. 1935, pp. 156 f.

(7) The Silver Situation in China : A Memorandum Presented to the American Economic Mission in China by the Chinese Experts' Committee on Monetary Exchange, Investment and Finance, June 10th, 1935.

第六章　法幣の制定

第一節　革新的情勢の進展

一九三五年の支那が、銀恐慌の促迫によりて、金融組織と貨幣制度の上に根本的改革を施すか、然らざれば經濟機構の覆滅的崩壞を見るの外なき岐路に立つてゐたことは、前章に縷述したところによりて明になつたと思ふ。國民政府はこの情勢に對して屢〻米國に抗議を試み、銀政策の緩和を要請した。しかし之に對する米國政府の態度は支那にとつて頗る不首尾であつた。米國の銀買上策は議會の定めた法律によるものであるから、政府の力を以てしては之を左右し難い旨を婉曲に主張した。

なほ前章に説明した銀價騰貴に起因する經濟的情勢の外に、國民政府をして幣制改革の決意を固めしめた若干の側面的機因がある。

第一　實業部銀價物價研究委員會の報告

國民政府の實業部長陳公博は一九三四年二月二十六日許仕廉を委員長とする委員會を創設し、ジョン・

ロッシング・バック、張履鸞、陳鐘聲、陳柄權、顧翊羣、アルドロン・ベイヤアド・レウィス、湯澄波等の學者を網羅して、銀價と物價に關する研究を委囑してゐる。委員會は支那において得られる限りの統計資料を蒐集して一九三四年の末に "Silver and Prices in China" と題する英文の報告書を提出してゐる。之れによると世界における銀の購買力は近き將來において落調に轉ずべき見込少きことを論證し、銀高による物價低落が支那の經濟に及ぼす陰慘なる影響を解說して幣制改革の必要を提言し、外國爲替本位制の利便を結論してゐる。

第二　地方政府の個別的通貨政策と幣制紊亂の危險

銀價騰貴による銀貨の流出退藏を防ぐために、各省政府は自衛上已むを得ず各自その逼迫狀態に應じて地方的に通貨政策を行はねばならぬことになつた。例へば湖南省においては、一九三四年三月十日以來、五百元以上の銀を省外に移出せんとする場合には理由を具して申告せしめ、移出證明書の手數料として一%を徵收することとした。また移出銀の檢査竝びに密輸防止のために檢査所を設け、極めて煩瑣な規定を施行した。これと類似の制度は、北京・青海省・甘肅省・廣西省・廣東省等においても各その必要に應じて行はれた。これをこの儘に放置すれば、支那全體の幣制統一はますます望まれなくなる。

第三　北支に於ける不換紙幣流通の實驗

北支における銀密輸出の盛行に伴うて、北平・天津の支那銀行はその紙幣について急激なる兌換の請求に遭ひ、また民間においては一〇%乃至一五%の打歩をつけて銀貨を掻き集める者ができて來た。其後地方の銀行業者竝びに民衆の協力支援によりて紙幣の兌換を嚴重に制限したので、爾來北支における紙幣は事實において不換紙幣となり終つた。從つて北支と國内各地との取引は銀貨を以て決濟し得ないことになつたが、各種の取引は上海宛爲替の利用によりて支障もなく行はれた。この事實は從來支那幣制改革の最大障礙と見られてゐた支那民衆の硬貨重視説が、最も保守的なる北支においてさへも、必ずしも拘泥するに足らぬことを明にした。政府がその信用を維持し、紙幣發行の調節宜しきを得て、民衆に懼虞の念を懷かしめざる限りは、管理通貨の弘布が必ずしも不可能に非ざることを實證するを得た。少くとも北支における實驗は當局をして幣制改革に自信を固めしむる一助となつた。また南支の或る地方においても、ほぼ之と同樣の事態を見た。

第四　發券銀行の整理統制

支那には紙幣を發行する銀行が多いので、金融政策の上に統一を缺き、殊に幣制改革を斷行するやうな場合には、全く收拾に苦む狀態であつた。茲に於て國民政府は夙に發券銀行の統制に着手し、先づ中央銀行の資本を增大し、次で中國銀行・交通銀行・其他主要發券銀行の增資を行はしめ、そのいづれに

おいても政府の持株を增加して發言權を伸張した。また兎角の世評ありし中國實業銀行・四明銀行・中國通商銀行にも信用の確立を理由として政府任命の總經理を入れた。斯くして政府は上海における發券銀行十行のうち六行までをその管理に歸せしめ、上海における發券高の八割乃至九割を統制し得るやうになつた

一、中央銀行は一九三四年の末に資本金を二千萬元より一躍一億元に增加した。同行の資本金は全部政府出資である。この增資は一部は同行利益金及び積立金を以て振當て、殘餘は公債を以て拂込を完濟した。

二、中國銀行の資本金は從來二千五百萬元で、其內政府出資は五百萬元であつたが、一九三五年三月三十一日の株主總會において、四千萬元に增資し、新株一千五百萬元は全部政府拂込として、政府持株を資本金總額の二分の一卽ち二千萬元に增加した。同時に同行理事を十五名より二十一名に、監事を五名より七名に增員し、其內政府任命の理事を三名より九名に、監事を一名より三名に增加した。また同行の執行機關たる總經理張公權を中央銀行副總裁に移し、理事長に前財政部長宋子文を、後任總經理に中國銀行常務理事宋漢章を擧げた。

三、交通銀行の資本金は從來一千萬元で政府出資は二百萬元であつたが、一九三五年四月二十日の株主總會において、更に一千萬元の增資を決議し、新株は全部政府において引受け、公債を以て拂込を了した。同時に理事を三名より九名に、監事を一名より三名に增員し、宋子文の弟たる宋子良を常務理事に新任した。

以上を以て所謂政府銀行の資本金關係は三行を通じて政府が過半數を握ることになつた。これで、將

來幣制改革を行ふ場合に、政府銀行として工作に參與すべき機關銀行が準備された。

金融恐慌を切拔けるためにも、幣制改革を斷行するためにも、支那の最も渴望するものは外國の借款であつた。英國政府最高經濟顧問フレデリック・リースロス Frederick Leith-Ross の支那訪問は此際官民の間に新しき希望を與へた。一千萬ポンドの借款が幣制改革の直前において英支の間に成立したとの說も傳はつたが、それは公式には否定された。しかし幣制發布の數日前に上海においてリースロス及び駐支英國大使カドガンが蔣介石・孔祥熙・宋子文等と會合協議せる事實に鑑み、また新幣制實施の卽日卽ち十一月四日に英國大使がいち早く在留英人に新法令遵守命令を下したる經緯に徵し、英國が新幣制の登場に協力したと推定しても根據なき憶測とは云へぬと思ふ。

第二節　緊急幣制令

一九三五年十一月一日朝、六中全會の開會式に際し、兇漢要人を亂射し、行政院長汪兆銘は重傷を負ひ南京全都に戒嚴令が布かれた。これは經濟問題には關係のない動機から勃發した事件であるが、財界の不安はますます加重し、翌二日早朝より民衆は中央・中國・交通の三大銀行を初め其他の華商銀行に

殺到して預金引出と紙幣兌換を請求し、全國的取付狀態を見るに至つた。その日は土曜日であつたから破綻を見るに至らずして終つたが、市場の不安は極限に達し、政府は必ずや月曜日を期して何等かの打開策を講ずるであらうとの風説が傳へられた

果して四日の月曜日に至り、十一月三日附を以て、列國金本位制放棄以來の事態を說明して幣制改革の綱領を解明した財政部長孔祥熙の宣言が發せられ、同時に、財政部布告を以て、この宣言と同じ主旨の幣制緊急令が公布せられた。是れ卽ち「法幣」の創定である。その要項は左の如し。

一、本年十一月四日より中央・中國・交通・三銀行發行の銀行券を法幣と定む。納稅及び公私一切の債務の支拂はこの法幣を以てし、現銀を行使することを得ず。之に違反する者は全數を沒收し、白銀の偷漏を防止す。隱匿又は偷漏を意圖する者は反逆罪に準照し、緊急治罪法に據て處斷す。

二、中央・中國・交通・三銀行以外の銀行券にして財政部の認可を經て發行せられたるものは現在のまま流通行使す。但しその發行數額は十一月三日の流通總額を限度として增發することを得ず。是等の銀行券は追て財政部が決定する期間內に漸次中央銀行券と引換へらるるものとす。流通總額に對する法定準備金、未發行の新券及び回收したる舊券は悉く發行準備管理委員會に納附すべし。印製中の新券も印刷の終るを俟つて直ちにこの委員會に納附すべし。

三、法幣に對する準備金の保管及び法幣の發行收換を處理するために發行準備管理委員會を設く。委員會章程は別に定む。

四、十一月四日以降、銀行・會社・商店・公私の機關又は個人にして本位銀貨及び其他の銀貨又は銀塊など銀類を所有する者は、之れを發行準備管理委員會或はその指定銀行に提出して、新定の法幣と引換を受くべし。本位銀貨は額面を以て法幣と引換へ其他の銀類は含有純銀量に依つて引換ふ。

五、銀貨を以て定めたる契約は、期日に到り、その原定額面に依つて新定の法幣を以て決濟すべし。

六、法幣を外國爲替に對して現在の相場に按照して安定せしむるため、中央・中國・交通三銀行は無制限に外國爲替の賣買を行ふ。

第三項による發行準備管理委員會は十一月三日附財政部公布の發行準備管理委員會章程によりて上海に創立せられ、また天津・漢口・廣東・等に分會が設けられた。委員は二十二名で、(一)財政部を代表する者五人、(二)中央・中國・交通三銀行を代表する者各二人、(三)銀行業同業公會を代表する者二人、(四)錢業同業公會を代表する者二人、(五)商業會議所を代表する者二人、(六)及び財政部長の指名する各發券銀行の代表者五人より成る。宋子文は、章程第四條の定むる所に依り、中央銀行總裁の資格を以て主席委員に就任した。

前述の如く、財政部長孔祥熙は、幣制改革布告と同時に宣言を發表して新幣制を解説し、之れが運用の方針を明にしてゐる。そのうちに發行權の獨立に關して次の如く將來の抱負を述べてゐる[1]

現在國有の中央銀行は將來改組して中央準備銀行となし、その資本は主として各銀行及び公衆の供給に由り、超然機關として專ら力を全國貨幣の安定維持に注ぐであらう。中央準備銀行は各銀行の準備金を保管し、國庫を經理し、一切の公共資金を收存し、また各銀行に再割引の利便を供するであらう。中央準備銀行は普通商業銀行の業務を行はず、二年後に於ては專ら發行權の獨占を享有するであらう。

これによると、發行準備管理委員會は過渡期における一時の便法であつて、やがては中央準備銀行によりて置換へらるべきものであつたと解しなければならぬ。其後中央準備銀行設立の準備として之に關する法案もできてゐたが、事變のために停頓してしまうた。

法幣制定の翌春、一九三六年一月に至り、國民政府は財政部令を以て、中國農民銀行の紙幣を中央・中國・交通・三行の發行にかかる法幣と同樣に行使することを准した。その發券額は一億元を限度とし、發行準備は發行準備管理委員會において保管する規定であつたが、銀行がこの制限を無視したために、折角の幣制統一に將來恐るべき禍根をおろすに至つた。財政部がこの銀行の發券業務に就て公布したる

命令の要綱は左の如し[2]。

一、中國農民銀行の發行する紙幣は法幣たる資格を賦與せられたるを以て、その發行準備は發行準備管理委員會によりて保管せらるべく、同委員會は毎月この銀行の發劵額竝びに準備狀態を檢査し、その結果を公表して公衆に報告すべし。

二、中國農民銀行の紙幣發行は、自己の勘定によると他の銀行の領用によるとを問はず、嚴密に發行準備管理委員會の規定に準據すべし。

三、中國農民銀行はその發行準備の一部に外貨を充用することに關して中央銀行と打合せをなすべし。

四、紙幣發行に當り、中國農民銀行は特に農村竝びに邊疆地方に意を用ふべし。

五、農民に對して擔保貸付をなし又は不動産貸付をなすに當つて、中國農民銀行は財政部の公布したる規定を遵守すべし。

中國農民銀行はもと四省農民銀行と稱し、豫・鄂・皖・三省剿匪總司令の特許を得て、一九三三年四月、拂込資本金三百萬元の官商合辦農業銀行として開業し、本店を漢口に置き、湖南・湖北・安徽・江西の四省を流通區域とする紙幣發行權を享有した。其後業績伸暢して支店網が全國各地に擴張されたので、一九三五年春、名稱を改めて中國農民銀行とし、本店を上海に移した。その六月四日、國民政府の制定したる中國農民銀行條例によりて、農業資金の供給・農村經濟の復興竝びに農業生産の改善促進を

目的とする農業金融機關として特許銀行となつた。公稱資本金は一千萬元で、內二百五十萬元を財政部より出資し、殘餘は各地省市政府及び商民の引受になつてゐる。現在七百五十萬元拂込濟である。その生立から軍閥の金融機關で、最近においては、蔣介石を委員長とする軍事委員會を背景として、宛然中央軍閥の機關銀行たる觀を呈し、財政部の統制外に立つてゐる。この銀行の紙幣を法幣同樣に扱ふに至つた理由は、(一)中央銀行が未だ支店網を有せざる農村區域に新幣制を普及せしむること、竝びに(二)共産軍から取戾した地域を復興せしむるために土地抵當貸付・農村貸付を行ふにあつた。しかしそれは表向きの理由で、事實においては發行權が軍部・黨部に利用される危險があつて、新幣制に對しては油斷のならぬ攪亂要素となつた。

新幣制の重點は名實ともに銀本位制を廢して銀を國有とし、銀を主たる發行準備とする管理通貨制を採つたところにある。

支那の幣制は對外的には一九三四年十月十五日の銀輸出禁制以來事實において銀を離れてゐたが、新幣制の實施によりて對內的にも銀の價値と絕緣した。その結果として、其後における貨幣の對內價値は銀とは關係なく、主として政府の統制管理に倚依することになつた。またその對外價値も銀準備や銀相場に拘らず、主として爲替市場における政府系發券銀行の實力竝びに國際支拂均衡の情勢によりて決定

されることになつた。

新幣制の實施によりて支那が追求する目的は要するに次の三點に歸着する。

（一）貨幣價値の安定

（二）貨幣本位の統一

（三）發行準備の集中

この目標が達成されるか否かによりて幣制改革の成敗がきまる。

補註

(1) 新貨幣政策章則彙編　民國廿五年三月一日　發行準備管理委員會編印

(2) Finance and Commerce, Shanghai, December 15, 1937. p. 463.

第三節　貨幣價値の安定

銀價の激變によつて貨幣價値の安定を破られた支那が、銀を離れて新幣制を樹立するに當り、先づその目標を貨幣の安定に置いたのは蓋し當然のことであらう。貨幣の安定は、貨幣價値の安定の外に、貨幣數量の安定卽ち中立貨幣說の方向においても考へ得られるが、中立貨幣に關する研究は、現狀におい

ては、未だ之れを實際問題として取上げ得る程度に至つてゐない。支那の場合においても、貨幣價値安定の問題だけが商量された。

さて支那は何に對應して貨幣價値の安定を求めたか。

そもそも貨幣價値の安定には三つの標準が想定し得られる。

(一)　金屬價値に對する安定

(二)　國內物價に對する安定

(三)　國際爲替に對する安定

金屬價値に貨幣の安定を繫ぐとすれば、銀價の動搖に懲りて銀本位を抛棄した支那の新幣制においては、之れを金に繫ぐより外に目標の定めやうがない。しかし列國が擧つて金本位を離脫または制限してゐる現狀において、貨幣價値を金價に膠着せしむることは、支那の國際經濟に幾許の利便を齎すであらうか。また國內關係から見ても、金の購買力が動搖し且つ騰貴しつつある數年來の情勢においては、貨幣を金に繫ぐことによりて物價下落と產業沈衰の傾向を救ふことはできない。故に少くとも當時の狀態においては、銀を金に乘り替へることによつて支那の國民經濟に寄與するところは過渡期の混亂以外に何物も期待し得なかつた。

一九二九年のケンムラア委員會は「中國逐漸采行金本位幣制法草案」を財政部に提出し、支那が金爲替本位制を採用して漸次に金本位制に移行する途を開くべきことを勸說した。思ふに當時は世界を擧げて金本位制の回復に努力してゐた際であるから、ケンムラア教授の立案が之れと步調を合せたのは當然のことと首肯される。しかし其後に至つて大勢が一變してゐる。從つて孔祥熙の幣制改革はケンムラア案とは無關係に運ばれてゐる。法幣制度には金本位への移行を計畫的に豫定した形跡は全くない。

それでは新幣制は國內物價と外國爲替とそのいづれを取つて安定の標準を立てたかといふに、制定當時の規定では後者がその唯一の目標になつてゐる。

先づ改革幣制布告の第六項に「法幣を外國爲替に對して現在の相場に按照して安定せしむるため中央・中國・交通・三銀行は無制限に外國爲替の賣買を行ふ」と明規してある。

また中國銀行總裁宋子文が幣制改革直後十一月五日新聞記者に與ふる談話の形式で發表した聲明は、新幣制を解釋する上に有力なる文獻であるが、その一節において氏は新法貨の安定目標をかなり詳細に解說してゐる。

國幣を外國爲替相場に對して安定せしむるために政府が取つた擧措について、全國民衆は深く贊同を表するものと確信する。蓋し過去においては爲替相場の騰落が定まらなかつたために、外國貿易乃

至各種の取引はいづれも賭博性を含んでゐた。凡そ如何なる改革でも、利益關係者に多少の困難を來さないものはない。しかし此種一時の損失は爲替安定によりて得る所の巨大なる收穫に比較すれば極めて微薄である。爲替の安定は正當なる對外貿易に對する重大なる障礙を解除するのみならず、外資の流入を招致して中國の經濟發展を助成する。近年高値の支那貨幣に慣れた人人は、此度の安定水準を以て、或は低きに過ぎるやうに思ふかも知れないが、今次決定の爲替相場は一九三〇年より三四年に至る五年間、卽ち支那の貨幣が外國の影響によりて吊上げられることの少かつた時期の平均である。政府が不自然な水準において爲替の安定を企圖しても、それは愚かなことである。今日政府が最も企求する所は、一定特殊の外國爲替相場に非ずして、貨幣の安定であるから、實際的眼光を以てその責任を盡したのは實に欽服の至りである。

これに依つて觀るも、新幣制の通貨安定目標が外國爲替相場にあることは疑問の餘地がない。

然らば法幣は何れの國の爲替相場に繋がれたか。これについては幣制布告にも、孔祥熙の宣言にも、また宋子文の談話にも、何等明示されてゐないが、それは英貨に繋がれてゐるものと信ずべき理由があつた。(一)英國政府の經濟顧問リースロス氏が幣制改革に參與し少くとも好意の援助を與へてゐたこと、(二)新幣制實施の十一月四日早朝、英國大使が China Order in Council に基く King's Regulation を

公布して、支那在留英國人竝びにその關係會社に新幣制の遵守を命じ、如何なる債務に對しても銀を以て支拂ふことを禁じ、之を犯す者は三箇月以內の懲役又は禁錮若しくは五十ポンド以下の罰金又は之を併課することを表明したこと、(三)對支投資においては英國が何れの國よりも古き歴史と重大なる利害關係とを有すること、——是等の事情に鑑みて、法幣は英貨に繋がれたものと一般に認められた。實際の爲替相場を見ると、十一月四日に始まる一週間において、上海の倫敦宛電信爲替は一元につき一志二片半であつた。その後やや下落して一志二片$3/8$まで降つたこともあつたが、大體において一志二片半を保ち、蔣介石が監禁せられた西安事件に際し、一九三六年十二月十四日の午前中に、一志二片$5/16$に落ちた外は、$1/8$片以上の開きを見ることなく、事變に至るまで概ね安定してゐた。

さて支那が新法幣の安定標準を外貨爲替に求めたことが適當であつたか、果たまたこれを國內物價の水準に繋ぐべきであつたかについては、議論の餘地があらう。

國民の經濟生活から見て、國內取引は國際貿易よりも遙に重要なものである。貿易業にたづさはる者には爲替の安定が望ましいが、物價の安定は民衆の生活安定のために更に一層肝要である。故に兩者が矛盾する場合には、いつでも物價の安定を先にすべきである。然るに各國の爲政者は、世界大戰に至るまで、常に、否、最近に至るまで、動もすれば國內物價よりも國際爲替の方に心を奪はれ勝ちであつた。

貨幣發行權は國民經濟生活の大本を制約するものであるとの理由によつて、古來いづれの國においても最高主權の發動として儼かに擁護されて來た。この歷史を想ひ合すと、十九世紀末からつい近頃まで、國內物價の安定を犧牲にしてまで、爲替平價の維持に腐心して、外國通貨の道伴れをして來たことが、常識では諒解し難い不思議のやうにも思はれる。

顧ふに之れは、(一)世界大戰に至るまでは、列國いづれも金本位を採用してゐた上に、經濟狀態の變遷推移が緩漫であつたために、物價の變動も遲鈍で、貨幣價値の安定が事實上たいした問題にならなかつたからであらう。(二)また物價の調整は、理論の筋は通つてゐても、實際には技術的に困難だと思はれてゐたからであらう。アルヴィング・フィッシャア教授の補整ドル Compensated Dollar など夙くから唱へられてゐたが、机上の空論と見て實際の問題にはならなかつた。(三)さらに同一の本位制度を採る國の間にありては、爲替の安定は自然の歸趨であつて最も實現し易いことであるから、これを守るのが當然だと考へられたのであらう。

しかし列國おしなべて管理通貨時代に入つた今日においては、對內的安定をさしおいて對外的安定に基準を求めねばならぬ理由は極めて微薄となつた。列國は、大戰後異常なる努力と犧牲とを拂つて、一度は金本位制に歸つたが、再度これを離れた、もしくは極めて制限されたる形において僅に之に繫がつ

てゐる。その重ねて舊來の金本位制に歸る日は遠く豫想の外にある。

殊に支那は初から金本位の伍列に入つてゐない。その上に支那民衆の大多數に取つては對外貿易よりも國內取引の方が遙に重要である。支那人口の大部分は生活程度の低い從つて購買力の貧しい農民であつて、輸入品の大部分は是等の農民に取つては贅澤品であり、購買力の及ばざる圈域である。斯くの如き國において、通貨安定の基準を外貨爲替に求むることは如何にも理路が徹らぬやうに思はれる。

しかのみならず、各國がそれぞれ國內物價の安定に努めてこれを達成すれば、それだけで國際間の爲替相場も落ち着くべき所に落ち着き、おのづから安定を見るに至る理である。また或る程度の物價安定が保たれてゐなければ、各國の間に爲替の安定を持續することもできない。詳しく言へば、或る國において國內物價の激變が頻發する場合には、他の國においても之と同方向且つ同程度の物價變動が伴起するに非ざれば、結局において兩國間の收支均衡が傾き、爲替の安定が破れる理である。之を要するに物價安定は爲替安定の必須要件である。故に貨幣價値の安定は先づ國內物價に對する安定を以て第一義としなければならぬ。

さらに國內の經濟狀態を安定しておいて、これに順應して爲替相場を調整することは、その國にとつて自然の作用であつて、さして困難ではないが、對外通貨關係に變動を見る每に、これに對應して物價・

賃銀・其他國内における經濟生活の基本條件を調整することは、困難と云はんよりも、むしろ不可能に近いことである。國内條件の調整作用はかなり遲緩であるから、爲替關係の變動が大戰後におけるが如く頻繁なる場合には、この調整は、事實において、迅速且つ精確には行はれ難く、强ひてこれを行はんとすれば、結局經濟生活の攪亂に終る危險が多い。

以上を綜括すると、國内物價の安定が爲替相場の安定と兩立し難い場合には、後者を棄てるのが合理的であるといふことになる。從つて管理通貨に據つて新に幣制を建て直す場合には、最初からその對内價値を第一義として安定の目標を立てるのが當然であるといふ結論になる。

しかしこれは當面の支那にとつては現實を離れた理想である。支那は先づ爲替の安定に努めねばならぬ事情があつた。

その一は、支那は外資の輸入に依らなければ不況を切抜け難き狀態に陷つてゐたことである。國際收支の逆調は國民經濟の根本的缺陷から起ることであるから、外資を以て糊塗するのはその病源を芟除する所以でないといふ論も立つ。しかし支那はまだ資本主義發展段階の初期にある國である。この段階においては、いづれの國においても外資の援助なくして開發を望み難きこと歷史の明徵する所である。さうして外資を招來するためには、言ふまでもなく爲替の安定が望まれる。

その二は、幣制改革が英國の資金を賴にして行はれたことである。當時表立つた借款は國際關係を憚つて成立しなかつたやうであるが、リースロスの斡旋によりて、英國系の銀行から少からぬ資金が融通せられたと傳へられてゐる。通貨管理に運用するために在支外籍銀行から短期資金の融通を受くる便宜からも、爲替相場の安定が望まれる。

一言にして之を盡せば、支那經濟の對外依存性が新幣制の自律性を否定したのである。支那の新興勢力が買辦資本主義といふべきものの庇護に據つてゐることが、幣制改革の上に反映して、半植民地性を暴露したと云うてもよからう

法幣制度が爲替の安定を目標としてゐるといふことは、必ずしも物價の安定に貢獻する所がないといふ意味ではない、從來支那は銀本位制に據つてゐたために、その物價は國內の經濟狀況竝びに世界の物價變動によりて影響される外に、海外市場における銀價によりて支配された。これは支那の物價決定に特異な素因であつて、支那自體の意圖を以て如何ともすべからざる勢力であつた。法幣制度は將來に向つてこの攪亂的素因を排除した點において、貨幣對內價値安定の上から見るも劃期的な試みといふべきであらう。

然らば法幣制定後における支那の爲替市場は如何なる經過を取つたか。法幣の對外價値は如何なる處

に落ち着いたか。

幣制改革の直前一九三五年十月中には上海の倫敦宛爲替相場は最高一志五片$\frac{5}{8}$から最低一志三片$\frac{1}{8}$に崩落して極めて不安定な形勢を示してゐた。幣制公布の前日卽ち十一月二日の相場は、寄付一志二片$\frac{7}{8}$、大引一志三片$\frac{1}{16}$であつた。新幣制第六項による安定率については、政府の公式發表はなかつたが、政府三銀行は十一月四日の對英爲替を一齊に賣一志二片$\frac{3}{8}$、買一志二片$\frac{5}{8}$と發表した。之れによつて新法貨の安定點は一志二片半と推定された。

幣制改革直前において爲替相場が急激なる崩落を示したので、事情を知つた要人筋の思惑賣と噂され、また英國銀行筋の拔驅とも見られて、當時、國際間に物議を醸し、殊に不意打を喰つた日本側の忌諱に觸れたが、爲替を急激に引下げて安定點を定めたために、その後における支那の物價は騰貴の傾向を示した。これは貨幣の對內價値が對外價値の下落に追從して鞘寄せをしたのである。

國定税則委員會の上海物價指數は次の如く昂騰してゐる

幣制改革後の上海物價指數　（一九二六年＝一〇〇）

年次	輸入物價	輸出物價	卸賣物價
一九三五年　十　月	一一三・七	八〇・六	九四・一

十一月	一四二・七	八九・六	一〇三・三
十二月	一四一・五	九〇・〇	一〇三・三
一九三六年 一月	一四一・一	九〇・八	一〇四・三
二月	一四一・二	九〇・二	一〇五・四
三月	一四〇・八	九二・四	一〇六・四
四月	一四〇・九	九七・三	一〇七・三
五月	一四〇・三	九四・五	一〇五・八
六月	一四〇・七	九七・五	一〇六・一
七月	一四一・八	一〇〇・七	一〇七・二
八月	一四〇・〇	九七・六	一〇七・四
九月	一四〇・一	九五・九	一〇七・〇
十月	一四二・三	九六・一	一〇九・七
十一月	一四二・九	九七・一	一一三・〇
十二月	一四七・六	一〇二・九	一一八・八

また南開大學の北支物價指數も次の如く騰貴してゐる。[1]

幣制改革後の北支物價指數（一九二六年＝一〇〇）

年次	總物價（一〇六種）	原料品（四一種）	工業品（六五種）
一九三五年	九五・五一	八四・二四	一〇三・一二

一九三六年	一月	一〇四・〇九	九五・六四	一〇九・八一
	二月	一〇七・一四	九八・七二	一一二・八二
	三月	一一〇・五四	一〇〇・四八	一一七・四一
	四月	一一一・五三	一〇二・三七	一一七・七二
	五月	一〇九・〇五	一〇一・五四	一一四・〇八
	六月	一〇八・一〇	一〇〇・九五	一一二・八六
	七月	一〇九・六〇	一〇二・八五	一一四・〇九
	八月	一〇九・三四	九九・八九	一一五・七六
	九月	一〇八・六七	九九・七六	一一五・一三
	十月	一一一・五二	一〇一・三一	一一八・四九
	十一月	一一五・〇九	一〇五・〇九	一二一・八八
	十二月	一二二・七六	一一二・〇一	一三〇・〇六
一九三七年	一月	一二六・三三	一一四・四〇	一三四・五〇
	二月	一二八・八八	一一八・五二	一三五・八八
	三月	一二九・七一	一一七・三九	一三八・一五
	四月	一三四・一二	一一八・九六	一四四・六六
	五月	一三〇・四一	一一四・二三	一四一・七七

六月	一三〇・四〇	一一二・七五	一四二・九三

この物價騰貴は銀價騰貴による物價下落の場合と正反對の影響を支那經濟界に齎して景氣の回復が期待された。少くとも不況の底を脱し得たと信じられた。宋子文は前掲の新聞談話において、政府がこの水準に貨幣價値の安定點を決めたことを賞揚して「實際的眼光を以てその責任を盡した」というてゐるが、幣制改革直前の爲替崩落が政府の政策的意圖に發するものとするならば、寔に當を得た處置と云はねばならぬ。

景氣の回復につれて、各般の取引は目覺しき飛躍を示した。

海關統計による一九三六年の貿易額は前年に比して約一割の増加を示してゐる。これは一九三一年來の頽勢を轉回する現象である。輸入の増加は僅少であるが、輸出の増加は殊に著しく、二割三分の躍進を示してゐる[2]。

また上海の各種商品取引所における取引高は左表の如き激増を示した[3]。

	一九三五年	一九三六年
綿絲	八、九三四、〇〇〇梱	二二、八四七、〇〇〇梱
棉花	二七、〇二三、〇〇〇擔	五〇、一三四、〇〇〇擔
麥粉	一六八、六四〇、〇〇〇袋	一九二、二二七、〇〇〇袋

小　麥　一〇、八一八、〇〇〇擔　二二、四〇六、〇〇〇擔

しかし如上の景氣振興をすべて幣制改革の結果と見るのは當らない。第一には世界全般における景氣回復の影響が働いてゐる。第二には一九三六年における農産物の豐稔がこれを支援した。數年來の水害と旱魃とによる凶作に對比して、幣制改革後の一年は稀に見る豐作であつた。その結果として農民の購買力を增進し、景氣の昻進を助けた。この二つの原因が伴起しなかつたならば、支那の幣制改革は恐らくは順調なる經過を辿ることを得なかつたであらう。

以上新法貨の安定基準について考察した所を綜括して、林維英と共にこの幣制を「管理外國爲替本位制」[4]と稱することに異論はないと思ふ。しかしこの制度は、その本來の性質から見て、未だ必ずしも確定的なものではなかつた。將來支那が政治的に安定し、經濟的に統一して、現狀ほど外資の支援に賴らなくてもよい時を迎へ得るとすれば、そのときこそは、外貨に對する安定よりも寧ろ國內經濟の安定を目標として、眞に自主的な貨幣制度を打ち建て得ると云ふのが、當路者の意氣込であつたやうである。されば林維英も云うてゐる。――「言ふまでもないことであるが、現在の爲替處理は事情の許す限りにおいて繼續し、その間に更に適正な水準を求めてよいのであつて、國內的要求の一切を犧牲にしてまで嚴格に施行しなければならぬことではない。これは確定不易の規則ではない。むしろ大まかな出來合の

目標であつて、差し詰めこの水準で實驗をした上で、更に恆久的な取極をつくるべきである。[5]」

補註

(1) Nankai Social and Economic Quarterly, July, 1936, pp. 536 f.—also, July, 1937, pp. 342 f.

(2) China's Foreign Trade, Report for the Year 1936 Submitted to the Minister of Industry. (Chinese Economic Journal, Vol. XX, No. 5, May, 1937.) pp. 497 f.

(3) Chinese Economic Journal, Vol. XX, No. 5, May, 1937, p. 493.

(4) W. Y. Lin, The New Monetary System of China, A Personal Interpretation: Shanghai, 1936, p. 87.

(5) W. Y. Lin, Op. cit., pp. 95-96.

第四節　本位貨幣の統一

前にも述べたる如く、銀貨は支那における主たる本位貨幣であつたが、唯一の本位貨幣ではなかつた。少くとも銀貨と銅貨とが相竝んで本位貨幣の役割を演じ、地方により、階級により、また取引の種類によりて、用ひられる本位貨幣を異にするの觀があつた。新幣制は管理通貨を以て多岐多端なる舊來の本位通貨を悉く清算し、法幣を唯一の本位貨幣として一切の通貨を統一せんとする試みであつた。

新幣制による通貨の統一は國民政府の權勢の及ぶ地域において、その威令の徹る程度に應じて、故障

なく行はれてゐる。卽ち江蘇・浙江・安徽・湖北・湖南を中心とする中支地方においては、少くとも表面的には政府の命令が遵守された。しかし西南政權の割據した廣東・廣西の諸省及び別に政權の中樞を構ふる北支地方においては、これを素直に受容れようとはしなかつた[1]。

法幣と本位銀貨との引換は、幣制緊急令第四項によりて、額面により等價を以てする定めになつてゐる。しかし實際は必ずしもこの通りには行はれなかつた。最も容易に集められたのは、上海・漢口・南京・等における華商銀行の所有銀であるが、是等の銀に對しても、政府の買上方法はかなり策略が用ひられた。卽ち銀行が提供する銀六十元と舊紙幣四十元とを混合した百元に對して、法幣百元を交付するなどの方法を採つた。また地方に於ては六分の打步を政府が支拂うて銀を買上ぐる途を開いた。日本を除く外籍銀行の所有銀も、六分の打步を支拂ふ協定が成立したので、一九三六年一月に至つて引渡を了つた。故に法幣發行高は銀引上高よりも遙に多額に上つた。幣制改革から事變直前までに中央が民間から回收した銀は約六億元と推定されてゐる[2]。

銀を引上げて紙幣を與へた結果として、國民政府の民衆に對する勢力は著しく强化された。民衆は、銀を棄てて法幣を握ることによりて、法幣と運命を一にするに至つた。從つて國民政府と運命を共にするの意識に誘導された。法幣の崩壞は自分たちの破滅であると信ずるやうになつた。先づ民間の銀行が

利害の打算から法幣擁護に努めねばならぬ立場に置かれた。銀行が法幣を擁護するから、民衆は法幣を信用し、從つてその支持者たる政府を尊重するやうになつた。これは國民政府が幣制改革から收め得た成果の最も大なるものであつた。幣制統一は即ち經濟統一を意味した。しかして經濟統一は即ち內政統一を進めた。

國民政府は、新幣制發布に當り、新法貨と小額貨幣との關係を、とりあへず法幣一元に對して二角小洋銀貨は六箇、一分銅幣は三百箇と定め、これを地方政府竝びに金融業者に通達した。しかしこれだけでは通貨の統一を期し難いので、取り急いで十進法の新補助貨幣を立案し、一九三六年一月十一日附を以て「輔幣條例」を公布した。その重要條項を摘錄すれば左の如し。

第一條　補助貨幣の鑄造は中央造幣廠に專屬し、その發行は專ら中央銀行之れを司る。

第二條　補助貨幣の種類は左の如し。

ニッケル貨幣は三種とし、二十分ニッケル貨幣は總量六グラム品位純ニッケル、十分ニッケル貨幣は總量四・五グラム品位純ニッケル、五分ニッケル貨幣は總量三グラム品位純ニッケルとす。

銅貨は二種とし、一分銅貨は總量六・五グラム品位銅九五錫亞鉛五、半分銅貨は總量三・五グラム品位銅九五錫亞鉛五とす。

第三條　補助貨幣は十進法を以て計算し、その法幣一元に對する枚數は左の如し。

二十分ニッケル貨幣は五枚、十分ニッケル貨幣は十枚、五分ニッケル貨幣は二十枚、一分銅貨は一百枚、半分銅貨は二百枚。

第五條　補助貨幣授受の數目はニッケル貨幣は毎次法貨二十元を以て限とし、銅貨は毎次法幣五元を以て限とす。

但し賦税の收受及び中國銀行の兌換にはこの制限を適用せず。

第六條　從來通用の補助貨幣は財政部により回收し、之を銷燬改鑄す。但し規定の期間内は各その市價に照して通用することを得。

前項の辨法及び期限は財政部命令を以て之を定む。

新鑄のニッケル幣と銅幣とは二月の半頃から街頭に姿を現はし、少くとも上海においては政府の命令に遵うて通用した。形の小さい新銅幣が形の大きい舊銅幣三枚と對等に取引された。これを見ても支那人が必ずしも通貨の金屬價値のみを重視してゐないことがわかる。

新輔幣の最小單位は半分銅幣となつてゐる。舊銅幣一分は三百枚で法幣一元に當ることになつてゐたから、新半分銅幣の價値は舊一分銅幣よりも五割方高位にある。これでは舊一分の物の値段を五割方騰貴せしめて、農民並びに勞働者の負擔を加へるといふ理由で、新輔幣制度に對する非難が起つた。商業會議所からは政府に對して更に小額の輔幣を造つて貰ひたいといふ建議も出てゐた。

しかし實際には法幣半分以下の小取引は極めて稀であるから、銅貨層の民衆にとりては、これにより

て失ふところよりも、従來銀銅比價の動搖によりて蒙つた損失を免れることによりて得るところの方が遙に大きいであらう。輔幣制度確立の意義は銀銅竝行本位制を一掃して農民搾取の機會を除く所にある。輔幣制度の確立によつて最も當惑したものは兩替によつて利益を得てゐた錢莊と農村に巢喰うてゐた金貸とである。新制度に對する非難も多くはこの方面から出た。農民竝びに勞働者の小取引に不便だといふことは、假に口實として用ひられたに過ぎない。

これとは別に、その後に至つて、新輔幣制度は意外の困難に遭逢した。それは一九三七年春に至つて、銅價が昂騰したために、法幣一元に對し舊銅幣三百枚の割合では、舊銅幣一元の素材の價格が法幣一元の上に出ることになり、從つてこれを買ひ集めて國外に私運されるやうになつたことである。その結果として、新法幣による物價の外に舊銅幣による物價が竝び行はれ、限局的にではあるが、事實において本位制度の統一を阻害する形となつた。

事變直前までの經過から見ると、政情が安定して政府に對する信頼が續きさへすれば、通貨統一の達成も不可能ではないやうに思はれた。ただ肝腎の政情安定が氣の毒ながら百年河淸を待つの感があつた。

補註

(1) 廣東政府も中央政府の新幣制に追從して銀の省有を決し、廣東省銀行及び廣東市銀行の發行する紙幣と引換に銀貨の引上

げを行うたが、その引換比率は中央政府の比率に從はずして別に左の如く決定した。

一、中央政府の新法幣一元に對して地方銀行券廣東法幣一元二角

二、二角銀貨五枚に對して地方銀行券一元二角

三、中央政府の銀貨一元に對して地方銀行券一元四角四分

從來廣東で通用した銀貨は主として二十分小洋であつた。この小洋の銀分を國幣大洋一元の銀分と比較すると、國幣一元は廣東小洋の一・二三四元に當つた。故に、廣東政府の決定した交換比率のうち、中央新法幣對廣東法幣の比率だけは舊來の慣用に近いが、銀貨に對しては、小洋大洋ともに、それぞれ約二割のプレミアムを附けたことになる。中央政府が幣制布告第四項に據つて銀貨と法幣とを額面で引換へると云うてゐるのに、廣東政府が銀貨に打歩をつけたのは、銀の中央に集中せられることを喜ばなかつたからであらう。

改革幣制布告第二項は政府銀行以外の銀行が新に紙幣を增發することを禁じてゐるに拘らず、廣東政府は廣東省銀行竝びに廣東市銀行をして多額の廣東法幣を發行せしめ、これを以て銀の吸收竝びに軍費の支辨に充てたと傳へられてゐる。廣東政權は一九三六年七月陳濟棠の下野亡命によつて沒落し、南京政府の統制に歸した。其後國民政府の發表によれば、廣東法幣の發行額は二億四千九百萬元に達し、之に對する準備は正貨と證券とを併せて一億四千萬元の不足を示し、銀準備において四千萬元、證券準備において一億元の缺陷となつてゐた。政府は之を整理するために、過渡期の辨法を定め、八月二十一日に至り孔財政部長から談話の形式を以て左の如く公表した。

一、廣東紙幣は從來通り流通す。

二、從來中央法幣を以て納附したる租稅は今後も同樣に法幣を以て納附すべし。その他の支拂に就ては法幣一元に對し廣

東紙幣一元五角の割合を以て地方紙幣を用ふることを得。

三、發行準備充足し物價安定するを待つて廣東紙幣の囘收を行ふ。準備の不足は國民政府の公債を發行して之に充當す。

國民政府の廣東に對する幣制統一は右の第三項による地方紙幣の囘收を俟つて完成される順序になつてゐた。さらに翌一九三七年六月に至り、中央より宋子文を派遣して次の如き幣制整理案を齎し、六月二十一日より之を實施した。

一、一九三八年一月一日より廣東省における公私貸借・賣買取引及び各種契約の締結は總て法幣を以て本位とし、廣東紙幣による支拂及び契約の締結は法律上無效とす。

二、一九三七年六月二十一日より法幣百元に對し廣東紙幣百四十四元を以て法定比率とし、年末までこの比率による流通を認む。

三、廣東紙幣は、中央・中國・交通及び省銀行に於て、即日この比率により法幣との交換囘收を始む。

四、發行準備管理委員會廣州分會は未囘收の廣東紙幣に對して法定の現金準備を保持すべし。

この規定によつて、年內には廣東紙幣の囘收を完了する筈であつたが、この法令を公布してから二週間餘にして事變が勃發したために、遂にこの整理計畫を放棄するの餘儀なきに至つた。一九三七年六月二十一日における廣東紙幣は三億四千萬元と發表されてゐたが、これも其後に於て少からぬ增加を見た。

(2) 吉田政治　最近の支那通貨事情　四六頁以下

第五節　發券準備の集中

馬寅初はその著「中國經濟改造」において、上海金融組織の缺點を論じて、(一)中外金融機關の間に

鴻溝を劃して在華外行は儼然外國に在るが如く、中國金融機關も銀行と錢莊との間に壁壘森嚴、時に相嫉視して統一の樞紐なきこと、（二）外商銀行は、一集團をなすと雖も、國別によつて紛岐し、同床異夢おのおの本國の法律を適用して本國の侵略政策を遂行し、意見の統一なきこと、（三）錢莊もその大小によつて派を立てて相互淸算の實績擧らざること等を指摘し、殊に銀行の銀行たる眞正の中央銀行なく、機關分存するために多額の準備金を積みながら市場擁護の用をなさず、動もすれば發鈔過濫に陷り、一朝恐慌の襲來に遭へば、愛國觀念なき民衆は華商銀行に對する信仰を失つて預金を外商銀行に移し、華商銀行は外商銀行の前に尾を搖つて憐を乞ひ、その一顧を求めて辱く靑睞を承け、無限の光榮とす、民族前途のために憂ひて禁まずと痛嘆してゐる[1]。思ふに之れは單り上海金融界に限つたことではなく、上海によりて代表せらるる支那金融界全體の如實の姿であらう。

改革幣制布告第四項は銀の國有を宣布し、之れを發行準備管理委員會の支配に集めて發行準備を集中し、如上の缺陷を補正しようとしてゐる。天津・漢口・廣東・等に支金庫を置いたが、大部分は上海に集中せられた。準備金の集中は啻に通貨統制の必要條件たるのみならず、これを分散しておくと、支那においては、動もすれば地方的又は個人的利益のために曲使せられる虞がある。一九三六年の夏、西南軍閥の崩壞に際して、廣東亡命の陳濟棠が省有銀の持逃げを企てたと喧傳せられたるが如き、眞僞のほ

どは兎も角として、まさにあり得べきことの一例であらう。

銀貨・銀塊などを所有する者は、緊急幣制令第四項の規定によつて、これを新定の法幣と交換せねばならぬのであるが、政府はこの交換を容易にするために、一九三五年十一月十五日付を以て「兌換法幣辦法」なるものを公布し、現銀の集中を促進した。その全文を示せば左の如し。

第一條　各地銀錢行號・商店及び其他の公共團體或は個人にして、銀幣・廠條・地銀・銀錠・銀塊及び其他の銀類を所有する者は、民國二十四年十一月四日より三箇月以内に最寄りの各地兌換機關に於て法幣と引換ふべし。

但し左記各項のものは此限に非ず。

一、工業藝術又は其他の原料として使用せざるべからざる銀類にして、銀製品用銀管理規則に依照し政府の許可を經たるもの

二、古幣・稀有の貨幣又は文化に關係ある銀質の古物

三、本辦法公布前に製成又は存有の銀質器及び裝飾品

第二條　法幣兌換の機關は左の如し。

一、中央・中國・交通の三銀行及びその分支行或は代理處

二、三銀行委託の銀行・錢莊・質店・郵便・鐵道・汽船・電信の各局及び其他の公共機關或は公共團體

三、國內各地の收稅機關

四、各縣政府

第三條　通用銀幣及び廠條以外一切の銀類の法幣兌換はその銀純分量に應按して兌換す。
第四條　凡そ法幣の流通なき地方に於て、銀幣・廠條・地銀・銀錠・銀塊又は其他の銀類を所有する者は、第二條第二、第三、第四項に列記せる各機關に送付して、法幣兌換を申請すべし。
第五條　第二條第二、第三、第四項に列記せる各機關に於て兌換せる銀幣・廠條・地銀・銀錠・銀塊又は其他銀類は、附近の中央・中國・交通三銀行に送附して、法幣に兌換すべし。若し之を隱匿し或は其他の用途に轉付したる者あるときは、横領罪を以て論ず。
第六條　兌換期間に於て、銀幣・廠條・地銀・銀錠・銀塊又は其他の銀類を所有する者に對し、事に藉りて詐欺をなすものあるときは、詐欺罪を以て論ず。
第七條　凡そ通用銀幣と法幣の兌換に於ては絲毫も差價あるを得ず。違反者はその事情を按じて法幣と銀幣とを分別に沒收し、或は之を併せて沒收することあるべし。その密輸を意圖して、銀幣・廠條・地銀・銀錠・銀塊を高價に換收する者は、妨害國幣懲治暫行條例第二條第五條に依照して之を辨理す。
第八條　本辨法は公布の日より之を施行す。

この辨法の第一條第一項に基づき、これと同日付を以て、銀製品用銀管理規則が制定された。これに據れば銀器・銀飾・其他銀を原料とするものの含有する純銀量は百分の三十を超ゆることを得ない。また銀製品製作者の需要銀料は、原則として政府系三銀行又はその代理處から購入せねばならぬことになつてゐる。尤も後には百分の三十以下といふ制限規定は削除されて、原有の習慣に仍照して辨理するこ

とになつた。

政府は緊急幣制令第三項の規定に基き、これと同日附で「發行準備管理委員會章程」を公布した。換收した銀はこの委員會によりて保管される。委員會の指定によりて、中央・中國・交通三銀行の庫房が準備庫に充用される。章程の全文は左の如し。

第一條　財政部は發行を統一し法幣の信用を鞏固にするために、特に發行準備管理委員會を設け、また商業都市に適宜その分會を設く。

第二條　發行準備管理委員會は政府の法令に遵照して、法幣準備金を保管し、また法幣の發行回收事項を辦理す。

第三條　發行準備管理委員會は左記の委員を以て之を組織す。

一、財政部代表一名

二、中央・中國・交通三銀行代表各二名

三、銀行業同業公會代表二名

四、錢業同業公會代表二名

五、商會代表二名

六、財政部長指名に依る各發券銀行代表五名

第四條　發行準備管理委員會は、中央銀行總裁を以て主席とす。また委員は五名乃至七名の常務委員を互選して、日常の事務を執行す。

第五條　發行準備管理委員會は、中外の金融界有力者を招聘して顧問となすことを得。
第六條　發行準備管理委員會は、中央・中國・交通三行の庫房を準備庫に指定す。各地に分存する準備金の數目は發行準備管理委員會之を決定し、且つ之を財政部に報告登錄すべし。
第七條　發行準備管理委員會は月一回、準備庫を檢査し、法貨發行高並びに準備金の種目及び金額を公告し、且つ財政部に報告登錄すべし。
第八條　發行準備管理委員會は人員を採用し課を分ちて事務を辦ずることを得。
第九條　發行準備管理委員會は事務處理規則を擬定して財政部に陳報し、許可を得て登錄すべし。
第十條　本法は公布の日より施行す。

銀の國有も中支地方においては少くとも表面上は圓滑に運んだやうに見受けられるが、南京政府の力の及ばざる地方においては、なかなか行はれてゐなかつた。例へば、北平・天津・兩市を初め、山東・廣西・山西の諸省は銀の移出を禁制して中央への集中を阻止した。地方に發行準備管理委員會の支金庫が設けられたのも、政府の本意に非ずして、實は日本に對する協調的ヂェスチュアと地方的利益に對する考慮に出たものだと見られてゐる。さらに上海における外國銀行の多數が、治外法權を理由として容易に銀の引渡を肯じなかつたことも周知の事實である。

幣制緊急令によりて、法幣は、その價値に關する限りにおいては、對內對外ともに、銀と直接の關聯

を絶たれたが、發券準備に關する規定は舊來のままで、改廢されてゐないから、法幣の發行額に對しても、從來の通り、現金準備六割保證準備四割の發券準備を保有すべきものと見るのが一般の通念となつてゐる。尤もこれは舊來の兌換券に關する規定であつて、不換券となつてしまうた法幣に關する規定ではないから、新幣制については、おのづから別途の解釋が許される餘地があるといふ考へ方もあらう。しかし、緊急幣制令發布後五十日を經た十二月二十三日に至つて、政府が公布した發行準備管理委員會檢査規則なるものにも、その第四條に

法幣の發行は須く發行高の全額に對して準備を置くべし。現金準備は六割とし、金銀或は外國爲替を以て之に充て、保證準備は四割とし、國民政府發行或は保證の有價證券及び財政部が確實と認めたる其他の資産或は短期確實の商業手形を以て之に充つ。

と明規してあるから、法幣に對しても從來の準備規定が適用されるものと解するのが普通の常識であらう。

この現金準備は兌換準備ではない。銀は國有となつて、民間から引上げることになつたのであるから兌換は行はれない。然らば法幣制度の下における發行準備は何の用をなすか。政府銀行の發表に信を措いて推考すれば、幣制改革當時においては、規定以上に充分の現金準備があつたから[2]、これによりて發

券額が統制されてゐたとは思はれぬ。當面の用途としては、之を外貨に代へて爲替統制資金に充てられた。幣制改革の直後において、國民政府は銀五千萬オンスを當時の市價六十五仙見當で米國大藏省に賣渡し、米貨三千二百五十萬弗を得て當座の爲替安定資金に充てた[3]。

補註

(1) 馬寅初　中國經濟改造　上海　民國二十四年　第十一章一六〇頁以下

(2) Finance and Commerce, Shanghai, June 17, 1936, p. 672.

(3) New York Times, April 8, 1936. See also, Finance and Commerce, May 12, p. 486.

第六節　滿洲國幣制との類似

法幣は重要なる點において三年前に實施せられた滿洲國の幣制と似てゐる。その摸倣ではないかと思はれるほどに似てゐる。

舊政時代における滿洲の通貨は、銅系・銀系・金系に分れ、硬貨あり、紙幣あり、支那側の發行にかかるものあり、日本側の發行にかかるものあり、それらがおのおの流通地域を異にし、取引の種類によ

りて用途を限られ、極めて複雜且つ不便なるものであつた。殊に奉天票を初め舊政權を背景として發行せられた各種の紙幣は、濫發の結果いづれも價値激減し、啻に取引を攪亂するのみならず、民衆の生活に堪へ難き脅威を加へてゐた。玆に於て、昭和七年三月一日滿洲國の建設を見るや、百事草創の間にあつて、夙に通貨制度の整理統制に着手し、新に貨幣法及び舊貨幣整理辨法竝びに滿洲中央銀行法を制定し、同年七月一日よりこれを實施した。

支那の法幣には兌換と關係なき發行準備を置いてゐる。これは滿洲國の幣制に範を取つたものではあるまいか。卽ち滿洲國の貨幣法第十條には「滿洲中央銀行は紙幣發行高に對し三割以上に相當する銀塊金塊・確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を保有することを要す」と規定してあるが、兌換に關する規定は見當らぬ。ゆゑに支那の法幣も滿洲國幣も、ともに發行準備ある不換紙幣である。

ただ滿洲國貨幣法第二條には「純銀の量目二三・九一瓦を以て價格の單位とし之を圓と稱す」と規定して貨幣價値の基準を銀に求めてゐるが、法幣は布告第六項に據つて之を外國爲替に求むることを標榜してゐるから、滿洲國幣よりも一層銀と隔絕してゐる。しかしこれは貨幣法制定當時のことであつて、滿洲國においても、昭和十年十一月四日、恰も支那の法幣實施と日を同じうして、我國內閣の發表竝びに滿洲國財政部長の聲明に據り、國幣の價値を日本の圓に聯繫して等價をもつて安定せしめ、日滿幣制

の統一をはかることに決定したから、現在では滿洲國幣も支那法幣と同様に外國爲替本位になつてしまつたと見るべきであらう。

若し夫れケンムラア案を標準として支那の法幣制度と滿洲國幣制とを比較するならば寧ろ後者の方にケンムラア案近似の點を認め得る。ケンムラア案にはその第十六條以下に金本位制への移行を豫想して金準備に關する規定が設けてある。[1] 滿洲國貨幣法も、價値の單位は銀を以て定めてあるが、正貨準備は銀に限らずして金銀いづれでもよいことに規定してゐる。金銀の割合に就ても何等の制限を設けてゐない。また滿洲中央銀行法第三十六條には「滿洲中央銀行は……純益の百分の二十以上を積立て金塊・外國金通貨又は金勘定の預け金として保有すべし」と規定してある。これは漸次に金準備の增加を圖つて將來金本位又は金爲替本位に轉向し得る素地を用意したものとも解せられる。[2] 支那の法幣制度には斯くの如き傾向を認め得ない。モルゲンソオが米國の新幣制を表象した言葉を借り用ふるならば、法幣制度こそは、まさに流線型を聯想する自由なるものである。その自由なるところに利便があり、また危險も伏在する。

法幣が滿洲國幣制に倣ふたものであることについては、これを確證するに足る資料がない。ただ財政部長孔祥熙が、中央政治會議の席上において、滿洲國の紙幣政策を推賞し、銀を用ふることの不經濟な

る所以を述べて銀本位放棄の意向をほのめかしたことは、馬寅初の著書に發表されてゐる。曰く「財政部長孔先生出席中央政治會議、極賛美僞滿紙幣政策、因用銀不經濟、紙幣且已到處流通、微露有放棄銀本位之傾向[3]」

當時銀本位放棄の傾向に對して馬寅初は次の三つの理由を擧げて反對してゐる。

（一）滿洲は元來輸出超過國であつて、大豆の輸出によつて國際收支は年年順調を續けてゐるが、關內支那は年年入超であるから、紙幣制度を採つた曉には、入超差額を抵補する途がない。

（二）滿洲は發鈔過濫の結果紙幣の價値が暴落して、民衆が慘憺たる苦痛を嘗めたから、價値の高い新紙幣を歡迎するに至つたのであるが、中國においては既に信用ある銀本位が行はれてゐるから、之を放棄すれば、民心の動搖を避け難い。

（三）從來滿洲の紙幣は奉天票を初としていづれも不換紙幣であるから、上海市場と直接に銀爲替の取組なく、奉天票を以て正金銀行の鈔票を買ひ大連を經由して上海爲替を取組むか、或は朝鮮銀行の金票を買ひ日本を經由して上海爲替を取組むのが普通の經路であつた。本國兩地間の爲替に外國銀行が介在しなければならぬといふことは、國家の體面に關することであるが、滿洲の民衆が久しく不換紙幣に馴致されてゐたからこんなことも行はれたのである。中國の紙幣は元來兌換券である。いま驟然これが

発現を停止するときは、民衆の習慣に及ぼす影響また恐るべきものがあらう。

右のうち第二及び第三の反對理由は、支那が管理外國爲替本位を採つて不換紙幣を法幣と定めた上は、もはや問題として殘らない。ただ第一の理由は、今後といへども、支那幣制の前途を制約する重要なる一要素として注目さるべきものであらう。

之を要するに、支那の法幣制度は、その大綱において之を滿洲國に學び、銀の國有制は之を米國より移し、その創設には英國の支援を借りたものと云うても過言でないと思ふ。國民政府の新幣制がジェンクス・ヴィッセリング・ケンムラアの線に依らずして、管理通貨制に飛躍したのは、米國銀政策の促迫に因る異變と見るべきであらう。

補註

(1) Project of Law, etc., pp. 8 f.

(2) 高垣寅次郎　滿洲國幣制と金融　財團法人金融研究會調書　第六編八三頁

(3) 馬寅初　中國之新金融政策　上海　民國二十五年　七一頁

第七節　米支銀協定

法幣の制定は世界の銀相場を顚落せしめた。さうしてそれはまた法幣制度の上に部分的改訂を加ふる機會を齎した。米支銀協定の成立が卽ちそれである

法幣制定當時における銀塊相場は倫敦現物二九片$\frac{5}{16}$、紐育六五仙$\frac{3}{8}$で保合つてゐた。月を越えて十二月五日には香港も支那に追隨して銀本位制を停止した。倫敦市場には二千萬オンスに近い賣物が出たが、米國大藏省は何故か買向はなかつた。相場は七日の土曜には二九片$\frac{3}{16}$に傾き、九日の月曜には二八片$\frac{3}{4}$に低落し、翌十日には更に臺を破つて二七片半を唱へたが、米國政府が僅に申譯ばかりの買物を建てただけで、買控への態度を取つたために、市場は混亂し、取引は停止された。「倫敦の銀塊仲買人が、東洋からの投賣の洪水に顚倒して、銀の相場を建て得なかつたのは、一九一四年の戰爭以來初めてのことである[1]」と紐育タイムスは報じてゐる。

倫敦市場はその翌日から開かれたが、相場は下向一途を辿つて一月十七日には一九片を唱へた。これを紐育相場に換算すると四二・四三仙に當り、倫敦相場としては一九三四年五月五日以來の安値である。倫敦の銀價は米國銀買上法發布以前に復歸した。この日の紐育相場は新安値の四五仙$\frac{3}{4}$に落ちた。紐育の相場はハンディー・エンド・ハアマン商會が大藏省の意向を承けて發表する官製相場であるが、それでもこれは一九三四年七月三十日以來の新記錄であつて、銀國有の影響たる銀の騰貴を抹消してゐる。

これを一九三五年四月二十六日の最高記錄八一仙に比べると三五仙¼即ち四三・五％の開きであつた。また米國政府が國內產銀を買上ぐる公定値段七七仙五七に比べると三一仙¾即ち四一％の値鞘であつた。

その後四月に入つて、後に述ぶる如く、米支の間に銀買取に關する協商が開かれたので、銀塊相場も幾分見直すやに見えたが、一九三七年六月末に至る一年有半の經過は、大體において保合で、倫敦は二〇片に達せず、また紐育は四五仙の下にある場合が多かつた。

之を要するに、法幣制度は實施後二箇月有半にして、銀價吊上に關する限り、米國銀買上法の影響を完全に解消してしまうた。

これは米國の意外とする所であつた。しかし支那が事實上世界における唯一の銀貨國であつて、從つて最大の銀使用國である以上は、その銀本位拋棄によりて銀價の暴落を見るに至るは蓋し當然のことであらう。支那が銀と絕緣したことはアメリカにとつて意外であつた。否、全世界の齊しく意外とする所であつた。しかし茲に至つて考へると、支那が銀本位を離脫し得ざることを前提として銀政策を强行した米國は、あまりにも短淺且つ輕卒であつたかの觀がある。列國が、否、米國自身が金の騰貴によるデフレーション作用を回避するために金本位を離脫したと同樣に、銀の騰貴に惱む支那が銀本位を離脫し得ない理由はなかつたのである。

支那が新法幣を英貨ポンドに聯繫したことは米國の欲せざる所であつた。銀價の暴落は米國の好まざる所であつた。少くともシルヴァーメンの最も好まざる所であつた。而してシルヴァーメンの不興は米國政府の悩みとする所であつた。

支那もまた好んで米國の不興を買ふべき理由はなかつた。殊に銀價の下落はその最も苦痛とする所であつた。新幣制の成否はさしづめ海外において充分の爲替安定資金を求め得るか否かに繫る。リースロスの熱心なる斡旋に拘らず、英國から引出し得た資金は支那の求むる所に應じて充分ではなかつたと傳へられてゐる。さうなると、國有制を斷行して集め得た銀を賣物にして、支那が資金を求め得る所は、米國を外にしては見當らぬ。果して米支は銀價の崩落阻止を共同の目標として接近した。

一九三六年四月初旬、支那は大藏卿モルゲンソォの招請に應じて、上海商業儲蓄銀行總理陳光甫を首班とする經濟使節を米國に送つた。使節一行はワシントンに滯在すること月餘、五月五日に至つて米國財務當局との間に一の協約を締結した。協約の內容は發表されてゐないが、米支兩國における新聞紙は、(一)米國が銀買上法の運用として支那政府から銀を特別の價格で買取ること、(二)支那は米國より受くる代金を在外正貨として紐育に置き爲替安定資金に充つること、(三)米國が支那の幣制について或種の希望又は條件を提出したこと等を憶測してゐる。

米國は金に代へて銀を買取ることによりて、銀保有高を增加すると同時に金保有高を減少し、銀買上法に據る金三銀一の達成を促進し得るわけである。しかし實際においては、米國の金保有高はその後も引續き增加してゐるから、銀の增加につれて、金三銀一の目標も亦おひおひ遠ざかり行く觀があつた。米支銀協定直後における一九三六年十二月三十一日現在の米國金銀保有高は、銀を一オンスにつき一弗二九仙二九の公定貨幣價値で見積つて次のやうになつてゐた。[2)]

金　一一、二五七、五八一、五六二弗

銀　二、四五七、四一五、〇三〇弗

金銀合計に對する銀の割合　一七・九%

金に對する銀の割合　二一・八%

この銀は數量に計算して十九億七十萬オンスであるから、金保有高を据置きにして考へても、銀が買上法規定の割合に達するまでには、米國政府はなほ十億オンスに近き買付をせねばならぬ。米支銀協定によつて何時までに幾許の銀を買取ることになつてゐるのかは公表されてゐないが、一九三七年七月九日には、孔祥熙・モルゲンソオの共同聲明によつて、この協定を更に强化したことを發表してゐるし、翌一九三八年七月十四日にはモルゲンソオがこの協定を何時までも繼續し得るやうに取決めたことを發

表し、更に十二月十九日には之を無期限に延長することを宣明してゐるから、この取引はなほ繼續する餘地があるやうに思はれる。米國大藏省の發表によれば、一九三八年七月十五日までにこの協定に從つて買入れた銀は二億五千萬オンス以上に達する[3]。

この協定の成立した機會に、支那は一九三五年の新幣制に部分的改訂を加へた。卽ち財政部長孔祥熙は一九三六年五月十七日附を以て宣言書を發表し、幣制改革の補足的方策として左の三項を布告した[4]。

昨年十一月三日法幣政策を公布し、政府が積極的に施行してから、半年を經たが、爾來對外爲替相場は已に安定し、國家の經濟及び人民の生活も亦順適に臻つた。玆に過去の經驗を根據とし、竝びに內外の金融現況を審討して、金融の安全を謀り法幣の保障を增加するため、左の事項を規定し施行する。

一、政府は法幣の信用を充分に維持するため、その現金準備の部分に金銀及び外國爲替を充當し、其內銀準備の最低限度を發行總額の百分の二十五とす。

二、政府は商民の便利のため、半元及び一元の銀幣を鑄造し、硬貨の種類を完成す。

三、政府は法幣の地位を一層鞏固にするため、その現金準備として業に已に鉅額の資金を籌得し、金及び外國爲替を充分に增加したり。

上項の規定に依據し、我國の幣制は自ら獨立の地位を保持して如何なる國家の幣制變動の牽制をも受けず、法幣の地位は旣に安固に臻れるを以て、國民經濟も當に繁榮に趨くべきことを深く信ずるものである。

中華民國廿五年五月十七日　財政部長　孔　祥　熙

その翌日五月十八日、米京ワシントンにおいて、モルゲンソォは支那駐米大使施肇基と同席で新聞記者團に會見して、米支銀協定の成立を語つてゐる。この席において、施大使は前掲財政部宣言の英譯を發表してゐるが、その內容は必ずしも原文と精確に符合してゐない。憶測してこれを見れば、原文と英譯との間には、內政的工作と外交的ヂェスチュアとを加味した照準の差異が仕組まれてゐるやうにも思はれる。英譯は上海においても發表された。その要項の邦譯並びに英文は左の如し。[5]

一、政府は今後とも紙幣發行に對して充分なる準備を維持し、金・外國爲替及び銀を保有すべし、この準備の銀の部分は少くとも紙幣流通額の二割五分たるべし。
二、鑄貨制度の改革を完成する目的を以て政府は五十分及び一元の名目の銀貨を發行すべし。
三、通貨の地位を一層鞏固にする目的を以て、紙幣發行準備の內、金及び外國爲替の部分を増加するため、一定の處置を講じたり。

During the past six and a half months the Government has earnestly devoted its efforts to developing and strengthening the measures of monetary reform adopted on November 3, 1935, which have resulted in the attainment of exchange stability at a level adapted to China's economic life.

The Minister of Finance now announces that in the light of experience and of additional knowledge

of monetary conditions obtaining in China and abroad, the Chinese Government deems it desirable to make known the following measures of monetary reform in accordance with the decree of November 3, 1935:—

1.—It will continue to be the policy of the Government at all times to maintain adequate reserves against note issue consisting of gold, foreign exchange and silver, the silver portion of the reserves to have a value equivalent to at least 25 percent of the note circulation;

2.—For the purpose of completing the reform of the Chinese coinage system, the Government will issue silver coins of 50 cents and one dollar denomination;

3.—For the purpose of further strengthening the position of the Chinese currency, definite arrangements have been made to increase the gold and foreign exchange portion of the note issue reserve.

The Minister expresses the firm belief that these supplementary measures of monetary reform and the arrangements made will assure the continued maintenance of an independent currency system not linked to any foreign monetary unit and the permanent stability of the Chinese currency which will inevitably lead to greater economic improvement and prosperity of the Chinese people.

原文と英譯とを對照して最も奇異に感ずるのは末段の外國通貨との聯繫に關する一節である。

原文　不受任何國家幣制變動之牽制

英譯　not linked to any foreign monetary unit

これが飜譯であると云はれて見れば、さうかと思へぬこともないが、卒然讀過して直下に解得する意義はかなり距離のあるものである。

孔部長はこの宣言を「幣制改革の補足的方策」と輕く扱つてゐるが、必ずしもさうではない。運用の如何によりてはかなり根本的な更改となり得る素因を含んでゐる。

第一に、十一月三日の幣制緊急令においては、新法幣の價値は「外國爲替に對して現在の相場に按照して安定せしむる」ことが明示されてゐるが、この宣言はこれを覆してゐる。卽ち原文には「如何なる國家の幣制變動の牽制をも受けず」と明記し、殊に英譯においては、更に具體的に「何れの國の貨幣單位にも聯繫されざる獨立の通貨制度」を維持すると宣言してゐる。

英文の發表が誤譯でないとして推考すると、この宣言によつて法幣と英貨との聯繫は法規の上では絕ち切られたことになる。紐育タイムスは之れを評して、英國だけが壟斷しようと企てゐた對支貿易における特別の利便を、其儘米國が横取りして、鼻を明かしたのだといふてゐる。[6)]

しかし讀み返して見ると、この聲明書には法幣を米貨に聯繫するとは何處にも一言も謳うてない。支那はこの宣言を忠實に遵守しながら、今日リースロスを出し拔いたと同樣に、他日モルゲンソオを出し

抜くことができる。平明に言へば、支那の幣制はこの宣言によりて貨幣價値安定の規準を韜晦したのである。英文では「支那民衆の經濟的向上と繁榮とを必然的に誘致すべき通貨の恆久的安定」が標榜されてゐるが、これは政治的理想と見るべきことであつて、貨幣價値安定の基準としては空漠に過ぎる。新幣制は理論的にはもはや「管理外國爲替本位制」ではなくなつた。少くとも何れの國の外國爲替にも拘泥する必要がなくなつた。

第二に、銀準備の割合は最低限度二割五分と明規されてゐる。これは米國の意を迎へて銀保有高をなるべく減少せぬやうにし、從つて銀の投賣をせぬといふヂェスチュアを示したものであらう。舊來の規定殊に一九三五年十二月二十三日の發行準備管理委員會檢査規則では、現金準備は金又は外國通貨でもよいことになつてゐるから、全體として發券額の六割以下にならぬ限りは、その銀部分をいくら減少してもよいわけである。斯くして銀を賣出されては、米國としては困つたことになる。そこで米國が支那から銀を買ふ代りに、支那も少くとも發券額の二割五分だけは銀を保持して、無暗に賣り叩かぬやうにしようといふのがこの規定の主旨であらう。

この宣言で銀準備は二割五分以上と定められてゐるが、その他の現金準備に關する割合は明示されてゐない。そこで一時は政府が現金準備率を引下げようとしてゐるのではないかといふ樣な風說も行はれ

た。しかしこれは從來と變りなく、現金準備は全體を通計して六割以上でなければならぬと解するのが妥當であらう。[7)]

思ふに、法幣の價値を外貨に對して安定するためには、銀準備を積むだけでは用をなさぬ。國際間における普通の決濟要具たる金又は外國爲替を用意する必要があらう。銀は國際間においては米・絹・茶などと同じく商品であつて、第一次的の決濟要具ではない。だから銀準備を二割五分見當に定めて其餘を金と外國爲替とに讓つたのは、銀を賣つて安定資金たる外資を求むる道を開いたことを意味し、當を得た改訂だと考へられる。しかしこれは最善を遵守して、銀を減らしただけ右から左へ金又は爲替を加へられるものと假定してのことである。銀準備以外の正貨保有率がかなり自由に解釋されるものとして、最惡の場合を假定すれば、ずゐぶん危險な場合も豫想される。

第三に、この宣言によりて舊來の本位銀貨とは別に、また輔幣條例による鑄貨の外に、一元及び半元の新銀貨が發行されることになつた。支那は法幣制定の布告によつて銀本位制を拋棄したのであるから、この銀貨は勿論名目貨幣であらねばならぬ。英文による宣言の文面にも「五十分及び一元の名目の銀貨」と明示してある。一元銀貨は輔幣ではないが、法幣の一部に代つて、これと竝び行はるべき名目貨幣である。紙の代りに銀に刻印した不換券である。

新銀貨の品位量目はこの聲明書には明示してないが、名目貨幣であるから、その金屬價値は如何なる場合においても法幣としての貨幣價値を超過せぬ程度の下位にあらねばならぬ。孔祥熙は別に新聞記者に對する談話において、この銀貨の銀分は舊一元銀貨の三分の一にすると云うてゐる[8]。

この新銀貨を以てケンムラア案を採用したものと觀る說もあつた。ケンムラア案は純金六〇・一八六六センチグラムを價値の單位と定めて之れを「孫」と稱し、國內流通のためには、一孫を代表する名目貨幣として、重量二十グラム、品位一千分の八百、純銀含量十六グラムの信用硬貨 Fiduciary coin を鑄造することを提唱してゐる。法貨として金屬價値の低い信用硬貨を定めた點に於ては、この宣言はケンムラア案と似通うてゐるが、それは單に形式の類似である。ケンムラア案は金爲替本位から漸次に金本位に進むことを目標とし、法幣制度は金屬價値から離れる態勢を取つてゐるから、本位を定むる方向においては、兩者は寧ろ正反對の兩極を指すものと見るべきであらう。

そもそもこの新銀貨は何の爲に制定されたのであらうか。支那の立場から見ると、せつかく法幣で幣制を統一しつつある際に新銀貨を流通さすことは、徒らに市場の惑亂を招くだけで、何等の利便もないことである。思ふにこれは米支銀協定に對する答禮として支那がアメリカに贈つた好意のゼェスチュアと見るべきではあるまいか。されば谷春帆[9]の如き消息通は、聲明書發表の直後において「新銀貨の數量

は制限して紙幣發行準備だけに使へばよい。これを市場に流通さす必要はない。既に市場に流通さすことを約束してあるのなら、さうしてその時期が限定されてゐないのなら、せいぜい實施を延期するがよい。銀貨を流通さすことは無用の贅澤である」と輕く片附けてゐる。事實において、今日に至るまで、新銀幣は市場に流通してゐない。この協定から二年を過ぎた一九三八年五月に至つて、米國サンフランシスコの造幣廠において、支那のために、一元銀貨三十四萬五千三十二個・半元銀貨三百二十四萬個を鑄造したと米國側で發表したが、支那では何の音沙汰もなかつた[10]。さながら忘れられたる如くである。これも支那にはありがちのことと見るべきであらう。

以上を綜觀するに、一九三六年五月十七日の孔祥煕聲明は、これを新幣制の部分的改定と見るならば、貨幣價値安定の基準を韜晦した點において、支那の幣制を一層自由な規格の寛疏なものにしたと云はねばならぬ。それだけに法幣の價値は政情や戰爭によりて左右される危險が加はつた。米支銀協定により て安定資金を米國に求むる道を開いたことは、當面の措置としては、慥に成功であつた。しかし米國がその銀政策を轉向し、または金三銀一の比率を達成して、銀を買取らなくなつた曉を想像すると、心細いことでもあつた。

補　註

(1) New York Times, December 11, 1935.

(2) Handy & Harman, 21st Annual Review of the Silver Market, 1936, pp. 16, 26.—See also, H. M. Bratter, Will the American Treasury Continue to Buy Foreign Silver. (Finance & Commerce, April 7, 1937.)

(3) Dickson H. Leavens, Silver Money, Cowles Commission for Research in Economics Monograph No. 4, 1939, p. 331.

(4) 發行準備管理委員會編印　新貨幣政策章則彙編　二一頁以下

(5) New York Times, May 19, 1936.—Finance & Commerce, Shanghai, May 20, 1936, p. 562

(6) New York Times, loc. cit:—"It was thought at one time to be the desire and purpose of the British Government to hook the yuan to the pound sterling, a move that would have given the British a distinct trade advantage. The American move may have circumvented this plan and transferred such advantage as existed in the situation to the United States"

(7) 疑つて考へると、政府は、この宣言によつて、政府銀行の發券に關する限り、現金準備六割・保證準備四割といふ從來の規定を骨拔きにしてしまう底意があつたのではないかとさへ思はれる。この宣言が發表された當時の奇怪なる出來事を想ひ合すと、一層この感を深くする。この宣言が發表されたのは日附の翌日卽ち五月十八日であるが、當時第一項の全文は次のやうに作られてゐた。

政府爲充分維持法幣信用起見其現金準備最低限度應佔發行總額百分之二十五

これを邦譯すると「政府は法幣の信用を充分に維持するため、その現金準備の最低限度を發行總額の百分の二十五とす」と

いふ意味になつて、現金準備は突然六割から二割五分に引下げられたかの觀を呈した。茲に於て、社會聳觀のもと議論嘩然、ただに法幣の信用を動搖するのみならず、公債の下落をさへ誘發する氣配を呈した。翌十九日に至り、財政部は當初の發表に十六字の脱落があつたことを言明し、且つその原因は中央通訊社記者が宣言を繕寫したときの疎忽遺漏によるものとして責任を負はしめ、次の如く宣言を更正して發表した。括孤內は問題の脱落十六字である。

政府爲充分維持法幣信用起見其現金準備〔部份仍以金銀及外匯充之內白銀準備〕最低限度應佔發行總額百分之二十五

馬寅初は「何遺漏後之文字猶能連續成義如是其巧耶」と揶揄してゐる。（馬寅初「中國之新金融政策」三六〇頁）

法令が、殊にその發券準備の割合に關する重要なる部分が、脱字誤謬のまま發表されて物議を釀すが如きは、支那以外の國では珍しいことであらう。さらにそれを脱字であつたと解疎して洒然たる政府は世界に類例が乏しい。しかしここではそれを問題にする必要はない。ただ果して之れが善意且つ偶然の疎忽遺漏による誤謬であつたらうか、或は財政部が初から現金準備の割合などに拘泥してゐなかつた馬脚を露はしたのではなからうか、――これは問題にもなり、また疑惑ものこる。

十六字を挿入して更正された宣言について見るも、銀以外の現金準備卽ち金及び外國爲替の割合は文面の上では確定してゐない。しかし、前段に詳説したる如く、各種銀行の發券準備は現金準備六割保證準備四割といふ規定になつてゐる。ゆゑに宣言第一項も是等の規定を前提として、銀二割五分以上の外に、金及び外國爲替を併せて、現金準備總額において六割以上を要求するものと解するのが妥當のやうに思はれる。一九三五年十二月公布の發行準備管理委員會檢查規則にも之を明規してある。

(8) The China Quarterly, Vol. 1, No. 4, Summer, 1936, p. 137.

(9) Koh Tsung-fei, The New Silver Coinage and the Silver Reserves. (Finance and Commerce, Shanghai, May

27. 1936.)

(10) Dickson H. Leavens, Op. cit., p. 320.

第七章　國民政府の戰時通貨政策

第一節　國內金融の統制

昭和十二年七月七日の蘆溝橋事件を契機として支那事變は北支に勃發した。八月九日の大山大尉事件によつて戰火は中支にも燃え移つた。事態の收拾し難きを見るや、國民政府の公債は俄然として崩落の氣配を呈した。金融は逼迫した。資金は海外に遁逃の途を求めて、外國爲替相場は近物と先物との間に常ならぬ開きを示すに至つた。蔣政權の國民政府は時を移さず金融・通貨・爲替の上に戰時に備ふる對策を講じた。左にその基本的なる措置を說明する。

第一　法幣膨脹の抑壓

八月十三日、日支兩軍は上海において遂に砲火を交へた。この日午前十時、國民政府財政部は、金融の動亂に備ふるために、取り敢へず全國の銀行に二日間の臨時休業を命じた。三日目の十五日は日曜日

であつたから、休業は三日に亙つた。この日曜日に政府は「非常時期安定金融辦法」なるものを公布して、休日明けの十六日から第一次のモラトリアムを實施した。この辦法は預金の引出を制限するモラトリアムであつて、その要領は左の通りである。

一、當座預金の拂戻は、各預金者につき、毎週預金殘額の百分の五以内とし、百五十元を超ゆることを得ず。

二、今後新規に法幣を拂込みて預金をなしたる者は、その金額に照し、隨時無制限に拂戻を受くることを得。

三、定期預金は期限前に引出すことを許さず。期限に至つて引續き定期預金となすことを欲せざる場合には、其儘もとの銀行又は錢莊に當座預金とし、第一條規定の取扱を受く。

四、定期預金を擔保とする貸付は預金者一人につき一千元を限度とし、且つその預金の半額を超ゆることを得ず。

五、俸給・賃金または軍事に關する支拂に必要なる資金の引出については別に協定することを得。

六、送金爲替は一律に法幣を以て授受す。

七、本辦法は軍事終結の時に停止す。

この規定の最も重要なる目的は、預金を封鎖し、資金の供給を抑へて、その國外遁逃を制するにあつた。兼ねてインフレーションによる物價騰貴を抑へるにあつた。同時に銀行に對する取付を防ぐ方途でもあつたことは言ふまでもない。

日支關係の緊迫を告ぐるや、外貨の思惑買による資金逃避が顯著になり、政府系銀行は法幣の價値を維持するために、放膽に賣向うたので、事變の發端から上海開戰の直前八月十二日に至る二週間に、およそ七百五十萬磅即ち一億三千萬元の資金流出を見たと云はれてゐる。茲に於て、政府は法幣預金にモラトリアムを施行し、法幣の供給を制限して外貨を買ふ途を塞がうとしたのである。たまたま支那人の中には法幣を退藏する者もあつたので、その相場は案外に强く、開戰後と雖も尙ほ久しく平常の水準を保つことを得た。

しかし預金を膠着せしめた結果として、市面の梗塞を見るに至り、延いて貸付の凍結を招く恐れがあつたので、政府は各方面の陳情に聽き、八月三十一日に至り補充安定金融辦法を公布して、幾分かモラトリアムを緩和した。卽ち三百元以下の預金は百分の五の制限なく之を引出し得ることとし、また期限到來せる定期預金の利息支拂についても每週百五十元を限度として之を引出し得る規定を設けた。しかしこれは單に氣休めに過ぎなかつた。上海市場は依然として法幣のデフレーションによる梗塞を感じた。

このデフレーションによつて法幣の價値を維持することが卽ち國民政府の狙ふ所であつた。

預金の引出を制限すると同時に、政府は上海在銀の殆ど全部を香港に移した。また多額の法幣を香港及び杭州・漢口・西安・等の奥地に輸送した。これは戰禍を避くるの用意に出たことであるが、同時に上海市場における法幣の供給を緊縮してその價値を維持する措置でもあつた。この外に、一般市場における外國爲替の購入が困難なために、紙幣輸送の形式による資本逃避も行はれた。また風雲の穩ならざるを聞くと共に、いち夙く紙幣を携行して難を香港に避けた資産家も少くなかつた。その結果はいづれも浮動資金を吸收して上海における金融の逼迫を加重した。

越えて一九三八年三月二十六日、政府は九龍・厦門・溫州・等の海關に命じて、私人による上海及び香港への法幣輸送を制限せしめた。これまた法幣を外貨に乘り換へて資本の遁逃を企つる途を絕たんとしたものである。規定の要項は凡そ左の如し。

一、法幣の輸送は數量・用途及び仕向地を報告して許可を受くべし。

二、五百元以上の法幣を携帶して上海又は香港に行かんとする旅客は、前項に準じて護照を受くべし。

三、上海又は香港向けの飛行機・汽船・汽車及び旅客に對しては、海關に於て出發前に嚴重なる檢査を行ふ。

紙幣の輸送・持出に關する制限は其後も重ねて擴充强化された。郵便局の送金爲替にも制限を定めた。

また一九三八年十月三十一日には財政部より「攜運鈔票限制辨法」なるものが公布せられて、紙幣を輸送する場合並びに旅客が之を携行する場合に就いて、內國紙幣と外國紙幣とに亙り、仕向地を別ちて、詳細なる一般的制限規定が設けられた(1)。

預金の引出や紙幣の輸送を取締つても、政府が法幣を濫發しては何の役にも立たない。國民政府は之についても初のうちは相當に嚴重な抑制を加へて來たやうである。財政部の發表數字によりて、一九三八年六月二十六日における法幣發行高を事變直前一九三七年六月末の發行高と對比すれば左の如し(2)。

	一九三八年六月	一九三七年六月
中央銀行	四八九、六六七千元	三七五、八四〇千元
中國銀行	六五三、二五二	五〇九、八六三
交通銀行	三二一、八五九	三一三、五四八
中國農民銀行	二六二、二二〇	二〇七、九五一
合計	一、七二六、九九八	一、四〇七、二〇二

これによると、交戰一年間における法幣增發高は三億二千萬元で、膨脹率は二割三分に過ぎない。この發券額の內には銀と引換に發行された法幣も多分にあるから、通貨全體の上から云ふと、インフレーションといふほどではない。こんな發表數字は信ずるに足らぬと云うてしまへばそれまでであるが、現

地における流通狀態の實際に徵しても、この頃までは、法幣の發行にかなり節制が保たれてゐたやうに思はれる。奥地においては多少の增發が行はれても、上海においては嚴にこれを引緊める政策を採つてゐた。

その後久しく法幣の發行高は發表されなかつたが、重慶政府は一九三九年七月二十八日に至り、交戰二年後六月末の數字として左の如く發表した[3]。

中央銀行	一、〇四八、八八三、一四五元
中國銀行	七〇三、五七〇、七四〇
交通銀行	五四八、四五六、〇七〇
中國農民銀行	三三六、〇一九、三四五
合計	二、六二六、九二九、三〇〇

これによると、法幣膨脹高は戰前に比して十二億元を超え、過去一年間に約九億元すなはち五割に餘る膨脹率を示してゐる。假にこの數字を其儘に信じても、濫發の勢が漸く阻止し難きに至つたことを示してゐる。開戰後一年までの現金準備額は常に法定率の六割以上に表示されてゐたが、二年後には

金・銀及び外國爲替	一、一五六、〇八八、九七四・三三
政府の發行又は保證にかかる公債又は手形	一、四七〇、八四〇、三二五・六七

合　計	二、六二六、九二九、三〇〇・〇〇
發行高に對する現金準備の割合	四四％

となつてゐる。これは勿論假作の數字であらう。善意に解しても、現金を法幣の時價によりて極めて高く評價した數字であらう。いづれにしても、現金の增加は信じ難いが、如何に粉飾しても現金準備が法定率を離れねばならぬやうになつた所に、破綻の輕微ならざることを暴露してゐる。發券高についても、この頃になると、支那金融業者の間に於てさへ、五十億元と見積る說なども行はれて、抑壓の遂に容易ならざるを語つてゐる[4]。重慶政府が俄に二十六億といふ數字を發表したのは、この不安に對する氣休めと見るべきであらう。現金準備のことは暫く措いて、發券高だけについて見ると、粉飾はあるにしても、これが全く空疎な數字といふほどでもなく、此頃までは、なほ抑壓の努力が續けられてゐたことを語るものと思はれる。それにも拘らず、法幣膨脹の傾向は遂に阻止すべからざる態勢を示した。

茲に到るまでに、國民政府は法幣對外價値擁護に有ゆる手段を講じ、一九三九年三月に設定された英支合作の匯兌平衡基金の如きも、一時は有力なる支柱を供したのであるが、大勢は遂に如何ともすべからず、六月中旬からは、汕頭の喪失を契機として、法幣相場は俄然として新なる崩落傾向に轉じた。汕頭は當時支那のために殘された最も有力なる貿易據點であつたから、その陷落が經濟上に及ぼす影響も

決して少くはなかつたが、それよりも多數の華僑を輩出せるこの港市の喪失が、海外華僑に與へた心理的衝撃は看過し難きものがあつた。茲に於て、財政部は更に上海における法幣緊縮の强化を策し、六月二十一日附を以て銀錢兩同業公會に對して、次の如く第二次のモラトリアムを電命した。

最近競うて外國爲替を購入し、資金の逃避を企圖する者多きにより、亟かに之を防止し、金融を安定せしむるため、六月二十二日より、上海銀錢業の預金引出は、賃金給料の支拂を除き、毎週五百元以内は法幣を以て支拂ひ、五百元を超過するものは匯劃を以て支拂ひ、専ら同業間の振替の用に供せしむ。上海以外の各埠は仍ほ舊に照らして辨理し、その預金を内地に移さんとする者はこの制限を受けず。

銀錢兩同業公會はこの電命に接して、二十二日午前二時、緊急會議を開催して先づ之を遵奉すべきことを決議した。この命令に基いて定められたモラトリアムの大綱は次の如し。

一、一九三七年八月十六日以降の法幣預金と雖も、今後は一週五百元を超えて引出すことを得ず。
二、賃銀給料を支拂ふための預金引出は前項の制限を受けない。
三、この制限は上海における預金引出に限局せられ、上海より内地へ預金を移す場合はこの制限を受けず。
四、六月二十二日以後に預入れた法幣預金に就ては、この制限を適用せず。

この第二次モラトリアムと共に、一九三七年八月の非常時期安定金融辦法による第一次モラトリアムも效力を存續してゐる。故に八月十六日以後の法幣預金に對しては引出を制限しないといふ第一次モラトリアムの約束に反して、五百元以上の引出を制限したことが、新しき制限の眼目である。[5)] 蓋し第一次モラトリアムによりて封鎖された預金の大部分は、辦法規定の分割拂戾によりて、此頃までに解放されてゐたのであるから、第二次モラトリアムは市場にとつて容易ならぬ衝擊であつたに違ゐない。

第二　同業匯劃の運用

如上の政策は法幣の膨脹を制壓して資金の逃避を防ぐ上には少からぬ效果があつた。しかし預金の封鎖とともに金融を梗塞して商工業を凍結せしむる危險が迫つた。茲に於て上海の銀行錢莊業者は左の如き補充辦法四箇條を擬訂し、之を財政部に呈出して、匯劃と稱する一種の振替決濟證券を通用せしむることを請願した。

一、銀錢同業が振出す本票〔約束手形〕には一律に「同業匯劃」なる印を押捺す。この手形は上海同業者間に匯劃することを得るも、法幣を引出し又は外國貨幣を轉購することを得ず。

二、銀錢同業が八月十二日以前に振出したる本票及び支票〔預金小切手〕はいづれも同業匯劃票據と

見做す。

三、銀行・錢莊の各種當座預金に對しては財政部の定めたる安定金融辦法に遵照して法幣を支拂ふも、商業部の口座に於ては、商業上の需要によりて辦法の制限以上に請求ある場合には、同業匯劃を以て總ての殘高を支拂ふことを得。

四、新規の預金は、既設の預金口座に受入るる場合たると、新に口座を開く場合たるとを問はず、銀行・錢莊に於て、その法幣によるか匯劃によるかを註明し、拂戾の際にも之を區別して取扱ふべし。

この辦法は財政部の允許を得て、一九三七年八月二十日から實施された。是れ即ち同業匯劃制度である。そもそも匯劃制度なるものは此度の事變によつて初めて行はれたものではない。上海金融市場において、錢莊が久しき以前から慣行して來たところである。ただ事變によつて、この制度に特殊の運用が賦與せられたのである。一九三二年の第一次上海事變の際にも、市場の危急に應じて此度と類似の運用が行はれた[6)]。一九三一年以來ドイツに於て行はれてゐる封鎖マルク Sperrmark の制度に似たものではあるが、之れを摸倣したものかどうかは不明である。急場の必要に促されて起つた制度であるから、恐らくは之とは別箇の著想であらう。

「匯劃」は上海音に從つて Wei-Wah と呼び、錢業における「匯總劃帳」の意を包含し、銀行業におけ

る手形交換または交換決濟に當る。[7] 相殺といふに近い。手形に匯劃の二字が記入されてある場合には、期日に至つて手形交換所――卽ち匯劃總會または票據交換所――に送られて、交換によりて清算されることを表す。是れ卽ち 'Transfer dollars と稱せらるる所以である。この種の手形は平素から上海では普通のことであつて、錢莊の振出す莊票及び華商銀行の振出す本票の少からざる部分はこの匯劃票據に屬した。匯劃票據を銀行又は錢莊に齎して現金に引換へんとする場合には、交換所に廻されるまで一日待たねばならなかつた。之に對して期日に銀行から現金を受取ることができる手形ならば「劃頭」の二字が記入してある。此度の事變に用ひられた同業匯劃は、この匯劃票據に更に一層流通條件を强化したもので、如何なる場合に於ても、直接に法幣又は外貨と引換ふることを禁止したものである。銀錢業者同業相互の間においてのみ決濟される for interbank settlement only の證券である。

前掲の規定によりて匯劃が市場に發行さるる場合は、(一)銀行・錢莊の當座預金が、商業上の需要によりて、安定金融辨法の制限以上に匯劃を以て拂戾さるる場合と、(二)銀行・錢莊が匯劃による新規の貸出をなす場合とがある。また匯劃が市場から引上げられる場合は、(一)匯劃預金として銀行に受入れられる場合と、(二)銀行の貸出が匯劃によりて返濟される場合とがある。如何なる場合に於ても現金に引換ふることを許されない流通手段であるから、市場に轉輾流通してゐる間は、その授受せらるる範圍

において、通貨たる機能を果たし得るが、封鎖されたる通貨であつて、無條件には貨幣と見るべきものではない。また銀行及び錢莊の同業公會の申合せによりて發行されてゐるもので、政府の關する所ではない。政府はただ之を認容してゐるだけである。法貨でないから强制通用力もない。從つて法幣と匯劃との間に値開きを生じても異むに足らぬ。實際においては、法幣に對して常に若干の割引を以て流通してゐる。その步合は普通五厘から七分の間を上下してゐる。斯くの如きは折角統一した支那の幣制を紊る所以であるから、匯劃の發行は嚴重に取締らねばならぬといふ議論もあつたが、法幣が缺乏して取引に難澁してゐる際であるから、事實において匯劃の利用は廣き範圍に及んだ。

之を要するに、非常時期安定金融辨法が一銀行又は一錢莊毎に預金を封鎖せんとしたのに對して、この匯劃辨法は封鎖範圍を擴大して、支那銀行錢莊を一團とする綜合封鎖預金を想定し、この封鎖圈內に於ける預金の振替移動を認めたものである。さうしてこの圈內における振替の手段として用ひらるる證券が卽ち同業匯劃である。[8)]

越えて交戰後二年の一九三九年六月に至り、第二次モラトリアムの發令によりて、再び預金の封鎖が行はれ、市場の窮迫に當面したので、匯劃制度も之に對處して新規の運用を見るに至つた。上海の銀行竝びに錢莊は、連日協議の結果、同業資金を調整し商工業を補助するために、第一次上海事變の際から

結成されてゐた銀行業同業公會聯合準備委員會及び錢業聯合準備庫を動員して、左の二項の匡救策を實施することを決議した。

一、銀行及び錢莊が、それぞれ銀行業同業公會聯合準備委員會及び錢業聯合準備庫に對し、勘定尻として預入れてゐる匯劃勘定は約二千二百萬元になつてゐるが、これを七月四日より九月十九日に至る十二週間に均分して、百元に對する九十五元の割合を以て法幣と引換ふること。

二、銀行及び錢莊より聯合準備委員會へ準備財產を提供せしめ、その七掛までの同業匯劃を領用せしめる。この新匯劃に對しては匯劃證を發行することができる。その總額を五千萬元と暫定する。

この匡救策の第一段は、銀行及び錢莊が、聯合準備委員會及び聯合準備庫に、手形交換尻又は收支尻決濟のために預入れてゐる匯劃預金約二千二百萬元を解放して、十二週間に法幣を拂出し、市場の現金不足を緩和するのである。聯合準備委員會は中央・中國・交通及び中國農民の四行と交涉し、半期決算休暇開市後の十二週に分期して、この金額を五分の割引で法幣に解除することを立案し、政府の認可を得たのである。

匡救策の第二段は、上海銀行業同業公會聯合準備委員會同業匯劃領用辨法に據る新同業匯劃の運用である。一九三七年八月の匯劃は事變前における銀行・錢莊の信用を背景としたもの又は預金の變形した

ものであるが、この新匯劃は商品・有價證券・不動產・等の物的擔保を基礎として發行せられた證票である。この同業匯劃準備の檢査事務を掌理するために、上海市銀錢業同業匯劃檢查委員會が設けられた。委員會は政府系竝びに民間の銀行及び錢莊を代表する五名の委員によりて組織されてゐる。現狀に徵するに、準備の大半は不動產である。故に新匯劃は固定財產を流通化して通貨の用に供したものと云ふことができる。また民間金融業者が組織する委員會が市場の必要に應じて造出する通貨であるから、法幣に對しては一種の民幣とも見らるべきものであらう。舊匯劃は法幣の流通量を制約する目的を以て政府が認容したものであるが、新匯劃は法幣に對する不安と不信とに促迫されて民間に發生したものを政府が看過した形である。舊匯劃は預金勘定を本體とする小切手の主旨に據るものであるから、金額も一定しないが、新匯劃にありては、聯合準備委員會の制定した聯合準備委員會發行匯劃證箇則といふ規則に據つて、票面金額が五百元・千元・五千元及び一萬元の四種に限られてゐる。舊匯劃は預金を通じて法幣と結ばれてゐるが、新匯劃は準備委員會を通じて供託財產と結ばれてゐる。法幣とは隔離して思惟することのできる存在である。政府の中央銀行が機能を失はんとしてゐるので、民間の金融機關が取つて代つた形である。玆にも法幣崩壞の場合における支那通貨の運命に對する一つの示唆が潜在するやうに思はれる。

聯合準備委員會は一九三九年十二月末における新匯劃發行狀況を次の如く發表してゐる。規定によれば、寄託財產評價額の七割まで新匯劃を發行し得ることになつてゐる。[9]

寄託擔保財產

(一) 商品	二、一七九、一五八・〇〇元
(二) 有價證券	一〇、七九四、三六六・九三
(三) 不動產	四四、一三五、六〇七・四六
合計	五七、一〇九、一三二・三九

匯劃發行力

(一) 發行高	二〇、一六〇、〇〇〇・〇〇
(二) 發行餘力	一五、七七五、〇〇〇・〇〇
合計	三五、九三五、〇〇〇・〇〇

第三　地方金融の疏通

上海における法幣のデフレーションは匯劃の運用によりて緩和することを得たが、これだけでは地方資金の梗塞を救濟する途がなかつた。茲に於て國民政府は貼放委員會〔貸付委員會〕なるものを組織し、改善地方金融機構辨法を制定し、農村放款辨法を公布し、中央・中國・交通・農民の政府系四銀行を動

員して、地方金融の疏通に努めた。

一九三七年八月二十八日、財政部は「中央・中國・交通・農民四行內地聯合貼放委員會貼放辨法」を公布し、地方の農工鑛業を助成するために、四行に要請して、全國十二の重要都市に貼放委員會を組織せしめ、割引貸付の運營に當らしめた。委員會の設けられた都市は、漢口・重慶・南京・南昌・廣州・濟南・鄭州・長沙・杭州・寗波・無錫及び蕪湖であつたが、後に鎭江・蚌埠及び福州が加はつて十五箇所になつた。

貼放委員會の貸付割引の範圍は辨法第三條によつて次の四種に定められてゐる。

一、各種商業機關が請求する貸付にして、辨法第四條に揭ぐる農產品・工產品・鑛產品又は中央政府發行の債券を擔保とするもの。

二、各種金融機關が請求する再貸付にして、その原有の貸付が前項の物件を擔保とするもの。

三、辨法第四條所定の農・工・鑛產品を擔保とする農工商業手形又は中央政府發行の債券にして期限の到來せるもの及びその利札の割引。

四、特に財政部の命令する鐵道・交通・農業・工業・等に對する貸付。

辨法第四條により擔保適格品と認められたものは左の四種である。

一、農產品　米・麥・雜糧・麥粉・棉花・植物油・落花生油・麻・大豆・生絲・繭・茶・鹽・砂糖・葉煙草・等。
二、工產品　金屬類・綿絲類・顏料・セメント・綢緞・化學原料・等。
三、鑛產品　石油・ガソリン・重油・タングステン・マンガン・アンチモニイ・鐵砂・銅・錢・錫・等。
四、中央政府發行の債券。

是等の品目を見ると、この金融が軍需品及び糧食の確保を圖ると共に輸出產業の生產擴充を目的とし、兼ねて公債の消化に着眼してゐることがわかる。

貼放委員會による割引貸付は法幣によりて行はれる。故に上海においては法幣の膨脹が制壓されてゐるが、奥地においては緩和されてゐる。從つて地方の紙幣を上海へ持出すことを嚴重に取締る必要が起つて來る。これに關する規定については前段に述べた。

一九三八年四月二十九日、財政部は、戰時に適應して內地金融を調整し、農・工・鑛・林・漁・各業の生產擴充を計るために「改善地方金融機構辨法」なるものを公布した。これは各種の地方金融機關をして、地方產業に對する貸付を促進せしむるために、中央・中國・交通・農民四行から一元券及び輔幣券を領用することを進許したものである。領用額は各金融機關について財政部が核定する。領用券に對しては全額準備を置く。準備の內容は、辨法には十種に別ちて列記してあるが、これを左の三類に大別

することが出來る。

一、法幣　これは少くとも領用發行高の二割を要する。

二、中央政府發行の公債及び中央政府の核准を經て發行した地方公債　これは領用發行高の三割を超えてはならない。

三、農・工・鑛・林・漁產品、動產・不動產及び有價證券・等。

領用額のうち六割を一元券とし四割を輔幣券とする定めである。期限は二年となつてゐるが、滿期に當つて一年間の延長を認める。

この年八月、經濟部も農村放款辨法なるものを公布し、一元券及び輔幣券の領用による貸付の範圍を擴張し、合作社・農民組織・等を動員して之が促進を計つた。

之を要するに、改善地方金融機構辨法も農村放款辨法も貼放委員會の推進に應じて地方の諸機關を活動せしむるために設けられた補助的法規と見るべきものであらう。

この外に、差し詰め資金の逼迫を救ふために、一九三五年の幣制改革によつて引上げてあつた古紙幣を取出して流布したとも傳へられてゐる。また中國農民銀行をして新版の五角補助紙幣を發行せしめてゐる。なほ革命當時北伐の軍に用ひた蔣介石の軍票を今次の事變に持出して、通用さしてゐるとも云はれる。

れてゐる。[10] しかし是等は主として地方におけることであつて、上海では目に立つほどの金額には上つてゐない。

補註

(1) 宮下忠雄　支那の貨幣金融　現代支那講座第三講二四九頁以下

(2) Finance and Commerce, Shanghai, August 17, 1938, p. 124.

(3) North China Daily News, July 30, 1939.

(4) Finance and Commerce, July 26, 1939, p. 76.

(5) 十龜盛次　支那の匯劃制度　經濟論叢　第四十九卷第五號（昭和十四年十一月）四五頁以下

North China Daily News, June 23, 1939.

Finance and Commerce, Shanghai, June 28, 1939. The Recent Currency Crisis in its Relation to Wei Wah.

(6) 宮下忠雄　支那貨幣制度論　四五七頁以下參照

第一次上海事變の勃發したのは一九三二年一月二十六日であるが、この日から上海金融市場は停業狀態に入つた。二月四日に至つて、上海銀行業同業公會及び上海錢業同業公會の共同決議によりて、左の維持辨法が實施された。

一、復業以後は、凡そ我が同業の振出すところの長・短期本票には、一律に「此票只准同業匯劃」なる字樣を捺印す。

二、支票もまた前項の本票に從つて辨理す。

三、若し各往來の送り來れる票據にして、交通阻礙の處に在りて、取立不可能の時には、一律に原振出行に返戻す。

斯くして現金兌換を停止し、現金の支拂を節約した。ただ今度の同業匯劃では外貨の轉購をも封じてゐるが、前回の制度は現金節約だけを目標としてゐる。この點に根本的なる差異がある。

(7) 楊蔭溥　中國金融研究　一九二頁

(8) 入江傳　匯劃に就いて　一橋論叢　第二卷第二號（昭和十三年八月）

(9) Finance and Commerce, January 31, 1940, p. 95.

(10) 山鹿義教　支那の軍票　財政　第四卷第二號（昭和十四年二月）

第二節　外國爲替の統制

前節に説明した法幣膨脹抑壓策は、資本遁逃防止策であり、物價騰貴防止策であると共に、また間接には爲替相場維持策でもあつた。しかしこれだけでは爲替の動搖を沈靜するに十分ではなかつた。

事變の上海に波及するや、支那銀行は八月十三、十四兩日に亙つて休業し、十五日の日曜日を過ぎて十六日から開業してゐる。外國銀行はこの兩日は店を開いてゐたが爲替取引は殆ど行はれなかつた。十六日からは外國銀行も休業した。爲替市場は痙攣狀態にあつた。二十一日に至つて政府と外籍銀行との間に次の如き了解が成立した。

一、政府銀行は對英一志二片1/4賣、一志二片1/2買、對米はこれを基準として英米クロス・レートによ

りて算定したる相場を以て爲替の賣買を行ふ。

二、賣買ともに近物に限り、先物への乘換を認めず。

三、外國銀行と支那銀行との決濟は法幣による。

爲替相場は市況によりて近物と先物との開きが增減するものである。特に通貨の前途が不安なる場合には、先物が軟化するを常とする。この協定は相場を近物に限つて、この動搖を防がうとしたのである。この協定は、非常時期安定金融辨法の運用による法幣資金の枯渴と相俟つて、爲替相場維持の上に少からぬ效果を呈した。十月に入つて、政府銀行は爲替市場の金融梗塞を緩和するために第二項を改訂し、條件を定めて先物への乘換を許す途を開いた。

經濟都市上海が攻略され、首都南京が陷落したに拘らず、法幣の對外價値はかなり安定してゐた。國民政府は、事變の當初においては、上海市場における法幣の供給を制限するだけで、爲替の賣買に就ては、少くとも表面的には、目に立つほどの拘束を加へなかつた。然るに、一九三八年三月北支に中國聯合準備銀行が創立せられた頃から、法幣爲替は俄然暴落して一志の關門を衝いた。茲に於て政府は遂に法幣の對外價値維持のために、或は爲替管理の形において、或は貿易統制の形において、各般の方策を實施するの止むなきに至つた。しかし支那の如き行政機構の不備なる上に警察制度の不良なる國におい

て、是等の方策を行うて實績を擧ぐることは、決して容易ではない。その上に治外法權を有する外人竝びに租界がある。商港竝びに重要都市は次から次へと皇軍の占據に歸する。是等の地域に對しては全く策を施す術がない。以下敍述する所の諸政策が、ややもすれば徒勞に歸したことも、寔に是非なき次第であつた。

第一　輸入爲替の割當

北支臨時政府の下に中國聯合準備銀行が開設せらるるや、その新に發行する國幣に換へて法幣を收集し、これを上海に移送して爲替兌換を迫り、法幣を賣崩して外貨を獲得するの策に出づるであらうとの風評が行はれ、法幣の相場は急激なる崩落氣配を示した。國民政府は之に對處する防戰策に口實を假りて、實は資本遁逃を封ずるために、外國爲替の統制賣を開始した。卽ち三月十二日附を以て「中央銀行辨理外匯請核辨法」及び「購買外匯請核規則」を公布し、十四日より之を實施した。是等の規定による爲替統制の要綱は左の如し。

一、外國爲替の賣出は中央銀行に集中し、その本店をして政府所在地たる漢口に於て辨理せしめる。但し便宜により香港に通訊處を設けて之を取次がしめる。

二、華商銀行及び外籍銀行は、得意先より輸入爲替の買付申込を受けたるときは、先づその需要が正當なる取引に基くものなりや否やを吟味し、これと自行において買取りたる輸出爲替並びに外貨對內送金との差額を算出し、これを外貨需要額として中央銀行に申請書を提出する。

三、中央銀行はこの申請書を審査して、每週一回金曜日に各申請銀行に對する外貨割當額を決定する。

四、割當られたる外貨は一志二片1/4の公定相場を以て賣出す。

四月十二日からは、主として外國銀行の要請によりて、上海にも通訊處が設けられた。

この方法によりて中央銀行が賣出したる外貨爲替は英貨に計算して次の如き金額になつてゐる。[1]（單位一千磅）

	申込額	割當額
第一週（三月十七日締切）	一、二〇〇（？）	四五〇
第二週（三月二十四日締切）	一、一九四	四五〇
第三週（三月三十一日締切）	一、五四四	四二八
第四週（四月七日締切）	一、四〇〇	四二〇

第三週までは公表數字である。第四週は一般に傳へられてゐる推定數字である。

國民政府側の發表によると、一週四十萬磅見當の爲替割當は前月までの平均賣出額に據つたもので、

特に制限を加へた金額ではないさうである。果して然りとすれば、申込額がその二倍乃至三倍に達したのは、北支の情勢を反映したものと見られぬこともない。また國民政府が統制賣を始めたことによつて、反つて思惑買を刺戟し、資金逃避を煽動したとも解釋できる。中央銀行はこの割當額を一志二片1/4の公定相場で賣出してゐる。然るに市中の取引は一時は十片半まで崩落し、概ね一志臺であつたから、割當を受けた銀行は之を市場に轉賣して、少からぬ利益を得ることになつた。從つて中央銀行に對する申込額は正常取引の必要以上に增加し、市場の混亂を助長した嫌がある。

第五週に入り、四月十四日からは、申込額に當る法幣額を供託せしむることとした。割當額も三百五十萬磅見當に落ちたと傳へられてゐる。爲替投機を目論む者又は資本逋逃を企つる者が、實需以上の金額を申請し、或は申請を多數の銀行に重複して、すこしでも外貨を餘計に獲ようとする手を抑へる策を講じたのである。割當申請の手續竝びに條件に關しては、その後も度度煩瑣な規定が設けられて、統制強化の步を進めた[2]。割當額の正確な數字は發表されてゐないから、推定に過ぎないが、半歲後の十月頃には、申込額に對して百分の一にも上らぬやうになり、あるかなきかの姿になつたと傳へられてゐる。殊に日本系銀行に對する割當率は最初から甚だ少く、英國系銀行などに較べて、極めて不利な扱ひをうけた。

しかし之は中央銀行が公定相場を以て賣出す爲替割當についていふことである。市場における實際の取引はこれ以下の相場で自由に行はれた。市中相場は一九三八年三月において最低一志まで崩落したが、其後統制賣によりて北支筋の攻擊買を封じ得る見込が立つたと見えて、相場は次第に囘復して、四月には最高一志一片¼に達した。それが皇軍の戰果擴大につれて更に落勢に轉じ、六月頃には八片臺まで崩落したが、爾來約一年間、翌一九三九年六月滙豐銀行が突如として外貨賣出を停止するに至るまで、この相場を支へて安定を保つた。支那人はこの市中相場を暗盤と呼んでゐるが、これは決して法規違反の暗相場ではない。滙豐銀行が公然と賣出してゐる相場である。換言すれば國民政府の中央銀行が一志二片¼の公定相場を標榜し、英國系の滙豐銀行が八片の實際相場を維持する形になつてゐた。さうして公定相場による割當賣出は有名無實の少額になつたのであるから、法幣の價値は事實において滙豐銀行が政府に代つて統制してゐたといふても過言ではない。勿論この統制を維持する資源としては輸出貿易や華僑送金によつて集め得た資金もあつたであらう。英米其他のクレヂットも用ひられたに違ひない。しかし滙豐銀行に於て國民政府と通ずる所がなければ、漢口陷落や廣東攻略の際に行はれたやうな放膽な賣向ひができるものではない。斯く觀じ來るときは、一九三八年下半期以降における法幣爲替統制の實權は、國民政府を離れて、滙豐銀行の手に握られてゐたと見る方が妥當であらう。

第二　輸入貿易の制限

輸入爲替の統制賣をなすに當つては、豫め輸入商品の名稱・數量・生産地・積出地・賣込先・等を審査することになつてゐたから、既に爲替管理を通じて或る程度の輸入統制が行はれてゐた譯であるが、品目・金額・等によつて輸入貿易に直接の制限を課することは久しく行はれなかつた。蓋し實績を收むるの困難なることが豫想されたからであらう。

然るに一九三九年七月二日の「非常時期禁止進口物品辨法」によつて、極めて廣汎なる輸入制限が實施さるるに至つた。これは軍需品及び生活必需品を除く二百三十四種の貨物の輸入並びに移出入を禁止し、特に政府の許可あるものに就ては、特別許可書を發給して處理せしむべきことを定めたものである。禁止されたる品目を例示すれば、外國酒・煙草・海産物・絹織物・木材・紙類・竹木・代用品ある液體燃料・等であつて、國内に代用品あるもの及び日本より輸入さるるものは悉く輸入禁止となつた。

しかし斯くの如き政策が今日の支那において幾許の實效もなかるべきことは、極めて明瞭である。思ふに政府はこの禁制が國民の上に及ぼす精神的效果を狙うたのであらう。實際においては、支那の輸入貿易は、皇軍の沿岸封鎖並びに海港占據によりて、夙に相當嚴重なる禁制と同樣の結果を擧げてゐる。

それが支那のために好ましきか好ましからざるかは姑く息いて之を問はず、今日においては、是等區區たる統制法令を運用する餘地は殆ど無いというても過言ではあるまい。

第三　輸出爲替の集中

國民政府は輸入爲替の割當統制を行ふと共に、輸出爲替を政府銀行に集中して輸出貨物の形を取つて國外に遁逃する資本を捕捉し、兼ねて外貨を吸收して爲替資金を補强するの策を講じた。この方策は後に北支の臨時政府が採用した爲替集中策の先驅をなすものである。

この目的のために、政府は財政・經濟兩部に亙る貿易調整委員會をその任に當らしめ、一九三八年六月「商人運貨出口及售結外匯辨法」竝びに「出口貨物應結外匯之種類及其辨法」を公布し、二十四種の商品を指定して、その輸出爲替を中國銀行又は交通銀行に賣却すべきものとし、兩行いづれかの「承購外匯證明書」を海關に呈示しなければ、通關手續を許さないことにした。

指定された商品は重要輸出品または國內に生產多からざる物資であつて、その品目は、桐油・豚毛・牛皮・茶葉・卵製品・鑛砂・棓子・羊皮・藥材・羊毛・蠶絲・金絲草帽・頭髮・苧蔴・腸衣・棉花・落花生・芝麻・煙草・木材・竹・杏仁・鴨毛・獸皮の二十四である。

是等の商品が國内で消費されるものとして屆出でられ、内港移送の形を假りて外國爲替の逃避となることを防止するために、淪陷區域に移送さるる場合にも、輸出と同樣の手續を履ましむることとした。尤も淪陷區域の工場又は商店が之を購入して原料に用ひ又は國内の販賣に供することが明確なる場合には、發送地の同業公會又は商業會議所が證明書を作成し、貿易委員會に於て運送許可書を發給し、之に據りて通關手續をすることになつてゐる。この手續は鐵道・公路・水路・空路または郵便による場合を問はず、いづれも同樣であるが、郵便に就ては別に「郵政包裹結售外匯辨法」を公布して、小包郵便の輸出爲替賣渡に關する規則を定めた。地方機關としては、各省市に進出口貿易管理委員會を設けて中央の貿易調整委員會に協力し、之を補佐する組織になつてゐる。中國・交通兩行の支店なき港市においては、最寄の支那銀行に兩行が輸出爲替の買取を委託して手續をする。

前に述べたやうに、中央銀行の輸出爲替公定相場は一志二片半であるのに、實際市場ではそれよりも遙に低い相場で取引されてゐる。商人の立場から云へば、輸入爲替を割當てて貰ふのは如何なる場合に於ても利益であるが、輸出爲替を買上げられるのは利益の放棄である。從つてこの爲替集中政策が法定相場によりて嚴格に强行される場合には、輸出商はみすみす市場の利益を犧牲にすることになる。勢ひ密輸出の盛行となり統制の根柢を覆すことにもならう。さればとて政府銀行が市中相場を以て輸出爲替

を買取ることは、事實に於て行ひ難い。玆に於て財政部は、各地商民の陳情に應じ、輸出貿易に對する促進辦法を設けて、(一)輸出原價を引下げて土貨の外國における賣行を促進すること、竝びに(二)土貨の市場を調節して國內の生產を維持保護することに努めることにした。しかし是等のことは、支那のやうな國においては、殊に現下の狀態においては、いづれも言ふべくして行ひ難きことである。從つて爲替集中政策そのものにも少からぬ無理がある。實績も賴むに足らぬと云はねばならぬ。

一九三八年の末に至り、漢口及び廣東の陷落に對處して、國民政府は外國爲替集中貨物二十四種のうち輸出額の割合に少い十一種を省き、桐油・豚毛・牛皮・茶葉・鑛砂・棓子・藥材・羊毛・蠶絲・腸衣・鴨毛・獸皮・苧蔴の十三品を限つて統制を行ふこととした。また我が海軍の沿岸封鎖に對應して、香港を統制貨物輸出の集中地と指定し、各省における土產品の集散地竝びにその香港への徑路を次のやうに指定した。

一、四川・雲南・西康の土產品は昆明に集中の上、海防を經由して香港へ輸送する。

二、貴州・廣西・湖北の土產品は貴陽に集中の上、南寧から廣州灣を經由して香港へ輸送する。

三、浙江・福建・湖南・江西の土產品は寧波又は溫州に集中の上、香港へ輸送する。

一九三九年七月二日に至り「出口貨物結匯領取匯價差額辦法」〔輸出爲替買入差額取得辦法〕なるも

のを公布して、爲替集中を一層强化し、且つ輸出爲替の中央銀行公定相場（一志二片半）と中國・交通兩銀行の揭示相場（當分の内七片）との差額を輸出商に支給する便法を講じた。卽ちクレヂットの償還及び資材の蓄積と關係ある桐油・茶・豚毛・鑛石・等の特產品の輸出爲替は、政府貿易機關に於て、生產販賣の關係及び國際市價を參酌し、隨時優惠相場を以て購入する。其他一般商品の輸出爲替は、中國・交通兩銀行に於て公定相場を以て買上げ、爲替決濟完了の上、兩行の揭示相場による換算法幣額との差額を精算して支給し、輸出奬勵の目的に添ふことにした。兩行は爲替賣却人から三%の手數料を徵して、法幣代金を奧地に於て支拂ふことになつてゐる。

この輸出爲替買入辨法と關聯して、七月四日附を以て外貨購買申請辨法なるものが公布されてゐる。これによると、輸入者は、輸入禁制品以外の國內必需品を輸入せんとするときは、輸入品の名稱・數量・價格・輸入港・販賣地點・等を記載したる申請書を外國爲替審查委員會に提出して審査をうける。中國銀行又は交通銀行は、審査委員會の指令に從ひ、公定相場を以て輸入者に外貨爲替を賣渡す。その上で、輸入者から公定相場と中國・交通兩行建値との差額を別に平衡費として納付せしめる。この納付金が前述の輸出爲替買入差額支拂辨法による差額支拂の財源に供せられる仕組である。この辨法によりて、一九三八年三月以來中央銀行を中心に行はれてゐた外貨賣出に關する辨法は廢止され、外國爲替審査委員

會を中心とする新制度が行はれることになつたのである。またこの制度によつて、支那の爲替相場としては、中央銀行の公定相場と、中國・交通兩行の揭示相場と、上海市場の暗盤相場との三者が竝び行はれるやうになつたことも注意を要する。

また重慶政府は、一九三九年十一月一日付を以て、政府銀行が「華僑竝びに支那における商人の利便のために」外國貨幣による定期預金を受入るべきことを布告した。これは輸出爲替の集中とは別箇の政策であるが、外貨の集中を目的とする點においては揆を一にする。これによると、政府四行は英・米・佛・等の外貨による定期預金に對し、期限二年のものは年四分、三年のものは年五分、四年のものは年六分、五年のものは年七分の利息を支拂ふ。拂戾はもとの外國通貨を以てする。また預金者は法幣の預金を、最高二萬元を限り、外國貨幣による定期預金に轉換することを許される。轉換された外貨定期預金に對する利息は、期限三年のもの年二分、四年のもの二分半、五年のもの三分と定められてゐる。華商銀行は從來から外貨定期預金を受入れてゐるが、外貨資金を支那で運用する途がないから、こんな高い利息を拂うては採算に合はない。政府がこんな預金を取るのは、これを一種の公債と心得てゐるのか、さもなければ、やがて支那人から外債を募る時の準備にかかつてゐるのであらうと揶揄されてゐる。[3)]

第四　英支合作の爲替安定資金

一九三九年三月八日午後の英國議會下院に於て、大藏卿ジョン・サイモンはエデンバラ選出の勞働黨議員ペシック・ロオレンスの質問に答へて、英支兩國政府の間に法幣安定資金の設定について意見の一致を見たことを發表し、この協定の實施に必要なる法案を近く翌週の議會に提出すべき旨を言明した。その協定の內容として傳へられた所を要約すると次の如くであつた。

一、法幣對外價値の英貨ポンドに對する安定を期するため、在支英國銀行と支那の政府銀行との共同出資により、一千萬ポンドの法幣安定資金を設置する。各銀行の出資額は、匯豐銀行三百萬ポンド、麥加利銀行二百萬ポンド、中國・交通兩行五百萬ポンドで、英國側兩行が蒙ることあるべき損失に對しては、英國政府が補償を與へる。

二、法幣安定資金運用委員會を香港に設置する。その構成は、(イ)中國・交通兩行の代表委員二名、(ロ)匯豐銀行の代表一名、(ハ)麥加利銀行の代表一名、(ニ)匯豐・麥加利兩行が承認し支那政府が英國大藏省と協議の上指名する委員一名、都合五人の委員よりなる。

三、支那政府は、この資金の存續中、ポンドに對する法幣價値の安定を維持するやうにその經濟・金融政策を定め、且つ必ず出資四銀行の一つを通じて外國爲替の賣買を行ふ。またこの資金の殘高が

一千萬ポンドに滿たざるときは、即時決濟に充當するを要する金額を除き、一切の外國爲替をこの資金の補充に繰込み、法幣價値維持以外の目的にこの資金を流用せざるやう必要なる措置を講ずる。この協定の實施に必要なる法案 'The China Currency Stabilization Bill' は、三月二十日の英國議會を異議なく通過し、三月二十九日を以て國王の批准を得た。

公定相場による爲替の統制賣は既に事實において行はれてゐないから、この資金による操作は市場の實際相場を目標としてゐたことは云ふまでもない。具體的に云へば、法幣の對外價値を當時の相場たる八片1/4に支ふることを目的としてゐたのである。

一千萬ポンドは法幣の公定相場において一億六千萬元に當り、市場相場では三億元になる。半額五百萬ポンドは中國・交通兩行の出資になつてゐるが、これは恐らく國民政府の自由になし得る正貨の大部分であつたであらう。この正貨が、爲替統制の實權と共に、擧げて英國系銀行の掌理に歸したのである。時恰も中國聯合準備銀行創立の一周年に當り、三月十一日から北支臨時政府に於て重要輸出品に對する爲替集中を行ひ、また法幣の流通を禁止する手筈になつてゐた。英國は之に對抗する策としてこの援蔣借款を設定し、中支における法幣擁護の氣勢を揚げたものと思はれる。

この資金は運用委員會によりて管理せらることになつてゐるが、外貨爲替の賣出は匯豐銀行が殆ど

獨占的に扱うた。しかしこの施設も案外効果がなかつたと見えて、六月に入ると法幣相場は何となく動搖の氣配を呈した。七月に入つて、中支維新政府の華興商業銀行が活動を開始し、北支臨時政府の輸出爲替統制が全品目に亙つて强化せらるるに至るや、各般の原因が輻輳して法幣は遂に慘落を續けた。匯豐銀行も外貨の賣出を停止してしまうた。

補　註

(1) Finance and Commerce 所載の數字に據る。

(2) 十龜盛次　支那法幣の發行準備及價値維持政策　經濟論叢　第四十七卷第五號八八頁以下

(3) Finance and Commerce, November 8. 1939, p. 387.

第三節　幣制と戰費

貨幣制度が戰時財政と密接なる關係に立つことは言ふまでもない。法幣制度が施行されて、不充分ながら幣制統一が達成されてゐたればこそ、前二節に述べたやうな戰時通貨金融政策も行はれたのである。法幣以前の狀態において事變が勃發したとすれば、國民政府は戰時經濟政策の身構へを取る遑もなく打ちのめされてゐたであらう。これを裏返して言へば、法幣制度によりて戰時經濟政策の足場がつくられてあつたから、支那はこんな戰爭を始めたのだといふことにもなる。また國民政府は何に依つて外國か

ら武器を購入する資金を求め得たかと云へば、その最も大なる源泉は法幣と引換に集め得たる現銀であつた。この意味においては、英國の支援による幣制改革が東亞の天地に禍亂を誘起したと云うても過言ではあるまい。

この外に華僑の送金・獻金並びに公債應募もあつた。政府銀行の買入れた輸出爲替もこの目的に充てられたであらう。しかし卓越して大きなものは法幣に代へて引上げられた現銀である。これが海外に送られ、在外正貨となつて、武器の輸入に充てられたのである。

外國借款殊に英國から借入れた法幣安定資金の如きも、支那の在外正貨を充實する上に有力なる支援であつたに違ひない。しかしこれが悉く戰費に振向けられたと見るのは當らない。例へば、英支合作の法幣安定資金が設けられてから、匯豐銀行はかなり放膽に輸入爲替を市場に賣出してゐる。上海における日本系紡績會社の外棉買付だけでも、この資金によつたものが相當多額に上つたと聞いてゐる。當時の事情を考へ合すと、法幣安定資金の大部分は一般市場における外貨需要によりて消盡したと解するのが妥當であらう。武器の購入に充てられたものは、割合に小額であらう。さればこそ法幣價値の維持にも役立つたのである。[1]

それでは國民政府は幣制改革によりて幾許の現銀を集め得たのであらうか。これは何人も明確に突き

止めることのできない問題である。銀一元が必ずしも法幣一元と引換へられた譯ではないから、法幣發行高によりて銀の引上高を推察することはできない。國民政府内部においても、正貨の狀態は嚴重なる秘密になつてゐて、蔣介石・孔祥熙・宋子文・等數名の人人を除いては、眞相を知る者がないと云はれてゐる[2]。

國民政府は一九三九年六月末に於ける法幣發行額を二十六億二千萬元、これに對する現金準備額を十一億五千萬元と發表してゐるが、こんな數字が信を措くに足らぬことは多言を要しない。事變以來、在外正貨が日を追ふて減少してゐることは否定し難き事實である。之に反して、發券額は加速度的に累增してゐる。然るに現金準備額がこれに追蹤して增加してゐるやうに發表してゐるのは、兒戲に類する粉飾に過ぎぬ。

財政部長孔祥熙は、事變二箇月前の一九三七年五月十三日に、倫敦において支那の在外正貨を發表して在英二千五百萬磅、在米一億二千萬弗、法幣に換算して合計約八億三千萬元と稱してゐる。これも信じなければそれまでであるが、正貨の預託してある英米兩國に於て、虛構の數字を發表することも出來まいから、この數字は先づ掛値のないものと見られてゐる。當時孔祥熙は英國皇帝陛下の戴冠式に參列するために渡歐し、序に大西洋を往復して、中央準備銀行設立に要する資金を英米に求め、借款の交涉

に奔走してゐた。事變前のことであるから、英米と示し合せて日本に對する誇張宣傳をするやうな場合でもなかつた。金を借りに行つた英米兩國において、その國に預けてある正貨の數額を虚報するやうな小策を弄しても、すぐに判ることであり、信用を墜すだけで、益のないことだといふ理由で、八億三千萬元といふ金額には大體において信を置かれてゐる。この外に事變勃發から翌年末までに支那が輸出した銀が、海關統計に表れたものだけで、四億九千萬元に上つてゐる。その大部分は一九三七年中の積出であつた。是等の銀は大抵香港を經て倫敦に送られ、倫敦で米國政府規定の標準銀に改鑄されてから、米國に積送されるのが普通の徑路である。積送中又は改鑄中の銀は其儘に英米に對する借金の擔保になつた。この借金が抗日の武器に振替はつたことは想像に難くない。是等の事情から商量して、支那がこの戰爭に當面して在外正貨として動員し得た銀は凡そ十二、三億元と推定される。

中國銀行は一九三四年の營業報告において支那の保有銀を三十三億元（二十五億オンス）と推定し、貨幣として流通してゐたものは約半額の十六億元と見積つてゐる。このうち米國銀政策の影響によりて幣制改革以前に流出した銀は、報關輸出と私運とを併せて概算五億七千萬元に上つてゐる。その大部分とまでは言へぬかも知れぬが、その大半は通貨用銀であつたと想像される。おほまかに言へば、幣制改革のときに殘つてゐた貨幣用銀の大部分が、法幣に代へて政府の手に集められ、これが海外に積送され

て、そのまた大部分が武器の代金に振當てられたと見て大過ないと思ふ。

戰爭が始つてからも、支那は種種の法令を發布し、制度を設けて、金銀の集中竝びに統制に努めてゐる。例へば、金に就ては、一九三七年九月には「金類兌換法幣辨法」を公布して、金類を法幣と引換ふる者に高率の手續費を支給し、また之を法幣に換算して政府系銀行に定期預金をなす者には、手續費を支給するほか、銀行の規定利率に照して年二分の利息を加給することを定めた。同年十月には「捐贈金銀物品收受及保管辨法」を公布して金貨幣・金製品・等の獻納を奬勵した。一九三八年十一月には「監督銀樓業收兌金類辨法」を公布して銀樓業が器具・裝飾品以外の形狀において金を賣買することを禁じ、またその賣買價格は政府系銀行と商定せる價格に準據して、濫に引上げ又は引下げてはならぬと定めた。同年十二月には「限制私運黃金出口及運往淪陷區域辨法」を公布して金の持出移動を統制した。また銀に就ては、各地に白銀救國運動なるものを起して退藏銀の蒐集を圖つてゐる。また銀の密輸出に對する取締を嚴にし、之を犯す者は死刑又は七年以上の徒刑に處すと定めた。かくして集められた金銀は、爲替資金となつて直接間接に戰費を補充し、武器の購入を資けるわけである。

法幣と引換に蔣介石の手に收められた銀は、支那の爲政者が未だ嘗て握つた經驗のない巨額の財寶である。この一事すでに人心を眩惑するに足る異變である。この眩惑の衝動を傾けて、支那の歷史が未だ

曾て經驗したことのないほどの大事變を起してしまつたのである。上海の防備も、南京の築城も、徐州の要塞も、皆この銀を積み重ねて出來上つたのであつた。

元來支那は殆ど銀を産しない國である。支那保有銀の大部分は近世に入つて西洋から輸入されたものである。西洋諸國は、十九世紀後半から二十世紀の初にかけて、相競ふて金本位制を採用し、銀本位制を放棄した。さうして銀本位制の廢止によりて自國に用のなくなつた銀を支那に齎して、これに代へて支那の産物を持ち去つたのであつた。いままたこの銀を自國に有り餘る武器――恐らくは舊式の武器に代へて、自國の軍需工業者に儲けさせてゐる。さうして日本と支那とを戰はせて、その疲弊を待たうとしてゐる。

支那の銀本位制を覆滅した者は銀買上法によりて銀價を煽揚した米國であつた。蔣介石の手に銀を握らせた者はリースロスを派遣して法幣制定を手傳つた英國であつた。この銀の市價を吊上げて支那の戰費を殖培した者はモルゲンソオをして米支銀協定を結ばしめた米國であつた。蔣介石の支那は、自ら意識するとせざるとに拘らず、英米のために貨幣植民地となつた。英米は、自ら意識するとせざるとに拘らず、支那民衆を戰火に追ひ込んだ責任を負はねばならぬ。

思ふに、支那側から見て、この度の戰爭には二つの大きな原動力がある。その一は、支那の青年軍人

層を容共抗日の一色に塗り潰した西安事件である。この事件によつて蔣介石は支那が赤化の陷穽に踏込むことから手綱を引きしめる力を失うた。さうしてこの事件を操る者がソ聯であつたことは言ふまでもない。その二は、紙の法幣に代へて獲た有史以來の白銀であつた。さうしてこの白銀の蠱惑を操つた者は英米である。ソ聯は戰爭の精神的動力を送り、英米はその物質的動力を供した[3]。

正貨は主として外國から軍需品を買入れるために用ひられた。しかし國內において物資を徵集する爲には銀を必要としない。これが主要なる手段は紙幣の增發と公債の募集であつた。

重慶政府は戰時歲計の內容を發表してゐないが、豫算總額を次の如く發表した[4]。（單位百萬元）

一九三七年	二、一〇〇
一九三八年	二、四〇〇
一九三九年	二、八五〇

この數字は一月から十二月に至る曆年によるものであるから、戰前七月一日から六月三十日に至る會計年度によりて立てられてゐた歲計の數字と比較することは困難であるが、この數字を其儘に信ずるとしても、平時豫算に比して二倍乃至三倍に及んでゐる。この戰費を何に求むるかと云へば、經費節約か

增稅か、紙幣增發か公債かに求むるより外に途はない。ところが平時歲計の構成から見て、經費節約も增稅も極めて困難であるから、結局紙幣及び公債のインフレーションが戰費調達の止むを得ざる手段となつて來る。

事變直前に成立した一九三七―三八年の平時豫算によると、歲入總額は約十億元になつてゐる。その主なる項目は關稅・鹽稅及び統稅であつて、これだけで歲入豫算の凡そ七割七分を占めてゐる。統稅とは卷煙草・小麥粉・綿絲・燐寸・セメント・麥酒・洋酒・等の近代工業品に對する消費稅である。是等の稅收は何れも事變によつて激減した。關稅は全歲入の三割七分に當るものであるが、戰況の進むにつれて、開港都市は概ね皇軍に占據せられ、海關は漸次新政權に接收せられ、海岸線は我が海軍に封鎖せられて、國民政府は海關收入の大部分を失うた。鹽稅及び統稅も、皇軍の戡定區域が課稅物件の生產地に當つてゐるために、著しき減收となつた。

歲出費目に就て見るも、もともと十億元しかない乏しい歲計の內から、四割近くまでを軍務費に喰はれてゐる。從つて、戰爭が起つたからとて、支出節約によりて戰費を捻出する餘地は極めて少い。

かれこれ綜合するに、國民政府が平時財政の圈內において事變費を賄ひ得る餘裕は素より問題にならぬ。そこで紙幣の增發と公債以外には戰費を求むる途がないことになる。海外に現送された正貨も多く

は紙幣に換へて引上げられたものであるから、紙幣增發は戰費調達の最も重要なる手段である。

法幣發行額は、國民政府の發表によれば、事變直前の十四億元から、一年後の一九三八年六月末には十七億元に上り、さらに二年後の三九年六月末には二十六億元に、また二年半後の三九年十二月末には三十億元に進んでゐる。この數字がどの邊まで眞相を傳へてゐるかは疑問であるが、飛び離れた虚構の數字でもなからうといふ觀察も行はれてゐる。この見解が當つてゐるとすれば、交戰二年又半における法幣增發は未だ捨鉢と云ふほどのことでもない。民間の退藏銀を引上ぐる爲にも少からぬ法幣を增發せざるを得なかつたことに想ひ到ると、むしろよく統制が守られたと思はれる。尤も、巷間傳ふるが如く、最近における數字が五十億にも昇つてゐるものとすれば、これから先は加速度的に濫發されるものと見てよい。

現金準備については、一九三九年末の發券高三十億元に對して十五億元、卽ち約五割と發表してゐる。今日までの發表數字によると、發券高の增加に從うて現金準備高も增加してゐる。これは全然虚構の數字と見るべきか、果また、法幣價値の下落に應じて現金準備の評價換をしたと見るべきか。いづれにしても、形を整へて實を失うた數字であらう。評價換をせずして、五割に當る現金準備を保つてゐるものとすれば、それだけでも、法幣一元の價値は、制定當時の平價の半額、すなはち七片¼見當に上らねば

ならぬ理である。しかるに實際の市場相場は四片臺にある。この相場は明に現金準備の存在を無視してゐる。その虛構を觀破した相場である。尤も、一九三五年の中央銀行法第二十三條には、現金準備を市價により計算することを明規してあるから、法幣の下落に伴うて、その評價を引上げても、毫も異むに足らぬ。法幣の濫發に應じて、現金準備を誇示し、虛勢を張り得るやうに、初から仕組まれてゐるのである。しかし實際には、評價換が問題にならぬほどに、準備が缺乏してゐると見る方が妥當であらう。

以上は法幣だけについて云ふことである。法幣制度の實施に伴ふて一旦回收してあつた雜種紙幣並びに奥地において濫發せられた小額紙幣は相當多額に上ると見られてゐる。かくて奥地から上海に流れ來つた紙幣の種類は三十餘種にも及び、その金額も交戰半歲前後にして二億三千萬元に達したと云はれてゐる。蓋し法幣は外貨と交換さるるが故に、これを增發すれば資本の遁逃を誘發するを恐れて舊制の紙幣を濫發し、一時を糊塗したのであらう[5]。

事變以來一九三九年の秋までに國民政府が發行し又は發行を豫定してゐる國內公債は二十三億元に達し、その內譯は次のやうになつてゐる。

一九三七年八月	救國公債	五億元
一九三八年五月	國防公債	五億元

一九三八年七月　　賑濟公債　　一億元
一九三九年四月及び八月　建設公債　六億元
一九三九年六月及び十月　軍需公債　六億元

最後の二種はその大半がまだ豫定に屬する。最初の救國公債は公債といふよりも寧ろ獻金に近いもので、利率も原案は無利息となつてゐた。後に二分となり更に四分に引上げられたが、募集成績は極めて不良であつた。拂込も必ずしも現金に限られず、外國貨幣・地金銀・金銀製品は勿論、有價證券・預金證書・滿期の生命保險證券・換價し易き物品竝びに不動産まで持込まれたと傳へられてゐる。その他の公債についても、募集成績は明瞭でないが、巨額の戰費を支辨するためには覺束ない財源であつたことは察するに難くない。その結果は紙幣インフレーションの昂進が止むを得ぬ所に落ちてゆくのであらう。奥地においては、公債と引換に物資の徵發が行はれてゐると傳へられてゐる。紙幣も公債も共にインフレーションへの道を辿つてゐるのである。

以上に數へた諸項目の外に、支那の要人や實業家が英米系の銀行に多額の預金をもつてゐるから、政府は、必要に應じて、これを收用し得るといふ說もある。しかしこれは事實において問題にするほどの事でもないやうである。蓋し支那においては、前にも述べたやうに、一九三五年の幣制改革以來、事變直前に至るまで、インフレ景氣が昂進しつつあつたから、財界は遊金を外國銀行に預けておくよりも、

これを引出して事業に投資する方が有利な情勢にあつた。形の上では預金や外貨證券として殘つてゐても、實際には事業資金の見返りとして擔保になつてゐる場合も想像される。そこへ事變が勃發して、上海を中心に破壞工作が行はれたのであるから、政府が賴みにするほどの外貨預金は殘されてゐないと見るのが妥當であらう。また南洋華僑の財産が、邦貨に換算して、四十億圓を超えるといふ說もあるが[6]、これも雲を摑むやうな話である。たとへそれが事實であるとしても、蔣政權の掌中にその一部分を徵收することすら、今や不可能に近い[7]。

補註

(1) 事變以來一九三九年秋までに國民政府が締結した對外借款は左の五種である。

名稱	成立年月	金額	目的
佛支借款	一九三七年十一月	一五〇、〇〇〇、〇〇〇法	南寧鐵道建設
米支借款	一九三八年十二月	二五、〇〇〇、〇〇〇弗	農産物工業品輸入
英支信用保證	一九三八年十二月	五〇〇、〇〇〇磅	機械購入
同上	一九三九年三月	三、〇〇〇、〇〇〇磅	同上
法幣安定資金	一九三九年三月	五、〇〇〇、〇〇〇磅	法幣價値維持

これを一九三九年十月末の上海法幣爲替相場（對英五片、對米八弗5/16、對佛三六五法）を以て換算すると、總計約七億五千萬元になる。このうち最も大口は米支借款の三億元であるが、これは銀を擔保としたものであるから、法幣と引換へた銀が

振替つたものと見てよい。また二億四千萬元に當る法幣安定資金は外貨證券を擔保としてゐる。その他は不明であるが、綜じて國民政府の在外正貨を積極的に增加する上に何程の貢獻があつたかは疑問である。むしろ支那原有の正貨を運用することに寄與する所が多かつたのであらう。以上の外に、(一)英支信用保證を從來の五十萬磅から三百萬磅に擴張したとの說、(二)對米三億五千萬弗借款交涉說、(三)對ソ七億ルウブル借款成立說等も傳へられてゐるが、眞相を捕捉し難い。

(2) 支那の在外正貨と戰費の問題については、雜誌支那第二十九卷第五號(昭和十三年五月)に松本忠雄氏の「蔣政權の抗戰能力に關する一硏究」と題する論考がある。また土屋計左右氏の私刊になる「支那在外正貨の硏究」といふ小册子がある。

(3) 飯島幡司　支那抗日思想の發展段階　外交時報　第八十九卷第一號(昭和十四年一月)

(4) Finance and Commerce, Shanghai, April 12, 1939, p. 305.

(5) 松本忠雄　前揭　五頁以下

(6) 井村薰雄　支那の貿易逆差と華僑送金　支那　第三十一卷第三號(昭和十五年三月)三七頁

(7) 國民政府は、一九三八年五月、支那における金及び外貨證券を獲得するために、鹽稅を擔保として金公債 Gold Bonds と稱する對內外貨公債を募集してゐる。その發行額は、(一)海關金單位一億元、(二)米貨五千萬弗及び(三)英貨一千萬磅と發表されてゐる。これを一九三九年十月の相場で法幣に換算すると、約十四億元になる。しかし此內幾許が實際に應募されたか、また何人が之に應募したか、などの事情は全く詳でない。主として華僑の財產を狙うたものであるが、その結果は思はしくなかつたとも傳へられてゐる。或は外國銀行が消化したとも云ひ、或は浙江財閥に押付けてしまうたとも云ふ。新聞は重慶政府が、この公債の元利償還として、一九三九年十一月一日から、元本三十萬金單位、十五萬弗、三萬磅、利子二百五十萬金單位、一百二十五萬弗、二十五萬磅の支拂を開始すべきことを政府四銀行に命じたと報じてゐるが、これも事實は確め難い。(North China Daily News, November 5, 1939.)

第八章　新興政權の幣制

皇軍戰果を收めて戡定地域の擴張を見るに從ひ、北支・蒙疆及び中支に新政權が隆興して新政府が成立し、また南支にも廣東を中心として新秩序の地域が定まつた。是等の地域においては、舊來の幣制に割込んで、それぞれ新幣制が設けられた。是等新幣制と舊幣制との角逐訌爭は、這次事變を裏付けて進展しつつある經濟戰において、最も重要なる局面を占むるものであつて、恐らくは近世經濟史上における最も花花しき葛藤相剋の場面であらう。

第一節　蒙疆の幣制

新興政權の幣制が最も早く樹立されたのは蒙疆地域であつた。

地理學の上では蒙疆が北支那の一部なりや否やといふやうな問題も起り得るであらう。しかし、政治・經濟の上では、今日の蒙疆は明に北支那から分離し特立した一區劃である。

蒙疆政權は三つの自治政府よりなる。

その一は張家口を中心とする察南自治政府である。昭和十二年九月四日舊察哈爾省地方を行政區域として組織され、察哈爾民衆二百萬の自治を宣明して察南十縣の縣長を任命した。

その二は大同を中心とする晋北自治政府である。昭和十二年十月十五日晋北十三縣の民衆の總意によりて創立され、山西省北部の內長城線と外長城線とに挾まれた地域を占めてゐる。晋は山西省の舊稱である。

その三は厚和を首都とする蒙古聯盟自治政府である。昭和十二年十月二十七日內蒙各盟旗縣代表三百餘名が厚和公會堂に集つて創立を宣言した政府であつて、察南・晋北から北に伸びる廣大なる地域を領有する。

この三つの政府は、昭和十二年十一月二十二日、日蒙親善・防共・民族協和・民生向上を標榜して、張家口に蒙疆聯合委員會なるものを組織し、蒙古聯盟自治政府主席の德王を委員長に擧げた。これが卽ち蒙疆政權である。

蒙疆は廣袤五十萬平方キロ乃至六十萬キロ、我國の本州・四國・九州・朝鮮を併せた面積に近く、人口は五百萬乃至七百萬の間にある。この大雜把な面積と人口とが蒙疆の茫邈たる面目を語つてゐる。察南と晋北とは漢人地帶で內蒙は蒙古人の國である。

この蒙疆政權の中央銀行として、聯合委員會成立の翌日卽ち昭和十二年十一月二十三日に蒙疆銀行が創立され、その發行する紙幣が蒙疆の法貨となつた。しかし玆に至るまでにはかなり複雜なる徑路を履んでゐる。

蒙疆地域において、從來から貨幣が流通してゐるのは、京包沿線の漢人地帶だけと云うてもよいほどであつて、陰山山脈北方の蒙古人地帶では、最近に至るまで、貨幣は殆ど行はれてゐなかつた。しかし貨幣の流通が稀だからと云うて、蒙古に貨幣經濟が侵入してゐないと見るのは當らない。なるほど蒙古人の間には今日に至るまで物物交換が行はれてゐる。また蒙古人が漢人に畜產を賣り生活品を買ふ場合にも貨幣の仲介を用ひない。しかし貨幣の授受がないといふだけで、多くの場合に於ては、貨幣による評價商量が行はれてゐる。計算貨幣の觀念が交換の媒助に用ひられてゐるのである。

しかし北邊の蒙古地方には貨幣の流通がないから、金融機關の活動は主として南方の漢人地帶に偏在してゐた。卽ち察南の張家口には察哈爾商業錢局があつた。厚和には綏遠平市官錢局と豐業銀行とがあつた。大同には太原に本店をもつ山西省銀行が支店を開いてゐた。是等の銀行がそれぞれ紙幣を撒布してゐた。この外に國民政府系の中央・中國・交通三行の紙幣竝びに北京・天津・上海から流入した銀行券が入り亂れて流通してゐた。また舊式金融機關としては、爲替を主業とする票號及び兩替を主業とす

る銀號もあつて、高利貸的金融を營んでゐた。

察南自治政府が成立して間もなく、中央銀行設立の議が進められ、昭和十二年九月二十七日、察哈爾商業錢局を母體とし、之を改組して、資本金百萬圓の察南銀行が創立せられた。同行は察哈爾商業錢局が京津地方にもつてゐた預金と、滿洲中央銀行からの借入金を準備として紙幣を發行することになつたが、紙幣の印刷が間に合はなかつたので、取り敢へず滿洲中央銀行が保管してゐた舊東三省銀行券を讓り受け、これに赤色で察南銀行と印刷して急場の間に合せた。

察南銀行の紙幣を發行すると共に、十月一日より緊急通貨防衞令を實施し、この紙幣と日滿の通貨とを除く一切の紙幣の通用を禁止する方針を立て、舊紙幣の回收を急いだ。緊急通貨防衞令第一條によれば、察南銀行券は無制限の法貨とし、補助貨として二角・一角及び五分の鑄貨を發行するが、鑄貨が出來るまでは、滿洲中央銀行の補助貨を以て之に充當する定めになつてゐる。

察南銀行券は日滿の通貨に對して等價で聯繫された。蒙疆における通貨政策の根本方針はこの時すでに決定されてゐたのである。

晋北・蒙古兩自治政府の成立するに及んで、察南銀行も兩政府の管內に營業範圍を伸張し、大同と厚和とに支店を設けたが、兩地方は察南とは事情を異にし、察南銀行に依つて蒙疆全域の幣制統一を企圖

することは種種の困難が豫想されたので、再びこの銀行を改組擴充して、綏遠平市官錢局及び豐業銀行を吸收し、新興蒙疆の中央銀行たる蒙疆銀行が創立された。

蒙疆銀行は蒙疆銀行條例及び蒙疆銀行組織辨法に準據し、公稱資本金一千二百萬圓、拂込資本金三百萬圓とし、察南・晉北・蒙古の三自治政府が、察南銀行より稅收擔保・期限五年・利子四分の條件にて各百萬圓の借入金をなして、平等に出資した。總行を張家口に置き、大同・厚和・包頭・北京を初め各地要衝に辨事處を置く。

同行は昭和十二年十二月一日より營業を開始し、法令の定むる所によりて、(一)蒙疆地域內における金融の調整、(二)通貨の製造及び發行、(三)國庫金の取扱、(四)內外爲替業務、(五)一般銀行業務に當ることになつた。

蒙疆銀行が發行する通貨の種類は、定款第十四條によつて、百圓・拾圓・五圓及び壹圓の紙幣竝びに五角・一角・五分・一分及び五厘補助鑄貨と規定されてゐる。

また蒙疆銀行條例第三條第二項には、正貨準備として、紙幣發行高に對し、四分の一以上の現金準備、卽ち金銀塊・蒙疆銀行の發行する貨幣以外の確實なる通貨又は外國銀行に對する預金を保有すべきことを規定してゐる。保證準備に關する規定はない。限外發行額に就ては、十五日以上繼續する場合には蒙

疆聯合委員會に年三分の利子を納付することになつてゐる。

蒙疆地域においては、蒙疆銀行券を唯一の法貨として貨幣制度を統一する方針である。皇軍も蒙疆においては軍票を用ひずして專らこの紙幣を使うてゐる。この外に、滿洲國幣たる滿洲中央銀行券と北支の中國聯合準備銀行券とが流通してゐるが、昭和十四年五月十五日蒙疆聯合委員會は布告を發して聯銀券の通用を禁止した。蓋し昭和十二年十月一日實施の緊急通貨防衞令の主旨に則り、幣制一元化の方針を顯明したのである。

蒙疆銀行券は察南銀行券の遺制を踏襲して、滿洲國幣と等價でリンクされてゐる。從つて滿洲國幣を通じて日本圓貨と等價リンクの關係になる。聯銀券に對しても同樣である。また蒙疆銀行は滿洲中央銀行・正金銀行・朝鮮銀行・住友銀行・等とコルレス契約を結び、等價を以て爲替取引を行ふ仕組になつてゐる。

しかし蒙疆銀行は日滿以外の第三國の外貨を持たない。さうして日滿の通貨は爲替關係においては統制されてゐるから、之を以て自由に外貨を求めることができない。ゆゑに蒙疆銀行券に代へて直接に外貨を獲得する途がない。蒙銀券を以て外國爲替を買ふためには、實際において、先づこれを聯銀券に乘替へ、それを天津に齎して法幣に交換し、その法幣を通じて外貨を轉購する迂回路が取られてゐた。從つて、

蒙銀券は圓貨を通じて一志二片の爲替基準に繋がれてゐるに拘らず、實際には、これを離れて法幣の價値に支配される立場に置かれた。

蒙疆銀行券がその公定爲替基準たる對外價値を保ち得るためには、爲替管理と貿易統制によりて外貨を蓄積し、一志二片の爲替取引を行ひ得るやうにしなければならぬ。この目的を以て公布せられたのが昭和十三年十月二十五日の通貨取締令である。之に據りて千圓以上の對外送金を許可制とし、また所定の重要物産を輸出する場合には、その爲替を蒙疆銀行に賣却せしむることに定めた。また獸毛・毛皮の輸出取締に關する法令を公布し、輸出爲替を蒙疆銀行に集中して外貨の蓄積を期し、蒙疆地域開發に對する外貨資金を調辨しようとしてゐる。

蒙疆は元來域外に對して受取超過になつてゐる上に、國際的接觸が少く、貨幣經濟も狹小且つ簡單であるから、蒙銀券の運營は、北支及び中支における通貨問題の極めて複雜煩瑣なるに比して、圓滑且つ順調に行はれてゐる。

第二節　國內通貨としての聯銀券

事變直前の北支那において、最も多く流通してゐた通貨は支那銀行券であつた。就中政府系銀行の法

幣が壓倒的多額を占めてゐた。殊に中國銀行券が多かつた。精確な數字はわからないが、法幣流通額は少くとも三億元を超えるといふ推算であつた。その他に大小の銀行・銀號・票號の雜券及び外國銀行券を併せて、北支の通貨は內輪に見積つても四億元を超えるといふのが常識になつてゐた。外國銀行券のうちでは、わが正金銀行の鈔票と朝鮮銀行の老頭票とが光つてゐた。

昭和十二年七月七日の蘆溝橋事件が導火線となつて、事變の阻止すべからざる勢が明になつたときに、皇軍が北支において如何なる通貨を用ふべきかといふ問題が起つた。初から軍票を行使すれば問題は極めて單簡であつたのであるが、當時は未だこの事變を戰爭とは見てゐなかつたし、現地解決・戰局不擴大を方針としてゐた際であるから、軍票は採用されなかつた。そこで朝鮮銀行券が少額ながら久しきに亙つて北支に流通してゐるのに便乘して、さしづめ之を軍用支辨に用ふることになつた。當時鮮銀券は主として山東省の青島・濟南を初め天津にも流通し、その額は三百萬圓乃至五百萬圓であつた。

外國において、日本の通貨を用ひて、その價値を維持するためには、正貨準備で之を裏附けるか又は物資兌換によりて之を支持する必要がある。然らざれば軍の力を以て通用を强制しなければならぬ。ところが鮮銀券の場合は全く是等の手を封じられてゐた。內地の通貨は爲替管理その他の制度で武裝されてゐるが、鮮銀券は全く裸のままで敵中に踊り出たのであつた。

恰も此時、蔣政權の國民政府は、前章縷說の如く、法幣緊縮政策を强行して、專らその價値を維持することに努めてゐた。その上に、法幣は英貨にも米貨にも換へ得る貨幣であつた。後には爲替統制竇によりて拘束が加へられたが、それでも兎も角も外貨資金に兌換し得たのである。そこで鮮銀券を軍用支辨に充てることにはしたものの、實は何を買ふにも法幣がなければ用を辨ぜず、戰局の發展と共に法幣の需要いよいよ增加し、敵側のデフレーション政策と相俟つて、法幣に對する鮮銀券の價値は下落を阻止し難き傾向を示した。戰陣では凱歌を奏しながら、通貨謀略では不覺を取つた形である。

この形勢で押し進むのは心許ないと思はれたので、今度は方面を換へて河北省銀行を盛立てることになつた。河北省銀行は、つい最近まで、冀察政權の首班として勢望を恣にしてゐた宋哲元の機關銀行で、北支においては政府系銀行に次ぐ地盤を持ち、發券額も五千萬元內外に及んでゐた。この紙幣を使うて、法幣をなるべく用ひぬやうにしようといふのが、次に取られた方針であつた。ところがこの方針もなかなか思ふに任せなかつた。當時北支において最も民衆の信用を博してゐたのは、何といふても中國銀行であり、之に次では交通銀行であつた。北支の華商金融界はこの兩行に依存してゐた。銀行間の決濟も多くは兩行の窓口を通して行はれるといふ有樣であつた。河北省銀行ではなかなか之に太刀打ができなかつた。例へば、をりから出廻り初めた棉花に就て、これが買出には河北省銀行券を用ひるといふ建前

にしたのであるが、日本の商人がこの方針を體して金圓を河北券に換へてみても、奥地の農民は法幣でなければ棉花を賣らぬから、商人は已む無く河北券を中國銀行に齎して法幣と換へねばならなかつた中國銀行は之に應じて引換へはするが、その額だけを河北省銀行の預金から切落し、銀行券は河北省銀行へ返却するといふ方法を採つたので、河北券は遂に民間に流通するに至らず、中國銀行と河北省銀行との間を往復環流する有樣となつた。

そこで愈〻腰を据えて北支の金融・貨幣制度を根本的に建直さねばならぬことになつた。斯くして生れ出たのが北支にある一切の銀行を網羅して聯合準備銀行を建設するといふ案策である。これが卽ち今日の中國聯合準備銀行の出發點となつた。

當時における北支金融界の實勢から見て、現地の通貨を運用して軍用支辨に充つるためには、どうしても中國・交通兩行を抱き込まねばならなかつた。これは當路者の最も苦心を要した所であつたと察せられる。兩行さへ動かせば、河北省銀行や冀東銀行は勿論のこと、金城・鹽業・大陸・中南などの支那側有力銀行も風を望んで附いて來る。さうなれば北支金融の大勢を支配することができる。やがては之を全支に及ぼして事變後における新興中央銀行の設計にまで推進することも不可能ではない——と考へられた。

この案漸く熟して、中華民國臨時政府は、昭和十三年一月七日、國民政府の中央銀行に代るべき中國聯合準備銀行を創立すべきことを聲明し、委員八名を擧げて創立準備に着手した。二月七日には中國聯合準備銀行條例を公布し、同十一日には北京外交大樓で創立總會を擧行した。越えて三月九日、行政部總長王克敏氏によりて新政權の通貨金融政策を闡明する聲明書が發表された。また同日、舊通貨整理辦法及び經濟攪亂行爲取締辦法が公布された。さうして三月十日から北京の總行と天津の分行とが開業し、漸次濟南・青島・石家莊・唐山・太原・煙臺・山海關・新鄕・臨汾・運城・開封・海州・徐州・威海衞・龍口・等の要地に分行又は辦事處が設けられた。

中國聯合準備銀行は公稱資本金五千萬元の株式會社で、第一次拂込はその半額とする。資本金の半額は政府が引受け、殘餘の半額は、中國銀行が四百五十萬元、交通銀行が三百五十萬元、河北省・金城・鹽業・大陸・中南の各行が八十萬元、冀東銀行が五十萬元を拂込んで合計二千五百萬元の現金を纏める豫定であつた。政府の拂込は、わが横濱正金銀行・朝鮮銀行及び日本興業銀行が政府の持株を擔保として融通したから、滯りなく完了した。加盟銀行の拂込は京津における事變前からの手持銀約五千餘萬元の内から行はれる豫定であつたが、中國・交通兩行の支店長が本店と打合せのためと稱して香港に引上げたまま歸任しないから、未だ實行の運びに至らない。

中國聯合準備銀行は條例の規定によつて貨幣を鑄造し發行する特權を有し、その貨幣は公私一率に法貨として通用する。貨幣の種類は紙幣（百元・十元・五元・一元）及び硬貨（五角・二角・一角・五分・一分・五厘）とし、硬貨に代ふるに紙幣を以てすることも許されてゐる。

聯銀券は不換紙幣である。條例第十二條には「中國聯合準備銀行は發行する紙幣額の百分の四十以上に相當する金額の正金銀・外國通貨或は外國通貨の預金を保有し且つ發行額の百分の六十以上に相當する金額の公債及び政府發行或は政府保證の手形及び證券或は商業手形及び其の他確實なる證券或は貸出金を保有すべし」といふ明文があつて、發券準備を定めてあるが、兌換に關する規定は見當らぬ。今日は世界いづれの國を見渡しても、紙幣の自由なる兌換は認められてゐない。わが日本も滿洲國も事實においては不換紙幣國である。北支に生れた新國幣が不換紙幣であることに少しも不思議はない。

然らばこの發券準備は何の爲の準備であらうか。それは明に兌換のための準備ではない。四割の現金準備は爲替平衡資金として或る程度までは利用し得るであらうが、それには限度があつて、その範圍はかなり窮屈である。發券高に對する割合が規定されてゐるから、それを無視してまで爲替平衡資金に流用することは出來ない。また現金準備の「外國通貨或は外國通貨の預金」と云ふ內には、日本通貨も含

まれてゐるが、日本通貨に就ては爲替管理が行はれてゐるから、これを第三國に對する爲替平衡資金に充用する自由を缺く。從つて、この準備に何等かの意義があるとすれば、それは發券高を制約する作用を持つてゐると云ふことであらう。それよりも本當のところは、準備なくして紙幣を發行することが何となく心許ない、世間も安心しない。準備を置くことによりて、この不安な感じを緩和するだけの心理的作用があるといふ風に考へてよからう。それ以外にはたいした意義はないやうに思はれる。極端なる言葉を用うることを許されるならば、この四割の現金は、發券準備として存在する限りにおいては、海に沈んだ船の中にあつても、鑛山の地下にあつても、また何處かの銀行の金庫の內に眠つてゐても、その經濟的效果の上には、たいした違ひのない準備であると云うてもよからう。

聯銀券は管理通貨である。この點においても、今日の日本銀行兌換券や滿洲國幣と異る所はない。然らばその價値は何に依つて統制されるか。何を基準として管理されるか。

第一には、發行高の調節によつて統制される。これは勿論金融市場における通貨の需要と睨み合せて適宜に調節されねばならぬ。市場の必要に應じて過不足なきを期すべきである。しかし聯銀券に與へられた環境が、實際にこれを可能とするか否かは、自ら別箇の問題である。これを軍用支辨に充つべきものとすれば、市場の需要に應じて調節することと、兩立し難き場合も起り得るであらう。

第二には、發券準備の多寡によつて統制される。法定の準備率を無視して發行することは許されぬ。しかし聯銀券の場合は準備の內容がかなり寛疎になつてゐることに注意を要する。

第三には、爲替平衡資金の運用によつて、その對外價値が統制される。爲替平衡資金をつくるために、開業直前の三月七日、日本のシンジケート銀行團との間に一億圓のクレヂットが設定された。參加銀行は橫濱正金・日本興業・臺灣・朝鮮・三井・三菱・第一・安田・川崎第百・住友・三和・野村・愛知・名古屋・神戶の十五行である。期限は一箇年であつたが、昭和十四年三月に至つて更新された。

第四には、舊通貨整理辨法第七條に「公租公課その他政府に對する支拂は國幣を以てなすものとす」と云ふ規定がある。これ等の官廳收納に當つることに依つても聯銀券の價値を維持する仕組になつてゐる。

しかし以上列擧した所は、どちらかと云へば、いづれも末節のことに屬する。根幹はむしろ治安の確立にある。敵地に新制を布くのであるから、先づ治安の確立によつて新幣の流通地盤が淸掃されなければ、何うすることもできない。殊に聯銀券は、當初においては、乏しい準備を以て日本圓貨に繫がれ、準備ある法幣を驅逐して一志二片の高さにまで伸び上らなければならなかつたのであるから、武力の後援によつて强制通用力を與へられなければ、素裸で槍襖に立ち向ふやうな目に逢ふ。

聯銀券は日本圓貨と等價でリンクされてゐる。從つて滿洲國幣とも等價でリンクされてゐる。斯くの如くにして、日本・滿洲國竝びに新政權の下にある支那が一體となつて、極東における圓貨圏を組成することになる。

聯銀券を圓にリンクするの可否については、當初から議論があつたやうである。當時の藏相賀屋興宣氏も、聯銀創業直前における帝國議會の赤字公債委員會において、「圓へのリンクは一擧に之を行はず、漸次その方向に進めて、實際的效果を收めるやうに努力する」と云うてゐた。然るに王克敏氏は三月九日の聲明において「新國幣の對外價値は、現在の環境に鑑み、日本通貨と等價ならしむるを以て適當なりと認む。これ國幣安定の方策にして、まさに經濟復興の基礎なり。而して政府は之を堅持する方針なり」と云うてしまうた。從つて日本圓貨と等價聯繫のことが確定してしまうた。

單に事變に處する通貨謀略といふ建前から見れば、聯銀券の價値は恰も法幣に聯繫するが如くに裝ひ、日本圓貨とは全く無關係に扱つておいた方が、我國にとつて利便であつたかも知れない。さうして置けば、軍用支辨のためにその發行額が增加しても、日本圓貨の價値には重荷を懸けないからである。しかし正義の公道を履む日本としては、支那民衆の生活を危くするやうな事は力めて避けたいといふ念願から、また日滿と北支との間に資源の開發を基調とする緊密不可分の經濟關係を一日も早く確立したいと

いふ見地から、當面多大の犧牲を忍んで、新國幣を日滿圓貨に聯繫することに決定したのだと聞いてゐる。ただ日本が飽くまでこの聯繫に協力しなければならぬとすると、その犧牲は決して輕くないことを覺悟してかからねばならぬ。

北支の圓を日本の圓にリンクしてその價値を維持しようとすれば、北支の國際收支が、その儘に、日本の圓の對外價値に影響を及ぼすことになる。滿洲國幣を日本圓貨に繋いだ前例はあるが、滿洲國は、日本との關係を除いては、大體において輸出超過國であるから、日本圓貨の對外價値には重荷をかけなかつた。然るに北支の場合は聊か之と趣を異にする。北支の國際收支は明ではないが、大體において支拂勘定に傾いてゐることだけは疑がないやうに思はれる。北支が特に輸入超過國だと云ふのではない。支那全體が輸入超過國なのである。中南支に較べると北支の貿易は順調だといふ見方もある。事變前の各港海關統計は確にさうなつてゐる。しかし華僑の送金がその故郷たる福建・兩廣の南方地域に落ちて北支に及ばぬことや、山東苦力の出稼高が近年激減したことなどを想ひ合すと、北支の支拂均衡は決して樂觀できぬやうに思はれる。北支は資源の豐な土地であるから、これを開發し得た後においては、輸出超過國になり得るに違ひない。またさうなるやうに努力しなければならぬと思ふが、これが開發の過程においては、開發のための施設として少からぬ物資を輸入しなければならぬ。これを何處から輸入す

るか。日本から輸入するとすれば、それは圓貨圈内の取引であるから、日本圓貨の對外價値には重壓をかけないで濟むが、現在の日本は當面の生産擴充に日も尙ほ足らざる有樣であるから、北支の建設に物資を供給する餘裕は豐かでないと考へなければならぬ。敵と睨み合ひながらの生産擴充のためならば、先づ内地の事が急がれ、次で既に半ばは出來上つてゐる滿洲國の方に力が入る。北支の事は後廻しになり易い。さりとて建設資材を第三國から輸入すれば、北支は言ふまでもなく輸入超過になる。その重壓が日本圓貨にも懸つて來る。

北支の一環から圓貨の對外價値の破れることを防ぐ爲には、北支の貿易に就ても、日本内地におけると同樣に、統制乃至管理を行はねばならぬ運命にあつた。外國では夙にこの命數を豫想して、日本は結局北支の市場を列國の前に封鎖して、門戸開放を行ひ得ないやうになるであらうといふ批評も行はれてゐた。見方によつては、列國はこの時すでに後日の爲替集中政策や天津租界封鎖を覺悟してゐたのだとも言へる。

聯銀券と從來流通の通貨との關係は、臨時政府の舊通貨整理辨法によりて、次のやうに定められた。

一、中國銀行紙幣又は交通銀行紙幣にして券面に天津又は山東の銘記あるもの、卽ち北方券と稱せられ

るもの、竝びに河北省銀行及び冀東銀行の紙幣は、一年間を限り流通することを得。（第二條）
二、中國銀行又は交通銀行の紙幣にして劵面に天津又は山東の銘記なきもの、即ち南方劵と稱せられるもの、竝びに中央銀行紙幣は、三箇月を限り流通することを得。（第三條）
右二項の紙幣は、當分の內、聯銀劵と等價で流通させる。「當分の內」とは、辨法所定の流通期間における當分の內である。だから流通期間內と雖も、舊通貨の價値を聯銀劵以下に切下げることを防げない。また所定の期間を經過すると、舊通貨は等價以下にも流通しなくなるものと解すべきである。
三、右二項以外の舊通貨卽ち支那諸銀行發行の雜劵も、同樣の取扱により、三箇月を限つて流通せしめる。（第四條）
四、山東民生銀行發行の庫劵竝びに山西省銀行・晋綏地方鐵路銀號・綏西墾業銀號及び晋北鹽業銀號發行の紙幣は別に規定を設けて整理することになつてゐるから、辨法には流通期間も流通價値も定めてない。（第四條）
公租・公課其他政府に對する一切の支拂は聯銀劵でなければ受附けぬ規定になつてゐる。この點から見ると、舊通貨は、流通を許された期間内においても、制限通貨である。
國民政府系の舊通貨を新通貨に引換へる規定はない。引換へることを禁止または制限した規定もない。

ゆゑに國府系又は英國系の銀行が法幣に對して外貨爲替を賣出す限りは、聯合準備銀行は、法幣を自由に聯銀券と引換へて、これを以て直ちに外貨を買ふことを得たのである。さうして、その外貨は其儘に聯銀の發券準備にもなる。爲替平衡資金にもなる。

前にも述べたやうに、當時國民政府は、上海における法幣流通高を緊縮し、地方における外貨賣出を制限してゐたが、法幣の少い上海に於ては、その對外價値を維持するために、國府系並びに英國系の銀行が、かなり放膽に外貨の賣防戰を試みてゐた。聯銀は、この情勢に乘じて、回收し得た法幣を上海に齎して、外貨を買ひ進むべきであつた。相手が賣り應じて來る間は、聯銀には容易に外貨を得る途が開かれてある。相手が賣り止めれば、法幣の價値は下向くであらう。この機勢を迎へて新國幣と舊通貨との關係を適宜に處理する構へであつた。

果然、國府はこの形勢を觀取して外貨の賣出を統制し、割當制度を開始した。この始末は前章に詳說した。かくて聯銀は法幣に對する攻擊の手を封じられたけれども、法幣は玆に期を劃して下落の傾向に轉じ、たちまち一志を破り六月からは八片見當まで暴落した。聯銀券は殆ど戰ふことなくして勝を制し得たのであつた。

戰はずして勝を制したと云ふと、法幣に手痛い打擊を加へたやうに聞えるが、實はそれほどでもなか

つた。當時の市場相場では聯銀券よりも法幣の方が動もすれば强含みであつたために、舊通貨の引換回收は遲遲として進まなかつた。從つて上海における法幣の攻擊賣も聲の大きかつたほどには實現されてゐない。むしろ國民政府がこの聲に脅えて——と云ふよりも、この聲に寄貨措くべしとして、乏しき正貨を護るために、爲替割當制開始の機會を捉へたと見る方が當つてゐる。しかし、これによつて法幣の相場が一擧に八片臺まで崩落したことは事實である。

それから先は追擊戰に移つた。

臨時政府は、昭和十三年五月二十五日の告示を以て、六月十日限り中央銀行券及び中國・交通兩行の南方劵竝びに北支雜券の流通を禁止する旨を明にし、その趣旨を民衆に徹底せしめるために、ラヂオ放送・傳單撒布・其他適當の方法によりて之を宣傳することにした。これは舊通貨整理辨法第三條及び第四條の規定によつて當然のことであるが、恰も徐州の陷落によりて法幣崩落の氣配が現れてゐた際であるから、法幣の動搖から北支通貨を護るといふ理由も稱へられたのであつた。

この時に流通禁止となつた紙幣は、法幣約五千萬元、雜券一千萬元內外と推算されてゐる。雜券の內には、中國實業・北洋保商・中國墾業・浙江興業・大中・邊業・中國農工・中南・中國通商・農商・四

明・中國農民など十二行の紙幣が指定されてゐた。

この流通禁止の法制上の意義は、通貨制度の上に國境を劃して、北支幣制と中南支幣制との脈絡を隔絕したことにある。六月十一日からは、北支に流通する舊通貨は中國・交通兩行の北方券並びに河北省・冀東兩銀行券及び尙ほ整理方針未定であるが殆ど流通のない山東省民生銀行・山西銀行などの紙幣だけに限られることになつた。しかし之は單に法制上の建前に過ぎぬ。實際に於ては尙ほ北支の廣大なる地域に多額の南方券が流通してゐた。換言すれば、幣制上における北支那の疆域は、皇軍の武力に依る治安の線によりてその國境を定められ、地理學における北支那よりも狹小なる範圍に限られてゐた。

臨時政府は舊通貨を聯銀券と引換に回收する方針を樹てたのであるが、支那側銀行において、引續いて新規發行をなし、または一旦回收した紙幣を再發行するやうなことがあつては、整理の達成を望み難いので、六月三日附命令を以て、中國・交通・冀東・河北省・等の聯銀加盟銀行で紙幣の流通が許されてゐる銀行に對して、發行禁止を通達した。しかし北支における中國・交通兩行が治外法權の天津英佛租界に本據を構ふるために、この命令を徹底せしめることが出來なかつた。

南方券は流通禁止となつたが、民衆はそんな事には頓着なく、南北の通貨が廣き地域に亙つて脈絡交流してゐた。從つて、南方券は國民政府の爲替割當制と徐州陷落によりて八片まで慘落したが、北方券

も亦之に引摺られて同じ水準まで下落した。それだけならばまだよいが、北方券は聯銀券と等價で引換へられてゐるから、聯銀券までが崩落の運命を共にする結果になつた。ところが聯銀券は日本圓貨と等價で聯繫されてゐる。對外價値の基準を一志二片に建ててゐる。これと八片基準の法幣との等價交換を看過することは、不合理であるのみならず、累を日滿の通貨に及ぼすことにもなる。茲に於て聯銀券と法幣との等價關係に改訂を加ふる必要が生じた。これが對應策として法幣の切下が行はれた。

第一次の切下は昭和十三年八月八日を以て行はれた。その率は一割とし、爾後、北方券百圓に對して聯銀券九十圓を以て流通せしむることに定めた。

第二次の切下は、昭和十三年十二月三十一日附命令を以て、翌年二月廿日から實施された。五十日の豫告期間を置いたのは、特に民衆の打擊を輕減するための注意に出たことであつた。民衆はこの期間に法幣を聯銀券に引換へることを許されたのである。切下率は三割で、前回と併せて四割の切下となつた。舊通貨整理辨法の規定に據て、北支における舊通貨は、聯銀創業一周年の三月十日を以て、すべて流通禁止となる。その民衆に及ぼす影響を考慮し、事前に警告を與ふる意味においても、第二次の大幅切下が行はれたのであつた。

しかし兩次の切下を通じて、聯銀券と法幣の市場價値には目に立つほどの影響もなかつた。治安の定

らぬ匪區地帶や治外法權の天津租界では、切下げられた筈の法幣が却て聯銀券を上廻つてゐることさへあつた。

河北省・冀東兩行の紙幣は、最初から聯銀券の別働隊のやうな取扱を受け、兩度の切下にも除外された。

山東民生銀行發行の庫劵並びに山西省銀行以下地方銀行の紙幣も、昭和十四年一月二十五日附命令を以て、法幣と同樣に、先づ切下を行ひ、次で三月十一日以降は流通を禁止された。

民衆の生活に最も關係の深い一圓未滿の小額通貨並びに補助貨に就ては、昭和十三年六月一日より小額紙幣及補助貨整理辨法を施行して、舊來流通のものに對する切下步合と流通期限を定むると共に、中國聯合準備銀行の角票（一角・二角・五角の三種）を發行して、三年間に整理することにした。河北省銀行から河北省銀錢局の名で發行してゐる銅元票だけは、切下規定並びに流通禁止の適用を受けぬことになつてゐる。

斯くの如くにして聯銀創業一周年の昭和十四年三月十日を迎へた。舊通貨整理辨法の定むる所に據り、翌三月十一日からは、法幣は勿論、聯銀券と同樣に扱はれて來た河北省銀行劵・冀東銀行劵も、治安の確立した聯銀劵地帶においては、擧げて流通禁止となり、北支の通貨は、小額通貨及び補助貨を除き、

法制上に於ては、すべて聯銀券に統一されることになつた。

幣制統一は法制の上で確立しても、それは治安の確立してゐる重要都市竝びに鐵道沿線のことであつて、敵匪の蟠據する奥地には及び難い。そこで臨時政府は、舊通貨流通禁止を前にして、三月八日、皇軍の協力に依り、次の如き處理辨法を發表した。

一、北支那を聯銀券地帶と匪區地帶の二つに分ける。聯銀券地帶とは從來の聯銀券工作が徹底してゐると看做すべき地帶であつて、これは現地における兵團長が、それぞれ布告を發して、その地域を明確にする。

二、聯銀券地帶においては、三月十一日以降嚴重に舊通貨の流通禁止を實行する。

三、聯銀券地帶として指定されない地域は一應匪區地帶となるが、匪賊淸掃工作が進捗するに從ひ、一定の地域を指定し、二箇月の猶豫期間を置いて、舊法幣の聯銀券引換に應ずる旨を布告し、その期間中は六割の價格で引換へ、猶豫期間滿了とともに流通を禁止する。

四、河北省・冀東兩銀行券に對しては特例を設け、流通禁止後といへども、聯銀券地帶では三月十一日より尙ほ二箇月を限つて聯銀券と等價で引換へ、匪區地帶においても、現地部隊長の布告發表の日より二箇月間は等價で交換に應じる。

之を要するに、治安の確定せざる地域に對しては、現地部隊長の掃匪工作に信頼して、漸進主義で行くといふ方針が決つたのである。

當時における聯銀券の發行高は凡そ二億餘圓と傳へられた。其後同行の株主總會に提出された貸借對照表によると、昭和十四年六月末における發行貨幣竝びに發行準備金は次のやうになつてゐる。

發行貨幣	二六四、一五九、〇〇〇圓
發行準備金	二六四、一五九、〇〇〇
地金	二八、五八〇、〇〇〇
地銀	一六、二三五、〇〇〇
預金	二一九、三四二、〇〇〇

この發券額の少からざる部分は北支に流通してゐた鮮銀券・正金銀行鈔票竝びに北支における皇軍の戰費として支出せられた日本圓貨が形を變へたものである。だから發行高二億六千萬圓というても、その流通狀態は、內地における日本銀行券などとは必ずしも同樣でない。數字の含蓄する意義に逕庭あることは言を俟たぬ。法幣との引換によりて發行せられた聯銀券の數額は、市場における法幣の實際相場が、多くの場合に於て、聯銀券を上廻つてゐたことから考へても、少額に過ぎぬと察せられる。

第三節　北支の爲替集中制

さて聯銀券が北支唯一の國幣として、遺憾なく北支の經濟に貢獻し得るためには、二つの機能を具備しなければならない。その一つは國内通貨として一切の取引に授受せらるることである。これは、以上解説した工作によりて、治安地帶に關する限り、少くとも法制上には、達成されたものと見てよい。もう一つは貿易通貨として國際間に一定の價値を認められることである。この點に關しては、聯銀券は、創設當初から圓貨ブロックの一環として、一志二片基準を標榜してゐる。また日本の銀行團と一億圓のクレヂットを協定して爲替平衡資金を設けてゐる。だから日滿兩國に對する貿易通貨としては用を缺かぬわけである。問題は第三國との關係にある。日本圓貨に對しては爲替管理が行はれてゐるから、圓貨資金のクレヂットを持つてゐても、自由に第三國の外貨を轉購することが出來ない。そこで聯銀券は、第三國に對しては、貿易通貨たるの機能が拘束されてゐると云ふことになる。少くとも一志二片を標榜して高く留つてゐては相手にされぬといふことになる。

敵手の法幣は、僅かに申譯ばかりの割當制度ではあるが、兎も角も一志二片¼で外貨爲替を賣つてゐる。八片見當若しくはそれ以下の市場相場でならば、匯豐銀行が公然の暗盤として市場に賣出してゐる。

それに較べて、聯銀券は正貨兌換も爲替兌換も自由ではないのである。玆に聯銀券の惱みがあつた國内商品に對する關係に就ても、法幣は聯銀券よりも遙に廣い土産品の市場をもつてゐる。聯銀券を以て棉花や小麥のやうな土産品を買出しに行つても、往往にして農民が賣つて呉れないのである。農民は聯銀券を持つてゐると漢奸として土匪や共匪に窘められることを恐れるのである。一言にして云へば、聯銀券は物資兌換の點から見ても法幣より制限された通貨であつた。玆にも聯銀券の惱みがあつた。

聯銀券も法幣も國内では殆ど等價で流通してゐた。表向きは切下に次ぐ切下を以て壓迫して見ても、一歩鐵道沿線を離れると、切下げられた筈の法幣が聯銀券の上にあることさへ多かつた。然るに外貨に對する關係においては、聯銀券は一志二片を堅持して下らない。法幣なら八片見當で取引される。そこで輸出商は外貨の輸出爲替を法幣に換へる方が聯銀券に換へるよりも七割以上の利益になる。華僑も外貨の送金を法幣地帶に送る方が聯銀券地帶に送るよりも遙に手取が多い。玆に於て外貨資金は水の低きに就くが如く法幣地帶に入る。聯銀券地帶からの輸出代金も斯くして蔣政權地帶に落ちる。

支那が戰爭には敗け續けてゐるのに、法幣の價値が維持されてゐる理由としては、(一)在外正貨が案外に豐なこと、(二)發券高が制限されてゐること、(三)英國の支援あること、などを擧げるのが常識になつてゐる。しかし最も意想外の理由は、聯銀券が一志二片を取つて下らざることであつた。之に乘じ

て、下位に置かれてある法幣がその圏域に外貨を集め去つたことであつた。この價差を利用して、法幣圏における正貨の補充を豐かにすることを得たのである。これが聯銀券の最も大なる惱みであつた。これらの惱みに對處して臨時政府は三段の政策を講じた。

その第一段は、外國爲替基金の運用による北支貿易のリンク制であつた。

その第二段は、舊通貨の流通禁制と共に三月十一日から始められた十二品目の爲替集中である。

その第三段は、七月十七日に始まつた輸出品全部に對する爲替集中である。

第一　北支貿易のリンク制

中國聯合準備銀行は、昭和十四年十月から、手持外貨の內から取り敢へず五百萬圓を割いて、外國爲替基金勘定を設置し、輸出爲替と輸入爲替のリンク制を開始した。この基金は之を正金銀行に預託して、輸出と輸入の爲替取組における外貨收支の時期喰違ひを調整する資金に運用せしめ、輸出入の接合によりて、聯銀券の一志二片基準を實現せんとする仕組であつた。詳言すれば、當時の北支物價は法幣相場による八片基準が一般に行はれてゐたから、公定爲替基準の一志二片を實現しようとすると、貿易業者は一圓につき六片の爲替差損を蒙ることになる。卽ち輸出代金を法幣で受取る場合に比して、聯銀券で

受取る場合の方が、七割餘の減額になる。そこで、この輸出代金を輸入爲替に振當てて、輸入を實現する場合には、外國爲替基金から一圓につき六片の塡補をして、收支の差引において爲替差損のないやうにしようといふのが、このリンク制の狙ひ所であつた。この制度を實施することによりて、聯銀券も漸次貿易通貨としての活動に入り、北支の第三國貿易を、法幣を媒介とする華商又は外國商人の手から奪うて、聯銀券取引を伸張し得ると考へたのであつた。

しかし實績は遂に期待に副はなかつた。この制度が圓滑に行はれるためには、輸出と輸入との出合が都合よく行はれて、輸出の爲替差損が輸入によりて確實に回收されることを必要とする。然るに北支に於ては、物價の動搖・輸送力の不整備・物資需給の不調和・等によりて、輸出入の聯繫塡補がなかなか困難であつた。例へば邦商が落花生油を輸出して一志二片基準による爲替計算をなし、その輸出代金で建設資材を輸入して、輸出の際に被つた一圓につき六片の爲替差損を塡補しようとしても、建設資材の價格が下落するか、又は先安見越になると、實際に於てこの聯繫を取る機會を失ひ、不測の損失を被ることになる。玆に於て聯銀券强化策は遂に爲替集中制にまで進展せざるを得なかつた。

第二　重要十二品の爲替集中

中華民國臨時政府は、昭和十四年三月三十一日舊通貨の全面的流通禁止を行ふと同時に、爲替管理を行ふことに決し、海關布告を以て、重要輸出品十二品に對する爲替集中制の實施を發表した。その要綱は左の如し。

一、左記貨物を輸出又は中南支に移出せんとする者は、海關監督より無爲替輸出の許可を受けたる場合を除き、その輸出爲替を中國聯合準備銀行に賣却することを要す。

鷄卵及び同製品・胡桃(殼付のものを含む)・落花生油・落花生・杏仁・棉實・葉煙草・ヴァーミセリ及びマカロニ・石炭・毛製カーペット(毛綿交織物及床敷を含む)・麥稈眞田及び麥藁帽のうち麥稈眞田製のもの・鹽、以上十二品

二、爲替賣却の條件は左の如し。

(イ)日本及び滿洲國以外の地域への輸出又は移出の場合は、該貨物の正當なる價格の全部につき、日本通貨・滿洲國通貨・蒙疆銀行券及び聯銀券以外の通貨を以て表示せる輸出爲替を、聯銀券を對價とし、對英一志二片以上の相場を以て、聯合準備銀行に賣却すること。

(ロ)日本及び滿洲への輸出の場合は、日本通貨・滿洲國通貨(若くは聯銀券)を以て表示せる輸出爲替を、等價を以て聯銀に賣却すること。

（ハ）輸出爲替の外國又は中南支における入金時期は、特に海關監督の許可を受けたる場合を除き、輸移出後五箇月以內たるべきこと。

三、聯銀は、爲替の賣却を受けたるときは、その事實を確認するために、爲替賣却證明書を發給す。商人はこの證明書又は海關監督の發給する無爲替輸移出許可證を提出して輸移出申告をなすべし。

茲に注意すべきは、この爲替集中制において、中南支が集中域外におかれてゐることである。爲替管理の上においては、中南支が第三國と同律に扱はれてゐる。移出といふ言葉が用ひられてはゐるが、輸出と同樣に看做されてゐる。中支と南支とは新黃河を以てその境界を劃することに決定し、これを越えての密輸は嚴重に取締る方針である。北支の臨時政府は昭和十三年六月十日いはゆる法幣南方券の流通を禁止すると共に、法幣の南北交流を禁制した。徐州陷落の後、津浦線が全通して、南北通貨の接觸が行はれるやうになつたので、隴海線一帶の地域を差し詰め軍票地帶といふことに決めて、南北通貨地域の間に緩衝地帶を設け、その接觸を遮斷した。聯銀券を一志二片基準で育成するためには、八片內外を去來する中支法幣の前に障壁を設けることは寔に已むを得ざることであつた。單に通貨に對して關門を鎖すのみならず、物資の交流に對してもまた堡壘を構へなければ、爲替集中の目的を達することが出來なかつたのである。

爲替集中の目的は、言ふまでもなく、一志二片と八片との差額を狙うて輸出代金が水準の低い法幣地域に流逸することを阻止するにあつた。十二品目のうちに羊毛・棉花・鐵などの重要輸出品が洩れてゐるのは、是等の商品に就ては、それぞれ臨時政府の命令によりて第三國に對する輸出が統制されて、爲替集中の機構を要しないやうになつてゐるからである。

爲替集中の對象となつた十二品目の輸出總額は、昭和十二年において、八千八百萬圓であつて、北支輸出總額二億一千六百萬圓に對して、四割見當になる。このうち第三國への輸出額は六千六百萬圓であつて、北支の第三國輸出總額一億六千一百萬圓に對しても、また四割强になる。この制度が第三國への輸出爲替を目標としてゐることは多言を要しない。しかるに日本以外には殆ど輸出のない鹽を含んでゐるのは、第三國に對する氣兼ねとでも云ふべきものであらうか。

聯銀はこの制度によりて集め得たる輸出代金の範圍において、輸入爲替の賣却に應ずる建前であつた。

第三　輸出品全部の爲替集中

重要十二品に對する爲替集中は輸出代金の四割を占むるに過ぎない。この制度を行ふ上は、これを擴充して輸出品の全部面に及ぼさなければ筋が徹らない。

臨時政府が南方券の流通を禁止して十二品目に對する爲替集中を發表するや、英國政府は直ちに支那通貨安定法を制定して法幣支持の借款を起した。この經緯は前章に述べた。これは報復ではないと辯疏されたけれども、その間の行き懸りを看過することはできなかつた。爾來聯銀券對法幣の葛藤は加速度的に激化した。臨時政府は七月六日を以て北支における輸出爲替の全面的集中を發表し、同十七日から之を實施した。卽ち日本又は滿洲國向輸出については、圓・元等價による日滿通貨の爲替を聯銀に賣却し、また日滿以外の第三國竝びに中南支向輸出に就ては、日・滿・蒙・聯銀以外の通貨を以てする爲替を聯銀に賣却するに非ざれば、輸出を許さないことにした。

輸入爲替の賣却は、貿易外送金等に充當するため輸出爲替の一割を控除し、原則として聯銀買入爲替額の九割を振當つることと定め、特に聯銀の政策に協力したる者に對しては、全額の賣却を認める。貿易外送金は財政部長の許可を要する。輸入に就ては原則として管理を行はず、軍需品・生活必需品及び開發資材に就き、爲替銀行・貿易商・等に輸入希望品を提示して、その取引に當らしめる。

この全面的集中制度が實施された翌日、匯豐銀行は再度爲替の賣止をなし、法幣は崩落して五片を唱へた。月を越えて八月に入るや、落潮滔滔、四片の關門を衝いた。

法幣の流通が封じられ、爲替集中が滯りなく行はるれば、聯銀券は北支唯一の國幣として國內に流通

するのみならず、一志二片基準の貿易通貨として圓ブロックの一環を擔ひ得るに至る理である。しかし之には少からぬ困難が豫想された。

第一に、爲替集中が完全に行はるるためには、貿易統制が完全に行はれなければならぬ。然るに支那の偷運は久しきに亙る慣行であつて、容易に禁壓し得べきことではない。殊に北支の場合には、偷運の大きな拔け穴が二つもあつた。その一つは匪區地帶である。もう一つは天津租界である。匪區地帶を通じて海に出る貨物を何うして抑へられるか。それよりも、匪區地帶の土貨が黃河を越えて南に漏れ出るのを何うして堰き止め得るか。天津租界においても、治外法權に隱れて法幣の禁制が行はれてゐない。租界の外籍銀行竝びに華商銀行はなかなか臨時政府の思ふ儘にはならない。租界は奧地の廣大なる匪區地帶と聯契して法幣取引に對する唯一の海港たるかの如き觀を呈した。そもそも北支の爲替集中制は、昭和十三年夏頃から、青島において局地的に行はれてゐた爲替管理の經驗を踏襲したのであつた。しかし天津と青島とは多くの點において事情を異にした。青島には外國租界がなかつた。然るに天津には英佛の租界があり、租界には埠頭があつた。この事情が遂に昭和十四年六月十四日以降の天津租界封鎖にまで問題を追ひ詰めてしまうたのである。

第二に、輸出爲替の集中を徹底せしむるとすれば、勢ひ輸出貿易の衰頽を免れないであらう。北支の

物價は最近に及んで急轉歩に騰貴しつつある。すでに著しく騰貴してゐる。蓋し法幣の下落に伴れて聯銀券も亦殆ど同じ水準まで下落してゐるからである。最近法幣が五片臺から四片臺に下落するに至つて、聯銀券は幾らか優位を保ち得るやうになつたが、それでも尙ほ引摺られ勝ちで、その割合に値開きを示さない。要するに、北支の國內物價は大體において法幣に近い基準に建てられてゐる。しかるに輸出の場合に限つて一圓對一志二片の基準を固執すれば、その値開きは何等かの形において輸出阻害の方向に働く力となつて現れる。輸出土產品の買入値段を抑壓する方向に働けば、匪區地帶または租界からの偷運を助長するであらう。輸出者に負擔せしむれば、輸出品價格の昂騰となる。輸出入のリンク制が行はれてゐるが、そのために、輸出は輸入と出合を取り得る範圍に制限されることになつてゐる。出合による補償を求むる配慮と危險とは一應輸出者の負擔となるが、結局それは土產品買付値段の上に、または輸出品價格の上に轉嫁されざるを得ない。輸出の阻害は勢ひ輸入の減退となる。厖大なる建設計畫を前にして、これは輕輕に看過し難き問題である。北支は今日に於ても痛く物資の窮乏に惱んでゐる。それがまた物價騰貴ともなり、輸出阻害ともなつてゐる。輸出代金の範圍において輸入を處理する方針だとすれば、この儘では棄て置き難き事態である。

しからば聯銀券の對外基準を切下ぐべきか。これを切下ぐれば日滿支通貨聯繫による圓貨圈の標榜を

外さなければならぬ。

物價の抑制を强行すべきか。聯銀券による物價を壓へるのは、聯銀券の流通を阻んで、法幣のために途を開くに異らぬ。

法幣を貿易通貨として用ふることを認むべきか。これを認むるは差し詰め聯銀券の敗北を認めて大陸における通貨建設に足踏を命ずるに等しい。

しからば別に貿易通貨を案策すべきか。――問題は玆に於て中支の華興券に移らざるを得ない。

第四節　貿易通貨としての華興券

事變以來の中支那において、維新政府の勢力圏域に登場した通貨が三種ある。日本銀行券・軍票及び華興券である。

最初中支那に於て軍用支辨のために行使された通貨は日銀券であつた。その外に旅行者などが持渡つた日銀券も少からぬ金額に達した。その結果として、流通高も相當多額に上り、一時は上海市場に圓札氾濫して法幣以下の相場に落ち込み、圓系通貨全體の對外價値に累を及ぼすやうな不安もあつたが、其後軍票が日銀券の回收竝びに法幣の驅除を目標として登場し、漸次日銀券に代位して軍票一色の通貨制

度を推擴したので、圓札氾濫の問題は、日銀券に關する限り、一應解消するに至つた。

支那事變における軍票は、昭和十二年十一月五日、杭州灣に「百萬上陸」を誇つた柳川部隊が使用したのを以て嚆矢とする。その後は軍票を用ふる部隊もあり、また日銀券を併用する部隊もあつたが、昭和十三年十一月一日に至り、軍は大要左の如き布告を發して、上海及びその接屬地域を除く中支の全占據地に軍票の使用を强制することになつた。

一、上海を除く中支においては、軍票を通貨として使用し、日銀券を使用せず。

二、奥地占領地區の物資を買出さんとする者は、上海又は現地の銀行に於て、日銀券を軍票と引換へて使用すべし。

三、軍票を日銀券に引換へんとする者は、大藏省現地駐在事務官の許可を得て、銀行に於て引換ふることを得。

四、軍票の預金は日銀券と同様に扱ふ。

上海市並びに大場鎭・眞茹・等を含む接續地帶を軍票使用區域から除いたのは、當時上海虹口側の日本人居住區域にあつては、殆どすべての取引が日銀券で行はれてゐたから、之を軍票に改めて急激なる變化を來すことを避けたのである。また錢莊などの手によつて軍票の相場を不當に叩かれることを慮つ

ての用意に出たものであらう。しかし上海に於ても、其後軍人・軍屬・軍の指定商・等を通じて、軍票の通用範圍は漸次擴大された。そこで昭和十四年十二月一日からは、上海においても日銀券の通用を禁制し、中南支の全占據地域に對して軍票一元化の方針を確立した。その要綱は左の如し

一、銀行は昭和十四年十二月一日以後、日本及び滿洲への旅行者に對する場合を除き、日銀券の拂出をなすことを得ず

二、銀行は昭和十五年一月一日以後、日銀券の受入をなすには、在上海財務官の許可を要す

三、日銀券の所持者は昭和十四年十二月三十一日までに之を銀行に齎して軍票と引換ふべし

四、十二月一日以後、中支那においては、從來日銀券を以てしたる一切の支拂に、すべて軍票を用ふ

これと同時に、旅行者の所持金引換方法も規定され、引換場所及びその手續等を公示した。引換額は、原則として、日銀券を軍票に引換へる場合は一人に付き五百圓まで、軍票を日銀券に引換へる場合は一人に付き二百圓まで、軍票を聯銀券に引換へる場合は一人に付き五百圓までといふことになつてゐる

軍票が民間における通貨として價値を維持するためには、之による物資の賣買が行はれて、經濟的流通力を備ふることを必要とする。この見地から、軍票の强制通用を行ふとともに、之に對する物資兌換の途を開く方策を立てた。例へば綿布・鹽・等を軍票に換へて配給し、また南京・蘇州・杭州・廣東・

等に内地の百貨店をして賣場を設置せしめ、日用品の販賣に當らしめてゐる。故に今次事變における軍票は、單に軍の作戰通貨たるに止らずして、新興政權を背景とする國內通貨として、一般民衆の間に地步を占めようとしてゐる。この意味においては、南における軍票は北における聯銀券や蒙疆券と大同小異の性格を與へられてゐる。

事變が繼續する限り、軍票の增發も亦止むを得ざることと思はれる。やがては軍票の處置を考へねばならぬ時が來るであらう。しかしこれが整理は聯銀券・蒙疆券乃至華興券の前途と關聯して考ふべき問題であらう。傳へらるるが如く、近き將來において、汪精衛政權が支那の新中央政府として登場するものとすれば、これが財務・金融機關としての新中央銀行の創設もまた問題になるに違ひない。その場合には、軍票の處置も亦この中央銀行の機能と關聯して考慮されるやうになるかも知れぬ。さしづめの處置としては、前述の如く、軍票のために物資兌換の途を講じ、また一定條件の下に之を日本より輸入する物資の爲替代金に充て、若くは之による日本通貨の送金を許可して、その價値を維持することに努むべきであらう。また法幣の操作により軍票の價値を維持する方途もあらう。

軍票は圓貨と等價に扱はれてゐる。從つて日本との貿易はこの通貨で計算を建てることに支障はない。

しかし軍票は今日のままでは第三國に對する貿易通貨たることを期待さるべきものではない。この點より觀れば、聯銀券よりも一層機能の限られた通貨である。聯銀券に就ては、これを一志二片の基準に置いて貿易通貨たる機能に當らしむるために、輸出入リンク制や爲替集中制が試みられた。しかし軍票に就ては斯くの如き案策は行はれてゐない。これを試みて見ても効果を期待し難きことは、聯銀券の經驗に徴しても明である。國際關係の錯綜してゐる今日の中支那に於て、北支那に於けるが如き管理統制を行ふことには少からぬ困難が伴ふ。軍票や圓札を法幣に換へて、法幣を通じて外貨爲替を轉購する途もないではない。また實際にはこの方法も行はれてゐるかも知れない。しかしこれでは敵貨たる法幣を活かすことになつて、當面の目標たる通貨戰爭の主旨が立たぬ。茲に於て貿易通貨としての華興券が負擔すべき役割が生じ、この機能に期待をかけて華興商業銀行が設けられた。

華興商業銀行は民國二十八年（昭和十四年）四月二十二日附行政院令として發布された華興商業銀行暫行條例に準據し、同年五月一日上海に創立總會を開いて誕生した日支合辦の株式會社であつて、中華民國維新政府の法人である。五月十六日から開業し、本店を上海に置き、南京に分行を、蘇州に支行を開設した。

華興商業銀行の資本金は五千萬圓で全額拂込濟である。その半額は維新政府が引受け、殘りの半額は

日本側銀行が引受けた。上海に支店を有する六つの日本系爲替銀行が引受くる建前であつたが、正金銀行は定款によりて斯くの如き投資ができないので、日本興業銀行が之に代つて五百萬圓を引受け、殘額二千萬圓を臺銀・鮮銀・三井・三菱及び住友の五行が四百萬圓づつ拂込んだ。

業務としては、差し當り貿易關係の金融に重點を置くことになつてゐるが、最も重要なることは、强制通用力ある銀行券を發行する特權を有することである。「華興券」と呼ばれるものが卽ち是れである。華興券の種類は十圓・五圓・一圓・二角・一角の五種とし、券面は南京・蘇州・杭州等中支の風景を描いたものである。

華興銀行は單に貿易金融機關として生れたのではない。將來その基礎が固まり、華興券が信用を得て廣く流通するに至らば、國內產業の金融にも乘出し、また必要に應じて日銀券及び軍票の整理にも寄與すべき企圖を以て設立されたのである。場合によつては、中支那における中央銀行にまで發展すべき使命をも負擔して創始されたのである。しかし當面の情勢においては、中支は尙ほ槪して法幣の勢力圏內にある、その上に各國の權益關係が複雜で、未だ一網打盡の案策を推行すべき狀態でない。そこで華興銀行は小さく生れて大きく育つべき念願を以て誕生した。

華興券は當時法幣相場と等價を標榜して登場した。卽ち八片1/4の通貨として市場に現れた。從つて圓

貨とリンクされてゐない。一志二片に拘泥しない。圓系通貨に對しては市中相場で取引される建前である。これは聯銀券の轍を履まぬ用意に出たのである。しかし華興券は必ずしも法幣にリンクされた通貨でもない。差し當り法幣と等價で出發したに過ぎぬ。將來法幣が崩壞する場合には勿論これと絕緣する建前であつた。要は法幣と伍して貿易通貨としての機能を完うするにある。――果して昭和十四年七月法幣が四片見當まで慘落したので、これと絕緣して六片基準を守ることになつた。爾來法幣とは市場相場を以て引換へる建前になつた。その後に至つて法幣が稍囘復の勢を示したので、絕緣は早計であつたといふ批評も出た。しかしこれは後になつての繰言である。當時の形勢では、法幣は一氣に覆滅してしまひさうに見えたのであらう。從つて絕緣の外なしと思はれたのであらう。

理論的に云へば、およそ斯くの如き場合に、華興券のやうな通貨が法幣と絕緣してその對外價値を保ち且つ流通を推擴し得るためには、法幣崩壞といふ敵方の事實に加へて、味方の用意として、第一に當面の兌換準備が整うてゐなければならぬ。第二に兌換準備を補充する途が開けてゐなければならぬ。でなければ早晚兌換に手詰りを生じて貨幣價値を保ち得ぬやうになる。內兜を見透されては、敵は兌換請求の追擊を加へて來るに違ひない。第三には新興政權による治安が確立して、相當廣汎なる地域に亙つて華興券が流通し得る地盤を有することが必要である。法幣の價値が崩れても、崩れたままの低い基準

で廣き流通地盤を保持し得る場合も想像される。貨幣價値維持の條件と流通强制の條件とは必ずしも同一ではない。貨幣の購買力の强度と貨幣の購買力の幅員とは必ずしも伴動しない。

當初の建前では、華興券は要求に應じて無制限に法幣と引換へられた。しかし法幣を以て華興券を要求される場合には、銀行の裁量によりて自ら一定の限度がある。華興券を以て外貨を要求された場合には、基準に從つて無制限に兌換する。是れ華興券が貿易通貨たる所以である。また健全通貨として法幣よりも一段の優位を保つ所以である。

華興券の發行準備は現金準備を六割とし、地金銀又は外國貨幣・外貨預金・外貨證券・外國爲替・等の第三國外貨を以て之に充て、爾餘の四割は保證準備とし、商業手形其他確實なる有價證券を以て之に充つることになつてゐる。尤も今日までは、拂込資本金竝びに維新政府が提供したる無利子預金一千萬圓のうちから、發券高の十割以上に當る圓系通貨以外の正貨準備を保有する建前を取つて來た。

また華興券の發行はなるべく外貨を失はぬやうな方針で行はれてゐる。即ち輸出前貸・外國爲替貸付・外國爲替又は外國貨幣の買入・外國送金爲替の支拂・華興券預金の拂出・等に限る方針であると聞いてゐる。斯くの如くにして外貨を蓄積する方針であるから、何時にても兌換の要求に應じ得る狀態にある。それだけに流通高の急增は望み難い。

華興商業銀行は國庫事務を取扱ひ得る規定になつてゐる。しかしその本來の使命に鑑み、その發券業務は政治的・軍事的目的によりて左右さるべきものではない。創立に際して維新政府が發表した聲明にも「本政府は本銀行の重大なる使命に顧み、本銀行をして凡ゆる政治的考慮乃至干渉より獨立せしめ、其の堅實なる發展を期するものなり」とある。「純粹なる經濟本位の商業銀行」である。「貿易通商につき金融の圓滑を計り以て民衆の經濟的伴侶たらん事を念願するもの」である。だから軍用支辨のために華興券を發行するやうなことは行はれない。

南の華興券を北の聯銀券と對照すると、その性格に根本的な相違がある。象徵的に言ひ表すことを許されるならば、聯銀券は主として政治を背景とする力の通貨である。華興券は主として經濟を背景とする物の通貨である。だから聯銀券に對しては有ゆる統制の手が打たれなければならぬ。華興券は自由に放任して自然のままに流通の地盤を求めしめるのが本來の建前である。治安によりて鋪裝された通路さへ與へられれば、兌換準備の續く限りは、何處までも自由に伸びようとする通貨である。華興券にこの性格を與へたのは、北支における聯銀券の經驗に鑑み、且つ中支における國際關係と法幣流通狀態とを慮つての措置と思はれる。

華興銀行は、生後八箇月を經たる昭和十四年十二月末日において、僅に五百七萬圓の發券高を報告し

てゐる。如何に小さく生るることを覺悟して世に出たとは云へ、これはまた餘りにも小さ過ぎはしないか。上海を中核とする中支の大市場に於て、五十億元以上と稱せらるる浮動通貨の中に在つて、五百七萬圓の華興劵は殆ど無きに等しい。思ふにこれは軍票一色の通貨統一方針に鑑みて、華興劵を國内通貨として推擴することに手心が加へられてゐるからであらう。それと共に考へらるることは、通貨の價値維持と流通弘布とは別箇の問題であるといふことである。華興劵は要求次第外貨に兌換され得る通貨であるから、その價値は健全に維持されてゐる筈である。しかるにその流通高が一向に伸びないのは、治安によりて保障された推進力の掩護に足らぬ所があるからであらう。華興銀行が保有する外貨準備から考へても、五百七萬圓は少額に過ぎる。

汪精衞を首班とする新中央政府の成立は、近き將來に實現すべき事實として期待されてゐる。新政府成立の曉には、その機關として貨幣金融の統制に當る新中央銀行のことも、おのづから問題になるであらう。さて中央銀行を設立すべきものとすれば、その形式としては、(一)特立して一行を新設する方法、(二)華興商業銀行を改組昇格する方法、(三)新中央銀行を設立して、これに華興商業銀行を吸收し合併する方法等が考へられる。華興商業銀行開業以來の實積竝びに現在の情勢より考察すれば、第三

の方法が最も妥當なる方法ではあるまいか。その場合には、既に市場に流布されてゐる華興券は、公定相場により、期限を定めて、新銀行の貨幣に引換へ、なるべく速かに整理するがよい。新中央銀行ができれば、貿易金融のことも、その銀行が擔當するであらうから、華興商業銀行がこれと併んで存立する理由は微薄になる。

尤も、當分は新中央銀行を設けないで、現狀のままで押して行くのも一策であらう。蔣介石が南京に政府を樹てたときも、本格的に幣制改革に乘出すまでには、なほ數年の準備を要した。民情の定まるまで、貨幣金融のことは暫定的處理を講ずるに止めて、機會の熟するのを待つのも賢明なる策であらう。

第九章　經濟聯繫と通貨聯繫

大陸における新興政權の經濟建設にとつて、最初から躓く石となつてゐる觀念が一つある。それは經濟聯繫と通貨聯繫とを同一且つ不可分のもののやうに思ひ込んでゐることである。等價リンク制の圓貨ブロックが出來上らなければ、日滿支の經濟一體化が成立しないやうに決めてかかつたことである。幣制の統一が日滿支經濟一體化の實現に强力なる一支柱であり、重大なる一要素であることは言ふまでもない。しかしそれは一支柱に過ぎない。一要素に過ぎない。如何に有力且つ强大であらうとも、一支柱・一要素は全體と同一ではあり得ない。

經濟聯繫には種種の體制があり、また同型の體制に於ても數數の段階がある。通貨聯繫にも種種の體制があり、また數數の段階がある。その如何なる體制に則り、その如何なる段階に就くべきかは、聯繫各地域の特異性に應じ、その經濟の力量を計り、第三國との關係をも考慮して定むべき問題である。言ふまでもなく、窮極の目的は經濟の聯繫である。通貨の聯繫は玆に到る手段である。之を與す支柱

である。經濟は主人である。通貨は僕婢である。よき僕婢は主人を凌がざることを以て第一義とする。
完全なる等價リンク制が通貨聯繫の理想であることは論を俟たぬ。また斯くの如き通貨聯繫を踏まへて立つ經濟圈の建設が、日滿支經濟一體化の理想であることにも、萬人ともに異論はない。しかし玆に達するには段階がある。例へて言へば、日・鮮・滿・支を通じて標準日本語だけが行はれるやうになれば、協同體生活を營む上に便利であるには違ひない。しかしそれは一擧にして實現し得べきことではない。それよりも先に手を着けねばならぬ緊急事もあらう。
また等價通貨圈の建設をあまりに安易に考へてはならぬ。これには少からぬ犧牲が伴ふ。この犧牲を敢て今日において拂ふべきか否かを考慮する餘地もあらう。例へば關釜隧道を開穿して日・鮮・滿・支の鐵道を同幅の廣軌で繫げば、物資の交流に便利であるには違ひない。しかし之が實現には少からぬ費用を要する。これも通貨圈の建設と同樣に考慮を要することであらう。是等の犧牲と費用とを、依りて得らるる便益效果と比較商量して、その最も有效緊急なる方途に充當する所に建設經營の要諦がある。
通貨聯繫をつくることの有利にして必要なる理由は極めて多い。その重なるものを擧ぐれば、先づ第一に、日本より支那への開發投資を誘導する爲には、圓元等價の維持されることが最も便宜である。少

くとも兩國の通貨價値が一定の率において聯繫されてゐることが望ましい。これは國際金融の教科書的原則である。しかしこの原則を日支の實際關係に當て嵌める場合においては、之を必要以上に過重視してはならぬ。何故ならば、日本から支那への投資は概ねいはゆる企業投資であつて、單純なる金錢投資は少いからである。日本の事業家が企業其物を支那の天地に延長して開發經營に當る形式での投資である。その昔、イギリス人やフランス人が、遠く離れた植民地の投資證券を抱き暖めて、擔保の評價に賴を懸け、利廻の計算に専念してゐたやうな利殖投資とはわけが異ふ。日本は支那に對して不在地主ではあり得ない。金貸資本家になつてはならない。懷手をしてゐては、英・米・佛に後れを取る。さらに詳しく言へば、我國の對支投資を誘發するためには、日支の貨幣價値が聯繫され、圓貨による利廻採算が爲替相場の變動によりて攪亂されざることも、望ましいには違ひないが、それよりも、わが投資企業の支那における生産能率が昂進すること・その生産物が我國の經濟にとつて意義あること・日支間に支障なき物資の交流が行はれることなどが、さらに一層肝要なる場合が多い。殊に支那における我が投資企業が第三國の原料を要する場合、またはその製品を第三國に輸出する場合に於ては、日支間の爲替關係よりも、支那と第三國との爲替關係の方が、さらに一層注意を要する問題となる。上海を中心とする我が紡績業の現狀はまさにこれに當る。わが在支紡績が外貨を稼ぐ上に如何に重要なる役割を果しつつあ

るかを考ふるならば、この問題の輕視すべからざることを悟るであらう。

第二に、日・滿・支の間における物資の交流を圓滑ならしむるためにも、圓元の聯繫は望ましい。日本が支那に求めたいものには、鐵があり石炭がある。また棉花があり羊毛がある。しかし是等の物資にも優つて重要なるものは、わが商品に對する支那民衆の購買力であらねばならぬ。さうして商品の對支輸出のためには圓元等價の便宜なること勿論である。また我國が支那の開發振興に當らねばならぬとすれば、開發資材を供給するためにも、開發によりて得たる物資を輸入するためにも、圓元等價の爲替關係が望ましい。しかしこれは、日支貿易の上に異常なる拘制を加へずして通貨の聯繫を行ひ得る場合のことである。通貨聯繫を實現するために、餘りにも無理な犧牲を拂はねばならぬ場合には、輕重を量つて考へ直す餘地があらう。

例へば北支那の現狀に就て見れば、なるほど法制上には圓元等價の幣制が維持されてゐる。しかし之を强行するために、北支の國際經濟には、かなり重い羈絆がかけられてゐる。圓元は等價を標榜しながら、北支の物價は日本の物價に比して激甚なる騰貴を示してゐる。いま日本銀行の調査にかかる東京小賣物價指數と北京特別市公署社會局作成の北京小賣物價指數とを比較すると、東京では最近一年間に二割の騰貴であるが、北京では七割に近い騰勢を示してゐる。

	東京	北京
昭和十二年(平均)	一七四・三	一〇〇(四月)
十三年十二月	一九九・七	一三八・九二
十四年十二月	二四〇・三	二二〇・八六

東京卸賣物價指數と中國聯合準備銀行の北京卸賣物價指數とを對照すると次のやうになつてゐる。

	東京	北京
昭和十一年(平均)	一〇九・〇	一〇〇・〇〇
十四年六月	一四九・七	一九三・二四
十四年十二月	一七四・五	二六一・八五

ここにも、北支最近の物價が殊に急角度の昂進を示してゐる。是等の統計は必ずしも精確なものとは言ひ難いが、大體の情勢を察するには充分であらう。大雜把にいへば、北支の物價は、事變前に比べて、裕に二倍を超えてゐる。さうして日本の物價水準よりも、遙に高位にある。物價の懸隔かくの如きに拘らず、日本と北支の間における物資の交流は制限されてゐる。日本から北支へ物資を送ることも、北支から日本へ代金を拂ふことも、ともに貿易統制と爲替管理によりて制限されねばならぬ狀態にある。貨幣の平價ありて平流なき狀態である。通貨聯繫を保つために經濟聯繫が阻まれてゐる。主人が僕婢に氣

兼ねをしてゐる形である。主僕顚倒である。

北支と中支との間には通貨聯繫をつくらぬ建前である。だから北支の爲替集中制においては中支は第三國と同樣に扱はれてゐる。中支の物資も第三國の物資も、極めて限られたる數量金額に於てしか、北支へは輸入されない。前章に敍說したる如く、爲替集中制によりて吸收し得たる輸出代金の範圍を超えては輸入しない建前である。この埒を破れば、北支の幣制は一志二片の關を保ち難い。この關を犯せば日本と北支との通貨聯繫に累を及ぼす。卽ち通貨聯繫を現在の基準に保つためには、物資の流入を堰き止めておかねばならぬ。しかも北支に物資を要すること今日の如く急なるはない。物資なければ開發はない。開發なければ日滿支經濟一體化は空念佛に終る。

一志二片の等價聯繫を保たうとするから爲替集中が必要になる。制度を窮屈にするほど偷運密輸は有利になり頻繁にもなる。その結果は輸出代金が敵域に流失することになる。網の目を細かくするほど大魚を逸するの理である。輸出代金を集め得なければ、輸入の增加を望み難い。物資の窮乏は救はれぬ。紙幣の增發と相俟つて物價の騰貴は免れぬ。通貨聯繫が開發を窒息せしめる。經濟聯繫の前途を暗くする。思ひ過ぎた興亞の親心が、匍ひ得ぬ子に立つことを求め、立ち得ぬ子に步むことを求めて、肥立ちを遲らせてゐる形である。

しからば北支現行の幣制に斧鉞を加へて圓元聯繫關係を改訂すべきか。之はまた自ら別箇の問題である。一つの制度を批評するは易い。しかし出來上つて定型を得た一つの制度に變動を加へることは、これに伴ふ摩擦の如何によつては、取り返しのつかぬ混亂を醸すことになる。輕輕しく手を下すべきではない。

いま日滿の通貨に面して新興政權の通貨價値が取り得る樣樣の位置――例へば北支の聯銀券と圓貨との聯繫樣態――を類型に從つて理論的に分類すると、およそ次の五種の聯繫を數へ得る。

第一は、圓貨に對して等價に聯繫し、また第三國通貨に對しても圓貨と同位を取る場合である。卽ち對外價値の基準を一律に一志二片に置く場合である。これは形式的には北支における現在の制度と同型である。ただ北支の現狀に於ては聯銀券の對內價値が法幣に牽かれて六片內外まで低落してゐるから、現在の制度を無條件に放任するときは、前章に說明したやうに、輸出資金は法幣圈內に逸出してしまう。日滿から物資を供給しても、日滿へは外貨代金がはいらぬのみか、その物資が第三國へ轉出する場合には、その代金が敵域に落ちる危險がある。これを防ぐために、爲替集中制により て外貨を吸收し、併せて輸入をも調整する仕組になつてゐる。しかしその結果は北支那の貿易に重き羈絆を懸けてゐる。殊に

日支の間における物資の交流及び資金の移動に高き堰をつくつてゐるのは忍び難きことである。

第二は、圓貨に對しても、第三國通貨に對しても、共にその價値を切下ぐる場合である。例へば聯銀券の對外價値を一律に六片見當に引下げて現在の北支の物價に該當する基準に置き換へる場合である。この場合は一應は北支經濟の現勢に對して均衡を得た通貨が出來るわけであるが、輸入原費を加重する限りにおいて物價の昂騰を免れない。物價の昂騰は平價切下の心理的影響と糾合して、さらに通貨に對する民衆の信賴を動搖せしめ、その價値を低落せしむることなきを保し難い。その上に、平價切下の前後における貸借・投資・等の關係を紊亂し、聯銀券債權者に損失を被らしめる。しかのみならず、聯銀券を切下げた基準よりも更に低位を狙うて法幣相場が下廻るときは、法幣に對する關係においては切下前と同樣の結果に還復し、混亂を招いただけが損失となる。

第三は、圓貨に對しては現在のまま等價に聯繫し、第三國通貨に對してのみ國內相場に準じて切下を行ふ場合である。これは一見日滿支の通貨聯繫を堅持しながら、他面において北支の通貨をその國內相場の自然の水準に繫ぐことになるが、實際の經濟關係は決してさうはならない。新興政權の幣制がこの位置を取れば、爲替關係において、日本よりの輸入品は安くなり第三國よりの輸入品は高くなる。日本への輸出は不利になり第三國への輸出は有利になる。また聯銀券を以て直接に第三國の外貨爲替を買ふ

よりも、聯銀券を一應圓貨に換へて外貨を轉購する方が遙に有利な採算になる。斯くして得たる外貨を更に聯銀券に換へ、これを圓貨から外貨へと乘り廻すことを得ば、極めて大幅の爲替値鞘を稼ぎ得ることになる。この狀態を自由に放任した場合を假定すれば、日本の經濟は物資と外貨とを併せ失うて、ただ管理通貨を掃き集めることになる。この結果を阻止するためには、貿易と爲替の上に禁止的制限を課せねばならぬことになる。故にこの狀態の下においては、日滿支經濟の交流を意味する聯繫體制は不可能である。經濟一體化は望まれぬ。

第四は、前項とは反對に、圓貨に對する價値だけを切下げて、第三國に對しては現在の公定相場を堅持する場合である。この場合は日本からの輸入が高價となつて殆ど不可能に近い狀態に陷るのみならず、第三國からの輸入も遮斷される恐がある。北支の第三國に對する國際貸借が順調になつて、この相場で無制限に輸入爲替を賣出し得るやうな狀態が實現されぬ限りは、北支はこの爲替相場で第三國の物資を獲得する途がない。ところが斯樣な爲替相場が維持される限りは、北支の對第三國勘定は順調になりやうがない。輸出爲替が悉く法幣圈域に落ちてしまうからである。この聯繫は理論的には考へ得られるが、實際には問題にならない。

以上いづれの類型においても、圓貨の對外價値は不動の基準に置くことを前提としてゐる。いま第五

の類型として、圓貨の價値と聯銀券の價値とを併せて動かす場合を想定すると、問題は一層複雜になる。これは圓貨其物の價値の動搖によつて起る場合が理論的には想像されるが、最近の實例としては、歐洲戰爭による第三國通貨の價値動搖による爲替基準の變更も切實なる問題になる。現に我が圓貨の對外價値は、昭和十四年十月二十五日を以て、英貨を離れて米貨二十三弗十六分の七に基準を轉置することになつた。――以上の敍述において一志二片を基準として解說して來たのは、設例の便宜に從うたに過ぎぬ。――今後さらに米貨の價値が動く場合または圓貨の價値が變る場合には、重ねて爲替基準を移さねばならぬことが起らぬとも限らぬ。その場合には、圓貨と滿支通貨とが聯繫されてゐる限り、滿支通貨の對第三國基準も變更されることになる。先頃圓貨を弗建に移した場合にも圓貨圈全體の基準轉置が行はれた。尤も其後における磅と弗の相場の開きが小幅に終つたために、實際上の影響は、今までのところでは、たいした事でもなかつた。華興券は圓貨圈の外にあるから、依然として英貨建を守つてゐる。

斯くの如くにして、圓系通貨全體の爲替基準に適正なる變更を加ふる場合には、前揭の諸類型におけるやうな貨幣價値の內外に對する不均衡から來る困難を除くことが出來る。その代りに、これを大幅に施せば、圓貨圈全域に對する價値革命を見ることとなり、國民經濟に激甚なる衝擊を齎すことになる。輕輕に斷ずべき事ではない。殊に有事の際に於ては心して愼むべきことである。

右に列擧した五つの類型はいづれも新興政權の通貨を圓貨と聯繫する場合である。この聯繫を設けざることを前提として考へると、尙ほ二つの型を數へることが出來る。

その一は圓貨と聯繫なくして第三國通貨と聯繫する場合である。この場合には新興政權通貨の强弱によつて圓貨に累を及ぼす恐れはなくなる。華興券はこの類型に屬する。最初は法幣と等價で出發し、次で英貨六片に繫いだ。圓貨に對しては市場相場に從つて爲替取引を行ふ建前である。

その二は圓貨にも第三國通貨にも聯繫せずして獨自の價値基準を維持する場合である。この場合は金又は銀の金屬價値に基準を置くか、然らざれば之を物價の安定に求めねばならぬ。後の場合には對內價値の平衡が基準になる。內外ともに價値基準を設けぬ幣制は想定し難い。それは價値標準として用をなさぬ通貨をつくる。法幣はその崩壞しつつある限りにおいて之に近いが、なほ英貨を基準として立ち直らうと苦鬪しつつある限りにおいて、ここまでは零落してゐないやうに思はれる。

以上二つの場合に於ても、なほ日滿に對する經濟聯繫は不可能ではない。換言すれば通貨聯繫なき經濟聯繫も可能である。例へば適地適業の見地から日・滿・支三國間における產業立地の方針を定むるが如き、また之に基く物資の交流を圓滑にする目標を以て關稅制度を調整するが如き、貨客に對する輸送聯絡の簡捷をはかるが如き、運賃政策によりて物資移動の方向を誘導するが如き、いづれも必ずしも通

貨聯繫を伴ふを要しないことである。通貨聯繫を伴ふ場合に比すれば、低位の經濟聯繫には違ひない。しかし遙に高位の聯繫を期待する段階としてこの邊から出發し、適當なる段階に達するを俟つて之に應ずる通貨聯繫を案策する道もあらう。

とは言へ、如上の類型分析は、今日すでに出來上つてゐる日滿と北支の通貨聯繫を、直ちに改組すべきことを意味するのではない。前段にも一言したる如く、舊き制度を改善することによつて生ずる摩擦は、新しき制度の長所を消磨してしまうことがあるからである。およそ舊き制度は、その慣熟せるの故を以て、その短所を補うて尙ほ餘ある場合が多い。故に舊きは斷じて改むべからずと云へば行き過ぎの嫌があるが、容易に改め難しと云へば何人も異論はあるまい。

しかし今日のいはゆる法幣問題は單なる經濟問題ではない。むしろ主として政治問題である。およそ從來の通貨戰爭は、自國の貨幣價値を引下げて、相手國の爲替相場を下廻り、國際市場における自國商品を低廉にして市場の伸張を圖るのが定石になつてゐる。一九三三年倫敦における世界經濟會議は實に此種の通貨戰爭に對する講和會議または軍縮會議とも見るべきものであつた。それはアメリカが平價切下の餘地を留保することを固執したために、フランスを主班とする金ブロック諸國の主張と相容れず、

遂に曠古の國際小田原評定に終つたのであつた。さて法幣に關する通貨戰爭においては、この定石とは反對に、敵の貨幣價値を叩き落すことを以て目標としてゐる。これは經濟戰の假面の下に政治戰が行はれてゐるからである。聯銀券が一志二片を標榜する管理通貨でありながら、最初から一志二片半で流通してゐる法幣と等價で引換へることを名乘り出でたるが如き、經濟の理法を乘り越えて、敵貨を打倒するの氣魄を發露したものといふべきであらう。敵の勢力を象徵する法幣なるが故に之を擊滅するのが第一義であつて、經濟的利害の考量は第二義以下に置かれてゐる。敵は擊たざるべからず――法幣は敵性通貨なり――故に之を擊たざるべからず。この命題は絕對である。經濟的商量を以て左右することを許さない。

ただ、敵を擊つてその駒を捕獲したる場合に、適宜に持駒を利用して陣地を張ることは法幣將棊に於ては之を許されざるや。敵の捕虜を雜役に驅使することは法幣作戰に於ては許されざるや。等等の疑問を一應吟味するの餘地はあらう。是れ法幣對策なるものが論議さるる所以である。

單に經濟的に見れば、一應は法幣の利用から出發する道も考へられる。華興券が圓貨と聯繫せずして法幣と等價で出發し、法幣兌換の建前を取つたのは、間接ではあるが法幣利用の線に沿うたのであつた。

法幣對策の問題は北支に於ては既に結論を見た。少くとも法制上においては昭和十四年三月十一日の

流通禁止を以て幕を閉ぢた。中支に於ても法幣は夙に崩壞しつつある。一志二片半のものが五片に下り、さらに、四片に落ち込んだのであるから、崩壞したといふても過言ではあるまい。ただ細細ながらその價値が餘喘を保ちつつある限りに於て、法幣對策の問題も餘喘を保つてゐる。惜むらくは新に生れた華興券の肥立ちがよくないために、簡單に止めを刺し難い憾がある。止めを刺しておかなければ、息を吹きかへして來る虞がないとも云はれない。

法幣の崩壞期して待つべしとして、考へて置かねばならぬ二三の問題がある。

その一は法幣を追うて如何なる通貨を迎ふべきかといふ問題である。

華興券か。それは現狀においては餘りにも微弱である。これを中支民衆の通貨として弘く行用せしむるためには、更に厚き準備を要する。また治安の支援を要する。その規模の上に根本的な改造が加へられなければならない。

軍票か。それは第三國に對する貿易通貨としての機能を缺く。

支那の社會は貨幣なくして存立することを得ない。今日法幣がなほ若干の價値を保つてゐるのは、之に代つて弘く流通すべき貨幣がないからである。經濟の必要に應じて流通する自然の通貨たる性格が法

幣に價値を賦與する主たる原因になつてゐる。

之に關聯して考慮すべきことは、上海には、日本系の六行を別にしても、七箇國十四行の外籍銀行があることである。就中、イギリス系の滙豐・喳打及びアメリカ系の花旗等が最も有力である。是等の外國銀行は慣習によつて紙幣發行權をもつてゐる。この發行權は、治外法權と共に、聽ては新興政權によりて適當に處理さるべき運命にあるものとしても、現在はまだその時期に到つてゐない。さて、新興政權が有力なる通貨を弘通さすに充分なる準備を整へ得る前に、法幣の潰滅を見るやうなことがあると、是等の外國系銀行券の進出を誘發するやうなことが起らぬとも限らない。滙豐銀行だけでも、その全支における發券高は過去三箇年を通じて平均二億元を下ることなく、今日と雖も侮り難き勢力をもつてゐる。尤も、現在の外國銀行は到底昔日のやうな威望はないから、是等の外銀券によつて支那の金融界を風靡するが如きは思ひもよらぬ事であるが、それでも、新興政權にとつては、法幣に對する現在の關係よりも一層面倒なる問題を惹起するに到らぬとも限らない。支那銀行に對しては强制し得べきことも、是等外國銀行に對しては一樣に望み難き場合が起り得る。殷鑑遠からず北支の天津租界にある。外銀勢力の更に深く根を張つてゐる上海においては、特に此點に心を用ふる必要があらう。

そもそも英國が法幣を擁護する理由は、それが英國の支援によりて生れ出た通貨であつて、英國人の

いはゆる"Our own baby"であるからである。しかしこれは感情的な理由であつて、この外に、英國として法幣の崩壞を欲しない經濟的の理由が存在する。それは、法幣崩壞による貿易市場の混亂喪失を恐れることと、英國人の法幣による投資が危險に曝されることなどである。

法幣が相當の價値を保つてゐる間に、英國系の銀行が之に代る紙幣を增發する場合には、"Our own baby"である法幣とその紙幣との引換を拒むわけにはゆかぬ。これを引換へると、その紙幣によりて外國爲替の買付が行はれることにならう。これまた英國系銀行の拒み難き所である。紙幣の增發を躊躇する理由が玆に在る。

しかし、どうしても法幣が崩壞すると情勢が定まつてしまへば、英國はこれに見切をつけて紙幣增發の擧に出ぬとも限らない。さうしてその紙幣が上海を中心とする中支那の國內通貨竝びに貿易通貨として、一應の勢力を張る可能性がないとも云へぬ。これに對しても監視を怠つてはならぬ。

日本が支那に求めたいもののうちで、最も重要なるものの一つは支那民衆の購買力である。支那に我が商品を賣込むことができねば、支那から物資を買取ることもできなくなる。徵發手票による物資の收集は久しく續け得るものではない。これを思ふと、法幣打倒は假借を許さぬまでも、之によりて支那民衆に打擊を與ふることは、せいぜい避けて最少限度に止めなければならぬ。支那市場の混亂は、この點

から見て、日本の爲にも決して利益ではない。況んや支那の貿易が混亂すれば、單に日本の對支輸出が減退するのみならず、第三國との取引も阻害されて、海關收入を減少する。海關收入は新興政權にとつて最も重要なる財源たるのみならず、新設幣制の支柱たるべき正貨を集むるためにも、輕視すべからざる資源である。之を思へば、法幣制度の覆滅を期すると共に、之に代るべき幣制を準備し、または之を改造し、――之を捕虜として――新興政權の管理に掌握し、なるべく民衆の生活を攪亂せぬやうに處置することが、日滿支經濟一體化の健全なる發達のためにも肝要なことではあるまいか。

法幣が價値を有する限りは、日滿から支那に供給する物資が法幣圏域に吸收される危險がある。このことがやがて法幣の價値を支持する原因にもなる。敵に糧を與ふることにもなる。故に法幣零化を徹底しなくてはならぬといふ主張も尤である。しかし日滿の物資に代へて得た法幣は日滿のために外貨を獲得する有力なる手段になつてゐることも看過してはならない。例へば上海における日本系紡績業者は法幣に代へて支那民衆に製品を賣り、その代金を以て支那棉を買ひ、また外貨を轉購して外棉を輸入してゐる。その製品は第三國へも輸出されてゐる。是等業者の收益は同時に日本のために外貨を獲得する手段にもなつてゐる。その獲得されたる外貨が我が國民經濟の圏外に遁逃することを憂ふるならば、之に對する防止策は別に講ずべきであらう。卵を鳥屋の外に生み落す癖があるからとて、鷄を殺してしまう

べき時ではない

皇軍の戡定地域は多くは都會を中心とする消費地である。奥地の農産地はいま尙ほ法幣圏域に屬するところが多い。その上に、農民が日本系通貨に對して土産品を賣ることに就ては、敵匪竝びに重慶政府から、あらゆる妨害と脅迫とが加へられてゐる。從つて奥地から物資を引出すためにも差し當り法幣を用ふる必要があらう。法幣は覆滅すべし。しかし同時に之に代り得る幣制を用意するに非ざれば、大陸の物資を利導する途をも梗塞することにもならう。

全く制度のないところに、又は既存の制度が既に崩壞してゐるところに、新しい制度を打ち建てることは、むしろ容易である。例へば幣制の紊亂その極に達した滿洲國に於て、新しき國幣制度を打ち建てたるが如き、その適例であらう。しかし中支の場合は、これとは情勢が異ふ。現に法幣なるものが流通してゐる。これを打倒すると共に、之に代りて登場するものが何であるかを考へておかねばならぬ。通貨は現代における經濟生活の必要條件であるから、これを破壞しただけで打ち棄てておくわけにはゆかぬ。新しき通貨制度に對する案策が確立してゐなければならぬ。

軍は城を抜き都市を屠るに兵器彈藥を携へて進擊する。新しき通貨を盛立てて舊き通貨を擊つためには、この新しき通貨に古き通貨を打倒し得るだけの兵器彈藥を持たさねばならぬ。それは金でもよい。

銀でもよい。外貨でもよい。物資でもよい。いづれにしても、新通貨の上に民衆の信頼を繋ぐだけの準備がなければならない。徒手空拳にして敵に當ることは、貨幣戰爭においても愼むべきことである。治安が確立し經濟が安定した社會ならば、必ずしも物的準備がなくとも、管理操作によりて貨幣の價値を維持する途もあるが、今日の支那において、法幣を逐うて新しき幣制を樹立する場合に、この準備を無視することは危險であらう。

これを一言にして盡せば、準備によりてその價値を維持し、治安によりてその流通を掩護するに非ざれば、支那に新幣制を樹立して支配的地位を確保することは望み難い。この二つの要件が、新幣制を、貿易通貨として、また國内通貨として、圓滑に弘通せしむる車の兩輪となる。

治安の問題は暫く措いて之を問はぬ。準備に就て云へば、それは結局經濟の充實に俟たねばならぬ。新興支那の生産力が擴充し、その國際收支が順調を加ふることを要件とする。大きく云へば、日滿支經濟圏の興隆を前提とする。これを實現するためには、先づ經濟聯繫の緊密化が待望される。

思へば大陸における通貨建設の前途は遼遠である。今日はまだその難局に第一歩を踏み込んだに過ぎない。戰はこれからだ。

昭和十四年十二月二十六日稿了

昭和十五年三月十日校訂

同じ著者によりて

論考と飜譯

社會問題の根本觀念	大正二年五月
經濟學原論 ヂィド原著	大正六年十月
金融經濟論	大正七年五月
右華譯 周佛海 金融經濟概論	民國十五年七月
造船を中心として	昭和五年六月
世界恐慌に續くもの	昭和八年十月
支那幣制の研究	昭和十二年十一月

紀行と隨筆

蓮華草	昭和二年十一月
遍路 下村海南と	昭和九年九月
南遊記 下村海南と	昭和十年十月
見る讀む想ふ	昭和十一年五月
南窓襍記	昭和十四年三月

輸入爲替の統制賣（國府）……… 299
輸出爲替の集中（國府）………… 304
輸入貿易の制限（國府）………… 303
郵政包裏結售外匯辦法…………… 305
吉田政治…………………………… 251
山鹿義教…………………………… 298
楊 蔭 溥…………………………… 297

Z

雜種貨幣 Sortengeld. ………………65
全國財政會議（國府）……… 144. 159
財政整理大綱（國府）…………… 144

齊　　刀……………………………35
制　　錢…………………………68. 86
錢　　貨……………………………37
質　　劑……………………………51
櫃　　坊……………………………54
春　　秋……………………………3
齊　　語…………………………12. 19
戰 國 策……………………………13
周　　禮…………………………18. 51
史　　記……………………………8
食 貨 志……………………………3
細 絲 Sycee ……………………49. 51
漕 平 兩……………………………78
市 平 兩……………………………78
廠　　條……………………………161
西班牙弗……………………………80
小　　洋……………………………82
山西票號……………………………93
錢　　莊……………………………95
錢幣革命計畫（孫逸仙）…………151
四行準備庫…………………………101
三鳥式銀幣…………………………160
新產銀買上布告（米國）…………173
察南銀行……………………………328
戰時通貨政策（國府）……………278
新 匯 劃……………………………290
出口貨物應結外匯之種類及其辦法……………………………………304
戰費と法幣…………………………311
十龜盛次……………………………296
鈴木總一郎…………………………98
蒼　　頡……………………………2
司 馬 遷…………………………8. 15
曹 汝 霖……………………………150
宋 子 文……224. 227. 233. 243. 251
施 肇 基……………………………268
Salter, Arthur. ……………………74
Simon, John. ………………………309

T

寶　　貝……………………………21
刀　　貨……………………………32
鐵　　錢…………………………44. 54
大清銀行…………………………88. 106
通貨戰爭……………………364. 382. 388
通貨聯繫…………………………372. 377
高垣寅次郎………………31. 185. 262
土屋計左右…………………………322
田中忠夫……………………………25
塚 本 靖……………………………43
戴　　聖……………………………15
湯 良 禮……………………………185

V

Vissering, G.………………141. 262

W

匯豐銀行…………………………98. 309
匯　　劃……………………………286
Wright, Stanley F. ………………158
Westerfield, Ray B. ………………186

Y

鷹　　洋……………………………81
輸出入リンク制（北支）…………325

M

明　刀……34
明　錢……37
孟　子……11. 17. 52
毛　詩……59
滿洲國の幣制…… 259. 330. 338
滿洲中央銀行法…… 259
蒙疆の幣制…… 325
蒙疆銀行…… 327. 329
Mackay Treaty.…… 133
松本忠雄…… 322
宮下忠雄…… 150. 158. 162. 296
馬寅初…… 251. 261. 275
Morse, Hosea Ballou.……8. 16. 54
Morgenthau.……260. 265. 266. 268. 270. 316

N

農業救濟法（米國）…… 168
農村放款法（國府）…… 292
西村眞次……23. 46
Nogaro, Bertrand.…… 191

O

王莽の一刀……37
Oriental Banking Corporation 東方銀行…… 104
奥平洪昌……8. 25
汪精衞（兆銘）……225. 363. 369
王克敏…… 112. 335

P

Pecus.…… 7
Pecunia.…… 7
Pound Sterling.……79
ピットマン銀條項（一九三四年金準備法）……175
Pittman, Key.…… 165. 171. 175. 177

R

禮　記……14
呂不韋……14
呂氏春秋……14
里　布…… 52. 59
爐　房……79. 161
龍　洋……82
領用制度…… 102. 128
倫敦八箇國銀協定…… 170
聯合準備委員會（上海）…… 290
聯銀券…… 331. 337
聯銀地帶と匯區地帶…… 348
李　斯…… 2
李左賢…… 5
梁啓超…… 112. 140
林維英…… 244
Roest, W.…… 141
Ramsden, H. A.……39
Roosevelt, Franklin D. ……163. 170. 173. 192. 203

S

鏟　貨……26
尖首刀……32

日野開三郎……………………………59
Handy & Harman. ………263. 275
Hart, Robert.………………………152

I

殷　墟……………………… 3. 17. 21
入 江 傳…………………………… 297
入江啓四郎………………………… 104
飯島幡司………………… 185. 219. 322

J

Jenks, Jeremiah W. ………136. 262

K

子 安 貝………………………………21
空 首 布………………………………26
垣　錢…………………………………40
圜　錢…………………………………37
九 貢 (周禮)…………………………18
交　子………………………… 53. 59
會　子………………………… 53. 59
關　子………………………… 57. 59
國　語………………………… 12. 31
古 泉 匯……………………………… 5
庫 平 兩………………………………77
海 關 兩………………………………77
戸部銀行…………………………… 106
公 估 局…………………………79. 161
交通銀行……………………88. 114. 224
廣東中央銀行……………………89. 116
華商銀行…………………………… 100
虚 銀 兩………………………… 76. 78
甘末爾設計委員會 ………145. 223. 260
海關金單位………………………… 152
關金兌換券………………………… 158
金爲替本位制… 136. 140. 141. 144. 159
管理外國爲替本位制………… 244. 271
河北省銀行…………………… 333. 341
舊通貨整理辦法…………………… 341
爲替集中制 (北支)………… 310. 353
華興商業銀行………………… 311. 364
華 興 券…………………………… 360
金準備法 (米國)………………… 177
貨幣價値の安定…………………… 231
貨幣の對內價値と對外價値……… 233
廣東政府と法幣…………………… 249
改善地方金融機構辦法…………… 292
購買外匯請核規則………………… 299
金類兌換法幣辦法………………… 315
管仲 管子…………………3. 12. 19. 34
加 藤 繁……………… 46. 49. 51. 59
小島祐馬……………………………6. 31
黒田幹一………………………………36
孔 祥 熙… 151. 226. 260. 266. 267. 273
許 仕 廉…………………………… 221
谷 春 帆…………………………… 273
Kemmerer, Edwin Walter. …… 67.
143. 159. 165. 223. 233. 260. 262. 273
Kann, Eduard.………… 63. 118. 150

L

Leavens, Dickson H. ……………275
Leith-Ross, Frederick.……………
… 225. 234. 239. 265. 270. 316
Lewis, Ardron Bayard.……191. 222
Lockhart, Stewart. ………………5. 8

封鎖マルク……………………………287
古谷清……………………………………36
Fisher, Irving. …………………… 236

G

蟻鼻錢…………………………… 23. 39
元　寶…………………………… 50. 79
實銀兩……………………………………76
銀　元…………………………… 67. 80
銀　兩…………………………… 67. 76
銀　爐……………………………79. 161
外籍銀行…………………………………98
銀買上法（米國）……………………… 177
銀國有令（米國）……………………… 181
銀輸出禁止令（米國）………………… 181
銀在高(支那)…………………………190
銀輸出入……………………………… 188
銀本位制と世界不況………………… 186
銀恐慌………………………………… 191
銀輸出税……………………………… 215
銀輸出平衡税………………………… 215
銀の密輸出………………190. 218. 223
外國爲替本位制……………………… 222
外國爲替管理令（國府）……………212
外國爲替の統制賣（國府）……297. 343
外匯平市委員會……………………… 217
外幣定期儲蓄存款辦法……………… 308
軍　票………………………… 361. 364
吳承禧………………………………… 104
Gonnard, René. ……………………18
Glathe, Harry. …………………… 42
Gyges, King of Lydia. ……………32

H

皮　幣………………………………6. 53
方肩尖足布………………………………27
方肩方足布………………………………27
賓化錢……………………………………40
平準書……………………………8. 30
璧…………………………………………38
飛　錢……………………………………53
竝行本位制………………………………65
奉天票………………………………… 105
發券準備制度………………………… 118
幣制改革（清末）…………………… 133
半植民地……………………… 156. 239
廢兩改元……………………………… 158
標金取引外貨決濟禁止令………… 212
發行準備管理委員會…………………
…………227. 251. 252. 255. 271
本位貨幣の統一……………………… 246
發券準備の集中……………………… 251
輔幣條例……………………… 247. 272
非常時期安定金融辦法……… 279. 298
補充安定金融辦法…………………… 280
非常時期禁止進口物品辦法……… 303
法幣の制定…………………… 221. 226
法幣發行高…………………… 282. 319
法幣安定資金………………………… 309
法幣の攻撃賣………………………… 343
Hongkong and Shanghai Banking Corporation. ……………………98
百里奚……………………………………17
濱田耕作…………………………23. 39

A

暗　　盤……………………302. 308. 350
American Economic Misssion in China, 1935. …………………210

B

貝　　貨……………………………………21
買辦資本……………………96. 135. 239
馬 蹄 銀………………………… 49. 79
麥加利銀行……………………………98
米支銀協定………………………… 262
貿易調整委員會（國府）……………304
貿易通貨 ………………………360. 364
文獻通考………………………3. 21. 24
武 帝（漢）………………………………9
Bratter, Herbert M.…………… 275
Buck, John Lossing. ……… 71. 222
Buck, Pearl. ……………………… 66

C

直　　刀……………………………………33
中國銀行………………88. 106. 109. 224
中央銀行………………113. 116.161.224
中央造幣廠………………………… 161
朝鮮銀行券………………………… 332
中國聯合準備銀行……………………
…………… 298. 299. 310. 334
地方金融の疏通（國府）…………… 292
貼放委員會………………………… 292
中央銀行辦理外匯請核辦法……… 299
Carolus Dollar………………………81
喳打銀行 Chartered Bank of India, Australia and China …98
China Currency Stabilization Bill, 1939. ………………… 310. 357
張 之 洞…………………… 82. 85. 140
張 履 鸞…………………………19. 222
張 心 一…………………………………70
陳　　度……………………… 118. 137
陳 光 甫…………………………… 265
Coole, Arthur B.………22. 42. 44. 162

D

銅　　元………………………… 67. 84
ダイス農業銀法案 Dies Farm-Silver Bill, 1934. ……………… 177
兌換法幣辦法……………………… 253
同業匯劃領用辦法………………… 290
Dragoni, C. ……………………… 69

E

圓肩方足布……………………………28
圓肩圓足布……………………………29
圓 首 刀………………………………33
エレクトロン鑄貨……………………23
袁 像 洋………………………………83
圓 貨 圏………………………… 339
沿岸封鎖………………… 303. 306. 318
易　　經………………………………16
袁 世 凱………… 83. 88. 111. 124. 140

F

布　　貨………………………………26